

資料 1 - 2

泊発電所 3 号炉 審査資料	
資料番号	添五-9 r.5.0
提出年月日	令和5年4月21日

泊発電所 3 号炉

原子力事業者の技術的能力に関する
審査指針への適合性について
比較表

令和 5 年 4 月

北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

比較結果等を取りまとめた資料

1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)

1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : なし

1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載の充実を行った箇所と理由

- a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし
- c. 他社審査会合の指摘事項を確認した結果、変更したもの : なし
- d. 当社が自主的に変更したもの : あり ※「(4)品質保証活動」は、令和2年(2020年)4月1日に施行された「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(以下「品質管理基準規則」という。)に基づく活動内容に変更している。

1-3) バックフィット関連事項

- なし。
- ※「(4)品質保証活動」は「品質管理基準規則」に基づく活動内容に変更しているが、添付書類五にて適合性を示す「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」(以下「技術的能力指針」という。)は変更となっていないため、バックフィット関連事項とは位置付けていない。

2. 女川2号炉まとめ資料との比較結果の概要

2022年9月30日に提出した添付書類五の比較表では、品質管理基準規則施行前に設置変更許可を取得した女川2号炉の再稼働申請及び品質管理基準規則施行後に設置変更許可を取得した大飯3/4号炉の有毒ガスの発生に対する防護方針の追加(特定重大事故等対処施設)(令和2年(2020年)12月許可)との比較を行っていた。
 その後、先行審査知見を適切に反映する観点から、リファレンスを女川2号炉の有毒ガス防護(令和4年(2022年)6月許可)の添付書類五に変更し、添付書類五の記載全体を見直した。また、至近の再稼働申請案件の審査知見を確認する観点で島根2号炉(令和3年(2021年)9月許可)の添付書類五を参考として比較表に記載した。
 島根2号炉と比較し審査知見として反映することが適切と考えたものは記載を反映し、その反映箇所については比較表の相違理由に「島根実績の反映」と記載した。

2-1) 資料構成の相違

なし。

2-2) 主な相違(相違理由の類型化)

主な相違は表1及び2のとおりであり、比較表においては相違理由を類型化して記載する。具体的には、表1に示す相違項目については、比較表の各社の記載に色塗りを実施するが、相違理由欄における説明の記載は省略する。また、表2に示す相違項目については、詳細な説明は省略し「番号」及び「相違項目」のみを相違理由欄に記載する。

表1：相違理由の類型化(相違理由欄の記載を省略するもの)

番号	相違項目	説明
—	名称の相違(申請プラント)	—
—	資料番号の相違	・各プラントで、資料構成の相違により、別紙番号及び別紙内における枠囲みの番号が異なる。
—	社内マニュアルの総称の相違	・社内マニュアルの総称について、島根は「社内規程」、女川は「社内規定類」、泊は「社内規程類」としている。
—	記載内容の相違(申請時期)	・各プラントで、申請時期の相違によりデータの更新時期が異なる。
—	名称の相違(管理職)	・島根2号炉の「管理者」及び女川2号炉の「特別管理職」に相当する用語として、泊3号炉は「管理職」(=管理若しくは監督の地位にある者又はマネージャー職位にある者)を用いている。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

表2：相違理由の類型化（相違理由欄における説明は省略し、番号及び相違項目のみを記載するもの）

番号	相違項目	説明
①	記載内容の相違（申請案件）	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり、リファレンスの申請内容の相違により、各プラントで記載内容が異なる。 島根2号炉：再稼働（令和3年（2021年）9月許可） 女川2号炉：有毒ガス防護（令和4年（2022年）6月許可） 泊3号炉：再稼働（今回）
②	組織体制の相違（本店）	<ul style="list-style-type: none"> 以下のとおり、各プラントで本店における原子力部門の組織体制が異なる。 島根2号炉：電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築） 女川2号炉：原子力部※ 泊3号炉：原子力事業統括部（原子力部門と土木部門の原子力関連事業を統合した部門） <p>※再稼働時は原子力部及び土木建築部となっていたが、有毒ガス防護に係る申請案件には土木建築工事を伴わないため。</p>
③	組織体制の相違（発電所）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、発電所の組織体制（業務所掌の考え方）が異なる。
④	組織体制の相違（体制強化の変遷）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、組織体制に応じて更なる体制強化を図っている。
⑤	組織体制の相違（教育組織）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、組織体制に応じて人材育成の強化を図っている。 泊3号炉は、泊発電所に原子力教育センターを設置し人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。
⑥	運用の相違（防災体制）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、それぞれの組織体制に応じて防災体制の設置に係る運用を定めている。 島根2号炉及び女川2号炉は発令する体制に応じて2段階で本部を設置するが、泊3号炉は発令する体制によらず原子力災害対策本部を設置する運用としている。
⑦	記載内容の相違（実績人数）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、組織体制に応じて必要な技術者数を確保している。
⑧	記載内容の相違（経験）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、運転、建設工事、安全対策工事等の経験が異なる。
⑨	設備及び運用の相違（訓練）	<ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、それぞれの組織体制や立地を踏まえ、自社訓練施設の立地及び構成並びに社外機関の活用状況が異なる。
⑩	運用の相違（炉主任の職位、大飯同様）	<ul style="list-style-type: none"> 島根2号炉及び女川2号炉は、管理職の中から発電用原子炉主任技術者を選任している。 泊3号炉は、本店の保安に関する管理職として発電用原子炉主任技術者を選任することで、発電所における発電用原子炉主任技術者の独立性をより一層高めることとしている。（大飯3／4号炉も同様）
⑪	文書体系の相違（マニュアル制定箇所）	<ul style="list-style-type: none"> 文書体系の相違により、島根2号炉、女川2号炉では本店組織及び発電所組織をあわせて1本のマニュアルとして制定しているものが、泊発電所では、本店組織、発電所組織それぞれでマニュアルを制定しているものがある。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所2号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について</p>	<p>女川原子力発電所2号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について (有毒ガス防護)</p> <p>目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応 について</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p>添付資料</p>	<p>泊発電所3号炉</p> <p>原子力事業者の技術的能力に関する 審査指針への適合性について</p> <p>目次</p> <p>1. はじめに</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応 について</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性</p> <p>(1) 組織</p> <p>(2) 技術者の確保</p> <p>(3) 経験</p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置</p> <p>添付資料</p>	<p>リファレンス対象を変更し、記載全体の見直し を実施したため、前回提出版からの修正箇所を 示す黄色マーキングは実施しない。</p> <p>(女川) ①記載内容の相違(申請案件)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 これらの島根原子力発電所に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 島根原子力発電所に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性 本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1) 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく島根原子</p>	<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 本資料において、女川原子力発電所2号炉の有毒ガス防護の設計方針の追加に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 女川原子力発電所2号炉に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性 本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1) 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく女川原子</p>	<p>1. はじめに 本申請にあたり、新たに制定された「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」（平成25年6月19日制定）により、自然災害や重大事故等への対応について、設備及び運用を新たに整備した。 本資料において、これらの泊発電所3号炉に関する当社の技術的能力について、「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針（平成16年5月27日、原子力安全委員会決定）」（以下「技術的能力指針」という。）への適合性を示す。</p> <p>2. 「原子力事業者の技術的能力に関する審査指針」との対応について 泊発電所3号炉に関する技術的能力については、次の6項目に分けて説明する。また、技術的能力指針との対応を併せて示す。</p> <p>(1) 組織 ⇔ 指針1 設計及び工事のための組織 指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>(2) 技術者の確保 ⇔ 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保 指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>(3) 経験 ⇔ 指針3 設計及び工事の経験 指針7 運転及び保守の経験</p> <p>(4) 品質保証活動 ⇔ 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動 指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>(5) 教育・訓練 ⇔ 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 ⇔ 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>3. 技術的能力指針に対する適合性 本変更に係る発電用原子炉施設の設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）のための組織、技術者の確保、経験、品質保証活動、技術者に対する教育・訓練及び有資格者等の選任・配置については次のとおりである。</p> <p>(1) 組織 本変更に係る設計及び運転等は第1図に示す既存の原子力関係組織にて実施する。 これらの組織は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく泊発電所</p>	<p>(女川) ①記載内容の相違（申請案件）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務については島根原子力発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）が策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は島根原子力発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>島根原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電部（第一発電、第二発電）が、施設管理に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、保守部（保修管理、保修技術、電気、計装、3号電気、原子炉、タービン、3号機械、土木、建築、SA工事プロジェクト）が、燃料管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、発電部（第一発電、第二発電）が、放射性廃棄物管理に関する業務は技術部（燃料技術）、廃止措置・環境管理部（放射線管理）、保守部（計装、3号電気）が、放射性廃棄物管理に関する業務は技術部（技術、燃料技術）、発電部（第一発電、第二発電）が実施する。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</p> <p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部原子力人材育成センター」を本社組</p>	<p>力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで女川原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、設計方針の策定を本店の原子力部が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は女川原子力発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力部にて定め、現地における具体的な運転及び保守の業務は女川原子力発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>女川原子力発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電管理グループ、防災グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループが、施設管理に関する業務は検査グループ、保全計画グループ、工程管理グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ、タービングループ、土木グループ、建築グループが、燃料管理に関する業務は原子燃料グループ、放射線管理グループ、発電管理グループが、放射線管理に関する業務は放射線管理グループ、核物質防護グループ、計測制御グループが、放射性廃棄物管理に関する業務は輸送・固体廃棄物管理グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、計測制御グループ、発電管理グループが、緊急時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務は防災グループ、発電管理グループが、保安管理の総括に関する業務は技術グループが実施する。</p> <p>女川原子力発電所では、令和2年5月に女川原子力発電所1号炉の廃止措置管理の総括や廃止措置工事に関する業務を行う「廃止措置管理グループ」を設置した。</p> <p>また、令和3年7月に総務部に設置していた警備グループを、核物質防護に係る技術の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から、原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置の統括に関する業務を行っている技術統括部へ移管し、「核物質防護グループ」に組織名称を変更した。あわせて、輸送・固体廃棄物管理グループが行っていた燃料の運搬に関する業務を、燃料の管理に関する業務を行っている原子燃料グループへ業務移管を行っている。</p> <p>さらに、本店原子力部に設置していた原子力技術訓練センターを、新規制基準により導入する設備等の運用及び今後の発電所運用を担う人材を育成する観点から、「原子力人材育成グループ」へ組織名称を変更するとともに、一部組織を統廃合する組織整備を行った。</p> <p>原子力部門の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力部に設置した原子</p>	<p>原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する。</p> <p>本変更に係る設計及び工事の業務については、大規模な原子力設備工事に関する設計方針の策定を本店の原子力事業統括部が実施し、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は泊発電所において実施する。</p> <p>本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力事業統括部にて定め、現地における具体的な運転及び保守の業務は泊発電所の担当する組織が実施する。</p> <p>泊発電所の発電用原子炉施設の運転管理に関する業務は発電室が、施設管理に関する業務は電気保修課、制御保修課、機械保修課、保全計画課及び土木建築課が、燃料管理に関する業務は技術課が、放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務は安全管理課が、非常時の措置に関する業務は防災・安全対策室が、初期消火活動のための体制の整備に関する業務及び技術関係業務の総括は運営課が実施する。</p> <p>泊発電所では、安全性向上に向け、防災・安全対策室を平成26年10月に設置した。これにより原子力防災対策業務、安全性評価業務を一元化し、一層の体制強化を図っている。</p> <p>平成29年4月には、本店に、原子力安全推進グループ、原子力リスク管理グループを設置した。原子力安全推進グループの設置により、泊発電所のリスク評価及び重大事故対策等に係る調査研究及び検討を実施するとともに、泊発電所に係る許認可対応の総括及び推進を図っている。また、原子力リスク管理グループの設置により、泊発電所のリスク評価のうち自然現象、社会環境等の知見収集及び検討を実施するとともに、リスク情報を活用した意思決定の総括及び推進を図っている。</p> <p>平成30年4月には、本店組織を再編し原子力部門と土木部門の原子力関連業務を統合した原子力事業統括部を設置し原子力事業のガバナンス体制強化を図っている。</p> <p>令和3年10月には本店に原子力土木第3グループを、令和5年4月には原子力土木第4グループを設置し、土木部門の原子力関連業務への対応について、一層の体制強化を図っている。</p> <p>泊発電所の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、泊発電所に設置した原子力</p>	<p>相違理由</p> <p>(女川) 島根業績の反映 ・女川も、添付資料では同様の記載となっている。</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違 (本店)</p> <p>(島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所)</p> <p>(島根、女川) 保安規定との表現統一 ・非常時の措置</p> <p>(島根、女川) ④組織体制の相違 (体制強化の変遷)</p> <p>(島根、女川) ⑤組織体制の相違 (教育組織)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>織として設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織を第2. 1図、本社の原子力防災組織を第2. 2図に示す。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本社の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく関係する他部門も含めた全社（全社とは、中国電力株式会社及び中国電力ネットワーク株式会社のことをいう。）での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について緊急時対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に、発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会は、原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子力発電保安運営委員会は、島根原子力発電所が所管する社内規程類の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>(2) 技術者の確保 a. 技術者数</p>	<p>人材育成グループでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が緊急体制を発令した場合は発電所緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織を第2-1図、本店の原子力防災組織を第2-2図に示す。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、本部長の指示の下、上記要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安委員会を本店に、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子炉施設保安委員会は、発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、原子炉施設保安運営委員会は、女川原子力発電所が所管する社内規定類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>(2) 技術者の確保 a. 技術者数</p>	<p>教育センターでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、泊発電所各部門の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、泊発電所の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、泊発電所としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p> <p>本部長が原子力防災体制（又は原子力防災準備体制）を発令した場合は原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織を第2-1図、本店の原子力防災組織を第2-2図に示す。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織は、泊発電所の技術系社員（以下「技術者」という。）、事務系社員及び協力会社社員により構成され、原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携し、外部からの支援を受けることとする。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に対処する要員にて初期活動を行い、本部長の指示の下、上記要員及び発電所外から参集した参集要員が役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、重大事故等の発生と自然災害が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>本店の原子力防災組織は、原子力部門のみでなく他部門も含めた全社（全社とは、北海道電力株式会社及び北海道電力ネットワーク株式会社のことをいう。）大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を現場に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電安全委員会を本店に、発電用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、泊発電所安全運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電安全委員会は、発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、泊発電所安全運営委員会は、泊発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出を要する保全工事等に関する事項を審議することで役割分担を明確にしている。</p> <p>(2) 技術者の確保 a. 技術者数</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川)</p> <p>⑤組織体制の相違（教育組織）</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川)</p> <p>⑥運用の相違（防災体制）</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力防災体制 ・原子力災害対策本部 <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 <p>(島根) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																														
<p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、663名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理者が88名在籍している。また、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年4月1日現在、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="134 550 604 726"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>21名（6名）</td></tr> <tr><td>第一種放射線取扱主任者</td><td>81名（36名）</td></tr> <tr><td>第一種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>13名（12名）</td></tr> <tr><td>第一種電気主任技術者</td><td>11名（7名）</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>20名（20名）</td></tr> </table> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者及び有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行うことにより継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確するとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</p> <p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設</p>	原子炉主任技術者	21名（6名）	第一種放射線取扱主任者	81名（36名）	第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）	第一種電気主任技術者	11名（7名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）	<p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は、714名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している。また、女川原子力発電所の技術者の人数は524名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="728 550 1198 726"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>25名（15名）</td></tr> <tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>72名（34名）</td></tr> <tr><td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>16名（8名）</td></tr> <tr><td>第1種電気主任技術者</td><td>11名（6名）</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>26名（26名）</td></tr> </table> <p>また、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための大容量送水ポンプ操作等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p> <p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設</p>	原子炉主任技術者	25名（15名）	第1種放射線取扱主任者	72名（34名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）	第1種電気主任技術者	11名（6名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）	<p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は616名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が68名在籍している。また、泊発電所における技術者の人数は457名である。</p> <p>b. 有資格者数</p> <p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の有資格者の人数は、次のとおりであり、そのうち、泊発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p> <table border="0" data-bbox="1310 550 1780 726"> <tr><td>原子炉主任技術者</td><td>23名（7名）</td></tr> <tr><td>第1種放射線取扱主任者</td><td>51名（15名）</td></tr> <tr><td>第1種ボイラー・タービン主任技術者</td><td>19名（15名）</td></tr> <tr><td>第1種電気主任技術者</td><td>12名（6名）</td></tr> <tr><td>運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者</td><td>21名（20名）</td></tr> </table> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための可搬型大型送水ポンプ車の操作等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p> <p>本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を第1表に示す。</p> <p>現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育及び訓練を行い継続的に育成し、各工程において必要な技術者及び有資格者を配置する。</p> <p>当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p> <p>(3) 経験</p> <p>当社は、昭和32年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設</p>	原子炉主任技術者	23名（7名）	第1種放射線取扱主任者	51名（15名）	第1種ボイラー・タービン主任技術者	19名（15名）	第1種電気主任技術者	12名（6名）	運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	21名（20名）	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数） (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p> <p>(女川) ①記載内容の相違（申請案件） (女川) 設備の相違 ・可搬型大型送水ポンプ車 (島根) 記載方針の相違 ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経験）</p>
原子炉主任技術者	21名（6名）																																
第一種放射線取扱主任者	81名（36名）																																
第一種ボイラー・タービン主任技術者	13名（12名）																																
第一種電気主任技術者	11名（7名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	20名（20名）																																
原子炉主任技術者	25名（15名）																																
第1種放射線取扱主任者	72名（34名）																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	16名（8名）																																
第1種電気主任技術者	11名（6名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	26名（26名）																																
原子炉主任技術者	23名（7名）																																
第1種放射線取扱主任者	51名（15名）																																
第1種ボイラー・タービン主任技術者	19名（15名）																																
第1種電気主任技術者	12名（6名）																																
運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者	21名（20名）																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>より、高圧発電機車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>また、運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となった。</p> <p>これを踏まえ、従来の安全対策に対する考え方を見直し、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化を図ることとし、平成26年6月13日に「原子力安全に係るリスクマネジメント体制の強化について」を公表した。</p> <p>本取組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。</p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証細則」及び「原子力安全管理監査細則」に定めている。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要</p>	<p>発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>また、当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っており、必要な場合は技術者の派遣も行っている。これらにより入手した国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となった。</p> <p>これを踏まえ、従来の安全対策に加え、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化などを行うこととし、平成26年6月13日に「原子力の自主的安全性向上に向けた取り組みについて」を公表した。</p> <p>本取組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。</p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要</p>	<p>発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、送水ポンプ車等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>運転及び保守に関する社内規程類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>また、当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っており、必要な場合は技術者の派遣も行っている。これらにより入手した国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となった。</p> <p>これを踏まえ、従来の安全対策に加え、経営トップのコミットメントのもと、原子力リスクマネジメントを強力に推進していくための社内体制の整備・強化などを行うこととし、平成26年6月13日に「泊発電所安全性向上計画」を公表した。</p> <p>本取組みを着実に実施し、定着させていくことにより、常に現状に満足することなく、更なる安全レベルの向上、さらには、安全を第一に考える安全文化の浸透を図っていく。</p> <p>(4) 品質保証活動</p> <p>当社における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源車 ・送水ポンプ車 <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所安全性向上計画 <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川、泊では読み替えを行っている。 ・設置変更許可本文十一号及び保安規定における読み替えと整合を図った。 <p>女川：「品質規則」を略称として使用</p> <p>泊：「品質管理基準規則」を略称として使用</p> <p>(女川) 文書体系の相違</p> <p>(島根) 記載箇所の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。</p> <p>a. 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。</p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部、並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明しており、原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、組織全体に周知している。</p> <p>実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である電源事業本部長は、その情報をとりまとめ、評価確認し、マネジメントレビ</p>	<p>な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。</p> <p>a. 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規定類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。</p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部及び女川原子力発電所（以下「各室部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力考査室（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、社内規定類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ「東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けること、安全文化の育成及び維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得る」という決意のもと、安全最優先の徹底、法令・ルールへの遵守、常に問い直し問いかける習慣の定着、情報共有の充実、積極的な改善の実践を行うこととしており、組織内に伝達され、理解されることを確実にするため、組織全体に周知している。</p> <p>実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である原子力本部長は、その情報をとりまとめたものを評価確認し、マネジメントレビ</p>	<p>な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>なお、本申請における設計及び運転等の各段階における品質保証活動のうち、「原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律」に基づき変更認可された保安規定の施行までに実施した活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」及び「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則」に従い実施している。</p> <p>a. 品質保証活動の体制</p> <p>当社における品質保証活動は、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、文書体系を構築している。品質保証活動に係る文書体系を第3図に示す。</p> <p>品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力事業統括部、資材部及び泊発電所（以下「各部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室（以下「各業務を主管する組織」という。）で構築している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する。</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動を行うこととしており、原子力の安全を確保することの重要性が組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、組織全体に周知している。</p> <p>実施部門の各業務を主管する組織の長は、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を評価確認し、作成し、実施部門の管理責任者である原子力事業統括部長は、その情報をとりまとめたものを評価確認し、マネジメ</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p> <p>(島根、女川) 組織名称の相違</p> <p>(女川) 保安規定との表現統一・実効性を維持</p> <p>(島根、女川) 記載内容の相違 (品質方針の違いの反映)</p> <p>(島根、女川) 職位名称の相違 ・原子力事業統括部長</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>一のインプットとして社長へ報告する。また、内部監査部門長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部署長を主査とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規程の改訂に関する事項、年度業務計画（品質目標）及び実施部門管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規程の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるために、本社の原子力品質保証委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、島根原子力発電所の品質保証運営委員会では、島根原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務</p>	<p>ユーのインプットとして社長へ報告する。また、原子力考査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、各室部所に共通する事項である品質マニュアルの改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、女川原子力発電所、本店各室部においては、各室部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各室部所長レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規定類の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させ</p>	<p>ントレビューのインプットとして社長へ報告する。また、原子力監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する。</p> <p>社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのインプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標等に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>原子力事業統括部長は、実施部門の管理責任者として、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びインプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、泊発電所及び本店各部においては、各部署長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p> <p>各部署長レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規程類の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全・品質委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させる。また、泊発電所の泊発電所安全運営委員会では、泊発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価するとともに、その結果を業務に反映させ</p>	<p>(島根 女川) 職位名称の相違 ・原子力監査室長</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(女川) 業務プロセスの相違 ・マネレビのインプットをとりまとめた時点で管理責任者指示事項を発出している(女川はアウトプットに対して発出)。 ・品質目標の他に、業務計画や社内規程類へ反映する場合もあるため”等”を追加した。</p> <p>(島根 女川) 職位名称の相違 (女川) 文書体系の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) 業務プロセスの相違 ・マネレビのインプットをとりまとめた時点で管理責任者指示事項を発出している(女川はアウトプットに対して発出)。</p> <p>(島根 女川) 組織名称の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根 女川) 職位名称の相違</p> <p>(島根 女川) 名称の相違 ・原子力安全・品質委員会</p> <p>(島根 女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>に反映させる。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性）を確認していく。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p> <p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「確実な品質保証活動を通じて、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意</p>	<p>る。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子炉施設保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を確認する。</p>	<p>る。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子力発電安全委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく泊発電所安全運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項（原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。）を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う。</p> <p>なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織の長はその実施状況を確認する。</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 <p>(島根、女川) 記載表現の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指針名の表記に「」を記載 <p>(島根) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川、泊では、新規制基準の施行前に調達した製品の管理は、添付資料(4)品質保証活動b. (b)項に記載(比較表 添五-51ページ参照) <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女川、泊では、品質保証活動の強化に記載の内容は、現状の品質方針に取込まれていないため、項目として記載しない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>を品質方針に示している。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練 技術者は、原則として入社後一定期間、島根原子力発電所等において、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。 また、島根原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設的设计や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>また、教育・訓練を統括的に管理する原子力人材育成センターを設置し、原子力部門全体の技術力向上に取り組む。</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社BWR運転訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。 また、女川原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設的设计や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。 また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組を行っている。</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p> <p>(5) 教育・訓練 技術者は、原則として入社後一定期間、泊発電所において、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する。 技術者の教育・訓練は、泊発電所内に設けた訓練用設備及び当社訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（株式会社原子力発電訓練センター、一般社団法人原子力安全推進協会、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。 また、泊発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設的设计や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。 また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組を行っている。</p> <p>(6) 有資格者等の選任・配置 発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) ⑨設備及び運用の相違(訓練) (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑨設備及び運用の相違(訓練) (島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 ・泊及び女川は、「実用発電用原子炉の設置、</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任し配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者を他の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実にを行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上の職位から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p>	<p>燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する特別管理職の中から職務遂行能力を考慮した上で原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p>大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選定し、配置している。</p>	<p>燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任する。</p> <p>発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす本店の保安に関する管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。</p> <p>運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長（当直）の職位としている。</p> <p>以上のとおり、泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選定し、配置している。</p>	<p>運転等に関する規則 第35条」の記載をそのまま引用している。</p> <p>(女川) ①運用の相違（炉主任の職位、大飯同様） (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根、女川) ②運用の相違（炉主任の職位、大飯同様）</p> <p>(島根) 運用の相違 ・泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていない。</p> <p>(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、代行者についても、正の炉主任と同様に本店の保安に関する管理職から選任する運用としている。</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・発電課長（当直）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																					
<p>第1表 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者の人数 （令和3年4月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち管理者の人数</th> <th colspan="4">技術者のうち有資格者数</th> <th rowspan="2">運転責任者の基準に適合した者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> <th>第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種電気主任技術者有資格者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）</td> <td>168</td> <td>27 (27)</td> <td>16</td> <td>48</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部（電源土木、電源建築）</td> <td>51</td> <td>12 (12)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>島根原子力発電所</td> <td>444 [17]</td> <td>49 (49) [3]</td> <td>5 [1]</td> <td>33 [3]</td> <td>12 [0]</td> <td>7 [0]</td> <td>19 [1]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>663</td> <td>88 (88)</td> <td>21</td> <td>81</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。 [] 内は、島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の人数を示す。</p>		技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者数				運転責任者の基準に適合した者の人数	原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）	168	27 (27)	16	48	1	4	1	電源事業本部（電源土木、電源建築）	51	12 (12)	0	0	0	0	0	島根原子力発電所	444 [17]	49 (49) [3]	5 [1]	33 [3]	12 [0]	7 [0]	19 [1]	合計	663	88 (88)	21	81	13	11	20	<p>第1表 本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに有資格者の人数 （令和3年10月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち特別管理職^{※1}の人数</th> <th colspan="4">技術者のうち有資格者の人数</th> <th rowspan="2">運転責任者の基準に適合した者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> <th>第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種電気主任技術者有資格者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td>190</td> <td>70 (70)</td> <td>10</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>女川原子力発電所</td> <td>624</td> <td>95 (95)</td> <td>15</td> <td>34</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>714</td> <td>165 (165)</td> <td>25</td> <td>72</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ()内は、特別管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p>		技術者の総人数	技術者のうち特別管理職 ^{※1} の人数	技術者のうち有資格者の人数				運転責任者の基準に適合した者の人数	原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	本店	190	70 (70)	10	38	8	5	0	女川原子力発電所	624	95 (95)	15	34	8	6	26	合計	714	165 (165)	25	72	16	11	26	<p>第1表 原子力事業統括部及び泊発電所における技術者及び有資格者の人数 （令和5年1月1日現在）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技 術 者 の 総 人 数</th> <th rowspan="2">技 術 者 の うち 管 理 者 の 人 数</th> <th colspan="5">技術者のうち有資格者の人数</th> <th rowspan="2">運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数</th> </tr> <tr> <th>発 電 用 原 子 炉 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数</th> <th>第 一 種 放 射 線 取 扱 主 任 者 有 資 格 者 の 人 数</th> <th>有 一 種 ボ イ ラ ー ・ タ ー ビ ン 主 任 技 術 者 の 人 数</th> <th>第 一 種 電 気 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数</th> <th>運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業統括部</td> <td>159</td> <td>39 (37)</td> <td>16</td> <td>36</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>泊発電所</td> <td>457</td> <td>33 (31)</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>616</td> <td>72 (68)</td> <td>23</td> <td>51</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>注：() 内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p>	技 術 者 の 総 人 数	技 術 者 の うち 管 理 者 の 人 数	技術者のうち有資格者の人数					運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数	発 電 用 原 子 炉 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数	第 一 種 放 射 線 取 扱 主 任 者 有 資 格 者 の 人 数	有 一 種 ボ イ ラ ー ・ タ ー ビ ン 主 任 技 術 者 の 人 数	第 一 種 電 気 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数	運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数	原子力事業統括部	159	39 (37)	16	36	4	6	1	泊発電所	457	33 (31)	7	15	15	6	20	合 計	616	72 (68)	23	51	19	12	21	<p>(島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p>
				技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者数				運転責任者の基準に適合した者の人数																																																																																																														
	原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数			第1種電気主任技術者有資格者の人数																																																																																																																		
電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）	168	27 (27)	16	48	1	4	1																																																																																																																	
電源事業本部（電源土木、電源建築）	51	12 (12)	0	0	0	0	0																																																																																																																	
島根原子力発電所	444 [17]	49 (49) [3]	5 [1]	33 [3]	12 [0]	7 [0]	19 [1]																																																																																																																	
合計	663	88 (88)	21	81	13	11	20																																																																																																																	
	技術者の総人数	技術者のうち特別管理職 ^{※1} の人数	技術者のうち有資格者の人数				運転責任者の基準に適合した者の人数																																																																																																																	
			原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラー・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数																																																																																																																		
本店	190	70 (70)	10	38	8	5	0																																																																																																																	
女川原子力発電所	624	95 (95)	15	34	8	6	26																																																																																																																	
合計	714	165 (165)	25	72	16	11	26																																																																																																																	
技 術 者 の 総 人 数	技 術 者 の うち 管 理 者 の 人 数	技術者のうち有資格者の人数					運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数																																																																																																																	
		発 電 用 原 子 炉 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数	第 一 種 放 射 線 取 扱 主 任 者 有 資 格 者 の 人 数	有 一 種 ボ イ ラ ー ・ タ ー ビ ン 主 任 技 術 者 の 人 数	第 一 種 電 気 主 任 技 術 者 有 資 格 者 の 人 数	運 転 責 任 者 の 基 準 に 適 合 し た 者 の 人 数																																																																																																																		
原子力事業統括部	159	39 (37)	16	36	4	6	1																																																																																																																	
泊発電所	457	33 (31)	7	15	15	6	20																																																																																																																	
合 計	616	72 (68)	23	51	19	12	21																																																																																																																	

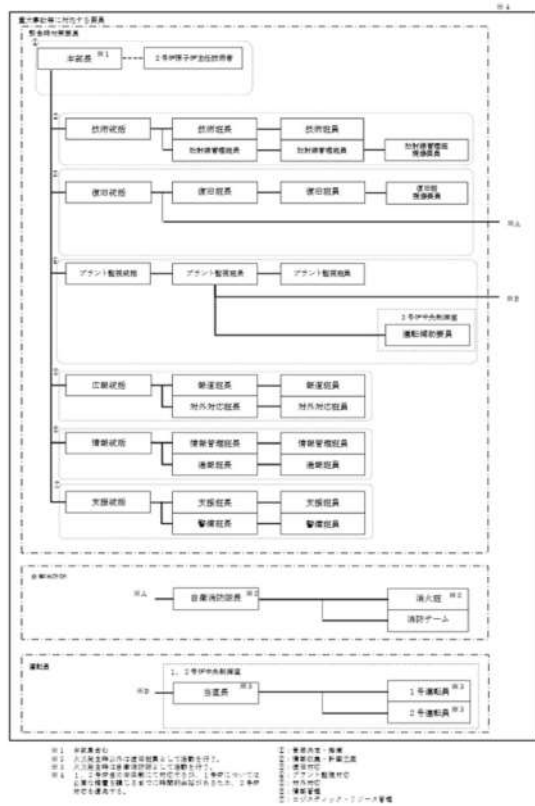
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>第1図 原子力関係組織図（令和3年7月1日現在）</p>	<p>第1図 原子力関係組織 （令和3年10月1日現在）</p>	<p>第1図 原子力関係組織 （令和5年1月1日現在）</p>	<p>（島根、女川）組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

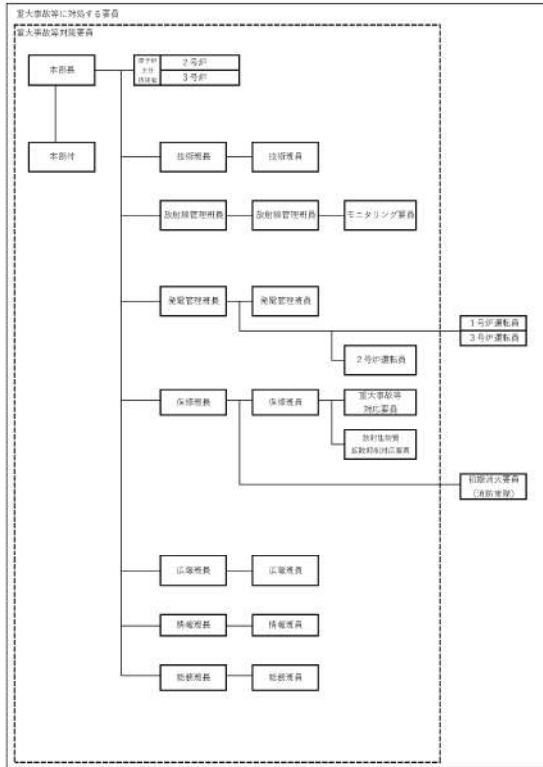
添付書類五

島根原子力発電所2号炉



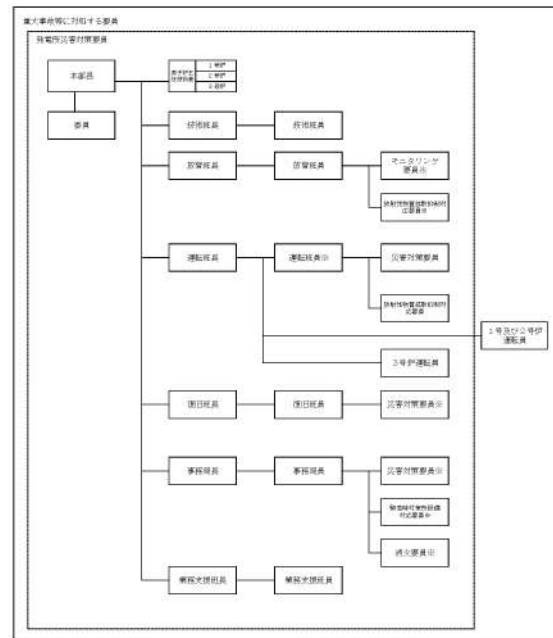
第2-1図 原子力防災組織（島根原子力発電所）
 （新規制基準として申請している組織を示す）

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス



第2-1図 原子力防災組織（女川原子力発電所）

泊発電所3号炉



第2-1図 原子力防災組織（泊発電所）

相違理由

（島根、女川）組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

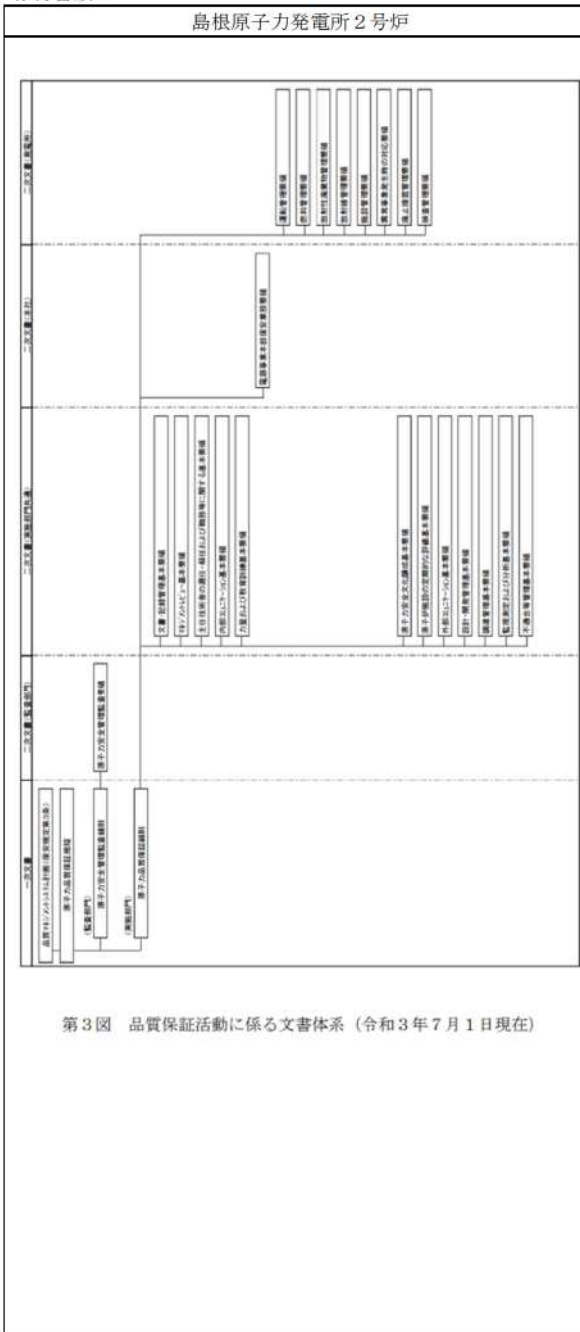
島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<table border="1"> <tr> <td>緊急時対策 総本部長</td> <td>役割・機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・緊急時対策本部の指揮・統括</td> </tr> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>班名</th> <th>役割・機能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>統括班</td> <td>・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急措置の検討 ・統合原子力防災ネットワークの稼働確保 ・その他緊急時対策本部運営に関する事項</td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td>・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項</td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td>・事故状況の把握・評価 ・統括班支援</td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td>・報道機関対応 ・お客さまへの広報関係 ・社外諸団体との折衝</td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td>・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被害申出窓口の開設</td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td>・警備関係</td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td>・応急復旧用資材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達</td> </tr> <tr> <td>労務班</td> <td>・従業員・応援者の健康管理 ・作業量の調整</td> </tr> <tr> <td>外部電源復旧班</td> <td>・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・発電所保安用外部電源の送電確保に係る機軸運用</td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td>・保安通信回線の確保</td> </tr> <tr> <td>情報システム班</td> <td>・情報共有システムの維持管理</td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td>・原子力事業者災害対策支援拠点の設置、運営 ・情報収集 ・要員の入退城管理 ・資機材の調達、輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援</td> </tr> <tr> <td>支援班 (東京支社)</td> <td>・中央官庁等対応 ・原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</td> </tr> <tr> <td>地域対応班</td> <td>・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携</td> </tr> </tbody> </table>	緊急時対策 総本部長	役割・機能		・緊急時対策本部の指揮・統括	班名	役割・機能	統括班	・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急措置の検討 ・統合原子力防災ネットワークの稼働確保 ・その他緊急時対策本部運営に関する事項	放射線班	・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項	技術班	・事故状況の把握・評価 ・統括班支援	広報班	・報道機関対応 ・お客さまへの広報関係 ・社外諸団体との折衝	総務班	・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被害申出窓口の開設	警備班	・警備関係	資材班	・応急復旧用資材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達	労務班	・従業員・応援者の健康管理 ・作業量の調整	外部電源復旧班	・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・発電所保安用外部電源の送電確保に係る機軸運用	通信班	・保安通信回線の確保	情報システム班	・情報共有システムの維持管理	支援班	・原子力事業者災害対策支援拠点の設置、運営 ・情報収集 ・要員の入退城管理 ・資機材の調達、輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援	支援班 (東京支社)	・中央官庁等対応 ・原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣	地域対応班	・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携	<p>本店対策本部 本部長：社長 副本部長 委員</p> <p>事務局 1. 対策本部の設置 2. 対策本部員への連絡及び動員 3. 本部会議の事務 4. 指令、連絡等の集約 5. 各班活動状況の集約 6. 店所対策本部及び関係店所との連絡 7. 対策本部の密着</p> <p>原子力班 1. 発電所対策本部からの情報収集 2. 事故・被害状況の把握 3. 官公庁への報告・連絡 4. 地方自治体対応 5. 放射性物質による被害状況の把握 6. 事故影響範囲の評価 7. 放射線管理の統括 8. 発電所に対する応援・指揮 9. 応急復旧の統括</p> <p>広報班 (広報) 1. 報道関係に対する情報提供 (地域対応) 1. 地域社会の動向収集並びに地域住民への対応と指導・調整 2. 経営者及び社員の指導・調整</p> <p>総務班 1. 社内外の警備 2. 土地の被害調査及び復旧計画 3. 復旧に伴う用地交渉 4. 損害賠償に係る被災者相談窓口等の開設（賠償交渉総務業務） 5. その他組織に属さない事項</p> <p>人財班 1. 従業員及び家族の安否・被災状況の把握（集約）（調査は各々の 班所で行う） 2. 厚生労働省の被害状況調査表、応急復旧対策及び復旧計画の策定 3. 被災者の対応及び搬送、原子力災害医療対策 4. 職員者（応援者）の飲食及び給食 5. 医師、病院の手配 6. 復旧活動従事者の安全対策 7. 作業時間短縮の調整 8. 事業所等の環境衛生対策 9. 組合関係</p>	<p>第2-2図 原子力防災組織（本店）</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>
緊急時対策 総本部長	役割・機能																																				
	・緊急時対策本部の指揮・統括																																				
班名	役割・機能																																				
統括班	・緊急時対策本部指令の伝達 ・情報収集 ・社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 ・応急措置の検討 ・統合原子力防災ネットワークの稼働確保 ・その他緊急時対策本部運営に関する事項																																				
放射線班	・放射線被ばく状況の把握・推定 ・原子力災害医療 ・その他放射線管理に関する事項																																				
技術班	・事故状況の把握・評価 ・統括班支援																																				
広報班	・報道機関対応 ・お客さまへの広報関係 ・社外諸団体との折衝																																				
総務班	・食料等の調達及び宿泊施設の手配 ・被害申出窓口の開設																																				
警備班	・警備関係																																				
資材班	・応急復旧用資材及び輸送手段の確保 ・その他必要な物品の調達																																				
労務班	・従業員・応援者の健康管理 ・作業量の調整																																				
外部電源復旧班	・送電設備被害・復旧状況の把握 ・送電設備の応急措置・復旧対策の検討 ・発電所保安用外部電源の送電確保に係る機軸運用																																				
通信班	・保安通信回線の確保																																				
情報システム班	・情報共有システムの維持管理																																				
支援班	・原子力事業者災害対策支援拠点の設置、運営 ・情報収集 ・要員の入退城管理 ・資機材の調達、輸送 ・その他原子力災害対策活動の後方支援																																				
支援班 (東京支社)	・中央官庁等対応 ・原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣																																				
地域対応班	・原子力防災活動における関係自治体との連携 ・原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携																																				
<p>第2.2図 原子力防災組織（本社）</p>	<p>※</p> <p>第2-2図 原子力防災組織（本店）(1/2)</p>																																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>※</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>経理班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の調達及び送金 2. 災害時処理会計の指示 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>資材班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯蔵品及び工事材料の在庫の確認並びに被害調査 2. 復旧用資材の調達、輸送 3. 輸送用機動力の調達、確保 4. 一般交通関係情報の収集 5. 工事請負付託 6. 他電力の応援（人員、資材）（原子力班が行う他の原子力事業者への応援要請を除く） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>電力システム班</p> <p>（給電関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 気象情報等の収集 2. 供給対策 <p>（工務関係）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの確保、運用 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>土木建築班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木設備及び建物（厚生建物を除く）の被害状況の調査 2. 応急復旧対策及び本復旧計画の策定 3. 復旧要員計画及び動員の指示 4. 所要資材の調達及び手配 5. 応援指導 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>情報通信班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保安通信回線の確保 2. 電気通信事業者回線及び社外非常用通信設備の利用対策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民避難支援班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民避難の支援 2. 避難退城時検査の支援 </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">第2-2図 原子力防災組織（本店）(2/2)</p>		<p>（島根、女川）組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



第3図 品質保証活動に係る文書体系 (令和3年7月1日現在)

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

保存規定第3条の記載項目	一次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連業文
全項目	原子力品質保証規程	社長	原品-1	---
保存規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連業文
4.1	原子力QMS 品質に係る重要度分類要領	原子力部長 (原子力部)	原品4-1	---
4.1	原子力QMS 原子力品質保証体系プロセス適用要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-1	---
4.2.3 4.2.4	原子力QMS 文書管理・記録管理要領*	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品4-2 第121条	---
5.3	原子力QMS 品質方針管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-1	---
5.4.1	原子力QMS 品質目標管理要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-2	---
5.5.1	原子力QMS 責任および権限要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-3 第5条、第8条～第9条の3	---
5.6.2	原子力QMS 情報取扱要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-4	---
5.6.4	原子力QMS 内部コミュニケーション要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-5 第6条、第7条	---
5.6	原子力QMS マネジメントレビュー要領	原子力品質保証室長 (原子力品質保証室)	原品5-6	---
6.2	原子力QMS 内閣監査及び方針、教育・訓練および意識要領	原子力部長 (原子力部)	原品6-1 第119条、第120条	---
7.1 7.2.1 7.2.2 7.5 8.2.3	原子力QMS 業務の管理および実施要領	原子力部長 (原子力品質保証室)	原品7-1	---
7.1 7.6	原子力QMS 運転業務要領	原子力部長 (原子力部)	原品7-1 第12条～第19条、第23条、第25条～第27条、第35条、第70条、第73条～第75条、第80条、第84条の2	---
	原子力QMS 燃料管理要領	原子力部長 (原子力部)	原品7-2 第19条～第21条、第23条、第25条～第27条、第35条、第70条、第73条～第75条、第80条、第84条の2	---
	原子力QMS 放射性廃棄物管理要領	原子力部長 (原子力部)	原品7-3 第97条～第99条	---
	原子力QMS 放射線管理要領	原子力部長 (原子力部)	原品7-4 第92条～第106条	---

第3図 品質保証活動に係る文書体系 (1/2) (令和3年10月1日現在)

泊発電所3号炉

品質マネジメントシステム計画(第3条)	社内規程		原子力総合品質保証計画規程*1 泊発電所品質保証計画規程*2
	一次文書	二次文書	
4 品質マネジメントシステム	4.1 品質マネジメントシステムに係る要素事項	4.2.1 一般 4.2.2 品質マニュアル	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所文書管理要領*2 原子力品質保証管理マニュアル*1 泊発電所品質保証要領*2 原子力監査マニュアル*3
	4.2 品質マネジメントシステムの文書化	4.2.3 文書の管理 4.2.4 記録の管理	---
5 経営責任者等の責任	5.0 経営責任者等の原子力の安全のためのリーダーシップ	---	---
	5.1 品質方針	5.1.1 品質目標	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領*2 原子力監査マニュアル*3
	5.2 品質の計画	5.2.1 品質マネジメントシステムの計画	---
	5.3 責任、権限およびコミュニケーション	5.3.1 責任および権限 5.3.2 品質マネジメントシステム管理責任者 5.3.3 管理者	発電用原子炉主任技術者職務マニュアル*1 主任技術者職務およびアドバイザー主任主任技術者職務マニュアル*1
	5.4 計画	5.4.1 品質目標 5.4.2 品質マネジメントシステムの計画	---
	5.5 責任、権限およびコミュニケーション	5.5.1 責任および権限 5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 5.5.3 管理者	原子力監査マニュアル*3
	5.6 マネジメントレビュー	5.6.1 一般 5.6.2 マネジメントレビューに関する情報 5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けたい行の措置	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要領*2 原子力監査マニュアル*3
	6.1 契約の締結	---	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質保証要領*2
	6.2 部長の方針の確立および教育訓練	---	原子力教育訓練管理マニュアル*1 泊発電所教育訓練管理要領*2 原子力監査マニュアル*3

(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニュアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」
 (注2)「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。

第3図 品質保証活動に係る文書体系 (1/3) (令和5年1月1日現在)

(島根、女川) 文書体系の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定第3条の記載項目</th> <th>二次文書名</th> <th>承認者(管理箇所)</th> <th>文書番号</th> <th>第3条以外の記録本文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.1 7.5</td> <td>原子力QMS 放射業務運用規程</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-5</td> <td>第11条の2、第19条、第22条、第24条、第27条、第30条~第32条、第37条、第39条、第41条~第44条、第47条、第49条~第50条、第58条、第61条、第64条、第73条~第75条、第91条、第103条、第107条~</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力QMS 原子力異常時緊急処置規程</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-6</td> <td>第109条~第118条、第122条</td> </tr> <tr> <td></td> <td>原子力QMS 安全文化管理規程</td> <td>実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者</td> <td>規品7-2</td> <td>第2条の2</td> </tr> <tr> <td>7.2.3</td> <td>原子力QMS 外部コミュニケーション要綱</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-8</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7.3</td> <td>原子力QMS 設計・開発要綱</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-9</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7.4</td> <td>原子力QMS 施設管理要綱</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-10</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>7.6</td> <td>原子力QMS 施設機器および測定機器の管理要綱</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規7-11</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.1</td> <td>原子力QMS 原子力安全施設取組(原子力品質保証策)に係る外部の連絡関係規程</td> <td>原子力品質保証部長(原子力品質保証部)</td> <td>規品8-1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.2</td> <td>原子力QMS 内部監査要綱</td> <td>原子力審査部長(原子力審査部)</td> <td>規考8-1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.3</td> <td>原子力QMS プロセスの監視および検定要綱</td> <td>原子力品質保証部長(原子力品質保証部)</td> <td>規品8-2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.3 8.3 8.5.2</td> <td>原子力QMS 設備維持・修繕要綱</td> <td>原子力品質保証部長(原子力品質保証部)</td> <td>規品8-3</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.2.4</td> <td>原子力QMS 検査および試験要綱</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規8-1</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>8.4</td> <td>原子力QMS テーマの分析要綱</td> <td>原子力品質保証部長(原子力品質保証部)</td> <td>規品8-4</td> <td>第10条</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 品質保証の要綱事項に基づき作成した文書を表す。</p>	保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の記録本文	7.1 7.5	原子力QMS 放射業務運用規程	原子力部長(原子力部)	規7-5	第11条の2、第19条、第22条、第24条、第27条、第30条~第32条、第37条、第39条、第41条~第44条、第47条、第49条~第50条、第58条、第61条、第64条、第73条~第75条、第91条、第103条、第107条~		原子力QMS 原子力異常時緊急処置規程	原子力部長(原子力部)	規7-6	第109条~第118条、第122条		原子力QMS 安全文化管理規程	実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者	規品7-2	第2条の2	7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要綱	原子力部長(原子力部)	規7-8	—	7.3	原子力QMS 設計・開発要綱	原子力部長(原子力部)	規7-9	—	7.4	原子力QMS 施設管理要綱	原子力部長(原子力部)	規7-10	—	7.6	原子力QMS 施設機器および測定機器の管理要綱	原子力部長(原子力部)	規7-11	—	8.2.1	原子力QMS 原子力安全施設取組(原子力品質保証策)に係る外部の連絡関係規程	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-1	—	8.2.2	原子力QMS 内部監査要綱	原子力審査部長(原子力審査部)	規考8-1	—	8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および検定要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-2	—	8.2.3 8.3 8.5.2	原子力QMS 設備維持・修繕要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-3	—	8.2.4	原子力QMS 検査および試験要綱	原子力部長(原子力部)	規8-1	—	8.4	原子力QMS テーマの分析要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-4	第10条	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">本品質マネジメントシステム計画(第3条)</th> <th rowspan="2">二次文書</th> <th rowspan="2">二次文書</th> <th colspan="2">内容概要</th> </tr> <tr> <th>一次文書</th> <th>二次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="12">7. 個別業務に関する事項の策定および実施の要綱</td> <td rowspan="3">7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</td> <td rowspan="3">7.1.1 個別業務標準作業手順書、作業指示書、作業指示カード等</td> <td rowspan="3">7.1.2 個別業務標準作業手順書の審査</td> <td rowspan="3">7.1.3 組織の外部の者との情報の伝達等</td> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.2 個別業務標準作業手順書の審査</td> <td rowspan="3">7.2.1 個別業務標準作業手順書の審査</td> <td rowspan="3">7.2.2 個別業務標準作業手順書の審査</td> <td rowspan="3">7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</td> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.3 設計機能</td> <td rowspan="3">7.3.1 設計の計画</td> <td rowspan="3">7.3.2 設計の進捗に関する情報</td> <td rowspan="3">7.3.3 設計のレビュー</td> <td rowspan="3">7.3.4 設計の承認</td> <td>原子力設計管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td>原子力設計管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td>原子力設計管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.4 調達</td> <td rowspan="3">7.4.1 調達の要綱</td> <td rowspan="3">7.4.2 調達物品等の検証</td> <td rowspan="3">7.4.3 調達プロセス</td> <td rowspan="3">7.4.4 調達物品等の検証</td> <td>原子力調達管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td>原子力調達管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td>原子力調達管理マニュアル※1</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.5 個別業務の管理</td> <td rowspan="3">7.5.1 個別業務の管理</td> <td rowspan="3">7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</td> <td rowspan="3">7.5.3 個別業務の管理</td> <td rowspan="3">7.5.4 高圧の各所の者の管理</td> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">7.6 監視測定システムの記録の管理</td> <td rowspan="3">7.6.1 監視測定システムの記録の管理</td> <td rowspan="3">7.6.2 監視測定システムの記録の管理</td> <td rowspan="3">7.6.3 監視測定システムの記録の管理</td> <td rowspan="3">7.6.4 監視測定システムの記録の管理</td> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> <tr> <td>出発準備規程※2</td> </tr> </tbody> </table>	本品質マネジメントシステム計画(第3条)	二次文書	二次文書	内容概要		一次文書	二次文書	7. 個別業務に関する事項の策定および実施の要綱	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1.1 個別業務標準作業手順書、作業指示書、作業指示カード等	7.1.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.1.3 組織の外部の者との情報の伝達等	出発準備規程※2	出発準備規程※2	出発準備規程※2	7.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.1 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	出発準備規程※2	出発準備規程※2	出発準備規程※2	7.3 設計機能	7.3.1 設計の計画	7.3.2 設計の進捗に関する情報	7.3.3 設計のレビュー	7.3.4 設計の承認	原子力設計管理マニュアル※1	原子力設計管理マニュアル※1	原子力設計管理マニュアル※1	7.4 調達	7.4.1 調達の要綱	7.4.2 調達物品等の検証	7.4.3 調達プロセス	7.4.4 調達物品等の検証	原子力調達管理マニュアル※1	原子力調達管理マニュアル※1	原子力調達管理マニュアル※1	7.5 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.3 個別業務の管理	7.5.4 高圧の各所の者の管理	出発準備規程※2	出発準備規程※2	出発準備規程※2	7.6 監視測定システムの記録の管理	7.6.1 監視測定システムの記録の管理	7.6.2 監視測定システムの記録の管理	7.6.3 監視測定システムの記録の管理	7.6.4 監視測定システムの記録の管理	出発準備規程※2	出発準備規程※2	出発準備規程※2	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>
保安規定第3条の記載項目	二次文書名	承認者(管理箇所)	文書番号	第3条以外の記録本文																																																																																																																											
7.1 7.5	原子力QMS 放射業務運用規程	原子力部長(原子力部)	規7-5	第11条の2、第19条、第22条、第24条、第27条、第30条~第32条、第37条、第39条、第41条~第44条、第47条、第49条~第50条、第58条、第61条、第64条、第73条~第75条、第91条、第103条、第107条~																																																																																																																											
	原子力QMS 原子力異常時緊急処置規程	原子力部長(原子力部)	規7-6	第109条~第118条、第122条																																																																																																																											
	原子力QMS 安全文化管理規程	実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者	規品7-2	第2条の2																																																																																																																											
7.2.3	原子力QMS 外部コミュニケーション要綱	原子力部長(原子力部)	規7-8	—																																																																																																																											
7.3	原子力QMS 設計・開発要綱	原子力部長(原子力部)	規7-9	—																																																																																																																											
7.4	原子力QMS 施設管理要綱	原子力部長(原子力部)	規7-10	—																																																																																																																											
7.6	原子力QMS 施設機器および測定機器の管理要綱	原子力部長(原子力部)	規7-11	—																																																																																																																											
8.2.1	原子力QMS 原子力安全施設取組(原子力品質保証策)に係る外部の連絡関係規程	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-1	—																																																																																																																											
8.2.2	原子力QMS 内部監査要綱	原子力審査部長(原子力審査部)	規考8-1	—																																																																																																																											
8.2.3	原子力QMS プロセスの監視および検定要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-2	—																																																																																																																											
8.2.3 8.3 8.5.2	原子力QMS 設備維持・修繕要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-3	—																																																																																																																											
8.2.4	原子力QMS 検査および試験要綱	原子力部長(原子力部)	規8-1	—																																																																																																																											
8.4	原子力QMS テーマの分析要綱	原子力品質保証部長(原子力品質保証部)	規品8-4	第10条																																																																																																																											
本品質マネジメントシステム計画(第3条)	二次文書	二次文書	内容概要																																																																																																																												
			一次文書	二次文書																																																																																																																											
7. 個別業務に関する事項の策定および実施の要綱	7.1 個別業務に必要なプロセスの計画	7.1.1 個別業務標準作業手順書、作業指示書、作業指示カード等	7.1.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.1.3 組織の外部の者との情報の伝達等	出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
	7.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.1 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.2 個別業務標準作業手順書の審査	7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等	出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
	7.3 設計機能	7.3.1 設計の計画	7.3.2 設計の進捗に関する情報	7.3.3 設計のレビュー	7.3.4 設計の承認	原子力設計管理マニュアル※1																																																																																																																									
						原子力設計管理マニュアル※1																																																																																																																									
						原子力設計管理マニュアル※1																																																																																																																									
	7.4 調達	7.4.1 調達の要綱	7.4.2 調達物品等の検証	7.4.3 調達プロセス	7.4.4 調達物品等の検証	原子力調達管理マニュアル※1																																																																																																																									
						原子力調達管理マニュアル※1																																																																																																																									
						原子力調達管理マニュアル※1																																																																																																																									
7.5 個別業務の管理	7.5.1 個別業務の管理	7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認	7.5.3 個別業務の管理	7.5.4 高圧の各所の者の管理	出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
7.6 監視測定システムの記録の管理	7.6.1 監視測定システムの記録の管理	7.6.2 監視測定システムの記録の管理	7.6.3 監視測定システムの記録の管理	7.6.4 監視測定システムの記録の管理	出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
					出発準備規程※2																																																																																																																										
	<p>第3図 品質保証活動に係る文書体系 (2/2) (令和3年10月1日現在)</p>	<p>第3図 品質保証活動に係る文書体系 (2/3) (令和5年1月1日現在)</p>																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																												
		<table border="1" data-bbox="1272 193 1816 655"> <thead> <tr> <th colspan="2" data-bbox="1272 193 1547 220">本品質マネジメントシステム計画(第3版)</th> <th colspan="2" data-bbox="1547 193 1816 220">社内規程</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th data-bbox="1547 220 1608 240">一次文書</th> <th data-bbox="1608 220 1816 240">二次文書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1272 240 1361 261">8.1 監視測定、分析、評価および改善</td> <td data-bbox="1361 240 1547 261"></td> <td data-bbox="1547 240 1608 261"></td> <td data-bbox="1608 240 1816 261"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 261 1361 304">8.2 監視および測定</td> <td data-bbox="1361 261 1547 304">8.2.1 組織の役割の者の 配置</td> <td data-bbox="1547 261 1608 304"></td> <td data-bbox="1608 261 1816 304">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1361 304 1547 325">8.2.2 内部監査</td> <td data-bbox="1547 304 1608 325"></td> <td data-bbox="1608 304 1816 325">原子力監査マニュアル*3</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1361 325 1547 368">8.2.3 プロセスの監視調 定</td> <td data-bbox="1547 325 1608 368"></td> <td data-bbox="1608 325 1816 368">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1361 368 1547 411">8.2.4 顧客等の反応等</td> <td data-bbox="1547 368 1608 411">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> <td data-bbox="1608 368 1816 411">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 411 1361 454">8.3 不適合の管理</td> <td data-bbox="1361 411 1547 454"></td> <td data-bbox="1547 411 1608 454">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> <td data-bbox="1608 411 1816 454">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 454 1361 497">8.4 マーケティング戦略</td> <td data-bbox="1361 454 1547 497">8.4.1 継続的な改善</td> <td data-bbox="1547 454 1608 497">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> <td data-bbox="1608 454 1816 497">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> </tr> <tr> <td></td> <td data-bbox="1361 497 1547 541">8.5.1 品質改善等</td> <td data-bbox="1547 497 1608 541">原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3</td> <td data-bbox="1608 497 1816 541">原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1272 541 1361 584">8.5 改善</td> <td data-bbox="1361 541 1547 584">8.5.3 未然防止対策</td> <td data-bbox="1547 541 1608 584">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2</td> <td data-bbox="1608 541 1816 584">原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3</td> </tr> </tbody> </table>	本品質マネジメントシステム計画(第3版)		社内規程				一次文書	二次文書	8.1 監視測定、分析、評価および改善				8.2 監視および測定	8.2.1 組織の役割の者の 配置		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3		8.2.2 内部監査		原子力監査マニュアル*3		8.2.3 プロセスの監視調 定		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2		8.2.4 顧客等の反応等	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	8.3 不適合の管理		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	8.4 マーケティング戦略	8.4.1 継続的な改善	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2		8.5.1 品質改善等	原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3	原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3	8.5 改善	8.5.3 未然防止対策	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>
本品質マネジメントシステム計画(第3版)		社内規程																																													
		一次文書	二次文書																																												
8.1 監視測定、分析、評価および改善																																															
8.2 監視および測定	8.2.1 組織の役割の者の 配置		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3																																												
	8.2.2 内部監査		原子力監査マニュアル*3																																												
	8.2.3 プロセスの監視調 定		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2																																												
	8.2.4 顧客等の反応等	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2																																												
8.3 不適合の管理		原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2																																												
8.4 マーケティング戦略	8.4.1 継続的な改善	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2																																												
	8.5.1 品質改善等	原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3	原子力改善活動管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3																																												
8.5 改善	8.5.3 未然防止対策	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2	原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル*1 泊発電所品質マネジメントシステム品質管理規程*2 原子力監査マニュアル*3																																												
		<p>(注1) *1は「管理箇所が、原子力事業統括部のマニュアル類」、*2は「管理箇所が、発電所の要領類」、*3は「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」 (注2) 「管理箇所が、原子力監査室のマニュアル類」は、一次文書「原子力総合品質保証規程」の直下に体系付けられている。</p>																																													
		<p>第3図 品質保証活動に係る文書体系(3/3) (令和5年1月1日現在)</p>																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>添付資料</p> <p>〔本添付資料は、島根原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> <p>(1) 組織</p> <p>指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す組織規程、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく島根原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで島根原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1、①-2、②-1、②-2）。</p>	<p>添付資料</p> <p>〔本添付資料は、女川原子力発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> <p>(1) 組織</p> <p>指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(設計及び運転等を行う組織)</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す当社「組織規程」、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく女川原子力発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで女川原子力発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1、①-2、②-1、②-2）。</p>	<p>添付資料</p> <p>〔本添付資料は、泊発電所に関する技術的能力について、技術的能力指針への適合性に係る詳細事項を示す。〕</p> <p>(1) 組織</p> <p>指針1 設計及び工事のための組織</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていること。①</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「設計及び工事」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格するまでをいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れる時点より前をいう。</p> <p>2) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針5 運転及び保守のための組織</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。②</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「運転及び保守」の範囲は、当該事業の許可等に係る使用前検査に合格し、施設の使用を開始した後をいう。但し、廃棄の事業のうち廃棄物埋設の事業については使用前検査の制度がないことから、当該許可等に係る最初の廃棄体を受け入れ施設に受け入れた時点以降をいう。</p> <p>2) 「組織」には、施設の保安に関する事項を審議する委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び工事、並びに運転及び保守（以下「設計及び運転等」という。）を適切に遂行するに足りる、役割分担が明確化された組織が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>(設計及び運転等を行う組織)</p> <p>a. 本変更に係る設計及び運転等は別紙1-1に示す既存の原子力関係組織にて実施する。</p> <p>これらの組織は、別紙1-2に示す当社「組織管理規程」、別紙1-3に示す「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第43条の3の24第1項の規定に基づく泊発電所原子炉施設保安規定（以下「保安規定」という。）等で定められた業務所掌に基づき、明確な役割分担のもとで泊発電所の設計及び運転等に係る業務を適確に実施する（①-1、①-2、②-1、②-2）。</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・組織管理規程</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は島根原子力発電所において実施することとし、工事毎に担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、原子力発電設備の新增設工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については島根原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、島根原子力発電所の各課にて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、電源事業本部（原子力管理・原子力安全技術・電源土木・電源建築）、又は島根原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様にに基づき、島根原子力発電所の各課にて実施する（①-1、①-2）。</p>	<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を本店の原子力部にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は女川原子力発電所において実施することとし、工事ごとに担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、本店の原子力部及び土木建築部にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、女川原子力発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、女川原子力発電所の各グループにて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、本店の原子力部、土木建築部又は女川原子力発電所で策定した実施計画、設計及び仕様にに基づき女川原子力発電所の各グループにて実施する（①-1、①-2）。</p> <p>なお、別紙1-1は各組織の長を記載している。</p>	<p>b. 本変更に係る設計及び工事の業務における役割分担については、組織管理規程及び保安規定に定められた業務所掌に基づく考え方^{※1}により、設計方針を本店の原子力事業統括部にて定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び工事の業務は泊発電所において実施することとし、工事ごとに担当する組織を決定している。</p> <p>※1 業務所掌の考え方：大規模な原子力設備工事（発電用原子炉設置変更許可申請を伴う工事、工事費用が高額で会社財務に与える影響が大きい工事、その他新設計の導入に伴う工事等）に関する実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、本店の原子力事業統括部にて設計方針として定め、本設計方針に基づく、現地における具体的な設計及び仕様の策定に関する業務については、泊発電所にて実施する。その他の工事における実施計画、設計及び仕様の策定等に関する業務については、泊発電所の各課(室)にて実施する。</p> <p>現地における工事に関する業務は、本店の原子力事業統括部又は泊発電所で策定した実施計画、設計及び仕様にに基づき泊発電所の各課(室)にて実施する（①-1、①-2）。</p> <p>なお、別紙1-1は各組織の長を記載している。</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・組織管理規程 (島根、女川) ②組織体制の相違 (本店) (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ②組織体制の相違 (本店) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所) (島根、女川) ②組織体制の相違 (本店) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所)</p>
<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を電源事業本部（原子力管理）にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>島根原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり（②-1、②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転管理に関する業務 燃料技術、放射線管理、第一発電、保守管理、電気、計装、原子炉、タービン ・施設管理に関する業務 技術、燃料技術、放射線管理、保守管理、保守技術、電気、計装、原子炉、タービン、土木、建築、SA工事プロジェクト ・燃料管理に関する業務 燃料技術、放射線管理、第一発電 ・放射線管理に関する業務 放射線管理、計装 ・放射性廃棄物管理に関する業務 	<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力部にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>女川原子力発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は下記のとおり（②-1、②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転管理に関する業務 発電管理グループ、防災グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ ・発電用原子炉施設の施設管理に関する業務 検査グループ、保全計画グループ、工程管理グループ、電気グループ、計測制御グループ、原子炉グループ、タービングループ、土木グループ、建築グループ ・発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務 原子燃料グループ、放射線管理グループ、発電管理グループ ・発電用原子炉施設の放射線管理に関する業務 放射線管理グループ、核物質防護グループ、計測制御グループ ・発電用原子炉施設の放射性廃棄物管理に関する業務 	<p>c. 本変更に係る運転及び保守の業務については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針を本店の原子力事業統括部にて策定し、現地における具体的な運転及び保守の業務は、別紙1-3に示す保安規定に定められた業務所掌に基づき実施する。</p> <p>泊発電所における発電用原子炉施設に係る業務所掌は以下のとおり（②-1、②-2）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発電用原子炉施設の運転管理に関する業務 発電室 ・発電用原子炉施設の施設管理に関する業務 電気保守課、制御保守課、機械保守課、保全計画課、土木建築課 ・発電用原子炉施設の燃料管理に関する業務 技術課 ・発電用原子炉施設の放射線管理及び放射性廃棄物管理に関する業務に関する業務 安全管理課 	<p>(島根、女川) ②組織体制の相違 (本店) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所) (島根、女川) ③組織体制の相違 (発電所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>燃料技術、放射線管理、第一発電</p> <p>・緊急時の措置に関する業務 技術、燃料技術、第一発電</p> <p>各課は、課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位として定めている。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力安全関連業務の一元化による安全重視の体制を確立するため、本社組織を再編し、原子力安全維持・向上活動を行う電源事業本部（原子力安全技術）を平成24年6月27日に設置し、原子力安全に関わる活動の強化を図っている。</p> <p>原子力部門における人材育成に関する取組みを強化することを目的に、「電源事業本部原子力人材育成センター」を本社組織として平成29年10月1日に設置した。原子力人材育成センターでは、原子力部門全体（島根原子力発電所、本社）の教育訓練業務及び原子力部門の要員養成計画の総括業務を行い、社員の計画的な育成に取り組んでいる。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p>	<p>輸送・固体廃棄物管理グループ、放射線管理グループ、原子燃料グループ、計測制御グループ、発電管理グループ</p> <p>・緊急時の措置、初期消火活動のための体制の整備に関する業務 防災グループ、発電管理グループ</p> <p>・保安管理の総括に関する業務 技術グループ</p> <p>各グループの長の職位は「課長」とし、各課長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. 女川原子力発電所では、令和2年5月に女川原子力発電所1号炉の廃止措置管理の総括や廃止措置工事に関する業務を行う「廃止措置管理グループ」を設置した。（①-2、②-2） また、令和3年7月に総務部に設置していた警備グループを、核物質防護に係る技術の専門性及び技術的知見へのより適切な対応の観点から、原子炉施設の保安管理及び緊急時の措置の統括に関する業務を行っている技術統括部へ移管し、「核物質防護グループ」に組織名称を変更した。あわせて、輸送・固体廃棄物管理グループが行っていた燃料の運搬に関する業務を、燃料の管理に関する業務を行っている原子燃料グループへ業務移管を行っている。（①-2、②-2） さらに、本店原子力部に設置していた原子力技術訓練センターを、新規基準により導入する設備等の運用及び今後の発電所運用を担う人材を育成する観点から、「原子力人材育成グループ」へ組織名称を変更するとともに、一部組織を統廃合する組織整備を行った。（①-1、②-1）</p> <p>原子力部門の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、原子力部に設置した原子力人材育成グループでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、原子力部門全体の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、原子力部門の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、原子力部門としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。</p>	<p>・非常時の措置に関する業務 防災・安全対策室</p> <p>・初期消火活動のための体制の整備に関する業務及び技術関係業務の総括に関する業務 運営課</p> <p>各課(室)の長の職位は「課(室)長」とし、各課(室)長が業務の遂行管理及び品質マネジメントシステムの実施を適正に行うことができる管理単位としている。</p> <p>d. 泊発電所では、安全性向上に向け、防災・安全対策室を平成26年10月に設置した。これにより原子力防災対策業務、安全性評価業務を一元化し、一層の体制強化を図っている。（①-2、②-2） 平成29年4月には、本店に、原子力安全推進グループ、原子力リスク管理グループを設置した。原子力安全推進グループの設置により、泊発電所のリスク評価及び重大事故対策等に係る調査研究及び検討を実施するとともに、泊発電所に係る許認可対応の総括及び推進を図っている。また、原子力リスク管理グループの設置により、泊発電所のリスク評価のうち自然現象・社会環境等の知見収集及び検討を実施するとともに、リスク情報を活用した意思決定の総括及び推進を図っている。 平成30年4月には、本店組織を再編し原子力部門と土木部門の原子力関連業務を統合した原子力事業統括部を設置し原子力事業のガバナンス体制強化を図っている。（①-1、②-1） 令和3年10月には本店に原子力土木第3グループを、令和5年4月には原子力土木第4グループを設置し、土木部門の原子力関連業務への対応について、一層の体制強化を図っている。</p> <p>泊発電所の社員に対し、原子力安全に関する知識・スキルを継続的に学ぶ機会を提供するため、泊発電所に設置した原子力教育センターでは、運転、保全等各部門、各階層に応じ、効果的な実施形態を選択することにより、泊発電所各部門の人材育成に必要な教育訓練プログラムを構築・提供している。</p> <p>さらに、泊発電所の各職位・役割に必要な力量要件を明確化し、要件に応じた人材育成を実施していくことで、泊発電所としての技術力の維持・向上を実現する。</p> <p>e. 運転及び保守の業務のうち原子力防災業務について、自然災害や重大事故等にも適確に対処するため、発電所長（原子力防災管理者）を本部長とした原子力防災組織を構築し対応する。 本部長が原子力防災体制（又は原子力防災準備体制）を発令</p>	<p>(島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） (女川) 保安規定との表現統一 ・非常時の措置 (島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） (島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） (島根、女川) 名称の相違 ・室長 (島根、女川) ④組織体制の相違（体制強化の変遷） (島根、女川) ⑤組織体制の相違（教育組織） (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (女川) ⑤組織体制の相違（教育組織） (女川) 島根実業の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>本部長が緊急時体制を発令した場合は緊急時対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>原子力防災組織の全体像を別紙1-4に示す(②-3)。また、本社及び島根原子力発電所における原子力防災組織及び具体的な業務内容は、別紙1-5に示す「島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画」のとおりである(②-4、②-5)。</p> <p>(a) 島根原子力発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③復旧対応、④プラント監視対応、⑤対外対応、⑥情報管理、⑦ロジスティック・リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑦の機能ごとに責任者として「統括」を置いている。さらに、「統括」の下に機能班を配置し、それぞれの機能班に「班長」を置いている。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ当面の活動目標を設定する(戦略会議の開催)。</p> <p>あらかじめ定める要領等に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各統括又は各班長に委譲されており、各統括及び各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>島根原子力発電所の原子力防災組織は、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術系社員(以下「技術者」という。)、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長(原子力防災管理者)を本部長とし、発電用原子炉主任技術者、統括の他、10種類の機能班で構成される(②-3)。</p> <p>各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う(②-6)。</p> <p>原子力災害への移行時には、本社原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各機能班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各統括の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に</p>	<p>本部長が緊急体制を発令した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>女川原子力発電所、本店における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり(②-3)、具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画」で定めている(②-4)。</p> <p>(a) 女川原子力発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④対外対応、⑤情報管理、⑥資機材等リソース管理を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑥の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、あらかじめ社内規定類に定められた範囲内にて自律的に活動可能な体制を整備している。</p> <p>女川原子力発電所の原子力防災組織は、女川原子力発電所の技術者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長(原子力防災管理者)を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他7種類の機能班で構成される(②-3)。</p> <p>各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う(②-5)。</p> <p>原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に</p>	<p>した場合は発電所対策本部を設置し、平時の業務体制から速やかに移行する。</p> <p>泊発電所、本店における原子力防災組織の全体像は別紙1-4に示すとおりであり(②-3)、具体的な業務内容は別紙1-5に示す原子力災害対策特別措置法第7条に基づき作成している「泊発電所原子力事業者防災業務計画」で定めている(②-4)。</p> <p>(a) 泊発電所における原子力防災組織 発電所における原子力防災組織は、その基本的な機能として、①意思決定・指揮、②情報収集・計画立案、③現場対応、④情報管理、⑤資機材等リソース管理、社外対応を有しており、①の責任者として本部長が当たり、②～⑤の機能ごとに班を設置し、それぞれの責任者として「班長」を配置している。</p> <p>原子力防災組織の活動にあたり、各機能の責任者は情報収集を進め、それらの結果を踏まえ事故対応方針を決定する。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、発電所対策本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく、自律的に活動する。</p> <p>泊発電所の原子力防災組織は、泊発電所の技術者、事務系社員及び協力会社社員により構成され、発電所長(原子力防災管理者)を本部長とし、副本部長、発電用原子炉主任技術者の他6種類の機能班で構成される(②-3)。</p> <p>各班は、業務所掌に基づき原子力災害の発生又は拡大の防止に加え、緩和するために必要な活動を行う(②-5)。</p> <p>原子力災害への移行時には、本店の原子力防災組織と連携するとともに、外部からの支援を受ける。各班の業務内容は、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を整理し、原子力防災訓練の実績等を踏まえ、各班の班長の指揮の下、適正に活動を行うことができる管理単位としている。</p> <p>自然災害又は重大事故等が発生した場合は、重大事故等に</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) 名称の相違</p> <p>・原子力防災体制 ・発電所対策本部 (島根、女川) ⑥運用の相違(防災体制) (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 運用の相違</p> <p>・各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違</p> <p>・泊、島根ともに、技術的能力1.0の記載と整合する表現としている。 (女川) 島根実績の反映 (島根) 運用の相違</p> <p>・各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) 運用の相違</p> <p>・組織体制の相違により、発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用がプラントごとに異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した緊急時対策要員を加えて島根原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合においても、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本社における原子力防災組織 本社における原子力防災組織の体制は、各班の職務をあらかじめ定め、役割分担を明確にしている(②-5)。</p> <p>本社における原子力防災組織は、業務所掌に基づき、島根原子力発電所で原子力災害が発生した場合において島根原子力発電所が実施する事故対応の支援、復旧資機材の確保、要員の派遣及び社外への支援要請等を行う(②-7)。</p> <p>島根原子力発電所及び本社における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-5に示すとおり情報管理班及び統括班を経由して実施する(②-5)。</p>	<p>対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて女川原子力発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対処する。</p> <p>(b) 本店における原子力防災組織 本店の原子力防災組織は原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う(②-6)。</p>	<p>対処する要員にて初期活動を行い、発電所外から参集した参集要員を加えて泊発電所の原子力防災組織が構成され、役割分担に応じて対応する。</p> <p>また、自然災害と重大事故等の発生が重畳した場合も、原子力防災組織にて適確に対応する。</p> <p>(b) 本店における原子力防災組織 本店の原子力防災組織は原子力部門のみでなく他部門も含めた全社大での体制となっており、重大事故等の拡大防止を図り、事故により放射性物質を環境に放出することを防止するために、特に中長期の対応について発電所対策本部の活動を支援する。</p> <p>具体的には、運転及び放射線管理に関する支援事項のほか、発電所対策本部が事故対応に専念できるよう社内外の情報収集及び災害状況の把握、報道機関への情報発信、原子力緊急事態支援組織等関係機関への連絡、原子力事業所災害対策支援拠点の選定・運営、他の原子力事業者等への応援要請やプラントメーカー等からの対策支援対応等、技術面・運用面で支援を行う(②-6)。</p> <p>泊発電所及び本店における原子力防災組織は情報共有を行い、支援、報告が必要な場合には、別紙1-4に示すとおり事務局を経由して実施する。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 運用の相違 ・各プラントで、組織体制の相違により発電所対策本部の機能班の名称、構成等の運用が異なるが、発電所対策本部の役割は同様。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>
<p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故時において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、島根原子力発電所の原子力防災組織及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p>	<p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、女川原子力発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p>	<p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において実施された原子力災害対策活動の実績を踏まえ、原子力防災組織は、泊発電所の原子力防災組織の機能充実及び原子力災害対策活動を支援する組織の機能充実を図るため、別紙1-6に示す考え方を踏まえ以下のような改善を行う。</p> <p>(a) 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化</p> <p>(b) 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項(候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保)</p> <p>(c) 原子力緊急事態支援組織に関する事項(他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討)</p> <p>(d) シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施</p>	<p>(女川) 島根実績の反映</p>
<p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本社に設置している。また、</p>	<p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本店に設置している。また、発電</p>	<p>今後も原子力防災訓練の評価結果等を踏まえ、さらなる検討、改善を行っていく。</p> <p>g. 発電用原子炉施設の保安に関する事項を審議する委員会として、原子力発電保安委員会を本店に設置している。また、発電</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉施設の保安運営に関する重要事項を審議する委員会として、原子力発電保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電保安委員会及び原子力発電保安運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電保安委員会）(②-8)、保安規定第7条（原子力発電保安運営委員会）(②-9)及び別紙1-7に示す社内規定「内部コミュニケーション基本要領」(②-10)のとおりである。また、令和元年度の原子力発電保安委員会、原子力発電保安運営委員会の開催実績を、別紙1-8及び別紙1-9に示す(②-11、②-12)。</p> <p>(a) 原子力発電保安委員会</p> <p>島根原子力発電所にて社内規程の制定、改正、設計及び工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-8)。</p> <p>原子力発電保安委員会は、電源事業本部部長（原子力管理）を委員長とし、電源事業本部長（原子力安全技術）、発電所長、発電用原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及びび修部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長及び電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>このため、原子力発電保安委員会における審議事項が島根原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子力発電保安運営委員会</p> <p>島根原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される島根原子力発電所が所管する社内規程の変更方針、原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む）を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する(②-9)。</p> <p>原子力発電保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者及び各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長及びび修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>原子力発電保安運営委員会の委員長等は、原子力発電保安委員会に出席するため、原子力発電保安運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織図 別紙1-2 組織規程（抜粋）</p>	<p>用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、原子炉施設保安運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子炉施設保安委員会及び原子炉施設保安運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子炉施設保安委員会）(②-7)、保安規定第7条（原子炉施設保安運営委員会）(②-8)、別紙1-7に示す社内規定類「原子炉施設保安委員会運営要領」(②-9)及び別紙1-8に示す社内規定類「原子炉施設保安運営委員会要領書」(②-9)のとおりである。また、令和2年度の原子炉施設保安委員会、原子炉施設保安運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す(②-10、②-11)。</p> <p>(a) 原子炉施設保安委員会</p> <p>女川原子力発電所にて社内規定類の制定、改正、工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-7)。</p> <p>原子炉施設保安委員会は、原子力部長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者に加え、課長以上の職位の者の中から委員長が指名した者（発電所長等）から構成する。</p> <p>このため、原子炉施設保安委員会における審議事項が女川原子力発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 原子炉施設保安運営委員会</p> <p>女川原子力発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、緊急時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される女川原子力発電所が所管する社内規定類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む。）を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する(②-8)。</p> <p>原子炉施設保安運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>原子炉施設保安運営委員会の発電用原子炉主任技術者等は原子炉施設保安委員会に出席するため、原子炉施設保安運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織 別紙1-2 組織規程（抜粋）</p>	<p>用原子炉施設の保安運営に関する事項を審議する委員会として、泊発電所安全運営委員会を発電所に設置している。</p> <p>原子力発電安全委員会及び泊発電所安全運営委員会で審議する事項は、別紙1-3に示す保安規定第6条（原子力発電安全委員会）(②-7)、保安規定第7条（泊発電所安全運営委員会）(②-8)、別紙1-7に示す社内規程類「原子力発電安全委員会運営マニュアル」(②-9)及び別紙1-8に示す社内規程類「泊発電所安全運営委員会運営要領」(②-9)のとおりである。また令和3年度の原子力発電安全委員会、泊発電所安全運営委員会の開催実績を、別紙1-9及び別紙1-10に示す(②-10、②-11)。</p> <p>(a) 原子力発電安全委員会</p> <p>泊発電所にて社内規程類の制定、改正、設計及び工事計画の認可申請等を行うにあたって、その上位となる発電用原子炉設置変更許可申請書又は保安規定の変更等に関する事項を審議し、確認する(②-7)。</p> <p>原子力発電安全委員会は、原子力部長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、原子力安全・品質保証部長、原子力土木部長、資材部長、発電所長、泊発電所原子力安全・品質保証室長に加え、本店のグループリーダー以上の職位の者の中から委員長が指名した者から構成する。</p> <p>このため、原子力発電安全委員会における審議事項が泊発電所に連携される仕組みとなっている。</p> <p>(b) 泊発電所安全運営委員会</p> <p>泊発電所における保安活動（運転管理、燃料管理、放射性廃棄物管理、放射線管理、施設管理、非常時の措置等）を実施するにあたって制定・改正・廃止される泊発電所が所管する社内規程類の変更、発電用原子炉設置変更許可申請を要する保全工事等、設計及び工事計画認可申請・届出（変更認可申請・届出を含む。）を要する保全工事等に関する事項を審議し、確認する(②-8)。</p> <p>泊発電所安全運営委員会は、発電所長を委員長とし、発電用原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、各課（室、センター）長に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>泊発電所安全運営委員会の発電用原子炉主任技術者等は原子力発電安全委員会に出席するため、泊発電所安全運営委員会における審議事項が本店に連携される仕組みとなっている。</p> <p>別紙1-1 原子力関係組織 別紙1-2 組織管理規程（抜粋）</p>	<p>・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会 ・原子力発電安全委員会運営マニュアル ・泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 (女川) 島根実績の反映 ・設計及び工事計画の認可 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 (島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根、女川) 運用の相違 ・各プラントで委員の考え方が異なるが、発電所所属の委員（発電所長等）を含めることで、審議事項が発電所に連携される仕組みは同様。</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) 保安規定との表現統一 ・非常時の措置</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根、女川) ③組織体制の相違（発電所） (島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
別紙1-3 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋）	別紙1-3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋）	別紙1-3 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋）	
別紙1-4 原子力防災組織	別紙1-4 原子力防災組織	別紙1-4 原子力防災組織	
別紙1-5 島根原子力発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋）	別紙1-5 女川原子力発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋）	別紙1-5 泊発電所原子力事業者防災業務計画（抜粋）	
別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方	別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方	別紙1-6 原子力防災組織の改善に関する考え方	
別紙1-7 内部コミュニケーション基本要領（抜粋）	別紙1-7 原子炉施設保安委員会運営要領（抜粋）	別紙1-7 原子力発電安全委員会運営マニュアル（抜粋）	
別紙1-8 原子力発電保安委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-8 原子炉施設保安運営委員会要領書（抜粋）	別紙1-8 泊発電所安全運営委員会運営要領（抜粋）	
別紙1-9 原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-9 原子炉施設保安委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-9 原子力発電安全委員会の開催実績（令和3年度）	
	別紙1-10 原子炉施設保安運営委員会の開催実績（令和2年度）	別紙1-10 泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要となる有資格者の人数を別紙2-1に示す（③-1、④-1）。令和3年4月1日現在における電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者（業務出向者は除く。）数は663名であり、10年以上の経験を有する管理者が88名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>そのうち、島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の技術者の人数は461名であり、10年以上の経験を有する管理者が52名在籍している（③-3、④-3）。</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所における令和3年4月1日現在の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち島根原子力発電所及び島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の有資格者の人数を括弧書きで示す。</p>	<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 本店（原子力部）及び女川原子力発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙2-1に示す。令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所における技術者（業務出向者は除く。）の人数は714名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する特別管理職が165名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>また、女川原子力発電所における技術者の人数は524名である（③-1、④-1）。</p> <p>令和3年10月1日現在、本店（原子力部）及び女川原子力発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち、女川原子力発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p>	<p>(2) 技術者の確保 指針2 設計及び工事に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、設計及び工事を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されていること。③</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>2) 「確保されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて確保する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>指針6 運転及び保守に係る技術者の確保</p> <p>事業者において、運転及び保守を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者が適切に確保されているか、又は確保する方針が適切に示されていること。④</p> <p>【解説】</p> <p>「専門知識」には、原子炉主任技術者、核燃料取扱主任者、放射線取扱主任者、ボイラー・タービン主任技術者、電気主任技術者、技術士等の当該事業等に関連のある国家資格等で要求される知識を必要に応じて含む。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を行うために必要となる専門知識及び技術・技能を有する技術者を適切に確保していることを以下に示す。</p> <p>a. 本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者並びに事業を行うために必要な資格名とそれらの有資格者の人数を別紙2-1に示す。令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の技術者（業務出向者は除く。）の人数は616名であり、そのうち、10年以上の経験年数を有する管理職が68名在籍している（③-2、④-2）。</p> <p>また、泊発電所における技術者の人数は457名であり、10年以上の経験を有する管理職が31名在籍している（③-1、④-1）。</p> <p>令和5年1月1日現在、本店（原子力事業統括部）及び泊発電所の有資格者の人数は次のとおりであり、そのうち、泊発電所における有資格者の人数を括弧書きで示す。</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数） (女川) 島根実績の反映 (島根、女川) ②組織体制の相違（本店） (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>島根原子力発電所の設計及び工事、又は運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <p>原子炉主任技術者 21名(6名) 第一種放射線取扱主任者 81名(36名) 第一種ボイラー・タービン主任技術者 13名(12名) 第一種電気主任技術者 11名(7名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 20名(20名)</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、電源事業本部（原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所の技術者で対応を行う（①-1、①-2）。</p> <p>運転及び保守については、運転管理及び施設管理に関する基本的な方針策定から現場の運用管理までを含むことから、別紙1-1、別紙1-2に示したとおり、電源事業本部（原子力管理）及び島根原子力発電所の技術者で対応を行う（②-1、②-2）。</p> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉への注水等を行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p>	<p>女川原子力発電所の設計及び工事、また運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <p>原子炉主任技術者 25名(15名) 第1種放射線取扱主任者 72名(34名) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 16名(8名) 第1種電気主任技術者 11名(6名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 26名(26名)</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理まで含むことから、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3に示すとおり、本店の原子力部及び女川原子力発電所の技術者で対応を行う（①-1、①-2）。</p> <p>また、運転及び保守については、現場の運用管理であり、女川原子力発電所の技術者で対応を行う（②-1、②-2）。</p>	<p>泊発電所の設計及び工事、また運転及び保守にあたり、技術者及び有資格者の休暇、疾病等による欠員、人事異動等を踏まえても、支障を生じない要員を確保している。</p> <p>原子炉主任技術者 23名(7名) 第1種放射線取扱主任者 51名(15名) 第1種ボイラー・タービン主任技術者 19名(15名) 第1種電気主任技術者 12名(6名) 運転責任者として原子力規制委員会が定める基準に適合した者 21名(20名)</p> <p>設計及び工事については基本設計から現場施工管理まで含むことから、別紙1-1、別紙1-2及び別紙1-3に示すとおり、本店の原子力事業統括部及び泊発電所の技術者で対応を行う（①-1、①-2）。</p> <p>運転及び保守については、現場の運用管理であり、泊発電所の技術者で対応を行う（②-1、②-2）。</p> <p>また、本変更にあたっては、自然災害や重大事故等発生時の対応として原子炉等を除熱冷却するための可搬型大型送水ポンプ車の操作等を社員直営で行うこととしており、大型自動車等の資格を有する技術者も確保している。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑦記載内容の相違（実績人数）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ②組織体制の相違（本店）</p> <p>(島根) 記載方針の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 ・泊、島根ともに、本文と整合する記載としている。 (女川) 島根実績の反映</p>
<p>b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す（③-4、④-4）。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。</p> <p>また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、発電所及び本社の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。</p>	<p>b. 過去10年間における採用人数の実績を別紙2-2に示す（③-3、④-3）。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。</p> <p>また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、中途採用の実施、社外労働力の確保、発電所及び本店の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。</p>	<p>b. 過去10年間における全社の採用人数と原子力部門採用人数の実績を別紙2-2に示す（③-3、④-3）。現在、確保している技術者数にて本変更に係る設計及び運転等の対応が可能であるが、今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ、必要な有資格者と技術者を継続的に確保し、配置する。</p> <p>また、新規制基準施行を踏まえた適合性審査への対応等により、設計及び運転等に関する業務は増加しているが、中途採用の実施、社外労働力の確保、発電所及び本店の部門間で技術者を融通し合うといった方策により対応している。</p>	
<p>c. 原子炉主任技術者、第一種放射線取扱主任者、第一種ボイラー・タービン主任技術者、第一種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す（③-5、④-5）。</p> <p>上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している（③-5、④-5）。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者1名を選任することから、島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の必要人数は2名となる。</p>	<p>c. 原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者、第1種ボイラー・タービン主任技術者、第1種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す。</p> <p>上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者を発電用原子炉主任技術者と同数選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は4名となる。</p>	<p>c. 原子炉主任技術者、第1種放射線取扱主任者、第1種ボイラー・タービン主任技術者、第1種電気主任技術者、運転責任者の資格を有する人数の至近5年間の実績を別紙2-3に示す。</p> <p>上記資格の有資格者数の5年間の推移としては同程度の人数を継続して確保している。</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉ごとに選任することが定められていること、また代行者を発電用原子炉主任技術者と同数選任することから、発電用原子炉主任技術者の必要人数は6名となる。</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 設備の相違 ・プラント数(島根:1基、女川:2基、泊:)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は電源事業本部における参事以上の管理職とし、代行者は課長以上としており、原子炉主任技術者の有資格者を9名確保している。</p> <p>電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、島根原子力発電所では、主任技術者1名とその代行者1名を選任することから、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4に示すとおり課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており（③-6、④-6）、課長以上もしくはこれに準ずるものの第一種電気主任技術者の有資格者を6名、第一種ボイラー・タービン主任技術者を12名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は島根原子力発電所で取り扱っているため、島根原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は課長以上もしくはこれに準ずるもの（課長代理、副長、担当副長）としており、課長以上もしくはこれに準ずるものとなる第一種放射線取扱主任者の有資格者を56名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励 取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な知識を習得させる取組みを</p>	<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり特別管理職としており（③-4、④-4）、特別管理職の原子炉主任技術者の有資格者を17名確保している。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から職務遂行能力を考慮した上で発電用原子炉ごとに選任する。</p> <p style="text-align: center;">大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載</p> </div> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、女川原子力発電所では、主任技術者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種電気主任技術者及び第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数はそれぞれ2名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4及び別紙2-6に示すとおり特別管理職としており（③-5、④-5）、特別管理職の第一種電気主任技術者の有資格者を8名、特別管理職の第一種ボイラー・タービン主任技術者を15名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は女川原子力発電所で取り扱っているため、女川原子力発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は主任者が特別管理職、代行者は一般管理職以上としており、特別管理職の第一種放射線取扱主任者の有資格者を36名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励 取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育、専門講師による集中講義等に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な</p>	<p>発電用原子炉主任技術者の選任条件は別紙2-4及び別紙2-5に示すとおり原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者としており（③-4、④-4）、当該条件を満たす原子炉主任技術者の有資格者を23名確保している。</p> <p>電気主任技術者又はボイラー・タービン主任技術者は、原子力発電所ごとに選任することが定められており、泊発電所では、電気主任技術者1名とその代行者1名、ボイラー・タービン主任技術者2名とその代行者2名を選任することから、第一種電気主任技術者の必要人数は2名、第一種ボイラー・タービン主任技術者の必要人数は4名となる。</p> <p>選任条件は別紙2-4及び別紙2-6に示すとおり課（室、センター）長以上又はこれに準ずる者としており（③-5、④-5）、当該条件を満たす第一種電気主任技術者の有資格者を5名、当該条件を満たす第一種ボイラー・タービン主任技術者の有資格者を8名確保している。</p> <p>放射線取扱主任者は、放射性同位元素を取り扱う事業所ごとに選任することが定められており、放射性同位元素は泊発電所で取り扱っているため、泊発電所にて主任者を1名とその代行者1名を選任することから、第一種放射線取扱主任者の必要人数は2名となる。選任条件は副長職以上としており、副長職以上の第一種放射線取扱主任者の有資格者を12名確保している。</p> <p>以上のことから、現在の有資格者数で、原子力発電所の運転保守等に必要な配置ができていることから、今後も引き続き同程度の有資格者を確保していく。</p> <p>(a) 資格取得の奨励 取得を奨励する国家資格等を定め、資格取得を奨励する。その際、原子力発電所の運営上、特に重要な公的資格である原子炉主任技術者については、積極的に資格取得を推進する。具体的には、社外機関が開催する講座や教育、専門講師による集中講義等に一定期間業務から離れて参加させ資格取得に必要な</p>	<p>3基)の相違により、必要人数が異なる。 (島根、女川) ⑥運用の相違 (炉主任の職位、大飯同様) (島根、女川) ⑦記載内容の相違 (実績人数)</p> <p>(島根、女川) 運用の相違 ・ボイラー・タービン主任技術者の人数について、泊は運用面への配慮から、法令要求(1名)より多い2名(とその代行者2名)を選任している。 (島根、女川) 運用の相違 ・各プラントの組織体制に応じて、相応の力量を有する管理職から、主任技術者を選任している。 (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑦記載内容の相違 (実績人数)</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 運用の相違 ・各プラントの組織体制に応じて、相応の力量を有する管理職から、主任技術者を選任している。 (島根、女川) ⑦記載内容の相違 (実績人数)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>行っている。</p> <p>また、その他様々な取組みを別紙2-5のとおり行っており、これらの取組みにより毎年度1~2名の新規取得者を確保し、運用に必要な人数を維持することとしている。</p> <p>(b) 資格取得（経験による認定）</p> <p>第一種ボイラー・タービン主任技術者及び第一種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進める。認定取得のために必要となる情報（氏名、学歴及び職務経験等）について要員情報のデータベース等を用い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。</p> <p>上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数2名（正1名、代行1名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>d. 令和3年4月1日現在の島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-6に示す。</p> <p>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の運転操作が必要だったことを踏まえ、島根原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している(③-7, ④-7)。</p> <p>現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく。</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事管理者）の確保実績を別紙2-7に示す(③-8)。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.0件の工事管理であり、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。</p>	<p>知識を習得させる取組を行っている。</p> <p>また、その他様々な取組みを別紙2-7のとおり行っており、これらの取組みを続けることにより、毎年数名程度受験し、有資格者の継続的な確保に努める。</p> <p>第1種放射線取扱主任者については、社外機関を活用し、放射線取扱主任者の資格取得に向けた講習を行い、試験対策を実施している。</p> <p>また、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上並びに重大事故等の対応に必要な有資格者を確保するため、原子力人材育成グループにて策定している教育訓練計画により、所員の公的資格取得に関し積極的に奨励している。</p> <p>(b) 資格取得（経験による認定）</p> <p>第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、人材育成のデータベース等を用いて行う。</p> <p>上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数4名（正2名、代行2名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>d. 令和3年10月1日現在の女川原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-8に示す(④-6)。</p> <p>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、女川原子力発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。</p> <p>現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく(④-6)。</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事監視員）の確保実績を別紙2-9に示す。工事件数の最も多い時期で1人あたり約0.6件の工事監視であり(③-6)、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。</p>	<p>知識を習得させる取組みを行っている。</p> <p>また、その他様々な取組みを別紙2-7のとおり行っており、これらの取組みを続けることにより、毎年数名程度受験し、有資格者の継続的な確保に努める。</p> <p>第1種放射線取扱主任者については、社外機関を活用し、放射線取扱主任者の資格取得に向けた講習を行い、試験対策を実施している。</p> <p>また、個人のさらなる専門知識及び技術・技能の向上並びに重大事故等の対応に必要な有資格者を確保するため、各課（室、センター）にて策定している教育訓練計画により、所員の公的資格取得に関し積極的に奨励している。</p> <p>(b) 資格取得（経験による認定）</p> <p>第1種ボイラー・タービン主任技術者及び第1種電気主任技術者については、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。認定に必要な業務経験等の確認は、要員管理のデータベース等を用いて行い、認定条件を満足した者について、順次、認定取得手続きを進めている。</p> <p>上記の取組みを続けることにより、特に原子炉主任技術者については、年齢別に一定数の有資格者を継続的に維持することとしており、今後も必要人数6名（正3名、代行3名）以上の有資格者を維持していくこととしている。必要人数の考え方については、「(6) 有資格者等の選任・配置」で示す。</p> <p>d. 令和5年1月1日現在の泊発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する資格者数を別紙2-8に示す(④-6)。</p> <p>これは、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応において、大型自動車等の資格を必要とする重機等の操作が必要だったことを踏まえ、泊発電所において検討した重大事故等の対応に必要な資格を抽出し、有資格者を確保している。</p> <p>現時点で確保している有資格者で重大事故等への対応が可能であるが、より多くの社員が資格を取得し、重大事故等発生時における対応をさらに適切に実施できるように、有資格者を確保していく(④-6)。</p> <p>e. 重大事故等対応に係る設計及び工事の進捗による技術者数（工事監視員）の確保実績を別紙2-9に示す。工事件数の最も多い時期で1人あたり約1.1件の工事監視であり(③-6)、技術者の業務に対する確実なチェック（上長によるチェック、他の技術者によるダブルチェック）体制の構築を行うことができ、ヒューマンエラーの防止が期待できる。</p>	<p>相違理由</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違</p> <p>(女川) 運用の相違 ・各プラントの組織体制に応じて、資格取得に係る訓練計画の策定箇所が異なる。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 運用の相違 ・資格取得に係る訓練計画策定箇所の相違により、データベースの種別が異なる。</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根, 女川) 設備の相違 ・プラント数（島根：1基、女川：2基、泊：3基）の相違により、必要人数が異なる。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根, 女川) ④記載内容の相違（試験人数）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>このため、現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため、島根原子力発電所及び本社では、データベースを構築し、プラント設備の技術変遷、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保守に関する情報等を設備ごとに整理し、技術者と共有している。</p> <p>また、島根原子力発電所の訓練施設には、別紙2-8のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている(③-9、④-8)。</p> <p>島根原子力発電所の技術者は、これらの取組みにより技術を伝承し、現場において運転及び保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。</p> <p>g. 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術）においては、各専門分野を産業界全体の最高レベルに到達させるため、管理者自らがパフォーマンス目標に対するギャップを把握し、解決すべき問題点等を明確にするとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行う活動を開始しており、これにより、パフォーマンスを向上させることを目指している。</p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>別紙2-1 電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所所在籍技術者並びに有資格者の人数</p> <p>別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について</p> <p>別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）</p> <p>別紙2-4 主任技術者の選任・解任および職務等に関する基本要領（抜粋）</p> <p>別紙2-5 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み</p> <p>別紙2-6 島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等</p>	<p>このため、現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため、女川原子力発電所を含む原子力部門で共有するデータベースを構築し、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保守に関する情報等を設備ごとに整理し、共有している。</p> <p>また、女川原子力発電所の訓練施設には、別紙2-10のとおり不具合事例に関する資料を展示したスペースを設けている。</p> <p>女川原子力発電所の技術者は、この取組等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。</p> <p>g. 当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>別紙2-1 本店（原子力部）及び女川原子力発電所における有資格者等の人数</p> <p>別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について</p> <p>別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）</p> <p>別紙2-4 特別管理職就業規則（規程）（抜粋）</p> <p>別紙2-5 原子炉主任技術者の職務等運用要領（抜粋）</p> <p>別紙2-6 ボイラー・タービン主任技術者および電気主任技術者の職務等運用要領（抜粋）</p> <p>別紙2-7 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>別紙2-8 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する</p>	<p>このため、現状で工事管理に適切な人数を確保していると考えられる。</p> <p>f. 確保した技術者の資質向上を図るため、泊発電所を含む原子力部門で共有するデータベースを構築し、設計情報、不具合事例等に関する情報を収集、整備している。本データベースでは、機械設備、電気設備及び計装設備の保守に関する情報等を設備ごとに整理し、共有している。</p> <p>また、泊発電所及び本店の原子力事業統括部では、別紙2-10のとおり不具合事例を風化させないための教育を、計画的に実施している。</p> <p>泊発電所及び本店の原子力事業統括部の技術者は、この取組み等により技術を伝承し、現場において運転保守を行うことにより、技術者の資質向上を図っている。</p> <p>g. 当社は、世界最高水準の発電所運営を行うために、国内外の安全性向上に資する良好事例取得に取り組むとともに、発電所への指導・助言（オーバーサイト）を行っている。</p> <p>これにより、目指すべきパフォーマンスとのギャップを把握し、また解決すべき課題の抽出を行い、これらを協働で解決することにより世界最高水準のパフォーマンス、技術力を発揮することを目指している。</p> <p>以上のことから、設計及び運転等並びに自然災害や重大事故等の対応に必要な技術者及び有資格者を確保し、技術力の向上に努めている。</p> <p>今後とも設計及び運転等を適切に行い、安全を確保し、円滑かつ確実な業務遂行を図るため、採用を通じ技術者を確保し、必要な教育・訓練を行うことにより継続的に技術者と有資格者を育成し、配置する。</p> <p>別紙2-1 本店（原子力事業統括部）及び泊発電所における有資格者等の人数</p> <p>別紙2-2 全社と原子力部門の採用人数について</p> <p>別紙2-3 有資格者の人数の推移（至近6ヶ年）</p> <p>別紙2-4 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋）</p> <p>別紙2-5 発電用原子炉主任技術者業務マニュアル（抜粋）</p> <p>別紙2-6 泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル（抜粋）</p> <p>別紙2-7 原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み</p> <p>別紙2-8 泊発電所における重大事故等対応に関する有資格者</p>	<p>(島根) 記載表現の相違 (島根) データベースの相違</p> <p>(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画的に実施することで、不具合事例を風化させないよう技術を伝承している。</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ②組織体制の相違(本店)</p> <p>(女川) 文書体系の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
対応に関する有資格者数 別紙2-7 島根原子力発電所における重大事故等対応に係る工 事件数と工事管理者数 別紙2-8 島根原子力発電所における不具合事例の展示	有資格者数 別紙2-9 女川原子力発電所における重大事故等対応に係る工 事件数と工事監理員数 別紙2-10 女川原子力発電所の訓練施設における不具合事例の 展示	数 別紙2-9 泊発電所における重大事故等対応に係る工事件数と 工事監理員数 別紙2-10 不具合事例を風化させないための教育資料	(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画 的に実施することで、不具合事例を風化させ ないよう技術伝承している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>	<p>(3) 経験 指針3 設計及び工事の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の設計及び工事の経験が十分に具備されていること。⑤ 【解説】 「経験が十分に具備されていること」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されているか、又は設計及び工事の進捗に合わせて獲得する方針が適切に示されていることを含む。</p> <p>指針7 運転及び保守の経験 事業者において、当該事業等に係る同等又は類似の施設の運転及び保守の経験が十分に具備されているか、又は経験を獲得する方針が適切に示されていること。⑥ 【解説】 「経験が十分に具備されている」には、当該事業等に係る国内外の同等又は類似の施設への技術者派遣や関連施設での研修を通して、経験及び技術が十分に獲得されていることを含む。</p>																																								
<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めている。 また、昭和49年3月に沸騰水型軽水炉（以下、「BWR」という。）を採用した島根原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計2基の原子力発電所を有し、平成29年4月に廃止措置に着手した1号炉を除き、今日において1基の原子力発電所を有している。 なお、3号炉についても平成17年12月に建設工事に着工している。</p> <table border="1" data-bbox="107 1133 645 1308"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>島根1号炉</td> <td>1,380</td> <td>昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2,436</td> <td>平成元年2月10日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3,926</td> <td>(平成17年12月着工)</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計2基の原子力発電所において、約45年に及ぶ運転並びに島根原子力発電所1号炉での廃止措置を行</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)	2号炉	2,436	平成元年2月10日	3号炉	3,926	(平成17年12月着工)	<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和31年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、昭和59年6月に沸騰水型軽水炉（以下「BWR」という。）を採用した女川原子力発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計4基の原子力発電所を有し、令和2年7月から廃止措置に着手した女川原子力発電所1号炉を除き、今日においては、計3基の原子力発電所を有し、順調な運転を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="689 1133 1227 1308"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>女川1号炉</td> <td>1593</td> <td>昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2436</td> <td>平成7年7月28日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>2436</td> <td>平成14年1月30日</td> </tr> <tr> <td>東通1号炉</td> <td>3293</td> <td>平成17年12月8日</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、これら原子力発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計4基の原子力発電所において、約37年に及ぶ運転及び女川原子力発電所1号炉での廃止措置を行</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)	2号炉	2436	平成7年7月28日	3号炉	2436	平成14年1月30日	東通1号炉	3293	平成17年12月8日	<p>本変更に係る同等又は類似の施設の設計及び運転等の経験が十分に具備されていることを以下に示す。</p> <p>a. 当社は、昭和32年以来、原子力発電に関する諸調査、諸準備等を進めるとともに、技術者を国内及び国外の原子力関係諸施設へ多数派遣し、技術的能力の蓄積に努めてきた。 また、平成元年6月に加圧水型軽水炉（以下「PWR」という。）を採用した泊発電所1号炉の営業運転を開始して以来、計3基の原子力発電所を有している。</p> <table border="1" data-bbox="1290 1133 1827 1252"> <thead> <tr> <th>原子力発電所</th> <th>原子炉熱出力 (MW)</th> <th>営業運転の開始</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>泊発電所1号炉</td> <td>約1,650</td> <td>平成元年6月22日</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>約1,650</td> <td>平成3年4月12日</td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>約2,660</td> <td>平成21年12月22日</td> </tr> </tbody> </table> <p>b. 当社は、泊発電所の建設時及び改造時の設計及び工事を通して豊富な経験を有し、技術力を維持している。また、営業運転開始以来、計3基の原子力発電所において、約33年に及ぶ運転を行っており、運転及び保守について十分な経験を有してい</p>	原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始	泊発電所1号炉	約1,650	平成元年6月22日	2号炉	約1,650	平成3年4月12日	3号炉	約2,660	平成21年12月22日	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経験) (島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経験) (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経験)</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経験)</p>
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
島根1号炉	1,380	昭和49年3月29日 (平成29年4月19日廃止措置計画認)																																								
2号炉	2,436	平成元年2月10日																																								
3号炉	3,926	(平成17年12月着工)																																								
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
女川1号炉	1593	昭和59年6月1日 (令和2年3月18日廃止措置計画認可)																																								
2号炉	2436	平成7年7月28日																																								
3号炉	2436	平成14年1月30日																																								
東通1号炉	3293	平成17年12月8日																																								
原子力発電所	原子炉熱出力 (MW)	営業運転の開始																																								
泊発電所1号炉	約1,650	平成元年6月22日																																								
2号炉	約1,650	平成3年4月12日																																								
3号炉	約2,660	平成21年12月22日																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、島根原子力発電所において平成19年から平成20年にかけて、非常用炉心冷却系ストレーナの取替工事、平成22年から平成24年にかけて、原子炉再循環系配管の取替工事等の設計及び工事を順次実施している。</p> <p>また、耐震安全性向上工事として、平成21年からは残留熱除去系配管等の支持構造物、原子炉建物屋根トラス、原子炉建物天井クレーン、燃料取替機等について設計及び工事を実施している。</p> <p>(b) これまで他社プラントにおいて、応力腐食割れによるステンレス鋼製機器（原子炉内構造物、原子炉再循環系配管等）の損傷事例が確認されており、島根原子力発電所ではこの対策として、原子炉再循環系配管、液体ボイゾン系配管、計装配管等の低炭素ステンレス鋼材への取替、及び原子炉再循環系配管、残留熱除去系配管の溶接部に対し、高周波加熱処理（IH S I）を行っている。</p> <p>大規模で長期にわたる工事としては、島根原子力発電所1号炉における炉心シュラウド交換を実施した実績を有する。</p> <p>配管減内管理については、内部流体による配管減内事象が確認されており、この対策として、材料の見直し（炭素鋼から低合金鋼に変更）や、オリフィス等の乱流発生要素の設置位置見直し等の改造を実施している。</p> <p>さらに、小口径配管について、他社のプラントにおいて配管振動によるソケット溶接部の疲労割れなどの損傷事例が確認されたことを踏まえ、島根原子力発電所では溶接方法の変更（ソケット溶接から突合せ溶接に変更）及びサポートの追加を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を当社社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に当社社員自らが直営で実施できるよう、以下のような取組みを行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電源喪失時の重要パラメータ監視計器復旧作業 ・高圧ケーブル敷設及び接続作業 ・可搬型重大事故等対処設備への燃料補給作業 <p>(c) 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。</p> <p>また、経済産業大臣の指示に基づき実施した緊急安全対策</p>	<p>っており、運転及び保守について十分な経験を有している。</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、女川原子力発電所において平成18年には2号炉非常用炉心冷却系ストレーナ取替工事、平成22年には、1号炉原子炉压力容器ヘッドスプレイ配管改良工事並びに平成24年には固体廃棄物貯蔵所増設工事の設計及び工事を順次実施している。</p> <p>また、耐震裕度向上工事として、平成20年から安全上重要な配管・電路類のサポート、クレーン類等について設計及び工事を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう取組みを行っている。なお、プラント設備の習熟のための保守点検活動について別紙3-1に示す。</p> <p>(b) 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、原子炉再循環ポンプトリップ設備の追加、代替制御棒挿入設備の追加、原子炉又は原子炉格納容器への代替注水設備の追加、原子炉自動減圧設備の追加、耐圧強化ベント設備の追加及び非常用電源のユニット間融通設備の追加を検討し、対策工事を実施している。</p> <p>また、経済産業大臣の指示「平成23年福島第一・第二原子</p>	<p>る。</p> <p>(a) 本変更に関して、設計及び工事の経験として、泊発電所において平成20年には1号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事、平成21年には2号炉の原子炉容器上部蓋の取替工事及び平成23年には3号炉の原子炉補機冷却海水ポンプ出口ストレーナの取替工事の設計及び工事を順次実施している。</p> <p>また、耐震裕度向上工事として、平成20年から1号炉の主蒸気系統配管の支持構造物、2号炉の主蒸気系統配管及び高圧注入配管等の支持構造物並びに3号炉の安全系蓄電池架台について設計及び工事を実施している。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、重大事故等の事故状況下においても復旧を迅速に実施するため、可搬型重大事故等対処設備の操作訓練はもとより、普段から保守点検活動を社員自らがを行い、知識・技能の向上を図り、緊急時に社員自らが直営で実施できるよう取組みを行っている。なお、プラント設備の習熟のための保守点検活動について別紙3-1に示す。</p> <p>(b) 更なる安全性向上の観点からアクシデントマネジメント対策として、代替再循環、代替補機冷却、格納容器内自然対流冷却及び代替格納容器内注水を可能とするための設備改造を検討し、対策工事を実施している。</p> <p>また、経済産業大臣の指示「平成23年福島第一・第二原子</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経緯）</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経緯）</p> <p>(島根) ⑧記載内容の相違（経緯）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊にて、「低炭素ステンレス鋼材への取替」、「高周波加熱処理（IH S I）」及び「材料の見直しやオリフィスの配置見直し等の改造」は実施していない。 ・また、プラント設計の相違により、泊には「炉心シュラウド」及び「ソケット溶接」は存在しない。 <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経緯）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>により、高圧発電機車、可搬式発電機、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、新規制基準施行前から独自に実施した安全性向上策として、防波壁、移動式代替熱交換器設備の設置等に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、運転及び保守に関する社内規程の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げている。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランドの事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。</p> <p>設備面では、原子炉圧力容器及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能を更に向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止機能にかかわるもの 再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加 原子炉及び格納容器への注水にかかわるもの 原子炉又は格納容器への代替注水設備の追加及び原子炉自動減圧設備の追加 格納容器からの除熱機能にかかわるもの 原子炉格納容器耐圧強化ベント設備の追加 安全機能のサポート機能にかかわるもの 非常用電源のユニット間融通設備の追加 <p>また、島根原子力発電所が所管する社内規程にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識・技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び燃料プールの除熱機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p>	<p>力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、消防ポンプ等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤の設置、原子炉建屋ベント装置の設置等に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、社内規定類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げていく。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。</p> <p>設備面では、発電用原子炉及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止機能にかかわるもの 原子炉再循環ポンプトリップ設備及び代替制御棒挿入設備の追加。 原子炉及び原子炉格納容器への注水機能にかかわるもの 既存の代替注水設備（ろ過水系、復水補給水系）間の連絡配管の設置、流量計の設置及び原子炉自動減圧設備の追加。 原子炉格納容器からの除熱機能にかかわるもの 耐圧強化ベント設備の追加。 安全機能のサポート機能にかかわるもの 非常用電源のユニット間融通設備の追加。 <p>加えて、女川原子力発電所1号炉においては、非常用補機冷却系の強化を目的として、非常用補機冷却系のポンプ等動的機器の追設を実施している。</p> <p>また、女川原子力発電所が所管する社内規定類にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p>	<p>力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について（指示）（平成23・03・28原 第7号 平成23年3月30日付）」に基づき実施した緊急安全対策により、電源車、送水ポンプ車等の配備に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>さらに、新規制基準施行前に独自に実施した安全性向上策として、防潮堤の設置、蒸気発生器直接給水用高圧ポンプの設置等に関する設計検討を行い、対策工事を実施している。</p> <p>また、社内規程類の改正対応や習熟訓練による運転の知識・技能の向上を図るとともに、工事と保守経験を継続的に積み上げていく。</p> <p>本変更に係る技術的能力の経験として、アクシデントマネジメント対策、緊急安全対策等の安全性向上対策の経験を以下に示す。</p> <p>① アクシデントマネジメント対策について 米国スリーマイルアイランド原子力発電所の事故以降、アクシデントマネジメントの検討、整備を実施してきている。</p> <p>設備面では、発電用原子炉及び原子炉格納容器の健全性を維持するための機能をさらに向上させるものとして、以下の設備改造を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 原子炉停止機能にかかわるもの 蒸気タービンの自動トリップ化並びに電動及びタービン動補助給水ポンプの自動起動化。 原子炉及び原子炉格納容器への注水機能にかかわるもの 代替再循環及び格納容器内注水設備の追加。 原子炉格納容器からの除熱機能にかかわるもの 格納容器内自然対流冷却の追加。 安全機能のサポート機能にかかわるもの 発電用原子炉施設間での電源融通設備の追加。 <p>加えて、泊発電所1号炉及び2号炉においては、原子炉補機冷却系の強化を目的として、代替補機冷却設備の追設を実施している。</p> <p>また、泊発電所が所管する社内規程類にアクシデントマネジメントに関する記載を検討、追加し、シミュレータ訓練、机上教育を通じて、知識、技能の維持向上に努め、継続的に改善を加えている。</p> <p>② 緊急安全対策等について 緊急安全対策については、緊急時の電源確保、発電用原子炉及び使用済燃料ピットの注水・冷却機能の確保等の観点から以下の対策を実施している。</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・電源車 ・送水ポンプ車</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・使用済燃料ピット</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・緊急時の電源確保 高圧発電機車の配備、電源ケーブルの配備</p> <p>・発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 消防ポンプ車、消防ホース、窒素ガスポンプの配備、注水継続又は代替注水のための純水タンク、ろ過水タンク、輪谷貯水槽及び海水を水源としての注水手順の整備</p> <p>・津波等に係る浸水対策 安全上重要な設備が設置されている建物入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施</p> <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前から、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防波壁の設置」、「建物への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を検討・実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防波壁の設置 建物への浸水防止 原子炉建物等の扉の水密化及びタービン建物と原子炉建物間の貫通部の止水 除熱・冷却機能の更なる強化 原子炉補機海水ポンプ用電動機の子備品、原子炉補機海水ポンプエリアへの防水壁の設置、代替水中ポンプ及び移動式代替熱交換器設備の配備、環境モニタリング設備等の増強 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、島根原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で下記のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組合せと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、水密扉の設置、貫通部の止水対策等を実施し、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計並びに取水路、放水路等の経路から流入させない設計としている。</p> <p>竜巻：「最大風速92m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象による</p>	<p>・緊急時の電源確保 ：電源車の配備、接続ケーブルの配備。</p> <p>・発電用原子炉及び使用済燃料プールの注水・冷却機能の確保 ：予備ポンプ等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補給水ポンプ等への電力供給又は消防車による注水手順の整備。</p> <p>・津波等に係る浸水対策 ：安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。</p> <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料プールの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防潮堤の設置」、「建屋への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の設置 建屋への浸水防止 ：建屋内への浸水防止対策として、建屋扉へのゴムシール取り付けを実施。 除熱・冷却機能の更なる強化 ：大容量電源装置の設置、高台電源センターの整備と代替注水車の配備、原子炉建屋ベント装置の設置及びモニタリングポストの電源等の強化。 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、女川原子力発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で以下のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速100m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象によ</p>	<p>・緊急時の電源確保 ：電源車の配備、接続ケーブルの配備。</p> <p>・発電用原子炉及び使用済燃料ピットの注水・冷却機能の確保 ：加圧器逃がし弁用バッテリー等を用いた原子炉減圧手順の整備、電源車等による補助給水ポンプ等への電力供給又は送水ポンプ車による注水手順の整備。</p> <p>・津波等に係る浸水対策 ：安全上重要な設備が設置されている建屋入口扉の浸水防止対策及び貫通部の止水処理の実施。</p> <p>また、緊急安全対策に加え、新規制基準施行より以前に、発電用原子炉及び使用済燃料ピットの燃料損傷防止に対する一層の安全性向上を図るため、主に「防潮堤の設置」、「建屋への浸水防止」及び「除熱・冷却機能の更なる強化」の3つの観点から安全性向上策を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 防潮堤の設置 建屋への浸水防止 ：建屋内への浸水防止対策として、建屋扉へのゴムシール取り付けを実施。 除熱・冷却機能の更なる強化 ：大容量電源装置の設置、高台水源及び代替注水設備の設置、原子炉格納容器ベント装置の設置及びモニタリングポストの電源等の強化。 <p>c. 新規制基準施行を踏まえ、泊発電所では78事象の自然現象及び人為事象を評価した上で以下のような自然災害等対策及び重大事故等対策に関する検討、設備改造工事等を進めている。</p> <p>また、これらの対策を運用する体制、手順についても整備を進めている。</p> <p>(a) 自然災害等対策について</p> <p>地震：地震による加速度によって作用する地震力に対する設計、設計基準対象施設の耐震設計に用いる地震力の算定、設計基準対象施設の耐震設計における荷重の組み合わせと許容限界の考慮による設計を実施している。</p> <p>津波：設計基準対象施設が設置された敷地において、基準津波による遡上波を地上部から到達又は流入させない設計及び取水路、放水路等の経路から流入させない設計を実施している。また、水密扉の設置及び貫通部の止水対策を実施している。</p> <p>竜巻：「最大風速100m/sの竜巻による風圧力による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を組み合わせた設計竜巻荷重」並びに「その他竜巻以外の自然現象によ</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経路)</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 名称の相違 ・使用済燃料ピット</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) ⑧記載内容の相違 (経路)</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 設計方針の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>荷重]等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建物開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネット又は竜巻防護鋼板の設置等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される降下火砕物の層厚を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置している。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建物表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる感知方式の感知器の設置、煙充滿等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響を検討し、水密扉及び床ドレン逆止弁等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器圧力逃がし装置のフィルタ装置（フィルタベント）や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設、静的触媒式水素処理装置の設置などの対応について検討し、基本設計を実施した。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内の人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用して様々な事態において柔軟に対応することについて検討し、基本設計を実施した。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント</p>	<p>る荷重]等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、建屋扉のリブレース、建屋開口部や屋外機器に対する竜巻防護ネットの設置、軽油タンクの地下化等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置する。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建屋表面温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる種類の感知器の設置、煙充滿等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、水密扉、床ドレン逆流防止治具等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：原子炉格納容器フィルタベント系の新設や、全交流動力電源喪失事象（SBO）時に高圧注水系の冗長性を持たせるための高圧代替注水系（HPAC）の新設などの取組を進めている。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを確認している。</p> <p>d. リスク情報活用の取組として、アクシデントマネジメント対</p>	<p>る荷重]等を適切に組み合わせた設計荷重に対して、取水ビットポンプ室等の上部開口部に対する竜巻防護ネットの設置、建屋壁面開口部に対する防護鋼板の設置等の防護対策を検討し、実施している。</p> <p>火山：敷地内で想定される層厚の降下火砕物を設定し、直接的影響である構造物への静的負荷に対して安全裕度を有する設計、水循環系の閉塞に対して狭隘部等が閉塞しない設計並びに換気系、電気系及び計測制御系に対する機械的影響に対して降下火砕物が容易に侵入しにくい設計としている。また、降下火砕物が換気空調系のフィルタに付着した場合でも、取替又は清掃が可能な設計としている。</p> <p>外部火災：森林火災からの延焼防止を目的として評価上必要とされる防火帯幅を算出し、設置する。航空機墜落による火災では、発電所敷地内に存在する危険物タンクの火災との重畳を考慮し、建屋表面温度及び室内温度が許容温度以下となる設計であることを確認している。</p> <p>内部火災：安全機能を有する構築物、系統及び機器を火災から防護するための火災の発生防止、早期の火災検知及び消火並びに火災の影響軽減を考慮した火災防護について、異なる感知方式の感知器の設置、煙充滿等により消火困難な区域への固定式消火設備の設置、安全系区分の分離のため3時間以上の耐火能力を有する隔壁等の設置に関して、技術的な検討及び対策を実施している。</p> <p>内部溢水：溢水源として発生要因別に分類した溢水を想定し、溢水防護対象設備が設置される区画を溢水防護区画として設定した上で、没水、被水及び蒸気の影響評価を検討し、水密扉、床ドレン逆流防止治具等の設置、電路・配管貫通部の止水対策等を実施している。</p> <p>(b) 重大事故等対策等について</p> <p>重大事故等：代替炉心注水又は代替格納容器スプレイトとして使用するための代替格納容器スプレイトポンプの新設、原子炉格納容器内の水素濃度を低減するための原子炉格納容器内水素処理装置及び格納容器水素イグナイタの新設などの取組みを進めている。</p> <p>大規模損壊：大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムが発生した場合に、発電用原子炉施設内において人的資源、設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備等の物的資源及びその時点で得られる施設内外の情報を活用し様々な事態において柔軟に対応することを確認している。</p> <p>d. リスク情報活用の取組みとして、アクシデントマネジメント</p>	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経緯）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（経緯）</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>策の検討に活用してきた。また、自社プラント確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）モデルの改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施により、外部事象のリスクの定量的な把握等に活用してきている。</p> <p>今後は、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p>	<p>策の検討に活用してきた。また、自社グループ内での確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）実施体制を整備し、自社プラントのモデルを構築、随時改良を重ねるとともに、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRA、定期検査時のリスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施による外部事象のリスクの把握、新規制基準適合性審査における有効性評価の対象となる事故シナジスの抽出に活用してきている。</p> <p>今後は、重大事故等対策を含めたモデルによるPRAを実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用するとともに、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p>	<p>対策の検討に活用してきた。また、自社プラントの確率論的リスク評価（以下「PRA」という。）として、定期安全レビューにおける運転時・停止時のPRAを実施し、リスク把握に活用してきた。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降は、地震PRA・津波PRAの実施による外部事象のリスクの把握、新規制基準適合性審査における有効性評価の対象となる事故シナジスの抽出に活用してきている。</p> <p>今後は、重大事故等対策を含めたモデルによるPRAを実施し、対策によるリスク低減効果の定量的な把握等に活用するとともに、PRAモデルの更なる高度化作業を進め、日常的な運転・保守におけるリスク管理と発電所の脆弱性を抽出し、リスク低減効果の高い対策の検討に活用していく。</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違 ・泊は、設計ノウハウを有するプラントメーカーとともにPRAモデルを整備し、リスク情報を活用している。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p>
<p>e. 当社原子力発電所の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター(以下「BTC」という。)では、従来から下記の訓練を実施している。</p>	<p>e. 当社原子力発電所内の訓練施設及び国内の原子力関係機関である株式会社BWR運転訓練センター(以下「BTC」という。)では、従来から以下の訓練を実施している。</p>	<p>e. 当社訓練施設及び泊発電所内に設けた訓練用設備並びに国内の原子力関係機関である株式会社原子力発電訓練センター(以下「NTC」という。)では、従来から以下の訓練を実施している。</p>	<p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p>
<p>(a) 原子力発電所の訓練施設で行われる訓練</p>	<p>(a) 原子力発電所内の訓練施設で行われる訓練</p>	<p>(a) 当社訓練施設及び泊発電所内に設けた訓練用設備で行われる訓練</p>	<p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p>
<p>・原子力研修教育訓練 保全業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、保全業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。</p> <p>保全業務に関する訓練は、対象者の業務内容に応じたカリキュラム(共通、安全、機械設備及び電気設備等)を設定し、それぞれ習熟度に応じて3つのコース(初級教育、中級教育及び専門教育)に分けている。</p> <p>・運転訓練 発電用原子炉の運転業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ、8つのコース(運転基礎研修、BTC初級補完研修、オペレータ養成研修、EOP初級研修、再研修、当直管理者研修、直員連携研修及び特別訓練研修)に分けている。</p>	<p>・必修訓練 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実物と同等な訓練設備により、必修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。</p> <p>必修訓練コースは、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム(機械関係、電気・計装関係及び保全全般関係)を設定し、別紙3-2に示すとおり、それぞれ習熟度に応じて2つのコース(必修基礎技術教育1、2)に分けている(⑥-1)。</p> <p>・運転訓練 運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、別紙3-2に示すとおり、対象者の習熟度に応じ4つのコース(養成コース、専門コース、管理者コース及びチーム連携訓練)に分けている(⑥-1)。</p> <p>・養成コース 養成コース1：BWRプラント概要、各設備の目的と基本対応操作を習得する。 通常操作コース：プラント起動停止時の各ステップにおける主要機器の起動停止操作及び</p>	<p>・必修訓練 保守に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬した訓練設備により、必修業務に必要な知識の習得及び機器の分解、検査等の実技訓練を実施している。</p> <p>必修訓練コースは、対象者の業務内容に応じ3つのカリキュラム(機械関係、電気・制御関係及び保守全般関係)を設定し、別紙3-2に示すとおり、機械関係及び電気・制御関係については、それぞれ習熟度に応じて2つのコース(基礎教育及び必修訓練)に分けている(⑥-1)</p> <p>・運転訓練 運転に関する業務に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施している。シミュレータ訓練コースは、別紙3-2に示すとおり、対象者の習熟度に応じ5つのコース(シミュレータ訓練Ⅰ、シミュレータ訓練Ⅱ、シミュレータ訓練Ⅲ、初級操作訓練及び自主操作訓練)に分けている(⑥-1)。</p> <p>・シミュレータ訓練Ⅰ 訓練員が主体となって運転対応操作を行い、監督者による管理能力の向上及び操作員との連携・コミュニケーションの維持・向上を図る。 ・事故時の判断指揮命令能力向上訓練(連携)</p>	<p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(女川) ③設備及び運用の相違(訓練)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p>盤面・パラメータ監視の基本を理解する。</p> <p>養成コース2：異常時運転操作（事象ベース）での対応操作を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。</p> <p>起動停止コース：原子炉起動から定格出力到達までの起動工程の理解と一連の起動操作を習得する。</p> <p>養成コース3：異常時運転操作（徴候ベース）に関する基本知識と挙動を理解し、中央制御室での運転に必要な技量を習得する。</p> <p>養成コース4：異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）対応を通し、習得した知識・技能を再確認した上で、中央制御室での運転に必要な知識、技能及び主体的な対応を習得する。</p> <p>・専門コース</p> <p>専門コース1：異常時運転操作（事象ベース徴候ベース）に関する知識、技能を向上し中央制御室の運転員として必要な総合的技量の向上を図る。</p> <p>専門コース2：重大事故等に対する理解と特定事象への的確な対応操作、及び異常時運転操作（徴候ベース）の判断と的確な対応操作の向上を図る。</p> <p>専門コース3：異常時運転操作（徴候ベース原災法特定事象等）を通し上級職を目指すために必要な技能・知識の向上及び原災法特定事象等へ該当する事象の判断を通し指揮・命令の基本事項を習得する。</p> <p>専門コース4：中央制御室の運転員として持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者を目指すために必要な技能・知識を理解する。</p> <p>・管理者コース</p> <p>：管理職として、持つべき技能・知識を再確認し、異常時、事故時の状況判断、指示、命令、通報など運転管理責任者に必要な技能・知識の維持向上を図る。</p> <p>・チーム連携訓練</p> <p>：チーム単位での訓練で、異常時運転操作（事象ベース、徴候ベース）を中心</p>	<p>・連携による事象判別異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・通常時運転操作、プラント起動停止等操作訓練（連携）</p> <p>・重要事故シーケンス訓練</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・シミュレータ訓練Ⅱ</p> <p>「操作技能異常時対応能力の維持・向上」「監督者－オペレータ間の連携能力の維持・向上」を図る。</p> <p>・事故時の判断能力向上訓練</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（応用）</p> <p>・プラント系統・制御（応用）</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・シミュレータ訓練Ⅲ</p> <p>運転責任者資格保持者、又は新規取得予定者を対象に、管理監督・指揮命令能力の維持・向上を図る。また、「操作技能異常時対応能力の維持・向上」「監督者の管理能力及び監督者－オペレータ間の連携能力の維持・向上」を図る。</p> <p>・監督者（運転責任者資格保持者又は新規取得予定者）による技量維持の訓練</p> <p>・事故時の判断能力向上訓練</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（複合事象）</p> <p>・通常運転操作（臨界操作）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（応用）</p> <p>・プラント系統・制御（応用）</p> <p>・保安規定、関係法令等記載事項の理解</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・初級操作訓練</p> <p>若年層運転員に対する基礎知識・技能の習得を図る。</p> <p>・通常操作（補機切替及び定期試験）の中央制御室操作</p> <p>・プラント系統・制御（基礎）</p> <p>・プラント起動停止等操作訓練（基礎）</p> <p>・事象判別、異常時対応操作訓練（単一故障）</p> <p>・訓練の反省及び補足説明</p> <p>・自主操作訓練</p> <p>訓練生の自発的な挙動確認・対応確認等のため、訓練生のニーズに沿った対応訓練の実施。</p> <p>・NTC訓練前後の事前・事後訓練</p> <p>・疑問、問題解決型訓練</p> <p>・その他</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>発電用原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ2つのコース（基準訓練コース、継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>初級Ⅰ：BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御工学、安全工学等の基礎理論について習得する。</p> <p>初級Ⅱ：中央制御室での運転に必要な基礎的技量を習得する。</p> <p>中級Ⅱ：中央制御室操作員の上位者として、法令、保安規定等の幅広い運転管理知識を拡充の上、広範囲に及ぶ異常時対応能力（事象ベース、微候ベース）を習得する。</p> <p>上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。</p>	<p>に、長期停止に伴う技術の補完及び重大事故等への対応能力向上を目指してチーム内連携の向上を図る。</p> <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（遠隔講義、基準訓練コース及び継続訓練コース）に分けている。</p> <p>・遠隔講義</p> <p>BWRプラント概要、核工学、熱工学、制御等の基礎理論の習得のためのコース。テレビ会議システムを活用した遠隔講義を設定し、3つのコース（初級Ⅰ入門、初級Ⅰ補機及び初級Ⅰ主機）に分けて実施している。</p> <p>・基準訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>中級Ⅰ：異常時対応（事象ベース、微候ベース）に関する知識・技能を高め、総合的技量の向上を目的とする。</p> <p>中級Ⅱ S：重大事故等への拡大を防ぐ取組及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>上級Ⅰ：運転責任者として要求される技量を総括的に習得する。</p> <p>上級Ⅱ：運転責任者資格の更新を行う。</p>	<p>(b) N T Cで行われる訓練</p> <p>原子炉の運転に従事する技術者を主な対象者として、実機を模擬したシミュレータ訓練装置により、基本的な起動・停止操作から冷却材喪失事故等、複雑な事故対応の実技訓練を実施するシミュレータ訓練コースを設定し、実施している。シミュレータ訓練コースは、対象者の習熟度に応じ3つのコース（初期訓練コース、再訓練コース及び特別訓練コース）に分けている。</p> <p>・初期訓練コース</p> <p>原子炉の基礎理論、発電所の設備及び運転実技の習得のためのコースであり、運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>フェーズⅠ：PWRプラントの炉心に関する基礎理論の学習。</p> <p>フェーズⅡ：PWRプラントの系統、制御及び安全に係る基礎知識の習得。</p> <p>フェーズⅢ(A)：直体制での通常時、異常時の運転技能の習得。</p> <p>フェーズⅢ(B)：緊急時及び重大事故時の基本運転技能の習得。</p> <p>・再訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。運転員の実務経験、訓練目的に応じて以下の6種類より運転業務に携わる技術者を派遣している。</p> <p>一般コース：通常時及び異常時の運転要領に関する知識と技能の習得。</p> <p>上級コース：異常時及び緊急時の運転要領に関する知識と技能を習得・維持・向上。</p> <p>監督者コース：異常時及び緊急時における状況判断、指揮監督能力の維持・向上。</p> <p>実技試験コース：原子力発電所運転責任者の資格判定に係る運転実技試験の準備。</p> <p>運責シビアアクシデントコース：原子力発電所運転責任者の資格判定に係る運転実技及び更新訓練（SA事故状況判断の実施）。</p> <p>直員連携コース：運転当直単位でプラント異常時を中心としたシミュレータ訓練を行い、運転直内の有機的連携操作を強化。</p> <p>・特別訓練コース</p> <p>特定目的のために設けるコースで、訓練期間及び内容は訓練生派遣元との打合せにより定める。代表的なコー</p>	<p>(島根、女川)</p> <p>①設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川)</p> <p>①設備及び運用の相違(訓練)</p> <p>(島根、女川)</p> <p>①設備及び運用の相違(訓練)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・継続訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>上級S：炉心損傷事象への拡大を防ぐ取組み、炉心損傷後の対応を復習し、事故時における状況判断（重大事故）の反復学習を行う。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について（令和2年度）」（別紙3-1）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-2）（⑥-2、⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作が対応できることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-2（⑥-2）に実績を示す。 <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」及び「上級S訓練コース」に参加している。</p> <p>「SA訓練コース（上級）」は、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p>	<p>・継続訓練コース</p> <p>通常時、異常時及び緊急時の運転手順に関する知識と技能を習得するためのコース。</p> <p>中級A：異常時対応（事象ベース徴候ベース）の基本習熟を重点とする。</p> <p>中級B/交流：通常操作と異常時対応（事象ベース、徴候ベース）の習熟と他電力との交流を通じて総合的な技量の向上を重点とする。</p> <p>中級C：異常時対応（徴候ベース）の実践的訓練を主体とする。また、異常時対応（徴候ベース、シビアアクシデント）を範囲とし、原子力災害対策特別措置法・通報訓練を含む。</p> <p>上級A、D：運転責任者の新規取得のための事前準備をする。</p> <p>SA訓練：重大事故等への拡大を防ぐ取組及び重大事故等後の対応について事象を収束させるために必要となる知識及び技能を習得する。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和2年度）」（別紙3-2）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-3）（⑥-2、⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料プールを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作ができることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-3に実績を示す（⑥-2）。 <p>(b) B T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「SA訓練コース（上級）」、「中級II S訓練コース」に参加している。</p> <p>これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p>	<p>スを以下に例示する。</p> <p>シビアアクシデント訓練強化コース：シビアアクシデント（過酷事故）時の対応訓練及びプラント挙動の習得。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、「原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績（令和3年度）」（別紙3-2）（⑥-1）及び「安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について」（別紙3-3）（⑥-2、⑥-3）に示すとおり、重大事故等に対処するための訓練を実施している。</p> <p>(a) 原子力発電所で行われる訓練</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流電源を供給する設備の機能、海水を使用して発電用原子炉施設を冷却する設備の機能並びに使用済燃料ピットを冷却する設備の機能が喪失した場合でも、発電用原子炉施設等の冷却機能の回復を図るために必要な電源及び水源確保等の操作ができることを確認するための訓練を実施している。 発電所の被災状況やプラントの状況を共有する情報共有ツールを整備し、訓練において活用している。 全交流動力電源喪失等の重大事故等の状態を想定し、重大事故等への拡大を防ぐ対応及び炉心損傷後の対応について、チーム連携訓練を実施しており、別紙3-3に実績を示す（⑥-2）。 <p>(b) N T Cで行われる訓練</p> <p>運転員を対象に、「運責シビアアクシデントコース」及び「シビアアクシデント訓練強化コース」に参加している。</p> <p>これらのコースは、シビアアクシデントにおける挙動の理解、対応についての知識・技能を習得させることを目的としている。</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 名称の相違 ・使用済燃料ピット</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) ③設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>(島根) ③設備及び運用の相違（訓練）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外のトラブル情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識についても継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報は全て社内関係箇所へ周知されるが、そのうち、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規程に基づき必要な活動を行っている。</p> <p>「不適合等管理基本要領」（別紙3-3）（⑤-1,⑥-4）に未然防止処置の基本的事項について規定し、具体的な未然防止処置の方法については、「島根原子力発電所未然防止処置手順書」（別紙3-4）（⑤-2,⑥-5）に規定しており、以下に基本的なフローについて示す。</p> <p>(a) 情報入手 未然防止処置情報入手箇所の長（課長（技術））は、他施設のトラブル情報等を入手し、管理グレードを付与する。</p> <p>(b) 情報の検討 ア. 未然防止処置情報入手箇所の長は、入手した情報について次に掲げる観点からスクリーニングを実施する。 ・外部要因 ・偶発事象 ・当該業務・原子炉施設に固有の事項 ・事象・対策ともに軽微な事象等 イ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が必要と判断したものについて、対応実施箇所の長へ検討を依頼する。</p> <p>ウ. 未然防止処置情報入手箇所の長は、上記アのスクリーニングの結果、未然防止処置の検討が不要と判断した情報については、スクリーニング実施書を作成し、管理グレードに応じて、発電所長を委員長とする原子力発電保安運営委員会、又は技術部長を主査とする未然防止処置検討会の審議を受ける。</p> <p>なお、他課との協議を要する情報の場合は、未然防止処置検討会にてスクリーニングを行う。</p> <p>(c) 検討結果の確認 ア. 対応実施箇所の長は、対策要否及び対策を検討し、対策の計画の適切性等について会議体の審議を受ける。 イ. 対応実施箇所の長は、審議結果を計画に反映し、管理グレードに応じた承認者の承認を得る。</p> <p>(d) 処置の実施 ア. 対応実施箇所の長は、対策を実施する。 イ. 対応実施箇所の長は、対策実施状況を管理グレードに応じた承認者の承認を受ける。</p>	<p>g. 国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報のうち、「他施設で発生したトラブルは当社では発生させない」という未然防止処置検討の趣旨を踏まえ、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規定類に基づき必要な活動を行っている。</p> <p>この活動については、入手した情報について以下の流れで検討することを別紙3-4に示す社内規定類「原子力保安情報処理要領」に定めている（⑤-1, ⑥-4）。</p> <p>a) 入手情報全てをシステムに登録 本店取りまとめ箇所は運転経験情報を入手し、社内のシステム（設備保全統合管理システム）へ登録する。</p> <p>(b) 一次スクリーニングの実施 本店取りまとめ箇所は原子力情報検討会を開催しスクリーニングを実施し、未然防止処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て社内のシステムに記録される。</p> <p>(c) 二次スクリーニングの実施 未然防止処置の検討が必要と判断された情報については、発電所の情報検討会にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断する。</p> <p>(d) 未然防止処置の検討・妥当性の確認 発電所取りまとめ箇所及び設備担当箇所は、詳細な検討を実施し、必要な未然防止処置を実施する。未然防止処置実施箇所は必要な未然防止処置が完了したら社内のシステムにその内容を登録する。</p> <p>またシステムに登録された未然防止処置について、その妥当性を本店の原子力保安情報検討会にて確認し、必要に応じて再検討を依頼する仕組みがある。</p> <p>このように、入手した情報を全て社内のシステムに登録し、</p>	<p>g. 運転の経験として、当社で発生したトラブル対応や国内外の運転経験情報の水平展開要否に係る判断等を通じて、トラブルに関する経験や知識について継続的に積み上げている。</p> <p>これらの情報のうち、「他施設で発生したトラブルは当社では発生させない」という未然防止処置検討の趣旨を踏まえ、未然防止処置に関する情報として扱う必要があるものは、社内規程類に基づき必要な活動を行っている。</p> <p>この活動については、入手した情報について以下の流れで検討することを別紙3-4に示す社内規程類「原子力トラブル情報検討マニュアル」及び別紙3-5に示す社内規程類「泊発電所トラブル情報検討要領」に定めている（⑤-1,⑥-4）。</p> <p>(a) 入手情報全てを管理表に登録 本店取りまとめ箇所及び発電所取りまとめ箇所は運転経験情報を入手し、本店取りまとめ箇所は原子力トラブル情報入手・情報検討状況管理表（以下、「管理表」という。）へ登録する。</p> <p>(b) スクリーニングの実施 本店取りまとめ箇所及び発電所取りまとめ箇所は入手した情報のスクリーニングを実施し、未然防止処置の検討が必要かどうかを判断する。これらの判断結果については、全て管理表に登録する。</p> <p>(c) トラブル情報検討会の実施 未然防止処置の検討が必要と判断された情報については、発電所のトラブル情報検討会にて、改めて詳細調査の要否あるいは対策検討の要否を判断する。</p> <p>(d) 未然防止処置の検討・妥当性の確認 発電所取りまとめ箇所及び設備担当箇所は、詳細な検討を実施し、必要な未然防止処置を実施する。未然防止処置実施箇所は必要な未然防止処置が完了したら、本店取りまとめ箇所にその結果の通知する。本店取りまとめ箇所は管理表にその内容を登録する。</p> <p>また処置担当箇所にて検討した未然防止処置について、その妥当性を発電所の安全運営委員会にて確認し、必要に応じて再検討を依頼する仕組みがある。</p> <p>このように、入手した情報を全て社内のシステムに登録し、</p>	<p>(女川) 島根実績の反映 (島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経験情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 業務プロセスの相違 ・各プラント、組織体制に応じて未然防止処置に係る情報の検討プロセスが異なる。 ・泊の特徴として、情報の入手及び検討を本店と発電所とで分担している。また、入手した情報及びその後の検討進捗は直営発電所から本店に共有し、管理表を用いて本店で一元的に管理することとしている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>令和2年度の原子力発電保安運営委員会の開催実績を別紙3-5に示す(⑤-3, ⑥-6)。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。別紙3-6「過去3年間の海外派遣者実績について」にて派遣実績を示す(⑤-4, ⑥-7)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。 (活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可搬設備に関する調査(シビアアクシデント対策の可搬設備の点検について参考資料として活用) ・リスク情報に関する調査(リスク情報活用手順の整備にあたって参考資料として活用) ・炉内構造物の劣化に関する調査(炉内構造物についての熱影響や放射線脆化に関する評価の参考資料として活用) <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について(令和2年度)</p> <p>別紙3-2 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-3 不適合等管理基本要領(抜粋)</p> <p>別紙3-4 島根原子力発電所未然防止処置手順書(抜粋)</p> <p>別紙3-5 原子力発電保安運営委員会の開催実績(令和2年度)</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>上記の流れに従い当社発電所における未然防止処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。</p> <p>令和2年度の原子力情報検討会、女川原子力発電所情報検討会及び東通原子力発電所情報検討会の開催実績を別紙3-5に示す。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去3年間の国外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-6に示す(⑤-2, ⑥-5)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。 (活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・米国及び中国原子力発電所における施設管理に係るエクセレンスの調査(定期事業者検査の期間短縮における検討として活用) <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <p>別紙3-2 原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績(令和2年度)</p> <p>別紙3-3 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-4 原子力保安情報処理要領(抜粋)</p> <p>別紙3-5 原子力情報検討会/女川原子力発電所/東通原子力発電所情報検討会の開催実績(令和2年度)</p> <p>別紙3-6 過去3年間の海外派遣者実績について</p>	<p>上記の流れに従い当社発電所における未然防止処置に必要な情報が確実に検討、処理される仕組みが構築されている。</p> <p>令和3年度の泊発電所トラブル情報検討会及び泊発電所安全運営委員会の開催実績を別紙3-6に示す。</p> <p>h. 当社は、従来から国内外の原子力施設からトラブル情報の入手、情報交換を行っている。その中で、必要な場合は技術者の派遣を行っている。過去5年間の国外の原子力関係諸施設への派遣実績を別紙3-7に示す(⑤-2, ⑥-5)。派遣により入手した情報は、適宜派遣者から報告されている。</p> <p>国外へ派遣した技術者が収集した情報は、当社原子力発電所の各種業務に活用しており、主な活用例を以下に示す。 (活用例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・WANO(世界原子力発電事業者協会)の運転経験分野に関するワークショップ(泊発電所におけるCAPの体制整備に活用) ・米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査(泊発電所における、リスクマネジメント及びオーバーサイトの体制整備に活用) <p>今後も継続的に海外からの情報収集及びその活用に努めていく。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る設計及び運転等の経験を十分に有しており、今後も継続的に経験を積み上げていく。</p> <p>別紙3-1 プラント設備の習熟のための保守点検活動</p> <p>別紙3-2 原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績(令和3年度)</p> <p>別紙3-3 安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p>別紙3-4 原子カトラブル情報検討マニュアル(抜粋)</p> <p>別紙3-5 泊発電所トラブル情報検討要領(抜粋)</p> <p>別紙3-6 泊発電所トラブル情報検討会/泊発電所安全運営委員会の開催実績(令和3年度)</p> <p>別紙3-7 過去5年間の海外派遣者実績について</p>	<p>(島根, 女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止処置に係る業務プロセスの相違により、関連する委員会の構成が異なる。 <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根, 女川) ⑧記載内容の相違(経緯)</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて運転業務情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。 <p>(島根, 女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未然防止処置に係る業務プロセスの相違により、関連する委員会の構成が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し及び維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」及び「原子力品質保証規程」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善している。</p>	<p>(4) 品質保証活動 指針4 設計及び工事に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、設計及び工事を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていること。⑦</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「構築されている」には、設計及び工事の進捗に合わせて構築する方針が適切に示されている場合を含む。</p> <p>2) 「品質保証活動」には、設計及び工事における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>3) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>指針8 運転及び保守に係る品質保証活動</p> <p>事業者において、運転及び保守を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されているか、又は構築される方針が適切に示されていること。⑧</p> <p>【解説】</p> <p>1) 「品質保証活動」には、運転及び保守における安全を確保するための最高責任者の方針を定め、品質保証計画に基づき活動の計画、実施、評価及び改善を行うとともに、監査を含む評価によって継続的な改善が図られる仕組みを含むこと。また、それらの活動が文書化され、管理される仕組みを含むこと。</p> <p>2) 「体制」には、品質保証活動の取組みの総合的な審議を行う委員会等を必要に応じて含むこと。</p> <p>本変更に係る設計及び運転等を適確に遂行するために必要な品質保証活動を行う体制が適切に構築されていることを以下に示す。</p> <p>a. 設計及び運転等の品質保証活動の体制</p> <p>(a) 当社における設計及び運転等の各段階における品質保証活動は、原子力発電所の安全を達成、維持及び向上させるために、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品質管理基準規則」という。）に従い、健全な安全文化を育成し維持するための活動、関係法令及び保安規定の遵守に対する意識の向上を図るための活動を含めた「保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」を品質マニュアルとして定め、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 ・女川、泊では読み替えを行っている。 ・設置変更許可本文十一号及び保安規定における読み替えと整合を図った。 女川：「品管規則」を略称として使用 泊：「品質管理基準規則」を略称として使用 (女川) 文書体系の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>この品質マネジメントシステムに基づき品質保証活動を実施するための基本的実施事項について、品質マニュアルとして「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「原子力品質保証規程」（以下「品証規程」という。）」、「原子力品質保証細則」（以下「品証細則」という。）及び「原子力安全管理監査細則」（以下「監査細則」という。）に定めている。</p> <p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」（以下「品管規則」という。）の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009から追加された要求事項について品質マニュアル及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1、⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2、⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「保安規定第3条（品質マネジメントシステム計画）」、「品証規程」、「品証細則」及び「監査細則」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画（社長制定） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、品証規程、品証細則及び監査細則等の社内規程に定めている。 品証規程（社長制定） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施等の具体的事項を定めている。 品証細則（電源事業本部長制定） 品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、実施部門に関する各要求事項として電源事業本部長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。 	<p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の品管規則施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009から追加された要求事項について原子力品質保証規程及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1、⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2、⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力品質保証規程」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画（社長承認文書） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的実施事項を、原子力品質保証規程等の社内規程類に定めている。 原子力品質保証規程（社長承認文書） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者並びに保安規定に定める各組織の長の具体的事項を定めている。 	<p>評価確認し、継続的に改善している。</p> <p>(b) これまでは、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」（JEAC4111-2009）に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の品質管理基準規則の施行（令和2年4月1日）を踏まえ、JEAC4111-2009から追加された要求事項について原子力総合品質保証規程及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。追加された要求事項と、これを反映した品質マネジメントシステム計画については、別紙4-1及び別紙4-2に示す（⑦-1、⑧-1）。</p> <p>(c) 当社における品質保証活動については、業務に必要な社内規程類を定めるとともに、別紙4-2及び別紙4-3に示す文書体系を構築している（⑦-2、⑧-2）。また、文書体系のうち一次文書は、「品質マネジメントシステム計画」、「原子力総合品質保証規程」、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」であり、以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 品質マネジメントシステム計画（社長承認文書） 組織の品質マネジメントシステムを規定する最上位文書であり、品質保証活動を実施するための基本的事項を定めている。この品質マネジメントシステム計画に従い、保安規定に定める各組織の具体的事項を、原子力総合品質保証規程、原子力品質保証計画書、泊発電所品質保証計画書等の社内規程類に定めている。 原子力総合品質保証規程（社長承認文書） 品質マネジメントシステム計画に基づき、社長が実施すべき品質方針の設定、マネジメントレビューの実施及び管理責任者の具体的事項を定めている。 原子力品質保証計画書（原子力安全・品質保証部長承認文書） 品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程に基づき、原子力事業統括部及び資材部における品質保証活動に関する具体的事項を定めている。 泊発電所品質保証計画書（発電所長承認文書） 品質マネジメントシステム計画及び原子力総合品質保証規程に基づき、泊発電所における品質保証活動に関する具体的事項を定めている。 	<p>（島根）記載箇所の相違</p> <p>（島根、女川）記載表現の相違 ・品質管理基準規則 （島根）記載方針の相違 ・女川、泊は読み替え済み （島根、女川）文書体系の相違</p> <p>（島根）記載表現の相違 （島根、女川）文書体系の相違</p> <p>（島根）記載表現の相違 （島根、女川）記載表現の相違 ・(c)項における記載の整合を図った。 （女川）文書体系の相違</p> <p>（島根、女川）文書体系の相違 （島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川）文書体系の相違 ・「保安規定に定める各組織の長」の具体的事項は、「原子力品質保証計画書」及び「泊発電所品質保証計画書」に定めている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>・ 監査細則（内部監査部門長制定）</p> <p>品質マネジメントシステム計画及び品証規程に基づき、監査部門に関する各要求事項として内部監査部門長（管理責任者）が実施すべき方針策定、品質目標の設定等の具体的事項を定めるとともに、各業務を主管する組織の長が発電所の安全を達成・維持・向上するうえでの具体的事項を定めている。</p> <p>これらの一次文書に従い、実施部門の管理責任者である電源事業本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である内部監査部門長（以下「監査部門の責任者」という。）のもと、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部及び実施部門から独立した監査部門である内部監査部門（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの効果的運用の証拠を示すために必要な記録を作成し管理する（⑦-3、⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築、燃料）、島根原子力発電所及び調達本部並びに実施部門から独立した監査部門である内部監査部門で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-4、別紙4-5及び別紙4-6に示す（⑦-4、⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、調達本部及び電源事業本部（燃料）については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「調達管理基本要領」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-5に示す。</p>	<p>この原子力品質保証規程に従い、実施部門の管理責任者である原子力本部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である原子力審査室長（以下「監査部門の管理責任者」という。）のもと、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部、女川原子力発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力審査室（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規定類に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規定類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を作成し管理する（⑦-3、⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力品質保証室、原子力部、土木建築部、資材部、燃料部及び女川原子力発電所（以下「各室部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力審査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-3に示す（⑦-4、⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、資材部については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力部、土木建築部及び女川原子力発電所等の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から「原子力QMS 調達管理要領」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む。）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-4及び別紙4-5に示す。</p>	<p>これらの品質マニュアルに従い、実施部門の管理責任者である原子力事業統括部長（以下「実施部門の管理責任者」という。）及び監査部門の管理責任者である原子力監査室長（以下「監査部門の管理責任者」という。）のもと、実施部門である原子力事業統括部、資材部、泊発電所及び実施部門から独立した監査部門である原子力監査室（以下「各業務を主管する組織」という。）の長が実施する事項を社内規程類に定めている。</p> <p>(d) 各業務を主管する組織の長は、上記の社内規程類に基づき、責任をもって個々の業務を実施し、評価確認し、要求事項への適合及び品質マネジメントシステムの実効性を実証するために必要な記録を作成し管理する（⑦-3、⑧-3）。</p> <p>(e) 品質保証活動に係る体制は、社長を最高責任者（トップマネジメント）とし、実施部門である原子力事業統括部、資材部及び泊発電所（以下「各部所」という。）並びに実施部門から独立した監査部門である原子力監査室で構築している。品質保証活動に係る体制を別紙4-3に示す（⑦-4、⑧-4）。</p> <p>この体制のうち、資材部については、保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務を実施する部門ではなく、原子力事業統括部及び泊発電所の実施部門が供給者の技術的能力・品質保証体制等により調達要求事項を満足する調達製品及び役務の供給能力を評価し、その供給者の中から、「原子力調達管理マニュアル」に従い、供給者の選定に関する業務（契約業務を含む）を実施する部門である。</p> <p>保安規定に定める運転管理、施設管理等の業務の実施箇所及びこれを支援する箇所を別紙4-4及び別紙4-5に示す。</p>	<p>(島根) 文書体系の相違</p> <p>(島根、女川) 文書体系の相違 (島根、女川) 職位名称の相違 ・原子力事業統括部長 ・原子力監査室長 (島根、女川) 組織体制の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 組織体制の相違 (島根、女川) 組織名称の相違 (島根) 別紙構成の相違</p> <p>(島根、女川) 組織体制の相違</p> <p>(島根、女川) 文書名称の相違</p> <p>(島根) 別紙構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、原子力品質方針及び原子力安全文化醸成に関する基本方針（以下両者をまとめて「品質方針」という。なお、原子力安全文化醸成に関する基本方針は、原子力安全文化醸成方針及びコンプライアンス経営推進宣言により構成している。）を設定している（⑦-5、⑧-5）。</p> <p>設定した品質方針を別紙4-7に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所の教訓を踏まえ、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意のもと、安全の確保、品質の向上、企業倫理の浸透、透明性の確保を基本として活動することを表明している。</p> <p>また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、社内ポータルサイトに掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-8に示す（⑦-6、⑧-6）。</p> <p>(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長へ周知するとともに、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である品質目標を設定することを指示している。</p> <p>(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を業務計画と整合を取り設定するとともに、この品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により実施部門及び監査部門の要員に周知している。</p> <p>品質方針が変更された場合には、品質目標を見直し、再度、実施部門及び監査部門の要員に設定時と同様の方法により周知している。</p> <p>(i) 各業務を主管する組織の長は、年度業務計画に基づく品質保証活動の実施状況の評価確認するため品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-9に示す。</p>	<p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することの責任と権限を有し、品質方針を設定している（⑦-5、⑧-5）。</p> <p>設定した品質方針を別紙4-6に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ「東日本大震災を含む数多くの教訓・知見を取り入れ、リスクを低減し続けること、安全文化の育成及び維持とたゆまぬPDCA活動に努めることにより、社会からの理解と信頼を得る」という決意のもと、安全最優先の徹底、法令・ルールの遵守、常に問い直し問いかける習慣の定着、情報共有の充実、積極的な改善の実践を行うこととしている。</p> <p>また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、イントラネットへの掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示し、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している（⑦-6、⑧-6）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-7に示す。</p> <p>(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を原子力品質保証室長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。</p> <p>(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、管理責任者はその設定状況を確認し、組織はこの品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により各室部所及び原子力考査室の要員に周知している。</p> <p>品質方針が変更された場合は、変更された品質方針を実施部門及び監査部門内に伝達するとともに、必要に応じ品質目標を見直し、再度、設定時と同様の方法により周知している。</p> <p>(i) 各業務を主管する組織の長は、品質保証活動の実施状況の評価確認するため、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。</p>	<p>(f) 社長は、品質マネジメントシステムの最高責任者（トップマネジメント）として原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、実効性を維持することの責任と権限を有し、品質方針を設定している（⑦-5、⑧-5）。</p> <p>設定した品質方針を別紙4-6に示す。この品質方針は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえ、新知見を反映した安全対策への取り組みやプラントの状態に応じた保全等、原子力安全の達成・維持・向上に向けた活動を行うこととしている。</p> <p>また、組織内に伝達され、理解されることを確実にするとともに、要員が健全な安全文化を育成し及び維持することに貢献できるようにするため、イントラネットへの掲載の他に、執務室内に品質方針ポスターを掲示し、携帯用の品質方針カードの配布を実施することにより、実施部門及び監査部門の要員に周知している（⑦-6、⑧-6）。品質方針の組織内への伝達方法については、別紙4-7に示す。</p> <p>(g) 実施部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を実施部門の各業務を主管する組織の長に実施部門内に伝達させるよう指示する。監査部門の管理責任者は、社長が設定した品質方針を監査部門内に伝達する。</p> <p>(h) 各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、管理責任者はその設定状況を確認し、組織はこの品質目標に基づき品質保証活動を実施している。この品質目標は、電子メールでの配信及び打合せ等により各部所及び原子力監査室の要員に周知している。</p> <p>品質方針が変更された場合は、変更された品質方針を実施部門及び監査部門内に伝達するとともに、必要に応じ品質目標を見直し、再度、設定時と同様の方法により周知している。</p> <p>(i) 各業務を主管する組織の長は、品質保証活動の実施状況の評価確認するため、品質マニュアルに従いマネジメントレビューのインプットに関する情報を作成する。マネジメントレビューのインプット項目については、別紙4-3に示す。</p>	<p>(女川) 保安規定との表現統一 ・実効性を維持 (島根) 記載内容の相違（品質方針の違いの反映）</p> <p>(島根) 別添構成の相違</p> <p>(島根、女川) 記載内容の相違（品質方針の違いの反映）</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 別添構成、記載箇所の相違</p> <p>(島根、女川) 業務プロセスの相違 ・各業務を主管する組織の長が品質方針を伝達する。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 組織名称の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 業務プロセスの相違 ・品質保証活動の実施状況で、年度業務計画以外にも不適合管理状況等も確認する。</p> <p>(島根) 別添構成の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>実施部門の管理責任者は、電源事業本部長（原子力品質保証）の補佐を受けて、実施部門の各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>また、内部監査部門長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で内部監査を実施し、評価確認し、別紙4-6に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告している（⑦-8、⑧-8）。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの有効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、マネジメントレビューのアウトプットに対する処置事項及び各業務を主管する組織の品質保証活動の実施状況を評価確認し、次年度の年度業務計画に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 電源事業本部長は、実施部門管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアル等の社内規程の改訂に関する事項、品質方針の変更提案、マネジメントレビューのインプット及びアウトプットに基づく品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、島根原子力発電所及び本社の各部所においては、各部所長を委員長とするレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく社内規程の改訂に関する事項、年度業務計画（品質目標）及び管理責任者レビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p>	<p>原子力品質保証室長（事務局）は各部所所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力本部長は、その情報を評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>また、原子力考査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で実施部門の品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況を対象として内部監査を実施する。内部監査には、運転管理、施設管理、放射線管理などの主要業務を軸に一定の頻度で確認する監査と社長から指示があった場合に行う臨時監査があり、その結果を評価確認し、別紙4-8に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>なお、当社では、実施部門から独立した内部監査部門として、本店に主に課長クラスで構成した原子力考査室を設置している。また、原子力考査室に対しては、原子力考査室員以外の者で構成した監査チームによる監査を行っている。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-8、⑧-8）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのアウトプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標に反映し、活動している。管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 原子力本部長は、実施部門の管理責任者として、各部所に共通する事項である品質マニュアルの改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びアウトプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、女川原子力発電所、本店各室部においては、各室部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p>	<p>原子力安全・品質保証部長（事務局）は、各部所のマネジメントレビューのインプットに関する情報を集約し、実施部門の管理責任者である原子力事業統括部長はその情報を評価確認し、マネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>また、原子力監査室長は、監査部門の管理責任者として、実施部門から独立した立場で実施部門の品質マネジメントシステムの構築状況及び実施状況を対象として内部監査を実施する。内部監査には、運転管理、施設管理、放射線管理などの主要業務を軸に一定の頻度で確認する監査と社長から指示があった場合等に行う臨時監査があり、その結果を評価確認し、別紙4-8に示すとおり監査結果をマネジメントレビューのインプットとして社長へ報告する（⑦-7、⑧-7）。</p> <p>なお、当社では、実施部門から独立した内部監査部門として、本店に主に課長クラスで構成した原子力監査室を設置している。また、原子力監査室に対しては、原子力監査室員以外の者で構成した監査チームによる監査を行っている。</p> <p>(j) 社長は、管理責任者からの報告内容を基に品質マネジメントシステムの実効性をレビューし、マネジメントレビューのアウトプットを決定する（⑦-8、⑧-8）。</p> <p>管理責任者は、社長からのマネジメントレビューのアウトプットを基に各業務を主管する組織の長に必要な対応を指示する。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、年度ごとに品質方針を踏まえて具体的な活動方針である組織の品質目標を設定するとともに、マネジメントレビューのインプットに基づく管理責任者の指示事項が発出された場合は、品質目標等に反映し、活動している。また、管理責任者はそれらの状況を確認している。</p> <p>(k) 原子力事業統括部長は、実施部門の管理責任者として、各部所に共通する事項である「品質マネジメントシステム計画」及び「原子力総合品質保証規程」の改訂に関する確認、マネジメントレビューへのインプットの確認及びインプットに基づく管理責任者指示事項を発出し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、泊発電所、本店各部においては、各部所長によるレビューを実施し、実施部門における品質保証活動に基づく品質マニュアルの改訂に関する事項、品質目標の達成状況、マネジメントレビューのインプットに関する情報等をレビューする。</p>	<p>(島根) 記載方針の相違 (女川) 組織名称の相違 (島根、女川) 職位名称の相違 ・原子力安全・品質保証部長 ・原子力事業統括部長 ・原子力監査室長 (島根) 記載方針の相違 ・女川、泊での内部監査部門のプロセスを記載</p> <p>(女川) 運用の相違 ・「社長指示」の他に「原子力監査室長の判断」、「実施部門の要請」においても監査を実施する。</p> <p>(女川) 組織名称の相違 ・原子力監査室</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(女川) 業務プロセスの相違 ・マネレビのインプットをとりまとめた時点で管理責任者指示事項を発出している（女川はアウトプットに対して発出）。 ・品質目標の他に、業務計画や社内規程類へ反映する場合もあるため”等”を追加した。</p> <p>(島根、女川) 職位、組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) 文書体系の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根、女川) 業務プロセスの相違 ・マネレビのインプットをとりまとめた時点で管理責任者指示事項を発出する。 (島根、女川) 組織名称の相違 (島根) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-6及び別紙4-9に示す（⑦-10、⑧-10）。</p> <p>各レビューのアウトプットについては、社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規程の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの有効性を維持・向上させるため、原子力品質保証委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>また、QMS推進者会議では、原子力品質保証委員会における審議に先立つ調整や情報共有を行っている。</p> <p>電源事業本部原子力品質保証運営委員会、原子力発電所土木建築関係品質保証運営委員会及び島根原子力発電所品質保証運営委員会では、各部所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。</p> <p>電源事業本部原子力品質保証委員会、QMS推進者会議及び各部所の品質保証運営委員会が担当する業務内容は、別紙4-10に示す「内部コミュニケーション基本要領」（⑦-11、⑧-11）のとおりである。</p> <p>原子力品質保証委員会及び各部所の品質保証運営委員会の開催実績については、別紙4-11に示す。（⑦-12、⑧-12）</p> <p>なお、原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本社にて保安規定第6条に基づく原子力発電保安委員会を、また、原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子力発電保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理し、実施し、評価を行い、</p>	<p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>各部所所長レビューのアウトプットについては、とりまとめて社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規定類の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全推進会議では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。原子力安全推進会議における審議事項については別紙4-9に示す。</p> <p>また、女川原子力発電所の品質保証会議では、女川原子力発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。女川原子力発電所の品質保証会議における審議事項については別紙4-10に示す。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所所長レビューの2019年度及び2020年度の実績を別紙4-11に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子炉施設保安委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく原子炉施設保安運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果を業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理</p>	<p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの構成、インプットに関する情報等については、別紙4-8に示す（⑦-9、⑧-9）。</p> <p>各部所所長レビューのアウトプットについては、とりまとめて社長のマネジメントレビューへのインプットとしているほか、品質目標等の業務計画の策定/改訂、社内規程類の制定/改訂等により業務へ反映している。</p> <p>さらに、品質マネジメントシステムの実効性を維持・向上させるため、本店の原子力安全・品質委員会では、実施部門の品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質方針の改訂、品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。原子力安全・品質委員会における審議事項については別紙4-9に示す。</p> <p>また、泊発電所の泊発電所安全運営委員会では、泊発電所における品質マネジメントシステム活動の実施状況の評価及び管理（品質目標の設定・達成状況等）に関する事項等を審議し、品質マネジメントシステムが実効性のあることを評価する。泊発電所安全運営委員会における審議事項については別紙4-10に示す。</p> <p>マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部所長レビューの2020年度及び2021年度の実績を別紙4-11に示す。</p> <p>なお、発電用原子炉施設の保安に関する基本的重要事項に関しては、本店にて保安規定第6条に基づく原子力発電安全委員会を、また、発電用原子炉施設の保安運営に関する具体的重要事項に関しては、発電所にて保安規定第7条に基づく泊発電所安全運営委員会を開催し、その内容を審議し、審議結果は業務へ反映させる。</p> <p>b. 設計及び運転等の品質保証活動</p> <p>(a) 各業務を主管する組織の長は、設計及び工事を、品質マニュアルに従い、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」に基づく重要性を基本とした品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度に応じて管理</p>	<p>(女川) 組織名称の相違 (島根) 別紙構成、引用位置の相違</p> <p>(島根、女川) 組織名称の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力安全・品質委員会</p> <p>(島根) 業務プロセスの相違</p> <p>(島根) 組織体制の相違 (女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会</p> <p>(島根) 組織体制の相違</p> <p>(女川) 組織名称の相違 (女川) 実績の相違 (島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 ・発電用原子炉施設 ・本店 (島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会 ・泊発電所安全運営委員会</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違 ・指針名の表記に「」を記載</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>継続的に改善する(⑦-13)。 また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じたグレード分けに従い調達管理を行う(⑦-14)。</p> <p>供給者に対しては、グレード分けに応じた要求項目の他、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-15)。 なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-16)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」「購入仕様書」「委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品証マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品等は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。 これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に対する重要性に応じた是正処置を実施する。 不適合の処置及び是正処置については、別紙4-5及び別紙4-13に示す(⑦-17、⑧-13)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう要求事項を提示し(⑦-18、⑧-14)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織は社内規程に従ってその実施状況を確認する。</p>	<p>し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。 また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。 なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」、「購入仕様書」、「委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。 設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規定類を別紙4-12及び別紙4-13に示す。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。 これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。 不適合の処置及び是正処置等については、別紙4-3及び別紙4-14に示す(⑦-14、⑧-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し(⑦-15、⑧-11)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を「原子力QMS 改善措置活動要領」に従って確認する。</p>	<p>し、実施し、評価を行い、継続的に改善する(⑦-10)。 また、製品及び役務を調達する場合は、供給者において品質保証活動が適切に遂行されるよう要求事項(原子力規制委員会の職員による工場等への立入りに関することを含む。)を提示し、製品及び役務やその重要度等に応じた品質管理グレードに従い調達管理を行う(⑦-11)。</p> <p>供給者に対しては、品質管理グレードに応じた要求項目のほか、法令類からの要求項目や製品等の内容に応じた要求項目を加えた調達要求事項を提示する(⑦-12)。 なお、許認可申請等に係る解析業務を調達する場合は、当該業務に係る調達要求事項を追加している。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、調達製品等が調達要求事項を満足していることを、検査及び試験等により検証する(⑦-13)。これらの調達要求事項等の具体的な内容については「工事仕様書」、「購入仕様書」、「委託仕様書」(以下「仕様書」という。)で明確にしている。</p> <p>各業務を主管する組織の長は、運転及び保守を適確に遂行するため、品質マニュアルに従い、関係法令等の要求事項を満足するよう個々の業務を計画し、実施し、評価を行い、継続的に改善する。また、製品及び役務を調達する場合は、設計及び工事と同様に管理する。 設計及び工事に係る重要度、調達要求事項、品質管理グレード及び調達製品の検証に関する社内規程類を別紙4-12、別紙4-13及び別紙4-14に示す。</p> <p>(b) 新規制基準の施行前に調達した製品は、当時の品質マネジメントシステムに基づき、上記と同様に管理している。 これらについても、新規制基準における設備的な要求事項を満足していること(実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則への適合性)を確認していく。</p> <p>(c) 各業務を主管する組織の長は、設計及び運転等において不適合が発生した場合、不適合を除去し、再発防止のために原因を特定した上で、原子力安全に及ぼす影響に応じた是正処置等を実施する。 不適合の処置及び是正処置等については、別紙4-3、別紙4-15及び別紙4-16に示す(⑦-14、⑧-10)。また、製品及び役務を調達する場合は、供給者においても不適合管理が適切に遂行されるよう仕様書にて要求事項を提示し(⑦-15、⑧-11)、不適合が発生した場合には、各業務を主管する組織はその実施状況を「原子力改善措置活動管理マニュアル」及び「泊発電所改善措置活動管理要領」に従って確認する。</p>	<p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違 (女川) 別紙構成の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根、女川) 別紙構成の相違</p> <p>(島根) 別紙の引用位置の相違 (島根) 記載表現の相違 (女川) ①文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>c. 品質保証活動の強化</p> <p>当社は、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故のような極めて深刻な事故を起こさないために、「確実な品質保証活動を主体的に行うことで、世界最高水準の原子力安全を目指す」という決意を品質方針に示している。設定した品質方針を別紙4-7に示す。</p> <p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p>	<p>上記のとおり、品質保証活動に必要な文書を定め、品質保証活動に関する計画、実施、評価及び改善を実施する仕組み及び役割を明確化した体制を構築している。</p>	<p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>・女川、泊では、品質保証活動の強化は記載の内容は、現状の品質方針に取り込まれているため、項目として記載しない。</p>
<p>別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p>	<p>別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p>	<p>別紙4-1 原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p>	
<p>別紙4-2 島根原子力発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p>	<p>別紙4-2 女川原子力発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p>	<p>別紙4-2 泊発電所原子炉施設保安規定 (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 設備名称の相違</p>
<p>別紙4-3 品質マネジメントシステム文書体系</p>			<p>(島根) 引用文書の相違</p>
<p>別紙4-4 原子力品質保証規程 (抜粋)</p>	<p>別紙4-3 原子力品質保証規程 (抜粋)</p>	<p>別紙4-3 原子力総合品質保証規程 (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p>別紙4-5 原子力品質保証細則 (抜粋)</p>	<p>別紙4-4 原子力QMS プロセス適用要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-4 原子力品質保証計画書 (抜粋)</p>	
<p>別紙4-6 原子力安全管理監査細則 (抜粋)</p>	<p>別紙4-5 原子力QMS 責任および権限要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-5 泊発電所品質保証計画書 (抜粋)</p>	
<p>別紙4-7 品質方針 (抜粋)</p>	<p>別紙4-6 原子力安全に関する品質方針</p>	<p>別紙4-6 品質方針</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p>別紙4-8 品質方針の組織内への伝達方法について</p>	<p>別紙4-7 品質方針の組織内への伝達方法</p>	<p>別紙4-7 品質方針の組織内への伝達方法</p>	
<p>別紙4-9 マネジメントレビュー基本要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-8 原子力QMS マネジメントレビュー要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-8 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p>別紙4-10 内部コミュニケーション基本要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-9 組織規程運用基準 (抜粋)</p>	<p>別紙4-9 原子力安全・品質委員会運営マニュアル (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p>別紙4-11 委員会等の開催実績</p>	<p>別紙4-10 品質保証会議要領書 (抜粋)</p>	<p>別紙4-10 泊発電所安全運営委員会運営要領 (抜粋)</p>	<p>(島根) 引用文書の相違</p>
<p>別紙4-12 調達管理基本要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-11 マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部室部長レビューの実績</p>	<p>別紙4-11 マネジメントレビュー、管理責任者レビュー及び各部室部長レビューの実績</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
<p>別紙4-13 不適合等管理基本要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-12 原子力QMS 品質に係る重要度分類要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-12 泊発電所品質に係る重要度分類 (抜粋)</p>	<p>(島根) 引用文書の相違</p>
<p></p>	<p>別紙4-13 原子力QMS 調達管理要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-13 原子力調達管理マニュアル (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p></p>	<p>別紙4-14 原子力QMS 改善措置活動要領 (抜粋)</p>	<p>別紙4-14 泊発電所調達管理要領 (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>
<p></p>	<p></p>	<p>別紙4-15 原子力改善措置活動管理マニュアル (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 文書名称の相違</p>
<p></p>	<p></p>	<p>別紙4-16 泊発電所改善措置活動管理要領 (抜粋)</p>	<p>(島根、女川) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所等において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、発電所各系統の構成機器に関する基礎知識及び安全衛生に関する基礎知識等の教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門技術系新入社員基礎教育手順書」(別紙5-2)に定めている(⑨-2)。</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規定「原子力部門教育訓練手順書」(別紙5-3)に定めている(⑨-3)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、別紙5-4の保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 2 要員の力量の確保および教育訓練」で示すとおり、品質マネジメントシステム文書体系に要求事項を定めている(⑨-4)。</p> <p>この要求事項を踏まえ、別紙5-5で示す社内規定「力量および教育訓練基本要領」において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している(⑨-5)。</p> <p>これらの要求事項を受けて、別紙5-3で示す社内規定「原子力部門教育訓練手順書」において具体的な運用要領を定めており、教育・訓練の運用を品質マネジメントシステム体系の中で規定している。</p>	<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、当社原子力発電所において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、原子力発電に関する基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は以下のとおり。</p> <p>法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、発電所設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、別紙5-2に示す社内規定類「原子力部門教育訓練指針」に定めている(⑨-2)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 資源の管理」(別紙5-3)(⑨-3)で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。</p> <p>この要求事項を踏まえ、社内規定類「原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領」(別紙5-4)(⑨-4)において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規定類「原子力部門教育訓練実施要領」(別紙5-5)(⑨-5)においては具体的な運用要領を、社内規定類「保安教育実施要領書」(別紙5-6)(⑨-6)においては保安教育の運用要領を定めており、教育・訓練</p>	<p>(5) 教育・訓練 指針9 技術者に対する教育・訓練</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>事業者において、確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針が適切に示されていること。⑨</p> </div> <p>確保した技術者に対し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させるための教育・訓練を行う方針を以下に示す。</p> <p>a. 技術者は、原則として入社後一定期間、泊発電所において、別紙5-1に示すとおり、原子力発電所の仕組み、放射線管理等の基礎教育・訓練、機器配置、プラントシステム等の現場教育・訓練を受け、各機能、目的に応じた基礎知識を習得する(⑨-1)。</p> <p>新入社員が受講する教育・訓練は以下のとおり。</p> <p>法定の安全教育、作業安全に必要な基本的事項の習得、お客様意識の醸成、発電所設備の構造、機能に関する知識及び運転、保守に関する技能など基礎の習得等。</p> <p>その後、配属された各部門にて、教育・訓練を行っていく。原子力部門の技術者が受講する教育・訓練は、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2)及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3)に定めている(⑨-2)。</p> <p>また、実務を通じた教育・訓練として日常教育を実施している。日常教育では、運転及び保守における基礎知識の習得、作業安全の基礎知識の習得等を行う。</p> <p>b. 教育・訓練については、保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)「6. 資源の管理」(別紙5-4)(⑨-3)で示すとおり、品質マネジメントシステム(以下「QMS」という。)文書体系における1次文書としての要求事項を定めている。</p> <p>この要求事項を踏まえ、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2)及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3)(⑨-4)において、品質マネジメントシステム計画における要求事項を具体的に規定している。</p> <p>これらの要求事項を受けて、社内規程類「泊発電所教育訓練管理要領」(別紙5-2)及び「原子力教育訓練管理マニュアル」(別紙5-3)(⑨-5、⑨-6)において具体的な運用要領を定めるとともに、保安教育の運用要領を定めており、教育・訓練</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根、女川) ⑨文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(島根、女川) ⑨文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(島根、女川) ⑨文書体系の相違(マニュアル制定箇所)</p> <p>(女川) 文書体系の相違 ・泊及び島根共、保安教育を含めた教育・訓練</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。</p> <p>令和2年度の島根原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-6及び別紙5-7に示す(⑨-6, ⑨-7)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 島根原子力発電所では、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する。</p> <p>また、島根原子力発電所では、発電所の運営に直接携わる運転、保全、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して、別紙5-5に示すとおり、力量認定制度を設けている。</p> <p>力量認定制度では、業務を遂行する上で必要な具体的な力量を明確にし、各階層に応じた認定基準、認定方法及び評価方法に関して要領に定めている。</p> <p>業務に対する必要な力量の認定にあたっては、力量教育の習得、技能の発揮、経験の期間によることとし、各項目の認定基準に基づき認定することにより、技術者の階層及び能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-8に示す(⑨-8)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p>	<p>訓練の運用をQMS体系の中で規定している。</p> <p>これらの運用に関する規定に基づき、教育・訓練を実施している。</p> <p>令和2年度の女川原子力発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-7及び別紙5-8に示す(⑨-7, ⑨-8)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規定類を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 女川原子力発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する(⑨-3)。</p> <p>また、女川原子力発電所では、必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保修、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。</p> <p>力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練に当たっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-9に示す(⑨-9)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-10に示す(⑨-10)。</p>	<p>の運用をQMS体系の中で規定している。</p> <p>これらの運用に関する規定に基づき、原子力部門の技術者に対し、必要な教育・訓練を実施している。</p> <p>令和3年度の泊発電所の教育訓練実績及び保安教育実績の抜粋を別紙5-5及び別紙5-6に示す(⑨-7, ⑨-8)。</p> <p>以上のとおり、確保した技術者に対しその専門知識及び技術・技能を維持・向上させるため、教育・訓練に関する社内規程類を策定し、必要な教育・訓練を行う。</p> <p>なお、当社訓練施設は当社のみならず、協力会社の教育・訓練にも活用できるよう研修設備の提供等を行っており、発電所の保守点検業務等を行う協力会社社員の専門知識・技能の向上を支援している。</p> <p>c. 泊発電所においては、原子力安全の達成に必要な技術的能力を維持・向上させるため、保安規定等に基づき、対象者、教育内容、教育時間及び教育実施時期について教育の実施計画を策定し、それに従って教育を実施する(⑨-3)。</p> <p>また、泊発電所では、必要となる教育及び訓練とその対象者として発電所の運営に直接携わる運転、保修、放射線管理、化学管理、燃料管理等に関する業務の技術者に対して力量評価制度を設けている。</p> <p>力量評価では、業務を遂行する上で必要な力量を教育・訓練に関する要領に定め、評価を実施する。また、必要な力量が不足している場合には、その必要な力量に到達することができるように教育・訓練を実施する。</p> <p>教育・訓練に当たっては、知識及び技能に応じた教育訓練コースの設定及び配属後の年数や職位に応じた区分を設定することにより、技術者の能力に応じた教育・訓練を実施している。</p> <p>教育訓練プログラムの概要を別紙5-7に示す(⑨-9)。</p> <p>東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故では、設計基準を超える事象が発生し、炉心溶融、さらには広域に大量の放射性物質を放出させるという深刻な事故となったことを踏まえ、重大事故等対処設備に関わる知識・スキルの習得に併せて、プラント冷却系統等重要な施設の設計や許認可、運転、保守に精通する技術者や、耐震技術、安全評価技術等専門分野の技術者を育成して、原子力安全の確保、技術力の向上を図る取組みも進めている。</p> <p>また、重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を実施しており、訓練により得られた改善点等を適宜反映することとしている。重大事故等対策に使用する資機材及び手順書を用いた訓練を別紙5-8に示す(⑨-10)。</p>	<p>の具体的な運用要領を、1つの社内規程類で一括的に定めている。</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (女川) 島根実績の反映</p> <p>(島根) 記載表現の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載方針の相違 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) 島根実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（B T C、一般社団法人原子力安全推進協会及び東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9に示す（⑨-9）。</p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識・操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p> <p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者の他、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>なお、島根原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要</p> ・その他反復教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>これは、原子力発電所で働く全社員に対し、関係法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育・訓練により習得、維持する必要があることから、事務系社員も教育・訓練の対象者としている。</p> <p>また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、島根原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対処する要員の体制整備を進めている。</p> <p>これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等</p>	<p>d. 技術者の教育・訓練は、当社原子力発電所の訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（B T C、一般社団法人原子力安全推進協会、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本原子力発電株式会社等）（⑨-11）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-11（⑨-11）に示す。</p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識、操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p> <p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者、事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的、かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>自然災害発生時、重大事故等発生時の教育・訓練を別紙5-10（⑨-12）に示す。</p> <p>なお、女川原子力発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育： <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要</p> ・その他反復教育： <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>これは、原子力発電所で働く全社員に対し、原子炉等規制法に関連する法令の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから、事務系社員も保安教育の対象者としている。</p> <p>また、原子力発電所で働く協力会社社員に対しては、原子炉施設の構造・性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、女川原子力発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対処する要員の体制整備を進めている。</p> <p>これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等</p>	<p>d. 技術者の教育・訓練は、泊発電所内に設けた訓練用設備及び当社訓練施設のほか、国内の原子力関係機関（N T C、一般社団法人原子力安全推進協会、東京大学大学院工学系研究科原子力専攻等）（⑨-11）において、各職能、目的に応じた実技訓練や机上教育を計画的に実施し、一般及び専門知識・技能の習得及び習熟に努める。過去5年間の社外教育訓練受講者の実績を別紙5-9（⑨-11）に示す。</p> <p>当社内の講師、訓練施設だけでなく、社外の講師、訓練施設に積極的に社員を派遣することにより、訓練等で得た知識、操作能力を高め、必要ならば当社の教育訓練項目の改善を図ること等の対策がとれること、当社の訓練施設で模擬できない施設に関する訓練を経験することにより、より幅広い技術的能力の習得が可能となること等の効果が得られていると考えている。</p> <p>e. 本変更に係る業務に従事する技術者のほか、原子力防災組織において必要な事務系社員及び協力会社社員に対しては、各役割に応じた自然災害等発生時、重大事故等発生時の対応に必要な技能の維持と知識の向上を図るため、計画的かつ継続的に教育・訓練を実施する。</p> <p>自然災害発生時、重大事故等発生時の教育・訓練を別紙5-8（⑨-12）に示す。</p> <p>なお、泊発電所に勤務する事務系社員に対しては、従来から保安規定に定める以下の保安教育を実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入所時に実施する教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、発電用原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置の概要</p> ・その他反復教育 <p>関係法令及び保安規定の遵守に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること</p> <p>これは、泊発電所で働く全社員に対し、原子炉等規制法に関連する法令及び保安規定の遵守を徹底すること、及び非常時においては事務系社員も原子力防災組織における要員の一部であり、必要な知識、技量を教育により習得、維持する必要があることから、事務系社員も保安教育の対象者としている。</p> <p>また、泊発電所で働く協力会社社員に対しては、発電用原子炉施設の構造、性能に関すること、非常の場合に講ずべき処置に関すること、関係法令及び保安規定の遵守に関することについて、従来からの保安教育として要求し、実施していることを確認している。</p> <p>f. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故以降、泊発電所では重大事故等対処設備等を整備し、重大事故等に対処する要員の体制整備を進めている。</p> <p>これら重大事故等対処設備等を効果的に活用し、適切な事故対応が行えるよう訓練を繰り返し行うことにより、重大事故等</p>	<p>(島根、女川) ⑨設備及び巧運用の相違(訓練)</p> <p>(女川) 島根実装の反映 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違 ・発電用原子炉施設</p> <p>(女川) 島根実装の反映 (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根、女川) 記載表現の相違 ・発電用原子炉施設</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>に対処する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10 (㊟-10) に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び重大事故等に対処する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるシミュレータを活用し、教育・訓練を実施している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組みを計画的かつ継続的に実施する方針である。</p> <p>別紙5-1 令和2年度新入社員教育年間教育スケジュール 別紙5-2 原子力部門技術系新入社員基礎教育手順書（抜粋） 別紙5-3 原子力部門教育訓練手順書（抜粋）</p> <p>別紙5-4 島根原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-5 力量および教育訓練基本要領（抜粋）</p>	<p>に対処する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-12に令和元年度及び令和2年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例は別紙5-13に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び重大事故等に対処する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社原子力発電所内の訓練施設においてポンプ、電動機、弁等様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、感電体感、飛来・落下物衝撃体感等危険体感教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の起動、運転、停止等の通常時及び事故時の物理挙動やプラント挙動を理解するため、原子力発電設備における物理挙動やプラント挙動をパソコン上で確認できるプラントシミュレータを導入している。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組を行っている。</p> <p>別紙5-1 令和3年度新入社員教育年間計画 別紙5-2 原子力部門教育訓練指針（抜粋）</p> <p>別紙5-3 女川原子力発電所原子炉施設保安規定（抜粋） 別紙5-4 原子力QMS力量、教育・訓練および認識要領（抜粋）</p>	<p>に対処する要員の技術的な能力の維持向上を図っている。</p> <p>訓練の実施にあたっては、訓練の種類に対応する対象者、訓練内容等を定め、訓練の結果、改善すべき事項が抽出されれば、速やかに検討を行うこととしている。別紙5-10に令和2年度及び令和3年度の訓練回数を示す。また、訓練において抽出された課題の具体例を別紙5-11に示す。</p> <p>今後も引き続き重大事故等対処設備等の整備及び重大事故等に対処する要員の体制整備を進めると共に、複数の事象が発生した場合においても適切な事故対応が行えるよう総合的な訓練を計画・実施していく。</p> <p>g. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓として緊急時対応力の強化にとどまらず幅広く技術力全般の底上げの必要性を認識し、以下の現場力の強化に取り組んでいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊発電所内に設けた原子力教育センターにおいてポンプ、電動機、弁等様々な直営作業訓練を実施し、技術力の向上に努めている。 ・現場作業における災害の防止を図るため、物品の比重及び重心位置の体感研修、若年者作業安全教育により安全意識の向上に努めている。 ・自ら実施する業務及び委託で実施する作業において、安全確保、不安全行為に対する指摘、リスクの予測ができるようにするため、危険物取扱者（乙種第4類）、酸素欠乏危険作業主任者等、作業安全に密接に関係する資格について、積極的に取得を進めている。 ・原子力発電所の事故時の挙動をパソコン上で確認できるソフトウェアを導入し、理解促進を図っている。 <p>h. 技術者に対する教育・訓練は、教育・訓練の結果から評価改善し、継続的な改善を行うことで技術力の向上を図る。また、WANO（世界原子力発電事業者協会）ピアレビュー等の第三者レビュー、国内外の原子力事業者や他産業のベンチマークを通じて得られた知見についても、教育・訓練の改善につなげる。</p> <p>以上のとおり、本変更に係る技術者に対する教育・訓練を実施し、その専門知識及び技術・技能を維持・向上させる取組を行っている。</p> <p>別紙5-1 令和4年度新入社員教育年間計画 別紙5-2 泊発電所教育訓練管理要領（抜粋） 別紙5-3 原子力教育訓練管理マニュアル（抜粋） 別紙5-4 泊発電所原子炉施設保安規定（抜粋）</p>	<p>（島根）記載表現の相違</p> <p>（島根、女川） ①設備及び運用の相違（訓練）</p> <p>（女川） ⑧記載内容の相違（総論）</p> <p>（島根、女川） ⑧記載内容の相違（総論）</p> <p>（女川）島根実績の反映 （島根）記載方針の相違</p> <p>（島根）記載表現の相違 （島根）記載方針の相違</p> <p>（島根、女川） ⑩文書体系の相違（マニュアル制定箇所）</p> <p>（島根、女川）引用文書の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙5-6 訓練施設等における教育訓練実績（令和2年度）</p> <p>別紙5-7 島根原子力発電所保安教育実績（令和2年度）</p> <p>別紙5-8 教育訓練プログラムの概要</p> <p>別紙5-9 島根原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績</p> <p>別紙5-10 島根原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <p>別紙5-11 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p>	<p>別紙5-5 原子力部門教育訓練実施要領（抜粋）</p> <p>別紙5-6 保安教育実施要領書（抜粋）</p> <p>別紙5-7 教育訓練実績（令和2年度）</p> <p>別紙5-8 女川原子力発電所保安教育実績（令和2年度）</p> <p>別紙5-9 教育訓練プログラムの概要</p> <p>別紙5-10 女川原子力発電所2号炉重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について（抜粋）</p> <p>別紙5-11 女川原子力発電所における各年度の社外教育訓練受講実績</p> <p>別紙5-12 女川原子力発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <p>別紙5-13 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p>	<p>別紙5-5 教育訓練実績（令和3年度）</p> <p>別紙5-6 泊発電所保安教育実績（令和3年度）</p> <p>別紙5-7 教育訓練プログラムの概要</p> <p>別紙5-8 泊発電所3号炉重大事故等対策の対処に係る教育及び訓練について（抜粋）</p> <p>別紙5-9 泊発電所における各年度の社外教育訓練受講実績</p> <p>別紙5-10 泊発電所における重大事故等対応に関する訓練実績</p> <p>別紙5-11 重大事故等対応訓練において抽出した課題とその改善活動の例</p>	<p>(島根) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の工事又は施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>(a) 実務経験について 島根原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任する。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者の選任は電源事業本部参事以上の者の中から電源事業本部長が行うことを定めている。</p> <p>電源事業本部における参事以上は、マネージャー（原子力人材育成センター所長含む）以上の職位が該当し、所管する組織</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>女川原子力発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</p> <p>(a) 実務経験について 女川原子力発電所2号炉では平成30年7月1日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。 女川原子力発電所2号炉の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。 ・本店及び女川原子力発電所において、炉心設計、炉心性能管理を18年5か月従事したことから、第2項第四号「発電用原子炉に使用する燃料体の設計又は管理に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</p> <p>以上から、女川原子力発電所発電用原子炉主任技術者は、第2項の選任要件に適合している。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者は社長が選任することを定めている。また、職位は、発電用原子炉主任技術者であり、保安規定に定める職務を専任することを定めている。</p> <p>女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者は、特別管理職が該当し、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監</p>	<p>(6) 有資格者等の選任・配置 指針10 有資格者等の選任・配置</p> <p>事業者において、当該事業等の遂行に際し法又は法に基づく規則により有資格者等の選任が必要となる場合、その職務が適切に遂行できるよう配置されているか、又は配置される方針が適切に示されていること。</p> <p>【解説】 「有資格者等」とは、原子炉主任技術者免状若しくは核燃料取扱主任者免状を有する者又は運転責任者として基準に適合した者をいう。</p> <p>泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置していることを以下に示す。</p> <p>a. 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第95条では、発電用原子炉主任技術者は、原子炉主任技術者免状を有する者のうち、発電用原子炉施設の施設管理に関する業務、運転に関する業務、設計に係る安全性の解析及び評価に関する業務、燃料体の設計又は管理に関する業務の実務経験を3年以上有する者の中から発電用原子炉ごとに選任することが定められている。</p> <p>泊発電所の発電用原子炉主任技術者は、上記の実務経験に関する要求に適合している者の中から職務経験期間を考慮し、以下のとおり原子炉ごとに適切に選任している。</p> <p>(a) 実務経験について 泊発電所3号炉では平成25年7月1日付で発電用原子炉主任技術者を配置している。 泊発電所3号炉の発電用原子炉主任技術者の主な実務経験は、以下のとおり。 ・本店及び泊発電所において、施設管理、運転管理を通算14年従事したことから、第2項第一号「発電用原子炉施設の施設管理に関する業務に従事した期間」及び第二号「発電用原子炉の運転に関する業務に従事した期間」に含まれると考えられる。</p> <p>以上から、泊発電所発電用原子炉主任技術者は、第2項の選任要件に適合している。</p> <p>(b) 職務能力について 保安規定では、発電用原子炉主任技術者は社長が選任することを定めている。また、職位は、本店の保安に関する管理職として本店に所属し、発電所に駐在の上、保安規定に定める職務を専任することを定めている。 泊発電所における発電用原子炉主任技術者は、本店の保安に関する管理職が該当し、発電用原子炉施設の運転に関し保</p>	<p>相違理由</p> <p>(島根) 記載表現の相違 ・泊及び女川は、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第95条」の記載をそのまま引用している。</p> <p>(島根) 記載表現の相違</p> <p>(女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (経歴)</p> <p>(島根、女川) ⑩運用の相違 (炉主任の職位、大飯同様)</p> <p>(島根、女川) ⑩運用の相違 (炉主任の職位、大飯同様)</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(部又はグループ)の管理責任者として所管業務を統括・推進するとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、電源事業本部長等がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>このため、電源事業本部参事以上であれば、一般的な職務遂行能力はすでに有していると考えられる。</p> <p>電源事業本部長は、原子力部門の業務内容を踏まえ、電源事業本部参事以上の者の中から、保安規定に定める原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、原子炉主任技術者として選任する。</p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について 島根原子力発電所では、島根原子力発電所2号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名配置する。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、電源事業本部長が選任し配置する。</p> <p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p> <p>発電用原子炉主任技術者が他の職位と兼務する場合は、保安に関する職務からの判断と発電用原子炉主任技術者としての判断が相反する職務とならない品質保証部又は原子力人材育成センターの管理者とする。</p> <p>発電用原子炉主任技術者と兼務できる職位の考え方を以下に示す。</p>	<p>督を行うとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>社長は、業務内容を踏まえ、特別管理職の中から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、発電用原子炉主任技術者として選任する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。 大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載 </div> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について 女川原子力発電所では、女川原子力発電所2、3号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し配置する。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保した上で、本店の保安に関する管理職を配置する。 大飯の設置許可（令和3年5月現在）より参考掲載 </div> <p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p>	<p>安の監督を行うとともに、必要に応じて関係者に対し指導・調整並びに専門的な立場からの連携・援助等を行う能力を有する者として、社長がその職位への配置を決定した者である。</p> <p>社長は、業務内容を踏まえ、本店の保安に関する管理職から、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務を遂行できる能力を有する者を、発電用原子炉主任技術者としての選任要件に該当する職務経歴を踏まえ、発電用原子炉主任技術者として選任する。</p> <p>(c) 発電用原子炉ごとの選任について 泊発電所では、泊発電所1、2号及び3号炉に、原子炉主任技術者免状を有する者を、発電用原子炉主任技術者として1名ずつ配置している。</p> <p>b. 発電用原子炉主任技術者は、発電用原子炉施設の運転に関し保安の監督を誠実かつ最優先に行い、保安のための職務が適切に遂行できるよう独立性を確保するために、発電所長の人事権が及ばない社長が選任し、本店の保安に関する管理職を配置する。</p> <p>このことにより、発電用原子炉主任技術者は発電所長からの解任や配置の変更を考慮する必要がなく、保安上必要な場合は運転に従事する者（発電所長を含む。）へ必要な指示を行うことができることから、独立性を確保できている。</p>	<p>(島根) 記載方針の相違</p> <p>(島根) 運用の相違 ・島根は、社長ではなく電源事業本部長が原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(島根、女川) ①運用の相違（炉主任の職位、大飯同様） (島根) 記載表現の相違</p> <p>(島根) 運用の相違 ・島根は、社長ではなく電源事業本部長が原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(島根、女川) ①運用の相違（炉主任の職位、大飯同様）</p> <p>(島根) 運用の相違 ・泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、島根原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選任にあたっては、発電所長の人事権が及ばない電源事業本部長が選任する。</p> <p>(b) 職位（職務）に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p> <p>発電用原子炉主任技術者を発電所の職位（職務）と兼務させる場合、平常時及び非常時において、その職位（職務）に基づく判断と、発電用原子炉主任技術者としての保安の監督を誠実に行うための判断が相反する立場になることが予想される職位（職務）への配置は除く必要がある。</p> <p>このため、保安規定で定める保安に関する職務を確認した結果、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有する職位（職務）を兼務した場合、運転保守における権限を優先してしまい、発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督を適切に行えない可能性があると考えられる。</p> <p>一方、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない職位（職務）を兼務した場合は、自分の職務と発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督との直接的な関連がないことから適切に職務を遂行できると考えられる。</p> <p>このため発電用原子炉主任技術者は、島根原子力発電所原子炉施設の運転に直接権限を有しない品質保証部の部長、課長又は原子力人材育成センターの所長との兼務は可能と考えられる。</p> <p>なお、兼務可能と判断した職位（職務）について、組織改正に伴う保安に関する職務の変更又は法令等の改正による規制要求の変更などがあった場合は適宜、見直す。</p>	<p>(a) 上位職位者との関係における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p> <p>発電用原子炉主任技術者の職務である保安の監督に支障をきたすことがないよう、上位職位者である発電所長との関係において独立性を確保するために、女川原子力発電所における発電用原子炉主任技術者の選定にあたっては、発電所長の人事権が及ばない社長が選任する。</p> <p>(b) 職位に基づく判断における発電用原子炉主任技術者の独立性の確保</p> <p>発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できる。</p>	<p>また、発電用原子炉主任技術者は、保安規定に定める職務を専任することを定めていることから、発電所の職位と兼務することなく、適切に職務を遂行できる。</p>	<p>(島根、女川)</p> <p>①運用の相違（炉主任の職位、大飯同様）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、原子炉主任技術者として、本店の保安に関する管理職を配置しているため、発電所内に上位職位者は存在しない（発電所長との間に上下関係は存在しない）。 <p>(島根) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊及び女川は、発電用原子炉主任技術者が他の職位（職務）と兼務することを認めていない。
<p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす課長以上から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては1名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p>	<p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす特別管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては2名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>必要となる代行者数は、発電用原子炉主任技術者2名のうち1名の不在があらかじめ予定され不在となった発電用原子炉主任技術者の職務を代行者1名が遂行中に、あらかじめ予定さ</p>	<p>c. 発電用原子炉主任技術者不在時においても、発電用原子炉施設の運転に関し保安上必要な指示ができるよう、代行者を発電用原子炉主任技術者の選任要件を満たす本店の保安に関する管理職の中から選任し、職務遂行に万全を期している。必要な代行者数について以下に示す。</p> <p>必要となる発電用原子炉主任技術者数は、号炉ごとに選任する必要があることから、最小人数としては3名である。</p> <p>しかし、疾病・負傷、出張、休暇等の理由により、保安規定に定める発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、実用炉規則第95条第2項に定める選任要件に適合する代行者を選任している。</p> <p>必要となる代行者数は、発電用原子炉主任技術者の職務が遂行できない可能性を考慮し、発電用原子炉主任技術者と同数の3名とし、1、2号及び3号炉の発電用原子炉主任技術者を代</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、代行者についても、正の炉主任と同様に本店の保安に関する管理職から選任する運用としている。 <p>(島根、女川) 設備の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・プラント数(島根：1基、女川：2基、泊：3基)の相違により、必要人数が異なる。 <p>(女川) 記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・代行者の人数に係る考え方は異なるが、結果的に原子炉主任技術者と同数の代行者を選

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、発電用原子炉主任技術者は、夜間・休日昼間において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに緊急時対策本部に駆けつけられるよう、早期に参集が可能なエリア（松江市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である当直長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、島根原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>れていない事故等により他の発電用原子炉主任技術者1名もその職務を遂行できない事態を考慮し、最少人数としては2名である。なお、代行者の2名は2、3号炉の発電用原子炉主任技術者を代行することができるように選任する。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、2号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、2号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において2号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（女川町又は石巻市）に2号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長の職位としている。</p> <p>以上のとおり、女川原子力発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>行することができるように選任する。</p> <p>さらに、原子炉主任技術者の資格を有する者は常に把握していることから、万一、発電用原子炉主任技術者が不在となる事態となれば、実用炉規則第95条第2項の選任要件を満たす者の中から速やかに発電用原子炉主任技術者として選任し、選任後30日以内に原子力規制委員会に届け出る。</p> <p>d. 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、3号炉において重大事故等が発生した場合を想定し、3号炉の発電用原子炉主任技術者は、夜間及び休日（平日の勤務時間帯以外）において3号炉における重大事故等の発生連絡を受けた後、速やかに発電所対策本部に駆けつけられるように、早期に非常招集が可能なエリア（共和町等圏内）に3号炉の発電用原子炉主任技術者及び代行者を少なくとも1名配置する。</p> <p>e. 運転責任者は、原子力規制委員会が定める基準（運転責任者に係る基準等に関する規程（平成13年経済産業省告示第589号）第1条）に適合した者の中から選任し、発電用原子炉の運転を担当する当直の責任者である発電課長（当直）の職位としている。</p> <p>以上のとおり、泊発電所の運転に際して必要となる有資格者等については、その職務が適切に遂行できる者の中から選任し、配置している。</p>	<p>任する運用に相違はない。</p> <p>（島根、女川）名称の相違 ・申請プラント立地エリア（共和町等圏内）</p> <p>（島根、女川）名称の相違 ・発電課長（当直）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別紙1-1 (1/1)</p> <p>①-1 ②-1</p> <p>①-2 ②-2</p> <p>原子力関係組織図（令和3年7月1日現在）</p>	<p>別紙1-1 (1/1) （令和3年10月1日現在）</p> <p>①-1 ②-1</p> <p>①-2 ②-2</p> <p>原子力関係組織</p>	<p>別紙1-1 (1/1) （令和5年1月1日現在）</p> <p>①-1 ②-1</p> <p>①-2 ②-2</p> <p>原子力関係組織</p>	<p>（島根、女川）組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/4)</p> <p>企-2</p> <p style="text-align: center;">組 織 規 程</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">1993年10月 1日（制 定） 2021年 7月30日（第275回改正）</p> <p style="text-align: center;">グループ戦略部門 （C-東北電力）</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (1/6)</p> <p>B-1</p> <p>組織管理規程</p> <p>平成3年10月 1日制定 令和4年 8月29日（第225次改正） （所管） 経営企画室</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・組織管理規定 (島根) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 172 622 194" style="text-align: right;">別紙1-2 (2/4)</div> <div data-bbox="89 199 645 1002" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div>	<div data-bbox="1012 156 1160 178" style="text-align: right;">別紙1-2 (2/4)</div> <div data-bbox="689 178 1218 960" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<div data-bbox="1653 183 1774 204" style="text-align: right;">別紙1-2 (2/4)</div> <div data-bbox="1272 204 1809 986" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 180 622 204" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/4)</div> <div data-bbox="87 209 645 995" style="border: 2px solid black; height: 493px;"></div>	<div data-bbox="1016 156 1167 180" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/4)</div> <div data-bbox="687 177 1220 959" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<div data-bbox="1653 185 1780 209" style="text-align: right;">別紙1-2 (3/8)</div> <div data-bbox="1272 204 1807 983" style="border: 2px solid black; height: 488px;"></div>	<div data-bbox="1845 173 2051 197" style="color: red;">(島根、女川) 組織体制の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-2 (4/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (4/4)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙1-2 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 480px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-2 (6/6)</div> <div data-bbox="1272 204 1809 938" style="border: 2px solid black; height: 460px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 181 1765 197" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">図紙1-2 (6/6)</div> <div data-bbox="1272 201 1809 925" style="border: 2px solid black; height: 454px; width: 240px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2021年7月 東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (1/6)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月 北海道電力株式会社</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築、実施、維持および改善を統括する。保安に関する組織（発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）を含む。）から報告を受けた場合、「トラブル等の報告に関する社長対応指針」に基づき原子力安全を最優先し必要な指示を行う。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、関係法令および保安規定の遵守を確実にすること並びに健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに、これらの活動が行われる体制を確実にする。</p> <p>2. 電源事業本部長は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）および第2条の3（安全文化の育成および維持）に関する活動として、保安に関する組織における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動並びに健全な安全文化を育成し、および維持する活動を統括する。</p> <p>3. 内部監査部門長は、独立監査業務に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムにおける監査業務を統括する。また、第2条の2（関係法令および保安規定の遵守）に関する活動として、内部監査部門における関係法令および保安規定の遵守を確実にするための活動を統括する。</p> <p>4. 調達本部長は、調達に関する業務を統括する。</p> <p>5. 電源事業本部長（原子力品質保証）は、品質保証活動（独立監査業務を除く。）の総括に関する業務を行う。①-1、②-1</p> <p>6. 電源事業本部長（原子力管理）は、電源事業本部（原子力管理）が実施する発電所の保安に関する業務（発電所における保安に関する業務のうち保安教育の総括に関する業務を含む。）を統括する。①-1</p> <p>7. 電源事業本部長（原子力安全技術）は、電源事業本部（原子力安全技術）が実施する発電所の保安に関する業務および輸入廃棄物の管理に関する業務を統括する。①-1</p> <p>8. 電源事業本部長（燃料）は、電源事業本部（燃料）が実施する原子燃料の調達に関する業務を統括する。①-1</p> <p>9. 電源事業本部長（電源土木）は、原子力発電設備に関する土木業務を統括する。①-1</p> <p>10. 電源事業本部長（電源建築）は、原子力発電設備に関する建築業務を統括する。①-1</p> <p>11. 発電所長（以下「所長」という。）は、発電所における保安に関する業務（保安教育の総括に関する業務を除く。）を統括する。①-1</p> <p>12. 原子力人材育成センター所長は、教育訓練の総括（保安教育の総括に関する業務を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>13. 品質保証部長は、課長（品質保証）の所管する業務を統括する。</p> <p>14. 技術部長は、課長（技術）、課長（燃料技術）、課長（核物質防護）および課長（建設管理）の所管する業務を統括する。</p> <p>15. 廃止措置・環境管理部長は、課長（放射線管理）および課長（廃止措置総括）の所管する業務を統括する。</p> <p>16. 発電部長は、課長（第一発電）および課長（第二発電）の所管する業務を統括する。</p> <p>17. 保守部長は、課長（保守管理）、課長（保守技術）、課長（電気）、課長（計装）、課長（3号電気）、課長（原子炉）、課長（タービン）、課長（3号機械）、課長（土木）、課長（建築）および課長（SA工事プロジェクト）の所管する業務を統括する。</p> <p>18. 課長（品質保証）は、発電所における品質保証活動の総括および使用前事業者検査等の総括に関する業務を行う。</p> <p>19. 総務課長は、調達に関する業務、文書管理に関する業務を行う。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステムの構築および実施を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守並びに健全な安全文化の育成および維持が行われることを確実にする。</p> <p>(2) 原子力審査室長は、内部監査に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査業務を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門に限る。）を統括する。</p> <p>(3) 原子力本部長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）の実施に係る品質マネジメントシステム管理責任者として、品質マネジメントシステムの具体的活動を統括する。また、関係法令および保安規定の遵守ならびに健全な安全文化の育成および維持に係る活動（内部監査部門を除く。）を統括する。</p> <p>(4) 原子力品質保証室長は、発電所の保安に関する組織が実施する品質保証活動（内部監査業務を除く。）について指導・助言および総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 資材部長は、供給者の選定に関する業務（燃料部長所管業務を除く。）を統括する。</p> <p>(6) 土木建築部長は、土木建築部が実施する発電所の施設管理に関する業務を統括する。</p> <p>(7) 燃料部長は、燃料体系等の供給者の選定に関する業務を統括する。</p> <p>(8) 原子力部長は、原子力部が実施する発電所の保安に関する業務を統括する。①-1 ②-1</p> <p>(9) 原子力人材育成課長は、教育・訓練（保安教育を除く。）の総括に関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務は次のとおり。①-1 ①-2 ②-1 ②-2</p> <p>(1) 所長は、発電所における保安に関する業務を統括する。</p> <p>(2) 品質保証部長は、品質保証総括課長および検査課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(3) 総務部長は、総務課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(4) 技術統括部長は、技術課長、計画管理課長、防災課長および核物質防護課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(5) 環境・燃料部長は、放射線管理課長、輸送・固体廃棄物管理課長、原子燃料課長および廃止措置管理課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(6) 保全部長は、保全計画課長、工程管理課長、電気課長、計測制御課長、原子炉課長およびタービン課長の所管する業務を統括する。</p> <p>(7) 土木建築部長は、土木課長および建築課長の所管する業務を統括する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (2/5)</p> <p>(保安に関する職務)</p> <p>第5条 社長は、組織における保安活動を統括する。①-1、②-1 ①-2、②-2</p> <p>2. 原子力事業統括部長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における保安活動を統括し、原子炉保安統括、原子力安全・品質保証部長、原子力部長、原子力土木部長、資材部長および所長を指導、監督する。</p> <p>3. 原子力監査室長は、管理責任者として組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）の保安活動を監督する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>4. 原子力安全・品質保証部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）における品質保証活動を統括する。また、所管している組織における保安活動を統括する。</p> <p>5. 原子炉保安統括部長は、組織（原子力監査室長が所管している組織を除く。）に対し、発電所の安全性向上に係る指導・助言に関する業務を行う。</p> <p>6. 原子力部長は、原子力事業統括部における保安活動（第7項に定める職務を除く。）を統括する。</p> <p>7. 原子力土木部長は、原子力事業統括部における保安活動のうち、土木建築関係の技術的業務を統括する。</p> <p>8. 資材部長は、資材部における調達業務に係る保安活動を統括する。</p> <p>9. 第3項、第4項および第6項から第8項に定める職位（以下、「各部（室）長」という。）は、部（室）長を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各部（室）長は、各部（室）長の指示、指導に従い業務を行う。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/5)</p> <p>20. 課長（技術）は、異常時・緊急時の措置のための体制整備に関する業務を行う。①-2 21. 課長（燃料技術）は、原子炉の安全管理および燃料の管理に関する業務を行う。②-2 22. 課長（核物質防護）は保安区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 23. 課長（放射線管理）は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物管理、管理区域の出入管理および環境放射能測定に関する業務を行う。 24. 課長（建設管理）は、3号炉原子炉施設の運転転に関する業務の計画・管理に係る業務を行う。 25. 課長（第一発電）は、2号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。 26. 課長（第二発電）は、3号炉原子炉施設の運転管理に関する業務および燃料の取替に関する業務を行う。 27. 当直長は、業務を所管している課長（第一発電）または課長（第二発電）（以下「課長（発電）」という。）のもとで原子炉施設の運転操作等に関する当直業務を行う。 28. 課長（保守管理）は、原子炉施設の改修工事および保守に関する業務のうち計画・管理に係る業務ならびに初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 29. 課長（保守技術）は、原子炉施設の改修工事および保守に関する業務のうち高齢化対策に係る業務および保全計画に関する業務を行う。 30. 課長（電気）は、2号炉原子炉施設のうち電気設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 31. 課長（計装）は、2号炉原子炉施設のうち計測制御設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 32. 課長（3号電気）は、3号炉原子炉施設のうち電気・計測制御設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 33. 課長（原子炉）は、2号炉原子炉施設のうち原子炉、放射性廃棄物処理設備および空調換気設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 34. 課長（タービン）は、2号炉原子炉施設のうちタービンおよび弁・配管設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 35. 課長（3号機械）は、3号炉原子炉施設のうち機械設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 36. 課長（土木）は、原子炉施設のうち土木関係設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 37. 課長（建築）は、原子炉施設のうち建築関係設備の改修工事および保守に関する業務を行う。 38. 課長（SA工事プロジェクト）は、重大事故等対策工事に関する業務を行う。 39. 第18項から第38項に定める職位（第27項の当直長を除く。）（以下「各課長」という。）、当直長および原子力人材育成センター所長は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。また、課長（廃止措置総括）は第2編第127条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。 40. 各課長、当直長および原子力人材育成センター所長は、第12項および第18項から第39項に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、品質保証活動を行う。また、所属員は各課長、当直長および原子力人材育成センター所長の指示・指導に従い業務を実施する。 41. 電源事業本部長（原子力管理）および所長は、発電所における保安に関する業務を統括する際には、原子炉主任技術者の意見を尊重する。 42. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するため、本条の業務以外に、他組織の職務に係る検査に関する業務を行うことができる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/5)</p> <p>(8) 発電部長は、発電管理課長の所管する業務を統括する。①-1 (9) 品質保証総括課長は、品質保証活動の指導・助言および品質保証の総括に関する業務を行う。①-2 (10) 検査課長は、原子炉施設に関する検査の総括に関する業務を行う。②-1 (11) 総務課長は、供給者の選定に関する業務を行う。②-2 (12) 核物質防護課長は、保安区域および周辺監視区域の管理に関する業務を行う。 (13) 技術課長は、原子炉施設の安全管理の総括に関する業務を行う。 (14) 計画管理課長は、原子炉施設の運営計画の総括および原子炉施設の定期的な評価の総括に関する業務を行う。 (15) 防災課長は、初期消火活動のための体制の整備および緊急時の措置の総括に関する業務を行う。 (16) 放射線管理課長は、放射線管理、化学管理、放射性廃棄物（液体・気体）の管理および環境放射線モニタリングに関する業務を行う。 (17) 輸送・固体廃棄物管理課長は、放射性廃棄物（固体）の管理に関する業務を行う。 (18) 原子燃料課長は、炉心性管理および燃料の管理に関する業務を行う。 (19) 保全計画課長は、原子炉施設の施設管理の総括に関する業務を行う。 (20) 工程管理課長は、原子炉施設の施設管理に関する業務のうち工程管理に関する業務を行う。 (21) 電気課長は、原子炉施設のうち電気設備の施設管理に関する業務を行う。 (22) 計測制御課長は、原子炉施設のうち計測制御設備の施設管理に関する業務を行う。 (23) 原子炉課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備）の施設管理に関する業務を行う。 (24) タービン課長は、原子炉施設のうち機械設備（原子炉設備を除く）の施設管理に関する業務を行う。 (25) 土木課長は、原子炉施設のうち土木設備の施設管理に関する業務を行う。 (26) 建築課長は、原子炉施設のうち建築設備の施設管理に関する業務を行う。 (27) 発電管理課長は、原子炉施設の運転管理に関する業務を行う。 (28) 発電課長は、原子炉施設の運転および燃料取扱い（原子燃料課長所管業務を除く。）に関する当直業務を行う。 (29) 廃止措置管理課長は、第2編第205条（保安に関する職務）の所管業務に基づき緊急時の措置を行う。 (30) 第1項（9）および第2項（9）から（28）に定める職位は、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-3 (3/5)</p> <p>10. 所長は、発電所における保安活動を統括する。 11. 所長代理は、所長を補佐する。 12. 次長は、所長が特に管理を委任した業務を行うとともに、所長を補佐する。 13. 原子力安全・品質保証室長は、発電所における品質保証活動の統括を行う。 14. 防災・安全対策室長は、原子炉防災対策および原子炉施設の安全性向上に関する業務を統括する。 15. 運営課長は、技術関係業務の総括および初期消火活動のための体制の整備に関する業務を行う。 16. 施設防護課長は、保安区域および周辺監視区域の区域管理に関する業務を行う。 17. 技術課長は、原子炉施設の運転条件および燃料管理に関する業務を行う。 18. 安全管理課長は、放射線管理、放射性廃棄物管理および化学管理に関する業務を行う。 19. 発電室長は、原子炉施設の運転に関する業務を統括する。 20. 発電課長（当直）は、原子炉施設の運転に関する当直業務を行う。 21. 保全計画課長は、原子炉施設の保修、改造の前編に関する業務を行う。 22. 電気保修課長は、原子炉施設のうち、電気設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。 23. 制御保修課長は、原子炉施設のうち、計装制御設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。 24. 機械保修課長は、原子炉施設のうち、機械設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。 25. 土木建築課長は、原子炉施設のうち、土木建築設備の保修、改造の実施に関する業務を行う。 26. 原子力教育センター長は、教育・訓練の総括を行う。 27. 第18項から第18項および第20項から第20項に定める職位（以下、「各課長」という。）ならびに第13項、第14項、第19項および第20項に定める職位（以下、総称して「各課（室、センター）長」という。）は、所管業務に基づき非常時の措置、保安教育ならびに記録および報告を行う。 28. 各課（室、センター）長は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条各課の業務以外に、他の各課（室、センター）長が所管する検査に関する業務を行うことができる。 29. 各課（室、センター）長は、課（室、センター）員を指示、指導し、所管する業務を遂行する。また、各課（室、センター）員は、各課（室、センター）長の指示、指導に従い業務を行う。 30. その他関係する組織は、「組織管理規程」に基づき、業務を行う。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-3 (4/5)</p> <p>43. その他関連する組織は、「組織規程」に基づき業務を行う。</p> <p style="text-align: right;">②-8</p> <p>(原子力発電保安委員会)</p> <p>第6条 電源事業本部に原子力発電保安委員会（以下「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 原子炉施設の定期的な評価の結果</p> <p>(4) 保安教育実施計画の策定（第117条）に関する事項</p> <p>(5) その他保安委員会が定めた審議事項</p> <p>3. 電源事業本部長（原子力管理）を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、電源事業本部長（原子力安全技術）、所長、原子炉主任技術者、各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および修繕部長）、電源事業本部（原子力管理）マネージャー、原子力人材育成センター所長および電源事業本部（原子力安全技術）マネージャーに加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>5. 委員長は、審議結果を定期的に社長へ報告する。</p> <p style="text-align: right;">②-9</p> <p>(原子力発電保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子力発電保安運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・監視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期試験に関する事項 <p>(2) 燃料管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 <p>(3) 放射性廃棄物管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関する規定類の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (4/5)</p> <p>(31) 第1項(9)および第2項(9)から(28)に定める職位は、第1項(9)および第2項(9)から(30)に定める業務の遂行にあたって、所属員を指示・指導し、遂行に係る品質保証活動を行う。また、所属員は課長の指示・指導に従い業務を実施する。</p> <p>3. 各職位は、第3条8.2.4で要求される検査の独立性を確保するために必要な場合は、本条の職務の内容によらず、検査に関する業務を実施することができる。</p> <p style="text-align: right;">①-1 ①-2 ②-1 ②-2</p> <p>(原子炉施設保安委員会)</p> <p>第6条 本店に原子炉施設保安委員会（以下、本編において「保安委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 保安委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。</p> <p>(1) 原子炉設置許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 保安規定の変更</p> <p>(3) その他保安委員会が定めた審議事項</p> <p>3. 原子力部長を委員長とする。</p> <p>4. 保安委員会は、委員長、発電用原子炉主任技術者（以下「原子炉主任技術者」という。）に加え、課長以上の職位の者から委員長が指名した者で構成する。</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>(原子炉施設保安運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に原子炉施設保安運営委員会（以下、本編において「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ運営委員会にて定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転員の構成人員に関する事項 ・当直の引継方法に関する事項 ・原子炉の起動および停止操作に関する事項 ・監視点検に関する事項 ・異常時の操作に関する事項 ・警報発生時の措置に関する事項 ・原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 ・定期的に実施するサーベイランスに関する事項 <p>(2) 燃料管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 ・新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 ・燃料の検査および取替に関する事項 <p style="text-align: right;">②-8</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (4/5)</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力発電安全委員会および泊発電所安全運営委員会</p> <p>(原子力発電安全委員会)</p> <p>第6条 本店に原子力発電安全委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 委員会は、原子炉施設の保安に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、あらかじめ委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 原子炉設置（変更）許可申請書本文に記載の構築物、系統および機器の変更</p> <p>(2) 原子炉施設保安規定の変更</p> <p>(3) 本店所管の社内規程の制定および改正</p> <p>(4) その他委員会が定めた事項</p> <p>3. 原子力部長を委員長とする。</p> <p>4. 委員会は、委員長、所長、発電用原子炉主任技術者（以下、「原子炉主任技術者」という。）に加え、本店のグループリーダー以上の職位の者から、委員長が指名した者で構成する。</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>(泊発電所安全運営委員会)</p> <p>第7条 発電所に泊発電所安全運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を設置する。</p> <p>2. 運営委員会は、発電所における原子炉施設の保安運営に関する次の事項を審議し、確認する。ただし、委員会で審議した事項またはあらかじめ運営委員会において定めた軽微な事項は、審議事項に該当しない。</p> <p>(1) 運転管理に関する社内規程の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 運転員の構成人員に関する事項 b. 当直の引継方法に関する事項 c. 原子炉の起動および停止操作に関する事項 d. 監視点検に関する事項 e. 異常時の措置に関する事項 f. 警報発生時の措置に関する事項 g. 原子炉施設の各設備の運転操作に関する事項 h. 定期的に実施するサーベイランスに関する事項 <p>(2) 燃料管理に関する社内規程の制定および改正</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 新燃料および使用済燃料の運搬に関する事項 b. 新燃料および使用済燃料の貯蔵に関する事項 c. 燃料の検査および取替に関する事項 <p style="text-align: right;">②-8</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違 (島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-3 (5/5) ②-9</p> <ul style="list-style-type: none"> ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関する規定類の制定および改正ならびに保全・施設管理の有効性評価に関する事項</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 緊急時における運転操作に関する規定類の制定および改正（第109条）</p> <p>(8) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者および各部長（品質保証部長、技術部長、廃止措置・環境管理部長、発電部長および保修部長）に加え、委員長が指名した者で構成する。</p> <p>（原子炉主任技術者の選任）</p> <p>第8条 電源事業本部長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者から選任する。</p> <p>2. 原子炉主任技術者は、原子炉毎に選任し、同一型式（沸騰水型）の原子炉では兼任させることができる。</p> <p>3. 原子炉主任技術者は、電源事業本部参事以上とし、第9条（原子炉主任技術者の職務等）に定める職務を専任する。</p> <p>4. 代行者の職位は、課長以上とする。</p> <p>5. 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任）</p> <p>第8条の2 所長は、電気主任技術者および代行者を、第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者および代行者を、第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。</p> <p>2. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者およびそれぞれの代行者の職位は、課長以上もしくはこれに準ずるものとする。</p> <p>3. 電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は別の電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (5/5) ②-8</p> <p>(3) 放射性廃棄物管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 ・放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 ・放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理区域の設定、区域区分、特別措置を要する区域に関する事項 ・管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 ・保全区域に関する事項 ・周辺監視区域に関する事項 ・線量の評価に関する事項 ・除染に関する事項 ・外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 ・放射線計測器類の点検・校正に関する事項 ・管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関するマニュアルの制定および改定</p> <p>(6) 原子炉施設の定期的な評価の結果（第10条）</p> <p>(7) 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価および長期保守管理方針（第108条の2）</p> <p>(8) 改造の実施に関する事項（第219条第2項に関する事項を含む）</p> <p>(9) 緊急時における運転操作に関するマニュアルの制定および改定（第111条）</p> <p>(10) 保安教育実施計画の策定（第119条）に関する事項</p> <p>(11) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3. 所長を委員長とする。</p> <p>4. 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者、第5条第2項（2）から（8）の各部長の職位にある者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-3 (5/5) ②-8</p> <p>(3) 放射線管理に関する社内規程の制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 放射性固体廃棄物の保管および運搬に関する事項 b. 放射性液体廃棄物の放出管理に関する事項 c. 放射性気体廃棄物の放出管理に関する事項 d. 放出管理用計測器の点検・校正に関する事項 <p>(4) 放射線管理に関する社内規程の制定および改定</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 管理区域の設定、区域区分および特別措置を要する区域に関する事項 b. 管理区域の出入管理および遵守事項に関する事項 c. 保全区域に関する事項 d. 周辺監視区域に関する事項 e. 線量の評価に関する事項 f. 除染に関する事項 g. 外部放射線に係る線量当量率等の測定に関する事項 h. 放射線計測器類の点検・校正に関する事項 i. 管理区域内で使用した物品の搬出および運搬に関する事項 <p>(5) 施設管理に関する社内規程の制定および改定</p> <p>(6) 改造の実施に関する事項</p> <p>(7) 非常事態における運転操作に関する社内規程の制定および改正（第121条）</p> <p>(8) 保安教育実施計画の策定（第129条）に関する事項</p> <p>(9) 事故・故障の水平展開の実施状況に関する事項</p> <p>3 所長を委員長とする。</p> <p>4 運営委員会は、委員長、原子炉主任技術者、電気主任技術者、ボイラー・タービン主任技術者ならびに第5条第13項から第19項および第21項から第29項に定める職位の者に加え、委員長が指名した者で構成する。</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

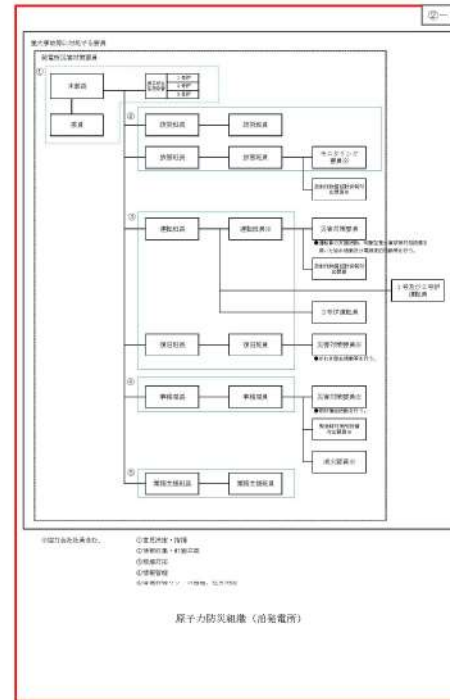
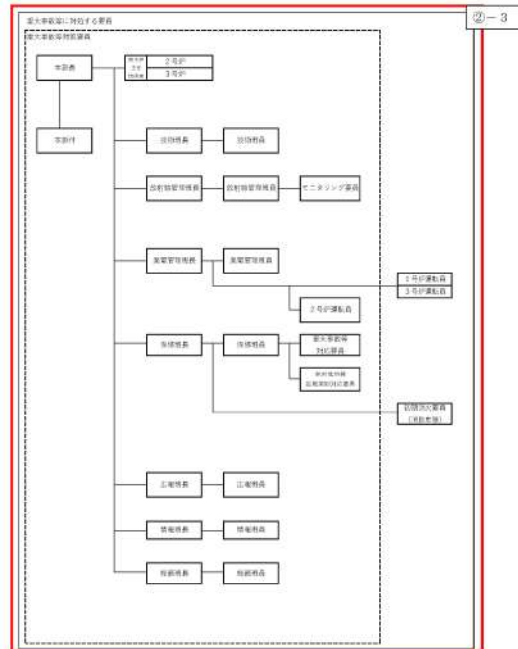
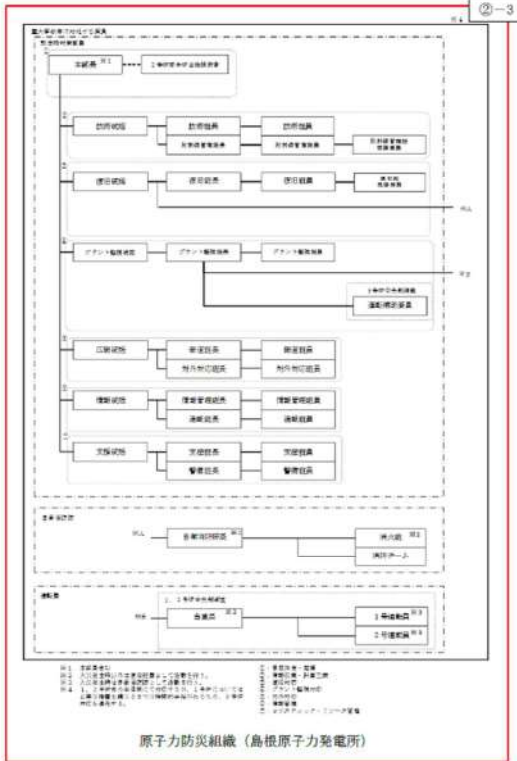
相違理由

別紙1-4 (1/3)

別紙1-4 (1/4)

別紙1-4 (1/2)

(島根、女川) 組織体制の相違



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙1-4 (2/3)

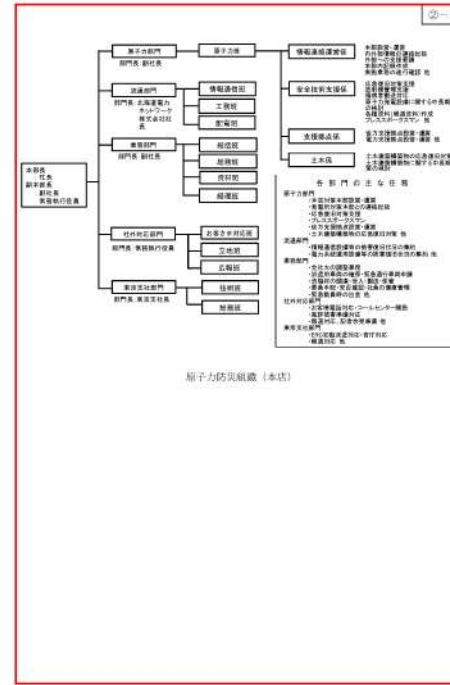
別紙1-4 (2/4)

別紙1-4 (2/2)

(島根、女川) 組織体制の相違

原子力防災組織（島根原子力発電所） 各職位のミッション

職位	ミッション
本部長	・防災体制の発令、変更の決定 ・緊急時対策本部の指揮・統括 ・重要な事項の意思決定
原子炉主任技術者	・原子炉安全に関する保安の監督、本部長への助言
技術統括	・原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価の統括 ・原子炉の運転に関する具体的操作方法、工法等作成の統括 ・発電所内外の放射線、放射性物質濃度の状況把握に係る調査の統括
技術班	・原子炉の運転に関するデータの収集、分析及び評価 ・原子炉の事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転に関する技術的措置 ・原子炉の運転に関する具体的な操作方法、工法等作成
放射線管理班	・発電所内外の放射線及び放射性物質濃度の状況把握に係る調査 ・放射性物質の影響範囲の推定 ・緊急時対策活動に係る立ち止まり措置、除去措置、除染等の放射線管理 ・重大事故等に対処する要員・活動者の健康評価及び放射線拡大防止措置・除染
プラント監視統括	・事故状況の把握の統括
プラント監視班	・事故の影響緩和及び拡大防止に必要な運転上の操作への助言
当班（運転員）	・当班（運転員）からの異常・アラームの入手 ・事故対応手段の選定に関する当班（運転員）への情報提供
運転補助班員	・事故の影響緩和及び拡大防止に係るプラントの運転操作 ・大規模規模発生時の運転補助
管理班	・可搬型容器を用いた対応、平皿合群等の選定及び停止活動の統括
運用班	・事故の影響緩和及び拡大防止に係る可搬型重大事故等対応設備の選定と操作 ・平皿合群等の対応措置のための選定作業方法の作成及び選出作業の実施
査察班	・消火活動
止揚班	・緊急時対応支援、対外対応活動の統括
搬運班	・緊急時対策本部が行う搬送機関対応の支援
対外対応班	・自治体からの問合せ対応、自治体側遺棄の支援
情報班	・関係機関への連絡連絡等、情報管理の統括
情報管理班	・情報の収集、共有等
連絡班	・関係機関への連絡連絡等
支援班	・緊急時対策本部の運営支援、警備対応の統括 ・緊急時対策本部の運営支援 ・重大事故等に対処する要員の人員把握 ・連絡調整 ・資機材及び輸送手段の確保 ・救出・医療活動
警備班	・出入り管理及び警備活動対応 ・緊急要員の統括



赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																								
<p style="text-align: center;">別紙1-4 (3/3)</p> <p style="text-align: right;">②-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">発射・機能</td> </tr> <tr> <td colspan="2">緊急時対策総本部長</td> </tr> <tr> <td colspan="2">・緊急時対策総本部の指揮・統括</td> </tr> <tr> <td style="width: 30%;">班名</td> <td>役割・機能</td> </tr> <tr> <td>統括班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策総本部指令の伝達 情報収集 社外関係機関への連絡及び関係官等への報告連絡 応急措置の検討 統合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策総本部運営に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>放射線班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の把握・推定 原子力災害監視 その他放射線管理に関する事項 </td> </tr> <tr> <td>技術班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握・評価 統括班支援 </td> </tr> <tr> <td>広報班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への応答関係 社外団体との連携 </td> </tr> <tr> <td>総務班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 食料等の調達及び増設業務の手配 被害申告窓口の開設 </td> </tr> <tr> <td>警備班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 警備関係 </td> </tr> <tr> <td>資材班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 応急復旧用資材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調達 </td> </tr> <tr> <td>労働班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業量の調整 </td> </tr> <tr> <td>外部電源復旧班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 発電設備検査・復旧状況の把握 送電設備の応急措置・復旧作業の検討 発電所保安用外部電源の送電確保に係る連絡運用 </td> </tr> <tr> <td>通信班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 保安通信回線の確保 </td> </tr> <tr> <td>情報システム班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 情報共有システムの維持管理 </td> </tr> <tr> <td>支援班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 情報収集 要員の入退館管理 設備材の調達、輸送 その他原子力災害対策活動の後方支援 </td> </tr> <tr> <td>支援班 (東京支社)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 中央官庁等対応 原子力規制庁緊急時対応センターへの連携 </td> </tr> <tr> <td>地域対応班</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における関係自治体との連携 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（本社）</p>	発射・機能		緊急時対策総本部長		・緊急時対策総本部の指揮・統括		班名	役割・機能	統括班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策総本部指令の伝達 情報収集 社外関係機関への連絡及び関係官等への報告連絡 応急措置の検討 統合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策総本部運営に関する事項 	放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の把握・推定 原子力災害監視 その他放射線管理に関する事項 	技術班	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握・評価 統括班支援 	広報班	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への応答関係 社外団体との連携 	総務班	<ul style="list-style-type: none"> 食料等の調達及び増設業務の手配 被害申告窓口の開設 	警備班	<ul style="list-style-type: none"> 警備関係 	資材班	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧用資材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調達 	労働班	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業量の調整 	外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備検査・復旧状況の把握 送電設備の応急措置・復旧作業の検討 発電所保安用外部電源の送電確保に係る連絡運用 	通信班	<ul style="list-style-type: none"> 保安通信回線の確保 	情報システム班	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有システムの維持管理 	支援班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 情報収集 要員の入退館管理 設備材の調達、輸送 その他原子力災害対策活動の後方支援 	支援班 (東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> 中央官庁等対応 原子力規制庁緊急時対応センターへの連携 	地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における関係自治体との連携 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 	<p style="text-align: center;">別紙1-4 (3/4)</p> <p style="text-align: right;">②-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">事務班</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設け 2. 対策本部への関係班の動員 3. 本所本部の準備 4. 班長・班副の選任 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">原子力班</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時対策本部からの情報収集 2. 班長・班副の選任 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">広報班 (広報)</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">総務班</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 社内内外の警備 2. 本所の安全管理及び保安計画 3. 班長・班副の選任 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">人員班</td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 </td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">※</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（本店）</p>	事務班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設け 2. 対策本部への関係班の動員 3. 本所本部の準備 4. 班長・班副の選任 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 		原子力班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時対策本部からの情報収集 2. 班長・班副の選任 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 		広報班 (広報)		<ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 		総務班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 社内内外の警備 2. 本所の安全管理及び保安計画 3. 班長・班副の選任 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 		人員班		<ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 			<p style="text-align: center;">(島根、女川) 組織体制の相違</p>
発射・機能																																																											
緊急時対策総本部長																																																											
・緊急時対策総本部の指揮・統括																																																											
班名	役割・機能																																																										
統括班	<ul style="list-style-type: none"> 緊急時対策総本部指令の伝達 情報収集 社外関係機関への連絡及び関係官等への報告連絡 応急措置の検討 統合原子力防災ネットワークの接続確保 その他緊急時対策総本部運営に関する事項 																																																										
放射線班	<ul style="list-style-type: none"> 放射線状況の把握・推定 原子力災害監視 その他放射線管理に関する事項 																																																										
技術班	<ul style="list-style-type: none"> 事故状況の把握・評価 統括班支援 																																																										
広報班	<ul style="list-style-type: none"> 報道機関対応 お客様への応答関係 社外団体との連携 																																																										
総務班	<ul style="list-style-type: none"> 食料等の調達及び増設業務の手配 被害申告窓口の開設 																																																										
警備班	<ul style="list-style-type: none"> 警備関係 																																																										
資材班	<ul style="list-style-type: none"> 応急復旧用資材及び輸送手段の確保 その他必要な物品の調達 																																																										
労働班	<ul style="list-style-type: none"> 従業員・応援者の健康管理 作業量の調整 																																																										
外部電源復旧班	<ul style="list-style-type: none"> 発電設備検査・復旧状況の把握 送電設備の応急措置・復旧作業の検討 発電所保安用外部電源の送電確保に係る連絡運用 																																																										
通信班	<ul style="list-style-type: none"> 保安通信回線の確保 																																																										
情報システム班	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有システムの維持管理 																																																										
支援班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力事業所災害対策支援拠点の設置・運営 情報収集 要員の入退館管理 設備材の調達、輸送 その他原子力災害対策活動の後方支援 																																																										
支援班 (東京支社)	<ul style="list-style-type: none"> 中央官庁等対応 原子力規制庁緊急時対応センターへの連携 																																																										
地域対応班	<ul style="list-style-type: none"> 原子力防災活動における関係自治体との連携 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携 																																																										
事務班																																																											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設け 2. 対策本部への関係班の動員 3. 本所本部の準備 4. 班長・班副の選任 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 																																																											
原子力班																																																											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急時対策本部からの情報収集 2. 班長・班副の選任 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 																																																											
広報班 (広報)																																																											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 																																																											
総務班																																																											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 社内内外の警備 2. 本所の安全管理及び保安計画 3. 班長・班副の選任 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 																																																											
人員班																																																											
<ol style="list-style-type: none"> 1. 班長・班副の選任 2. 班長・班副の連絡 3. 班長・班副の連絡 4. 班長・班副の連絡 5. 班長・班副の連絡 6. 班長・班副の連絡 7. 班長・班副の連絡 8. 班長・班副の連絡 9. 班長・班副の連絡 10. 班長・班副の連絡 																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-4 (4/4)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: 80%;"> <p style="text-align: right;">②-3</p> <p>※</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>経理班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 資金の調達及び送金 2. 反汚染環境設計の指示 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>資材班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 貯蔵品及び工事材料の在庫の確保並びに帳簿調査 2. 需用資材の調達、輸送 3. 輸送用機材の確保、確保 4. 一般交通確保経路の確保 5. 工事資材付添 6. 発電所の閉鎖（人員、資材）（原子力建設を行う他の原子力事業者への応急処置を除く） </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>電力システム班 （常時班）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保安待機等の取巻 2. 供給対策 <p>（工事班）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ヘリコプターの確保、運用 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>土木建築班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 土木設備及び建物（厚生建物を除く）の被害状況の調査 2. 応急処置対策及び土木設備修繕の策定 3. 使用資材の調達及び手配 4. 必要資材の調達及び手配 5. 応急処置 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>情報通信班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 保安待機体制の確保 2. 電気通信事業者との連絡及び非常用通信設備の稼働対策 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>住民連絡支援班</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民連絡の支援 2. 必要用資材の確保 </div> <p style="text-align: center;">原子力防災組織（本店）</p> </div>		<p>(女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/16)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center;">令和2年8月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/25)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和3年10月 東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (1/19)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所 原子力事業者防災業務計画</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和5年2月 北海道電力株式会社</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																						
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/16)</p> <table border="1" data-bbox="123 215 622 470"> <thead> <tr> <th>緊急時体制の区分</th> <th>原子力災害等の状況</th> <th>法令等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)</td> <td>別表1に示す原子力災害第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間</td> <td>原災法、指針</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 緊急時体制の区分欄の()内は、指針で規定される名称。 (注2) 原子力防災管理者は、上表に示す原子力災害等の状況に満たない場合でも、必要と認めるときは緊急時体制を発令することができる。また、原子力防災管理者は、原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、必要により緊急時体制を継続することができる。</p> <p>(2) 緊急時体制発令時の中国電力ネットワーク株式会社との連携 緊急時体制発令時は、この計画のとおり中国電力ネットワーク株式会社と一体となって対応する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2. 原子力防災組織 ②-4</p> <p>(1) 発電所</p> <p>a. 原子力防災管理者は、発電所に原子力防災組織を設置する。</p> <p>b. 原子力防災組織は、別図1に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>c. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に別表4に定める業務を行う原子力防災要員を置く。</p> <p>d. 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合に、直ちに原子力防災要員等を配置し、その業務を行う。</p> <p>e. 社長は、原子力防災要員を置いた場合又は変更した場合は、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事に別紙2の届出書により原子力防災要員を置いた日又は変更した日から7日以内に届け出る。</p> <p>f. 原子力防災管理者は、原子力防災要員等の内、派遣要員をあらかじめ決めておく。派遣要員の主な職務は次のとおりとする。</p> <p>(a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執</p> </div>	緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等	緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)	別表1に示す原子力災害第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	原災法、指針	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/25)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害事前対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災体制</p> <p>1. 緊急体制の区分および連携</p> <p>(1) 緊急体制の区分</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合または発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止、その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うため、次表に定める原子力災害の情勢に応じて緊急体制を区分する。</p> <table border="1" data-bbox="712 363 1160 550"> <thead> <tr> <th>原子力災害の情勢</th> <th>緊急体制の区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。</td> <td>警戒対策体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。</td> <td>第1緊急体制</td> </tr> <tr> <td>別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。</td> <td>第2緊急体制</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、モニタリングポストで1マイクロシーベルト毎時以上の放射線量率が検出された場合、中性子線の測定を行う。</p> <p>(2) 緊急体制区分に応じた東北電力ネットワーク株式会社との連携</p> <p>第1緊急体制および第2緊急体制発令時は、この計画のとおり東北電力ネットワーク株式会社と一体となって対応する。</p> <p>2. 警戒対策組織</p> <p>本店原子力部長は、本店に本店警戒対策組織を、原子力防災管理者は、発電所に警戒対策組織を設置する。</p> <p>(1) 発電所</p> <p>警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2-1に定める業務分掌に基づき、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。</p> <p>(2) 本店</p> <p>本店警戒対策組織は、警戒対策体制が発令された場合において、別図2-2に定める業務分掌に基づき、本店における対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。</p>	原子力災害の情勢	緊急体制の区分	別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制	別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制	別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (2/19)</p> <p style="text-align: center;">第2章 原子力災害予防対策の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 防災体制</p> <p>1. 防災体制の区分及び連携</p> <p>(1) 防災体制の区分</p> <p>原子力災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合に、事故原因の除去、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止その他必要な活動を迅速かつ円滑に行うための防災体制は次の区分による。</p> <table border="1" data-bbox="1339 481 1769 673"> <thead> <tr> <th>防災体制の区分</th> <th>発生事象の情勢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力防災準備体制</td> <td>警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき</td> </tr> <tr> <td>原子力対応事態体制</td> <td>施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき</td> </tr> <tr> <td>原子力緊急事態体制</td> <td>全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>原子力規制委員会が示すEAL区分の枠組み及び原子力規制指針に示す緊急事態区分を判断する基準等の解説を基に、発電所の条件及び排気状況に応じたEALの設子を別表2-1-4に示す。</p> <p>(2) 防災体制の区分に応じた北海道電力ネットワーク株式会社との連携</p> <p>防災体制発令時は、この計画のとおり北海道電力ネットワーク株式会社と一体となって対応する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>2. 原子力防災組織及び原子力防災要員等 ②-4</p> <p>(1) 社長は、発電所に原子力防災組織を設置し、原子力防災要員を置く。原子力防災組織の構成は、別図2-1-1のとおりとする。</p> <p>(2) 原子力防災組織は、別図2-1-1に定める業務分掌に基づき、この計画に従い、原子力災害の発生又は拡大を防止するために必要な業務を行う。</p> </div>	防災体制の区分	発生事象の情勢	原子力防災準備体制	警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき	原子力対応事態体制	施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき	原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>
緊急時体制の区分	原子力災害等の状況	法令等																							
緊急時特別非常体制 (全面緊急事態)	別表1に示す原子力災害第15条第1項等の基準に該当する事象が発生し、その旨を関係各所に報告（原子力発電所敷地境界付近において、1時間当たり5マイクロシーベルト以上の放射線量が2地点以上において検出されたとき又は1地点において10分間以上継続して検出されたとき等）するとき、又は内閣総理大臣が原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言を行ったときから、内閣総理大臣が原災法第15条第4項の規定に基づく原子力緊急事態解除宣言を行ったときまでの間	原災法、指針																							
原子力災害の情勢	緊急体制の区分																								
別表2-1の事象が発生した場合または原子力規制委員会委員長または委員長代行が原子力災害対策指針に示す警戒事態に該当すると判断した場合。	警戒対策体制																								
別表2-2の事象が発生し、原子力防災管理者が原災法第10条第1項に基づく通報をすべき状態となった場合。	第1緊急体制																								
別表2-3の事象が発生した場合、または内閣総理大臣が原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言を行った場合。	第2緊急体制																								
防災体制の区分	発生事象の情勢																								
原子力防災準備体制	警戒事態に該当する別表2-1-1に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-1に該当する事象であると判断したとき																								
原子力対応事態体制	施設敷地緊急事態に該当する別表2-1-2に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき																								
原子力緊急事態体制	全面緊急事態に該当する別表2-1-3に示す事象が発生し、原子力防災管理者が別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき、又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したとき																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/16)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長及び地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力 (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力</p> <p>(2) 本社 a. 社長は、本社に本社原子力防災組織を設置する。 b. 本社原子力防災組織は、別図2に定める業務分掌に基づき、本社における原子力災害対策活動を実施し、発電所の原子力災害対策活動を支援する。 c. 社長は、本社原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。 d. 社長は、緊急時特別非常体制を発令した場合、内閣総理大臣の原子力緊急事態宣言という社会的重大性に鑑み、国の原子力災害対策本部及びオフサイトセンターの関係機関と連携し、緊急時応急対策に全力で取り組む。 e. 社長は、本社及び発電所の原子力防災組織を統括し、必要な場合は他の社内機関も動員して原子力災害対策活動を実施する。(別図3参照)</p> <p>3. 原子力防災管理者・副原子力防災管理者の職務等 (1) 原子力防災管理者の職務 a. 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理する。 b. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図4-1、4-2、4-3、4-4に定める箇所へ通報又は連絡する。 c. 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、及び別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象又は原災法第10条第1項等の基準に該当する事象等が発生した場合、直ちに原子力防災要員に、原子力災害の発生又は拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図5-1、5-2、5-3、5-4に定める箇所へ報告する。 d. 原子力防災管理者は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に該当する事象が発生した場合、直ちに別図5-3、5-4に定める箇所へ報告する。 e. 原子力防災管理者は、原災法第11条第1項の規定に基づく放射線測定設備を設置及び維持し、同条第2項の規定に基づく放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材を備え付け、随時、保守点検する。 f. 原子力防災管理者は、緊急時対策要員に対し定期的に緊急事態に対処するための総合的な訓練及び防災教育を実施する。 なお、この計画において原子力防災管理者の実施する職務として記載している事項については、あらかじめ定めるところにより、他の職位の実施した結果を確認することにより実施したものと見なすことができる。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/25)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>3. 原子力防災組織 社長は、発電所に原子力防災組織を、本店に本店原子力防災組織を設置する。</p> <p>(1) 発電所 a. 原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別図2-3に定める業務分掌に基づき、原子力災害の発生または拡大を防止するために必要な活動を行う。 b. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員（原子力災害が発生した場合に直ちに別表2-4に定める業務を行う要員）を置く。 c. 原子力防災要員を置いた場合または変更した場合は、社長より原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に様式2の届出書に原子力災害対策特別措置法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則（平成24年文部科学省・経済産業省令第2号）第2条第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、原子力防災要員を置いた日または変更した日から7日以内に届け出る。 d. 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定め、かつ、派遣要員は、次に掲げる職務を実施する。 (a) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 (b) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長ならびに地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力 (c) 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力 e. 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災組織および原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。 f. 原子力防災管理者は、原子力防災組織に原子力防災要員の補佐および交替要員を置く。</p> <p>(2) 本店 a. 本店原子力防災組織は、第1または第2緊急体制が発令された場合において、別図2-4に定める業務分掌に基づき、本店における原子力災害対策活動を実施し、発電所において実施される対策活動を支援する。 b. 社長は、本店原子力防災組織に緊急時対策要員を置く。 c. 社長は、第2緊急体制を発令した場合、指定行政機関、指定地方行政機関ならびに地方公共団体その他の執行機関と連携し、原子力事業所災害対策に取り組む。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (3/19)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、原子力災害が発生した場合、直ちに原子力防災要員に別表2-1-6に定める職務を行わせる。 また、原子力防災要員のうち緊急事態応急対策等拠点施設である北海道原子力防災センター（以下「防災センター」という。）への派遣要員は、別表2-1-7に定める職務を行う。 (4) 社長は、原子力防災要員を置いたとき又は変更したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び道庁長に様式2により原災法に基づき原子力防災管理者が通報すべき事象等に関する規則第2条第1項に規定される業務を的確に遂行するために必要な人数を明記の上、7日以内に届け出る。 (5) 原子力防災管理者は、原子力防災要員のうち、派遣要員をあらかじめ定め、かつ、派遣要員の主な職務は次のとおりとする。 ① 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策への協力 ② 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長、その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策への協力 ③ 他の原子力事業者の原子力事業所に係る緊急事態応急対策への協力 (6) 原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び道庁長から原子力防災組織及び原子力防災要員の状況について報告を求められたときはこれを行う。 (7) 社長は、本店に本店原子力防災組織を設置し、本店原子力災害対策要員を置く。本店原子力防災組織の構成は、別図2-1-2のとおりとする。 (8) 社長は、発電所の原子力災害対策活動あるいは防災センター等への要員派遣の支援のため、本店原子力災害対策要員の中から原子力防災要員を置く。 (9) 本店原子力防災組織は、別図2-1-2に定める業務分掌に基づき本店における原子力災害対策活動を実施し、関係機関との連絡調整、資機材の調達、輸送等、発電所が実施する原子力災害対策活動を支援する。</p> <p>3. 原子力防災管理者及び副原子力防災管理者の職務 (1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、発電所長とし、原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。 なお、原子力防災管理者は、旅行又は疾病その他の事故のため、その職務を行うことができない場合は、副原子力防災管理者の中から別表2-1-8に定める順位によりその職務を代行させる。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (4/16)</p> <p>通報又は連絡を行った後の社外関係機関への報告又は連絡について、別図5-1、5-2及び5-3に定める連絡体制を整備しておく。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別図5-4に定める連絡体制を取る。</p> <p>b. 防災組織の連絡体制 連絡経路は別図3に定めるとおりとする。</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>2. 緊急時体制の発令及び解除</p> <p>(1) 緊急時体制の発令</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合、又は別表1に示す基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図6に定める連絡経路により緊急時体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合は、直ちに電源事業本部長（原子力管理）（以下「部長（原子力管理）」という。）に報告する。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、原子力防災管理者から発電所における緊急時体制発令の報告を受けた場合は、別図7に定めるとおり直ちに社長、電源事業本部長及びコンプライアンス推進部門長に報告し、社長は本社における緊急時体制を発令する。この際、発電所において発令した緊急時体制の区分を本社においても適用する。</p> <p>社長が本社における緊急時体制を発令した場合、部長（原子力管理）は、中国電力ネットワーク株式会社社長にその旨を連絡する。</p> <p>(2) 緊急時対策本部及び緊急時対策総本部の設置</p> <p>a. 発電所 (a) 原子力防災管理者は、緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策本部（以下「本部」という。）を緊急時対策所に設置する。 (b) 本部は、原子力防災組織で構成する。 (c) 原子力防災管理者は、緊急時対策本部長（以下「本部長」という。）としてその職務を遂行する。</p> <p>b. 本社 (a) 社長は、本社に緊急時体制を発令した場合、速やかに緊急時対策総本部（以下「総本部」という。）を原子力災害対策室に設置する。 (b) 総本部は、本社原子力防災組織で構成する。 (c) 社長は、緊急時対策総本部長（以下「総本部長」という。）として、その職務を遂行する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (4/25)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>4. 原子力防災管理者、副原子力防災管理者および原子力防災要員の職務 社長は、原子力防災管理者および副原子力防災管理者を選任する。</p> <p>(1) 原子力防災管理者の職務 原子力防災管理者は、発電所長とし、警戒対策組織または原子力防災組織を統括管理するとともに、次に掲げる職務を行う。</p> <p>a. 警戒対策組織 (a) 別表2-1の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-5に示す箇所へ連絡するとともに、警戒対策要員を召集し、原子力災害に至る可能性のある事象の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせる。</p> <p>b. 原子力防災組織 (a) 別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、直ちに別図2-6に示す箇所へ通報する。</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>(b) 緊急体制を発令した場合、直ちに原子力防災要員を召集し、原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な応急措置を行わせるとともに、その概要を別図2-7に示す箇所へ報告する。</p> <p>(c) 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、および維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器、その他の資材または機材を備え付け、随時、保守点検する。</p> <p>(d) 内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原子力防災管理者および副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>(e) 副原子力防災管理者および原子力防災要員に対し定期的に原子力緊急事態に対処するための防災教育および防災訓練を実施する。</p> <p>(f) 旅行または疾病、その他の事故のため長期にわたり不在となり、その職務を遂行できない場合、副原子力防災管理者の中から別表2-5に定める順位により代行者を指定する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>a. 警戒対策組織または原子力防災組織の統括について原子力防災管理者を補佐する。</p> <p>b. 原子力防災管理者が不在のときには、その職務を代行する。</p> <p>(3) 原子力防災要員の職務 原子力防災要員は、別表2-4に掲げる職務を行う。</p> <p>(4) 原子力防災管理者、副原子力防災管理者の選任および解任 原子力防災管理者または副原子力防災管理者を選任または解任した場合は、社長より原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に7日以内に様式3の届出書により届け出る。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (4/19)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>① 別表2-1-1、別表2-1-2又は別表2-1-3の事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、直ちに別図2-1-3又は別図2-1-4に示す経路にて連絡又は通報する。</p> <p>なお、発生した事象が複数の通報等にまたがる場合、住民防護の観点から、「全面緊急事態に該当する事象」、「施設敷地緊急事態に該当する事象」、「警戒事態に該当する事象」の順に優先順位を付けて通報等を行う。</p> <p>また、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原災法第10条第1項に定められた通報等に關する事項について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>② 別表2-1-1、別表2-1-2又は別表2-1-3の事象が発生し同表に該当する事象であると判断した場合、防災体制を発令するとともに直ちに原子力防災要員を召集し、必要な応急措置を行わせる。また、その概要を別図2-1-3又は別図2-1-5に示す経路にて連絡又は報告する。</p> <p>③ 原災法第11条第1項に定められた放射線測定設備を設置し、及び維持し、同条第2項に定められた放射線障害防護用器具、非常用通信機器その他の資材又は機材（以下「原子力防災資機材」という。）を備え付け、その資機材に応じて適切な状態で保守点検する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者の職務 副原子力防災管理者は、次に掲げる職務を行う。</p> <p>① 原子力防災管理者を補佐する。 ② 原子力防災管理者が不在の場合は、その職務を代行する。</p> <p>(3) 社長は、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者を選任又は解任したときは、原子力規制委員会、北海道知事及び泊村長に様式3により7日以内に届け出る。</p> <p>また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、北海道知事及び泊村長から、原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の状況について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 原子力防災組織の運営</p> <p>1. 防災体制の発令、対策本部設置及び防災体制の解除等</p> <p>(1) 防災体制の発令</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>① 発電所 原子力防災管理者は、別表2-1-1の事象が発生し別表2-1-1に該当する</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (5/16)</p> <p>(3) 緊急時体制の解除</p> <p>a. 発電所 本部長は、以下の状態になった場合、関係機関と協議し、総本部長の了承を得て緊急時体制を解除することができます。</p> <p>(a) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後原災法第15条第4項の規定に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>(b) 原災法第15条第2項の規定に基づく原子力緊急事態宣言が発令に至らず、原子力災害の原因の除去及び被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束している場合。 本部長は、発電所の緊急時体制を解除した場合は、総本部長又は部長（原子力管理）に報告する。</p> <p>b. 本社 総本部長は、上記a. (a) 又は (b) の場合、本社における緊急時体制を解除することができる。</p> <p>3. 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止</p> <p>(1) 総本部長は、事態に応じ原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、事故復旧作業に従事する要員の放射線管理及び復旧資機材の受入れ等の支援を行う。</p> <p>(2) 総本部長は、緊急時体制を解除した場合、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止することができる。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">4. 緊急時対策要員の非常招集及び解散 ②-4</p> <p>(1) 緊急時対策要員の非常招集</p> <p>a. 発電所 原子力防災管理者は、発電所における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に緊急放送装置、緊急時サイレン又は緊急時連絡網等を使用して緊急時対策要員を非常招集する。また、本部の各統括及び班長は招集した班員を把握する。なお、原子力防災管理者は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>b. 本社 部長（原子力管理）は、本社における緊急時体制発令時（緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送、緊急時連絡網等を使用して本社の緊急時対策要員を非常招集する。また、総本部の各班長は招集した班員を把握する。なお、部長（原子力管理）は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を整備しておく。</p> <p>(2) 緊急時対策要員の解散 総本部長及び本部長は、緊急時体制を解除した場合、その後の原子力災害事後対策に必要な要員を除き、発電所及び本社の要員を解散する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (5/25)</p> <p style="text-align: center;">第2節 警戒対策組織の運営</p> <p>1. 情報連絡経路</p> <p>(1) 警戒事象発生に伴う連絡経路 原子力防災管理者は、警戒事象発生に伴う連絡を行うため、別図2-5に定める連絡経路を整備しておくとする。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (5/19)</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>事象であると判断したとき、又は別表2-1-2の事象が発生し別表2-1-2に該当する事象であると判断したとき、若しくは別表2-1-3の事象が発生し別表2-1-3に該当する事象であると判断したとき又は内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出したときは、直ちにその情勢に応じて第2章第1節1.「防災体制の区分及び遷機」に定める防災体制の区分の中から該当する防災体制を発令し、原子力防災要員に連絡する。また、原子力防災管理者は、防災体制を発令した場合は、直ちに原子力部長に報告する。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">② 本店 ②-6 原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における防災体制発令の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における防災体制を発令する。この際、発電所において発令した防災体制の区分を本店においても適用するものとする。</p> <p>(2) 原子力災害対策本部の設置</p> <p>① 発電所 原子力防災管理者は、原子力防災準備体制又は原子力防災体制を発令した場合、速やかに発電所に原子力災害対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置し、発電所対策本部長として、発電所の原子力災害対策活動を統括する。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">② 本店 ②-6 社長は、本店における原子力防災体制を発令した場合、速やかに本店に原子力災害対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置し、本店対策本部長としてその職務を行う。また、社長が不在の場合は副社長又は取締役常務執行役員がその職務を代行する。 なお、原子力防災準備体制を発令した場合は、原子力防災体制発令に備え、原子力部長に準備活動の指揮を命じる。</p> <p>(3) 原子力防災準備体制発令時の原子力防災要員の非常招集</p> <p>① 発電所 原子力防災管理者は、原子力防災準備体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。ただし、原子力防災要員のうち各班の班員の一部は、別表2-1-1に示す事象の内容に応じ、待機するよう連絡する。</p> <p style="border: 2px solid red; padding: 5px;">② 本店 ②-6 原子力部長は、原子力防災準備体制発令時には別図2-2-2に定める連絡経路を利用して、本店及び東京支社の本店原子力災害対策要員に即応センター又は所定の場所に参集又は待機するよう連絡する。</p>	<p style="color: red;">（島根、女川）組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (6/16)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 通報又は連絡</p> <p>1. 通報又は連絡の実施</p> <p>(1) 通報又は連絡の実施</p> <p>a. 原子力防災管理者は、敷地境界放射線上昇事象（原子力発電所敷地境界付近において1時間当たり0.22マイクロシーベルト以上の放射線量が検出された場合）が発生した場合、別紙7に定める通報様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。また、別図4-1に示す、通報先以外の連絡先にも同様に連絡を行う。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>②-4</p> <p>b. 原子力防災管理者は、別表1に示す警戒事態の基準に該当する事象の発生について報告を受け、又は自ら発見したときは、別紙8-1に定める連絡様式に必要事項を記入し、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図4-2に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。</p> <p>なお、別表1に示す原災法第10条第1項等の基準に該当する事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬（使用済燃料、低レベル放射性廃棄物等）の場合にあっては、別紙9-2に定める通報様式に必要事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長等、別図4-4に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (6/25)</p> <p style="text-align: center;">第3節 原子力防災組織の運営</p> <p>1. 通報連絡経路および情報連絡経路</p> <p>(1) 原災法第10条第1項に基づく通報経路</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行うため、別図2-6に定める通報経路を整備しておくものとする。また、原子力防災管理者は、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、宮城県知事、女川町長または石巻市長から、原災法第10条第1項の通報について報告を求められたときはこれを行う。</p> <p>(2) 原災法第10条第1項の通報後の連絡経路</p> <p>a. 社外関係機関との連絡経路</p> <p>原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った後の社外関係機関への報告および連絡について別図2-7に定める連絡経路を整備しておくものとする。</p> <p>b. 社内の情報連絡経路</p> <p>社内の情報連絡経路は別図2-8に定めるとおりとする。</p> <p>2. 第1または第2緊急体制の発令および解除</p> <p>発電所および本店における第1または第2緊急体制の発令および解除等は以下のとおりとする。</p> <p>なお、関係店舗にあっては、本店に準じて行うものとする。</p> <p>(1) 第1または第2緊急体制の発令</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象が発生した場合、その情勢に応じて別図2-9に定める連絡経路により第1または第2緊急体制を発令する。</p> <p>原子力防災管理者は、第1または第2緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。</p> <p>b. 本店</p> <p>本店原子力部長は、原子力防災管理者から発電所における第1または第2緊急体制発令の報告を受けた場合、別図2-10に定める連絡経路により、社長に報告する。</p> <p>社長は、本店における第1または第2緊急体制を発令し、この際、発電所において発令した緊急体制の区分を本店においても適用する。</p> <p>(2) 副原子力防災管理者および原子力防災要員の非常召集</p> <p>a. 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、発電所における第1緊急体制発令時（第1緊急体制</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (6/19)</p> <p>(4) 原子力防災体制発令時の原子力防災要員の非常召集 ②-4</p> <p>① 発電所</p> <p>原子力防災管理者は、原子力防災体制発令時には所内放送又は別図2-2-1に定める連絡経路により原子力防災要員を緊急時対策所に非常召集する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、あらかじめ原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を整備する。</p> <p>② 本店</p> <p>②-6</p> <p>原子力部長は、原子力防災体制発令時には社内放送又は別図2-2-2に定める連絡経路により本店原子力災害対策要員を緊急センター又は所定の場所に非常召集する。</p> <p>なお、原子力部長は、あらかじめ本店原子力災害対策要員の連絡先を記載した名簿を整備する。</p> <p>(5) 防災体制の区分の変更</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、防災体制の区分を変更したときは、本店対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から防災体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の防災体制の区分も変更する。</p> <p>(6) 原子力防災準備体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、原子力防災準備体制発令後、原子力防災体制発令に至ることなく事態が収束した場合、原子力防災準備体制を解除し発電所対策本部を廃止するとともに、その旨を原子力部長に報告する。</p> <p>② 本店</p> <p>原子力部長は、発電所対策本部長から原子力防災準備体制解除の報告を受けた場合は、直ちに社長に報告し、社長は本店における原子力防災準備体制を解除する。</p> <p>(7) 原子力防災体制の解除</p> <p>① 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、次に掲げる原子力防災体制の区分に応じ、国や関係地方公共団体等と協議の上、原子力防災体制を解除する。発電所対策本部長は原子力防災体制を解除した場合、原子力防災要員の任務を解き発電所対策本部を廃止する。</p> <p>また、発電所対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店対策本部長</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/16)</p> <p>認する。 ②-4</p> <p>原子力防災管理者は、原法第10条第1項等の基準に基づく通報を行った際は内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長及び鳥取県知事と連絡を取りつつ島根県と合同で報道機関へ発表する。</p> <p>d. 複数の通報又は連絡を行う必要が生じた場合は、上記c., b., a. の順に優先して実施する。なお、同時に、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」の報告を行う必要が生じた場合は、本節の通報又は連絡よりも優先して実施する。</p> <p>(2) 中性子線の測定</p> <p>原子力防災管理者は、この計画第2章第3節1.「敷地境界付近の放射線測定設備の設置、検査等」に基づいて設置するモニタリングポストにより、1時間当たり1マイクロシーベルト以上の放射線量が検出されているときは、中性子線（自然放射線によるものを除く。）が検出されないことが明らかとなるまでの間、施設の周辺において中性子線測定用可搬式測定器によって瞬間ごとの中性子線の放射線量を測定し、1時間当たりの数値に換算する。</p> <p>2. 緊急時体制発令時の対応</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、前項の事象が発生した場合、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに緊急時体制を発令する。</p> <p>なお、事象の進展によっては、緊急時警戒体制又は緊急時非常体制を発令せず、直接緊急時特別非常体制を発令する場合もある。その場合の緊急時体制の発令は、この計画第3章第3節「緊急事態応急対策」に準ずる。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、この計画第2章第2節2. (1)「緊急時体制の発令」に規定する緊急時体制を発令した場合は、直ちに部長（原子力管理）に報告する。また、この際、原子力防災管理者は、別表11に定めるSPDSデータが固へ伝送されていることを確認する。</p> <p>(3) 社長は、部長（原子力管理）から発電所緊急時体制の発令の報告を受けたときは、この計画第2章第1節1.「緊急時体制の区分」に基づき、直ちに本社における緊急時体制を発令する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、緊急時体制発令後、緊急時対策要員を非常招集する。</p> <p>(5) 原子力防災管理者及び社長は、発電所及び本社にそれぞれ本部、総本部を設置し、それぞれ本部長、総本部長となり活動を開始する。</p> <p>3. 情報の収集と提供</p> <p>(1) 本部の各統括は、事故状況の把握を行うため、速やかに次の事項を調査し、事故及び被害状況等を迅速かつ的確に収集し、本部長に報告する。</p> <p>a. 事故の発生時刻及び場所</p> <p>b. 事故原因、状況及び事故の拡大防止措置</p> <p>c. 被ばく及び傷者等人身災害に係る状況</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/25)</p> <p>発令が予想される場合を含む。）に所内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-9に定める連絡経路により、副原子力防災管理者および原子力防災要員を緊急時対策所に非常招集する。</p> <p>なお、原子力防災管理者は、あらかじめ副原子力防災管理者および原子力防災要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。</p> <p>b. 本店</p> <p>本店原子力部長は、本店の第1または第2緊急時体制発令を本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長に連絡する。本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、本店における第1または第2緊急時体制発令時（第1または第2緊急時体制発令が予想される場合を含む。）に社内放送または緊急連絡網等を使用し、別図2-10に定める連絡経路により、緊急時対策要員を本店対策本部室に非常招集する。</p> <p>なお、本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、あらかじめ緊急時対策要員の連絡先を記載した名簿を作成し、整備しておく。</p> <p>(3) 緊急時対策本部の設置</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 原子力防災管理者は、第1または第2緊急時体制を発令した場合、直ちに緊急時対策所に緊急時対策本部（以下「発電所対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(b) 発電所対策本部は別図2-3に示す原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 発電所対策本部長は、原子力防災管理者とする。</p> <p>b. 本店</p> <p>(a) 社長は、本店に第1または第2緊急時体制を発令した場合、直ちに本店対策本部室に緊急時対策本部（以下「本店対策本部」という。）を設置する。</p> <p>(b) 本店対策本部は、別図2-4に示す本店原子力防災組織で構成する。</p> <p>(c) 本店対策本部長は、社長とする。</p> <p>(4) 緊急時体制の区分の変更</p> <p>a. 発電所</p> <p>発電所対策本部長は、緊急時体制の区分を変更するときは、本店対策本部長にその旨を報告する。</p> <p>b. 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長から緊急時体制の区分の変更の報告を受けたときは、本店の緊急時体制の区分を変更する。</p> <p>(5) 緊急時体制の解除</p> <p>a. 発電所</p> <p>(a) 発電所対策本部長は、次に掲げる状態となった場合、関係機関および本</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (7/19)</p> <p>に報告する。</p> <p>a. 原子力緊急事態体制の場合は、発生事象の原因除去及び被害の拡大防止措置を行い、事象が収束している場合。</p> <p>b. 原子力緊急事態体制の場合は、原法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合。</p> <p>ただし、原子力緊急事態解除宣言が行われた後においても、原子力災害事後対策等の実施のため、発電所対策本部長の判断により原子力防災体制を継続することができる。</p> <p>② 本店</p> <p>本店対策本部長は、発電所対策本部長が原子力防災体制を解除したときは、本店における原子力防災体制を解除する。ただし、本店対策本部長は、原法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われた場合は、本店における原子力防災体制を解除することができる。この場合、本店対策本部長は、発電所対策本部長にその旨を連絡する。</p> <p>本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、本店原子力災害対策要員の任務を解き本店対策本部を廃止する。</p> <p>(8) 原子力事業所災害対策支援拠点の設置及び廃止 ②-6</p> <p>① 本店対策本部長は、事態に応じて本店原子力災害対策要員をもって原子力事業所災害対策支援拠点を設置し、発電所敷地内に入りする原子力防災要員の放射線管理、発電所敷地内に搬入する復旧資機材等の受け入れ管理等発電所敷地内事故対策の支援、周辺電磁モニタリング、発電所敷地外での本店原子力災害対策要員等の放射線管理等発電所敷地外での災害対策の支援を行う。</p> <p>② 本店対策本部長は、原子力防災体制を解除したときは、原子力事業所災害対策支援拠点を廃止する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (8/16)</p> <p>d. 発電所敷地周辺における放射線及び放射能の測定結果 e. 放出放射性物質の種類、量、放出場所及び放出状況の推移等の状況 f. 気象状況 g. 事故収束の見通し h. その他必要と認める事項</p> <p>(2) 本部長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を別紙8-2、別紙10-1又は別紙10-2に記載して別図5-1、5-2、5-3又は5-4に定める連絡箇所にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段にて送信し、記録として保存する。</p> <p>4. 統合原子力防災ネットワーク用通信連絡設備の起動 原子力防災管理者及び部長（原子力管理）は、別表1に示す基準に該当する事象が発生した場合、緊急時対策所、原子力災害対策室において統合原子力防災ネットワークに接続するテレビ会議システムを起動する。</p> <p>5. 社外関係機関との連絡方法 原子力防災管理者（本部が設置されている場合は本部長）は、別図5-3、5-4の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>6. 通話制限 本部長及び本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>7. 原子力緊急事態支援組織への協力要請 部長（原子力管理）は、原災法第10条第1項の規定に基づく通報を行った場合、その情報を原子力緊急事態支援組織に連絡するとともに、状況に応じて資機材の提供等の支援要請を行う。</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>1. 応急措置の実施報告 本部長は、本節の各項に掲げる応急措置を実施するとともに、別紙10-1に定める報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、出雲市長、安来市長、雲南市長、鳥取県知事、米子市長及び境港市長に対してはその着信を確認する。ただし、事業所外運搬に係る事象の発生の場合には、別紙10-2に定め</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (8/25)</p> <p>当対策本部長と協議し緊急体制を解除する。</p> <p>i. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言が発令され、その後、原災法第15条第4項に基づく内閣総理大臣による原子力緊急事態解除宣言が行われ、かつ、原子力災害事後対策の進行状況により、通常の組織で対応可能と判断した場合。</p> <p>ii. 原災法第15条第2項に基づく原子力緊急事態宣言の発令に至らず、原子力災害に至るおそれのある原因の除去および被害範囲の拡大防止の措置を行い、事象が収束し、通常の組織で対応可能と判断した場合。</p> <p>(b) 発電所対策本部長は、発電所の緊急体制を解除した場合、本店対策本部長に報告し、発電所対策本部を廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (8/19)</p> <p style="text-align: center;">第3章 緊急事態応急対策等の実施</p> <p style="text-align: center;">第1節 連絡及び通報</p> <p style="text-align: right;">②-4</p> <p>1. 連絡及び通報の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-1-1に示す事象の発生について通報を受け又は自ら発見したとき、もしくは原子力規制庁から警戒本部の設置について連絡を受けたときは、様式7に必要事項を記入し、別図2-1-3に定める連絡先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する手段を用いて一斉に送信し、図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、(1)の連絡を行った場合は、警戒事態に該当する事象の連絡を行った旨を原子力部長に連絡し、原子力部長は、報道機関へ発表する。</p> <p>(3) 原子力防災管理者は、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象の発生について通報を受け、又は自ら発見したときは、様式8に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(1)に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、北海道知事、泊村長、その他図中に示す所定の関係機関に対してはその着信を電話で確認する。</p> <p>なお、別表2-1-2又は別表2-1-3に示す事象のうち、発電所が輸送物の安全について責任を有する事業所外運搬の場合には、様式9に必要事項を記入し、15分以内を目途として、別図2-1-4(2)に定める通報先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信する。さらに内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を電話で確認する。</p> <p>(4) 原子力防災管理者は、(3)の通報を行った場合は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った旨を、本店対策本部原子力班長に連絡し、本店対策本部広報班長は、報道機関に発表する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (9/16)</p> <p>る報告様式にその概要を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事故が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長等、別図5-4に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する通信手段を用いて送信し、記録として保存する。更に、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事故が発生した場所を管轄する都道府県知事及び市町村長に対してはその着信を確認する。</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>2. 避難</p> <p>(1) 避難誘導</p> <p>本部長は、発電所内の事故に係る緊急時体制を発令した場合は、別図10に示す集合場所及び避難場所の配置図により、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所及び避難経路等の必要な事項を指示するものとし、緊急放送装置、ページング等により、避難場所への避難及び避難の際の防護措置を周知するとともに、発電所避難者の避難誘導を行う者（以下「避難誘導員」という。）の配置を指示し、その業務にあたらせる。</p> <p>なお、来訪者に対しては、バス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、避難場所への避難が迅速かつ確に行えるよう特に配慮する。また、本部長は、避難誘導員からの報告を受け、発電所避難者の人数、健康状態等の状況を把握するものとする。</p> <p>(2) 移送</p> <p>本部長は、避難場所への避難の完了後、発電所内の事故等により、必要に応じて、発電所避難者を適切な場所へ移送するものとする。</p> <p>また本部長は、緊急時体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放射性物質の影響範囲の推定及び防護措置</p> <p>本部長は、発電所内及び発電所敷地周辺の放射線及び放射性物質の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ、緊急時環境モニタリングデータ等を基に放射性物質の影響範囲を推定する。</p> <p>また、本部長は必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する者に対し、防護マスクの着用及び検量計の携帯等の防護措置を指示するものとする。</p> <p>なお、本部長は、原子力災害対策活動等に従事する者に対し、別表12に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。</p> <p>4. 原子力災害医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>本部長は、負傷者及び放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合は、負傷者等を放射線の影響の少ない場所に</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (9/25)</p> <p>(2) 発電所警戒対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式8に記載し、別図2-5に定める連絡箇所にファクシミリ装置を用いて送信する。</p> <p>(3) 発電所警戒対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p> <p>4. 社外関係機関との連絡方法</p> <p>発電所警戒対策本部班長は、別図2-5の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>5. 通話制限</p> <p>発電所警戒対策本部班長および本店警戒対策本部班長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。</p> <p style="text-align: center;">第2節 特定事象の通報および連絡</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>1. 通報・連絡の実施</p> <p>(1) 原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を旨として、様式9に定める通報様式に必要な事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の事象の発生の通報および連絡後は、別図2-7に定める通報先へ通報および連絡する。</p> <p>また、原子力防災管理者は、別表2-2または別表2-3に定める事象のうち、事業所外避難（以下、第3章および第4章においては、発電所が輸送物の安全性について責任を有する事業所外避難（使用済燃料、輸入可燃物等）に限る。）の場合にあっては、当該事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、15分以内を旨として、様式10に定める通報様式に必要な事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事故が発生した場所を管轄する都道府県知事、市町村長、その他の別図2-6に定める通報先にファクシミリ装置を用いて一斉に送信する。さらに、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事故が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長に対してはその着信を確認するとともに、その他の別図2-6に定める通報先に電話等により連絡する。別表2-2または別表2-3の</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (9/19)</p> <p>(2) 発電所警戒対策本部班長は、各班長から上記の報告を受け、その内容を様式10又は様式11（事業所外避難においては様式12）に記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外避難においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。</p> <p>(3) 発電所警戒対策本部班長は、本章第1節から第4節に掲げる連絡、通報及び報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p> <p>4. 国、関係地方公共団体等との通報、連絡及び報告に用いる設備</p> <p>発電所警戒対策本部班長は、別図2-1-3、別図2-1-4（1）、別図2-1-4（2）、別図2-1-5（1）又は別図2-1-5（2）に定める経路により通報、連絡及び報告を行う場合は、原子力防災資機材として整備している非常用通信機器等を利用して行う。</p> <p>5. 通話制限</p> <p>発電所警戒対策本部班長及び本店警戒対策本部班長は、発電所及び本店の災害対策活動時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限その他必要な措置を講ずる。</p> <p style="text-align: center;">第2節 応急措置の実施</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>1. 応急措置の実施の報告</p> <p>発電所警戒対策本部班長は、原子力防災体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を発電所警戒対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所警戒対策本部の各班長から適宜報告させる。</p> <p>なお、発電所警戒対策本部班長は、原子力防災準備体制を発令した場合、本節の各項に掲げる応急措置を、原子力防災準備体制を解除するまでの間、必要に応じて発電所警戒対策本部の各班長に実施させるとともに、その実施状況について発電所警戒対策本部の各班長から適宜報告させる。</p> <p>また、発電所警戒対策本部班長は、様式10又は様式11（事業所外避難においては様式12）にその概要を記入し、別図2-1-3又は別図2-1-5（1）（事業所外避難においては別図2-1-5（2））に定める経路により、ファクシミリ装置その他の可能な限り早く到着する手段を用いて一斉に送信することにより定期的に連絡又は報告する。さらに、送信後、図中に示す所定の関係機関に対しては、その着信を電話で確認する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (10/16)</p> <p>速やかに救出する。②-6</p> <p>(2) 医療活動 本部長は、負傷者等を別図9に示す発電所内の健康管理センターに搬送し、応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、医療機関への搬送及び治療の依頼等の必要な措置を講じる。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置 本部長は、医療機関へ負傷者等の搬送及び治療の依頼を行うとき並びに救急隊到着時に、事故の概要、負傷者等の放射性物質による汚染の状況、搬送及び治療の際の救急隊の被ばく防止のために必要な情報を伝達する等の措置を講じる。</p> <p>(4) 医療機関への搬送に関する措置 本部長は、負傷者等を医療機関へ搬送する際に、放射性物質や放射線に対する知識を有し、線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者を同行させるとともに、医療機関へ到着時に必要な情報を伝達する。 また、本部長は、負傷者等の搬送を行った救急車や処置を行った医療機関の処置室等の汚染検査に協力する。</p> <p>(5) 緊急時対策要員の健康管理等 本部長は、緊急時対策要員の疲労を防止し、原子力災害対策活動を円滑に行うため、できる限り早期に、活動期間及び交代時期を明確にする。 また、本部長は、緊急時対策要員への健康診断及び健康相談による健康不安に対する対策等を実施する。</p> <p>5. 消火活動 本部長は、火災が発生した場合は速やかにその状況を把握し、消防機関に通報するとともに、安全を確保しつつ自発的に初期消火活動を行い、消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>6. 汚染拡大の防止 本部長は、不要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入り禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じ緊急放送装置等により発電所構内にいる者に周知する。また、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7. 線量評価 本部長は、発電所避難者及び原子力災害対策活動に従事している要員の線量評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (10/25)</p> <p>②-6</p> <p>事象の発生時の通報および連絡後は、別図2-7に定める通報先へ通報および連絡する。 なお、同時に複数の通報および連絡を行う場合は、別表2-3の事象の発生時の通報および連絡を優先して実施する。</p> <p>(2) 原子力防災管理者は、原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長および石巻市長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。 なお、原子力防災管理者は、事業所外連絡に係る事象発生における原災法第10条第1項に基づく通報を行った場合、内閣総理大臣、原子力規制委員会、国土交通大臣、当該事象が発生した場所を管轄する都道府県知事および市町村長と連絡を取りつつ、報道機関へ発表する。</p> <p>②-6</p> <p>2. 第1緊急体制発令時の対応 (1) 原子力防災管理者は、前項の別表2-2の事象の発生について報告を受け、または自ら発見したときは、この計画第2章第1節1.「緊急体制の区分」に基づき、直ちに第1緊急体制を発令する。 (2) 原子力防災管理者は、第1緊急体制を発令した場合、直ちに本店原子力部長に報告する。 (3) 社長は、本店原子力部長から発電所第1緊急体制の発令の報告を受けたときは、本店に第1緊急体制を発令する。 (4) 原子力防災管理者、本店総務部長および東北電力ネットワーク株式会社の本社総務部長は、第1緊急体制発令後、副原子力防災管理者、原子力防災要員および緊急時対策要員を非常召集する。 (5) 原子力防災管理者および社長は、発電所および本店に対策本部を設置し、それぞれの対策本部長となり活動を開始する。 (6) 発電所内の事象である場合には、発電所対策本部情報班長は、別表3-1に示す伝送データが国に伝送されていることを確認する。</p> <p>3. 情報の収集および提供 (1) 発電所対策本部の各班長は、事故状況の把握を行うため、速やかに前掲「情報の収集および提供」に掲げる事項を調査し、事故および被害状況等を迅速かつ的確に収集し、発電所対策本部長に報告する。 (2) 発電所対策本部情報班長は、上記の情報を定期的に収集し、その内容を様式11または様式12に記載し、別図2-7に定める連絡箇所にてファクシミリ装置を用いて送信する。 (3) 発電所対策本部情報班長は、本章第1節から第3節に掲げる連絡、通報および報告を行った場合、その内容を記録として保存する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (10/19)</p> <p>②-5</p> <p>2. 避難誘導等 (1) 集合・退避場所への誘導 発電所対策本部業務支援班長は、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者及び訪来者等（以下「発電所退避者」という。）を退避させるため避難誘導員を配置し、その配置にあたらせる。 (2) 退避の周知 発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者に対して所内放送及び演播指令装置等により指定する集合・退避場所へ移動すること及び退避の際の防護措置を周知する。この場合、発電所退避者に対してはバス等による輸送若しくは避難誘導員による誘導案内を行い、集合・退避場所への移動が迅速かつ円滑に行えるよう配慮する。 (3) 発電所敷地外への退避 発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる必要があると認めるときは、避難誘導員の誘導により発電所退避者をバス等により発電所敷地外へ退避させる。このとき、発電所対策本部業務支援班長は、発電所退避者の氏名を記録するよう避難誘導員に指示する。 なお、発電所退避者を発電所敷地外へ退避させる場合は、発電所対策本部事務局長は、その旨を直ちに防災センター（原子力防災専門官）に連絡し、調整するなど、あらかじめ定めるところによる。 (4) 発電所敷地内への入域制限 発電所対策本部業務支援班長は、この計画第2章第1節1.「防災体制の区分及び連携」に基づく防災体制発令中においては、発電所敷地内への入域を制限する。また、発電所敷地内における原子力災害対策活動に関係のない車両の使用を禁止する。</p> <p>3. 放出放射線量の検定 発電所対策本部放管理長は、発電所敷地内の放射線量及び放射能測定を行い、放射性物質が環境に放出された場合は、放射線監視データ、気象観測データ及び緊急時モニタリングデータ等から放出放射線量を推定する。</p> <p>4. 原子力災害医療 発電所において、放射性物質による汚染を伴う負傷者、放射線による障害を受けた者又はそのおそれのある者（以下「障害者」という。）が発生した場合は、次のとおりとする。 なお、放射性物質による汚染を伴わない負傷者及び放射線による障害を受けたおそれのない負傷者が発生した場合には、次の対応のうち、放射線管理に係る対応以外の対応を準用する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (11/16)</p> <p>8. 広報活動 総本部長及び本部長は、緊急時体制を棄令した後、プラントの状況、応急措置の概要等を取りまとめ、プレス発表を行う。また、オフサイトセンターの運営開始以降は、国、島根県、松江市、鳥取県等と連携してプレス発表を行う。</p> <p style="text-align: right;">②-6, ②-7</p> <p>9. 応急復旧 (1) 施設及び設備の整備及び点検 本部長は、中央制御室の計器等による監視及び可能な範囲における巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等を把握する。 (2) 応急の復旧対策 本部長は、原子力災害の拡大の防止を図るため、別表13の業務を含めて以下に関する応急復旧計画を策定し、これに基づき速やかに復旧対策を実施する。 a. 施設や設備の整備及び点検 b. 故障した設備等の応急の復旧 c. その他応急の復旧対策に必要な事項 (3) 原子力規制委員会から命令があった場合の対応 本部長は、原子力等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制委員会から命令があった場合は、適切に対応する。</p> <p>10. 原子力災害の拡大防止を図るための措置 本部長は、以下に示す事項により、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の拡大防止を図る。 (1) 主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。 (2) 発生事象に対する工学的安全施設等の健全性及び運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射能が外部へ放出される可能性を評価する。 (3) 可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射能の予測を行う。 (4) 事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。 (5) その他の号機については、事故発生号機からの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検及び操作を実施して、保安維持を行う。 (6) 環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送 本部長は、原子力防災資機材及びその他資機材の使用状況を調査し、必要な資機材を調達する。また、本部長は、発電所において十分に調達できない場合、総本部</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (11/25)</p> <p>4. 社外関係機関との連絡方法 発電所対策本部長は、別図2-7の連絡経路により社外関係機関に連絡を行う。</p> <p>5. 通話制限 発電所対策本部長および本店対策本部長は、緊急事態応急対策実施時の保安通信を確保するため、必要と認めるときは、通話制限、その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (11/19)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>(1) 救護及び救助 発電所対策本部業務支援班長は、傷病者が発生した場合は、傷病者を放射線による影響の少ない場所に速やかに救出する。 (2) 医療活動及び他機関への要請 本店対策本部原子力班長は、公益財団法人原子力安全研究協会の協力を得て医師派遣等の体制を構築する。 発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、傷病者を別図2-5-3(1)及び別図2-5-3(2)に定める発電所敷地内の緊急医療施設に搬送して応急処置及び除染等の措置を講じるとともに、公益財団法人原子力安全研究協会が発電所敷地内で発生した負傷者等に対して行う医療活動を支援する。また、発電所対策本部業務支援班長は、傷病者を外部の医療機関又は放射線医学総合研究所（以下「協力医療機関等」という。）へ搬送する必要があると判断される場合は、管内・府都地方消防組合消防本部等へ出動を要請するとともに、選任された産業医を通じて、協力医療機関等へ受入れを要請する。 なお、協力医療機関等への搬送にあたっては、状況により発電所の車両を使用して搬送する。 (3) 救急隊等への状況説明 発電所対策本部業務支援班長及び放管班長は、救急隊等への二次汚染又は被ばくを防止するため、協力医療機関等へ傷病者の搬送を依頼するとき及び救急隊が到着したときには救急隊に対し、事故の発生状況、傷病者の全身状態等傷病の程度、被ばくの状況、放射性物質による汚染の状況及び除染の結果等、必要な情報を説明するとともに、原則として産業医又は看護師、現場指揮者及び放射線管理員を随行させることとする。また、傷病者を治療する協力医療機関等に対しても同様の措置を講じる。 (4) 汚染拡大防止措置の実施 発電所対策本部放管班長は、傷病者の搬送及び協力医療機関等での受入れに際し、救急隊等及び協力医療機関等の二次汚染又は被ばくを防止するため、必要な汚染拡大防止措置を実施する。</p> <p>5. 消火活動 発電所対策本部事務局長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ初期消火活動を行うとともに、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。また、平常時から原子炉施設における火災等に適切に対応するため、自衛消防体制を整備する。</p> <p>6. 汚染拡大の防止 発電所対策本部放管班長は、不要な被ばくを防止するため、発電所対策本部長の丁</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (12/16)</p> <p>に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。②-6、②-7</p> <p>1.2. 事業所外運搬に係る事象の発生における措置 総本部長及び本部長は、事業所外運搬に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、運搬を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部署と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生を防止を図る。 (1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置 (2) 消火、延焼防止の措置 (3) 運搬に従事する者や付近にいる者の避難 (4) 立入制限区域の設定 (5) 核燃料物質等の安全な場所への移動 (6) モニタリングの実施 (7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大防止並びに汚染の除去 (8) 遣へい対策の実施 (9) その他放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>1.3. 原子力防災要員等の派遣 本部長は、原子力防災専門官その他の関係機関から、オフサイトセンターの設置準備に入る旨の連絡を受けた場合、オフサイトセンターの設置準備助勢のため、原子力防災要員等を派遣する。</p> <p>1.4. 地方公共団体からの要請に基づく派遣等 本部長は、地方公共団体の長から要請があった場合は、島根県地域防災計画及び鳥取県地域防災計画で定めるモニタリング要員の派遣及び防災資機材の提供等、防災上必要な要員の派遣及び防災資機材の提供について、適切に対応する。</p> <p>1.5. 被災者の相談窓口の設置 総本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等のため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 緊急事態応急対策</p> <p>1. 緊急時特別非常体制の発令 (1) 本部長は、別表1に示す原災法第15条第1項等の基準に至った場合、直ちに別紙9-1に所定の事項を記入し、内閣総理大臣、原子力規制委員会、島根県知事、松江市長、鳥取県知事等、別図5-3に定める報告先にファクシミリ装置その他の可能な限り早く到達する通信手段を用いて一斉に送信し、記録として保存</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (12/25)</p> <p style="text-align: center;">第3節 応急措置の実施②-6</p> <p>1. 警備および避難誘導 (1) 避難場所等の指定 発電所対策本部総務班長は、発電所内の事象に係る緊急体制が発令された場合、発電所敷地内の原子力災害対策活動に従事しない者および来訪者等（以下「発電所避難者」という。）に対する避難場所および避難経路等の必要な事項を指定する。また、各集合場所に集合している発電所避難者の避難誘導を行う要員（以下「避難誘導員」という。）の配置を指定する。 (2) 避難の周知 発電所対策本部総務班長は、発電所避難者に対して所内放送、ページング等により指定する避難場所への避難および避難の際の防護措置を周知する。この際、来訪者に対しては、発電所対策本部広報班長と協力してバス等による輸送もしくは避難誘導員による誘導案内等を行い、避難場所への避難が迅速かつ適切に行えるよう特に配慮する。 (3) 発電所敷地外への避難 発電所対策本部総務班長は、発電所避難者を発電所敷地外へ避難させる必要がある場合、避難誘導員に対して、発電所敷地外へ避難させるよう指示する。また、この際に発電所対策本部情報班長は、その旨を直ちに内閣総理大臣、原子力規制委員会、宮城県知事、女川町長、石巻市長、その他の別図2-7に定める連絡先に連絡する。 なお、発電所対策本部総務班長は、発電所避難者の避難状況を把握する。 (4) 車両の使用禁止 発電所対策本部総務班長は、緊急体制発令下においては、発電所敷地内への入域を制限するとともに、原子力災害対策活動に関係のない車両の使用禁止を関係者に周知する。</p> <p>2. 放射能影響範囲の推定 発電所対策本部放射線管理班長は、発電所内および発電所敷地周辺の放射線ならびに放射能の測定を行い、放射性物質が発電所敷地外に放出された場合、放射線監視データ、気象観測データおよび緊急時環境モニタリングデータ等から放射能影響範囲を推定する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (12/19)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>解を得て、関係者以外への立入り禁止する区域を設定し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送等により発電所敷地内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放管班長は、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>7. 検査評価 発電所対策本部放管班長は、発電所避難者及び緊急時に活動を行う原子力防災要員の確保評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合には、速やかにその拡大の防止及び除去に努める。</p> <p>8. 広報活動 (1) 本店対策本部広報班長は、発電所の状況、応急措置の概要等、公表する内容を取りまとめ、原子力規制委員会及び防災センターと連携を取りつつ、本店に開設するプレスセンターにおいて報道機関へ発表する。 (2) 発電所対策本部業務支援班長は、防災センターの運営が開始されるまでは本店対策本部広報班と連携し、プラントの状況、応急措置の概要等を、必要に応じて報道機関へ発表する。 なお、防災センターの運営が開始された場合には、国の要請の下、防災センターが開業する日の記者会見に防災センター派遣要員（フロントチーム）が出席し、事故の詳細等に関する説明のサポートを行う。</p> <p>9. 応急復旧 (1) 施設の数値及び点検 発電所対策本部運転班長は、中央制御室の計器等による数値及び可能な範囲での巡視点検の実施により、発電所設備の異常の状況、機器の動作状況等の把握に努める。 (2) 応急の復旧対策 発電所対策本部長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、(1)で把握した設備状況等を考慮し、別表3-2-1の業務を含めて実施担当者を明確にした上で、次の事項に関する応急復旧計画を策定し、発電所対策本部の各班長にこの応急復旧計画に基づく復旧作業を行わせる。 ① 設備等の整備及び点検 ② 故障した設備等の応急の復旧 ③ その他応急の復旧対策に必要な事項 (3) 原子力防災管理者は、原子力等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について原子力規制庁から命令があった場合は、適切に対応する。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙1-5 (13/16)</p> <p>防災要員等の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じる。</p> <p>a. オフサイトセンターにおける業務に関する事項</p> <p>(a) オフサイトセンターの設置準備活動</p> <p>(b) 発電所とオフサイトセンターとの情報交換</p> <p>(c) 報道機関への情報提供</p> <p>(d) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整</p> <p>(e) 原子力災害合同対策協議会への参加</p> <p>b. 環境放射線モニタリング、汚染検査及び汚染除去に関する事項</p> <p>(a) 環境放射線モニタリング</p> <p>(b) 身体又は衣服に付着している放射性物質の汚染の測定</p> <p>(c) 住民からの依頼による物品又は家庭等の放射性物質による汚染の測定</p> <p>(d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>(2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合、対応要員の派遣その他必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">②-7</p> <p>(3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣</p> <p>部長（原子力管理）は、以下に掲げる事項を実施するための拠点として原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ複数選定しておいた拠点の中から適切な拠点を確保し、緊急時対策要員及びその他必要な要員を派遣するとともに、原子力事業所災害対策支援に必要な資機材及び原子力災害対策活動で使用する資料を輸送し、配備する。資機材等の輸送は、陸路のほか空路等の使用も考慮し、早急な配備に努める。</p> <p>a. 原子力事業所災害対策支援拠点における業務に関する事項</p> <p>(a) 発電所への物資、要員の派遣</p> <p>(b) 輸送に付随する放射線管理、入退城管理</p> <p>派遣された原子力防災要員等は、派遣先の関係機関の長の指示に基づき、必要な業務を行う。なお、本部長は、本社の応援を必要とするときは総本部長に要請し、総本部長は、本社からオフサイトセンター等への派遣要員を派遣し、派遣する。それでもなお不足する場合は、総本部長は他の原子力事業者の応援を要請する。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (13/25)</p> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>3. 原子力災害医療</p> <p>(1) 救助活動</p> <p>発電所対策本部総務班長は、負傷者および放射線障害を受けた者または受け取ったおそれのある者（以下「負傷者等」という。）がいる場合、負傷者等を各班班長および関係者と協力して放射線による影響の少ない場所に速やかに搬送する。</p> <p>(2) 医療活動</p> <p>発電所対策本部総務班長は、負傷者等について各班班長および関係者と協力して別図2-1.2に定める発電所内の応急処置施設に搬送し、応急処置および除染等の措置を講ずるとともに、医療機関への搬送および治療の依頼等の必要な措置を講ずる。</p> <p>(3) 二次災害防止に関する措置</p> <p>発電所対策本部総務班長は、医療機関へ負傷者等の搬送および治療の依頼を行うときおよび救急隊到着時に、事故の概要および負傷者等の放射性物質による汚染の状況等の被ばく防止のために必要な情報を救急隊等に伝達する。</p> <p>なお、負傷者等の搬送時に、必要に応じて、放射性物質や放射線に対する知識を有し、搬送評価や汚染の拡大防止措置が行える者を随行させる。</p> <p>(4) 発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康管理等</p> <p>発電所対策本部長は、副原子力防災管理者および原子力防災要員の疲弊を防止し、防災業務を円滑に行うために、できる限り早期に、活動期間および交替時間を明確にする。また、発電所対策本部総務班長は、発電所対策本部長、副原子力防災管理者および原子力防災要員の健康診断および健康相談による健康不安に対する対策等を適切に実施する。</p> <p>4. 消火活動</p> <p>発電所対策本部保修班長は、速やかに火災の状況を把握し、安全を確保しつつ、消防機関と協力して迅速に消火活動を行う。</p> <p>5. 汚染拡大の防止</p> <p>発電所対策本部放射線管理班長は、不必要な被ばくを防止するため、関係者以外の者の立ち入りを禁止する区域を設置し、標識により明示するとともに、必要に応じて所内放送、ページング等により発電所構内にいる者に周知する。また、発電所対策本部放射線管理班長は、放射性物質による予期しない汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-5 (13/19)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>10. 原子力災害の発生又は拡大の防止を図るための措置</p> <p>発電所対策本部長は、関係する各班班長に、事故状況の把握、事故の拡大防止及び被害の拡大に関する指定を行わせ、原子力災害の発生又は拡大の防止を図るために掲げる事項について措置を指示させ、実施させる。</p> <p>(1) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大防止対策の検討を絶えず。</p> <p>(2) 発電所対策本部技術班長は、原子力の運転状態を把握し、燃料液位及びその可能性の有無を評価する。</p> <p>(3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射線量の予測を行う。</p> <p>(4) 発電所対策本部技術班長は、工学的安全施設等の動作状況を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を予測する。</p> <p>(5) 発電所対策本部放射線班長は、環境への放射性物質の放出状況及び気象状況等から、事故による周辺環境への放出放射線量を推定する。</p> <p>(6) 発電所対策本部運転班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。</p> <p>(7) 発電所対策本部運転班長は、その他の号機については、事故号機からの影響を見極め、その運転継続の可否を検討するとともに、必要な保安維持を行う。</p> <p>11. 資機材の調達及び輸送</p> <p>発電所対策本部業務支援班長は、原子力防災資機材及びその他の原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部業務支援班長は、発電所において十分に調達できない場合には、本店対策本部員班長に必要な資機材の調達及び輸送を要請する。</p> <p>12. 事業所外避難に係る事象の発生における措置</p> <p>発電所対策本部長及び本店対策本部長は、事業所外避難に係る事象が発生した場合、直ちに現場へ必要な要員を派遣し、避難を委託された者、最寄りの消防機関、警察機関及び海上保安部と協力して、事象の状況を踏まえ次に掲げる措置を実施し、原子力災害の発生又は拡大の防止を図る。</p> <p>(1) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置</p> <p>(2) 消火、延焼防止の措置</p> <p>(3) 運転に従事する者や付近にいる者の避難</p> <p>(4) 立入制限区域の設定</p> <p>(5) 核燃料物質等の安全な場所への移動</p> <p>(6) モニタリングの実施</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/16)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p style="text-align: center;">別図1 原子力防災組織</p> <p>（ ）内は副原子力防災管理者及び原子力防災要員のうち別紙対応に必要な要員数を示す。 上記以外に、オフサイトセンターの防護要員12名を配置。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/25)</p> <p style="text-align: right;">②-5</p> <p>6. 防護措置および除染評価 発電所対策本部放射線管理班長は、必要に応じて原子力災害対策活動等に従事する要員に対し、防護マスクの着用および除染計の携帯等の防護措置を定め、指示するとともに、発電所対策本部総務班長は必要に応じて別表3-2に定める基準により、安定ヨウ素剤を服用させる。また、発電所対策本部放射線管理班長は、発電所避難者および原子力災害対策活動に従事している要員の除染評価を行うとともに、放射性物質による汚染が確認された場合、速やかにその拡大の防止および除去に努める。</p> <p>7. 広報活動 (1) 発電所対策本部広報班および本店対策本部広報班は、報道機関が発電所または本店に取材に来訪した場合、その状況に応じて発電所周辺および本店に事業者プレスセンターを開設する。 a. 現地プレスセンターが放射線の影響等により使用できない可能性があると判断した場合、プレス発表は、別に指定する場所で行う。 b. オフサイトセンターで原子力災害合同対策協議会の運営が開始された場合、プレス発表は、オフサイトセンターのプレスルームで行う。 (2) 発電所対策本部広報班および本店対策本部広報班は、プラントの状況、応急措置の概要等の公表する内容を取りまとめ、別図3-1に示す伝達経路により関係箇所と連絡する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (14/19)</p> <p>(7) 核燃料物質等による汚染及び漏えいの拡大の防止及び汚染の除去 (8) 避難対策の実施 (9) その他の放射線障害の防止のために必要な措置</p> <p>13. 被災者の相談窓口の設置 本店対策本部長は、原子力緊急事態解除宣言前であっても、可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等に対応するため、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備する。</p> <p style="text-align: center;">第3節 要員の派遣等</p> <p>1. 北海道への要員の派遣等 発電所対策本部長は、発電所で発生した事象に關し、北海道知事から北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づく非常配備を実施する旨の連絡を受けた場合は、原因の究明に努めるとともに、原子力防災要員を動員・配備し、応急対策の実施に備えて準備を開始する。 なお、北海道へは、北海道地域防災計画（原子力防災計画編）に基づき、原子力防災要員のうち別表3-3-1に定める要員の派遣を行うとともに、別表3-3-2に定める資機材の貸与を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。 (1) 緊急時モニタリング (2) 身体又は衣類に付着している放射性物質による汚染の測定 (3) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染</p> <p>2. 防災センターへの要員の派遣 発電所対策本部長は、原子力防災専門官から防災センターの運営準備に入る旨の連絡を受けた場合は、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに関係地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策の進捗について、定期的に報告を行う。原子力防災要員のうち別表2-1-6に定める要員の派遣を行い、次の項目及びその他必要な措置を行う。 (1) 防災センターの設置準備助勢 (2) 発電所と防災センターとの情報共有 (3) 報道機関への情報提供 (4) 緊急事態応急対策についての相互の協力及び調整 (5) 原子力災害合同対策協議会への参加 なお、派遣要員は、原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に設け替える。以下同じ。）における役割に基づき、</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙1-5 (15/16)

別紙1-5 (15/25)

別紙1-5 (18/19)

別図2 本社原子力防災組織

総務班 (6名)	1. 総本部指令の伝達 2. 情報収集 3. 社外関係機関への連絡及び関係官庁等への報告連絡 4. 応急措置の検討 5. 統合原子力防災ネットワークの接続確保 6. その他総本部運営に関する事項
放射線班 (3名)	1. 放射線レベル状況の把握・推定 2. 原子力災害医療 3. その他放射線管理に関する事項
技術班 (5名)	1. 事故状況の把握・評価 2. 統括班支援
広報班 (5名)	1. 報道機関対応 2. お客さまへの広報関係 3. 社外諸団体との折衝
総務班 (3名)	1. 食料等の調達及び宿泊施設の手配 2. 被害申出窓口の開設
警備班 (3名)	1. 警備関係
資材班 ^{※1} (5名)	1. 応急復旧用資機材及び輸送手段の確保 2. その他必要な物品の調達
労務班 (4名)	1. 作業員・応援者の健康管理 2. 社業限の調達
外部電源復旧班 ^{※2} (8名)	1. 送電設備被害・復旧状況の把握 2. 送電設備の応急措置・復旧対策の検討 3. 発電所保安用外部電源の送電確保に係る連絡運用
通信班 ^{※3} (5名)	1. 保安通信回線の確保
情報システム班 (4名)	1. 情報共有システムの維持管理
支援班 (20名)	1. 支援拠点の設置、運営 2. 情報収集 3. 要員の入退城管理 4. 資機材の調達、輸送 5. その他原子力災害対策活動の後方支援
支援班 (東京支社) (2名)	1. 中央官庁等対応 2. 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣
地域対応班 ^{※2} (4名)	1. 原子力防災活動における関係自治体との連携 2. 原子力事業者間協力協定に基づく他電力との防災活動の連携

()内は緊急時対策要員のうち
初期対応に必要な要員数を示す。

※1 副総本部員の1名は中国電力
との共同出資とする。
※2 中国電力(株)と中国電力(株)の
(株)の両社で班を構成する。
※3 中国電力(株)の(株)のみで班を
構成する。

8. 応急復旧
(1) 施設および設備の整備ならびに点検
発電所対策本部発電管理班長は、中央制御室の計器等による監視および可能な範囲における監視点検の実施により、発電所設備の状況および機器の動作状況等を把握する。

(2) 応急の復旧対策
発電所対策本部班長は、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため、措置の内容および実施担当者を明確にした上で、応急復旧計画を策定し、発電所対策本部係班長は、応急復旧計画に基づき復旧対策を実施する。

(3) 原子力規制委員会からの命令に対する措置
発電所対策本部班長は、原子力規制委員会から原子炉等規制法第64条第3項の規定に基づく危険時の措置について命令があった場合は、適切に対応する。

9. 原子力災害の発生または拡大防止を図るための措置
発電所対策本部の関係する各班長は、事故状況の把握、事故の拡大防止および被害の拡大に関する推定を行い、原子力災害の発生または拡大の防止を図るため次に掲げる事項について措置を検討し、実施するものとする。

(1) 発電所対策本部技術班長は、主要運転データにより原子炉系の運転状態を把握し、燃料破損あるいはその可能性の有無を評価する。

(2) 発電所対策本部発電管理班長は、発生事象に対する工学的安全施設等の健全性および運転可能な状態の継続性を把握し、事故の拡大の可能性を予測するとともに、放射性物質が外部へ放出される可能性を評価する。

(3) 発電所対策本部技術班長は、可能な限り燃料破損の程度を定量的に推定し、外部へ放出される放射性物質の予測を行う。

(4) 発電所対策本部技術班長は、事故の拡大のおそれがある場合には、事故拡大防止に関する運転上の措置を検討する。

(5) 発電所対策本部班長は、その他のユニットについては、事故発生ユニットからの影響を考慮し、運転継続の可否を検討するとともに、必要な点検および操作を実施して、保安維持を行う。

(6) 発電所対策本部放射線管理班長は、環境への放射性物質の放出状況および気象状況等から、事故による周辺環境への影響を予測する。

10. 資機材の調達および輸送
発電所対策本部総務班長は、原子力防災資機材、その他原子力災害対策活動に必要な資機材を調達するとともに、資機材の輸送を行う。また、発電所対策本部総務班長は、発電所において十分に調達できない場合、本店対策本部資材班長に必要とする資機材の調達および輸送を要請する。

北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。
また、発電所対策本部班長は、防災センターに連絡員を派遣する。連絡員は、北海道オフサイトセンター運営要領に従って必要な業務を行う。

3. 原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）への派遣
原子力部長は、原子力防災連携備忘録発令時又は国の関係機関から原子力規制庁緊急時対応センター（E R C）の運営の準備に入る体制を取る旨の連絡を受けた場合は、本店原子力災害対策要員の派遣その他の必要な措置を講じる。

4. 原子力事業者災害対策支援拠点への派遣
本店対策本部班長は、発電所における原子力事業者災害対策の実施を支援するために原子力事業者災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定しておいた原子力事業者災害対策支援拠点の中から適切な拠点を指定し、本店原子力災害対策要員の派遣、原子力事業者災害対策支援に必要な資機材、資料等の陸路を原則とした運搬及びその他の必要な措置を行う。
なお、放射線管理等の業務を行う拠点については、警戒区域内あるいはその近傍となるため、警戒区域の設定を踏まえて柔軟に対応する。

(1) 原子力事業者災害対策支援拠点における業務に関する事項
① 発電所への資機材等の輸送、要員の派遣
② 輸送に付随する要員等の入退城管理及び放射線管理
③ 拠点の運営、関係機関との調整、連絡等

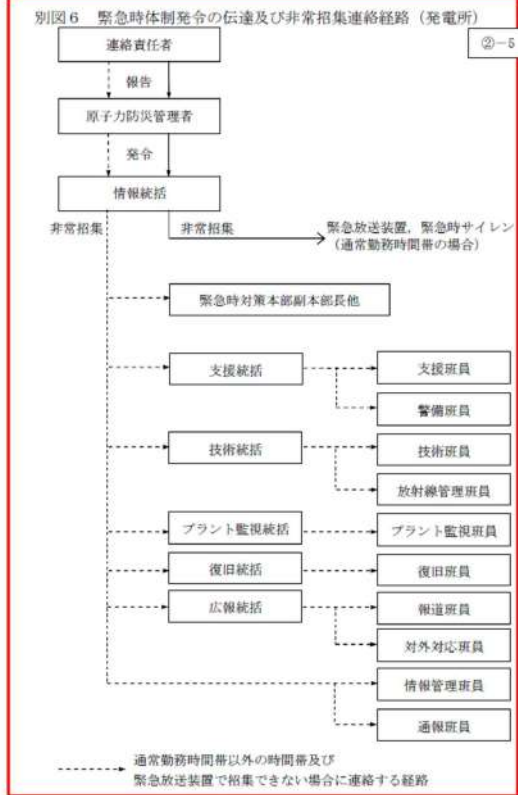
5. 他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援の要請
発電所対策本部班長は、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織からの応援を必要とするときは、本店対策本部班長にその旨を要請する。
本店対策本部班長は、発電所対策本部班長の要請により、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を要請するとともに、その応援要員に対応するため、本店から要員を現地に派遣する。

(島根、女川) 組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

別紙1-5 (16/16)



女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙1-5 (16/25)

- (d) 緊急事態対応策についての相互の協力および調整
 - (e) 原子力災害合同対策協議会（原子力災害合同対策協議会が開催されるまでは「現地事故対策連絡会議」に読み替える。以下同じ。）への参加等
 - b. 緊急時モニタリング、汚染検査および汚染除去に関する事項
 - (a) 緊急時モニタリング
 - (b) 身体または衣類に付着している放射性物質の汚染の測定
 - (c) 住民からの依頼による物品または家庭等の放射性物質による汚染の測定
 - (d) 放射性物質による汚染が確認されたものの除染
 - (2) 原子力規制庁緊急時対応センターへの派遣
 本店対策本部原子力班長は、国の関係機関から、原子力規制庁緊急時対応センターの運営の準備に入る体制をとる旨の情報を入手した場合、東京支社長に対応要員の派遣を依頼する。
 - (3) 原子力事業所災害対策支援拠点への派遣
 本店対策本部長は、次に掲げる事項を実施するための観点として、原子力事業所災害対策支援拠点の設置が必要と判断した場合、あらかじめ選定した別表2-9の候補の中から適切な拠点を指定し、緊急時対応要員およびその他の必要な要員の派遣、資機材の輸送を、陸路を原則として実施する。
 なお、原子力事業所災害対策支援拠点は、複数の拠点により必要な広さを確保して業務を分散させる。また、放射線管理業務を行う拠点については、警戒区域の設定範囲内の適切な場所に選定する。
 - a. 発電所への物資および要員の輸送
 - b. 輸送等に付随する放射線管理および警戒区域の入退城管理
14. 女川地域の緊急時対応
 本店対策本部長は、「女川地域の緊急時対応」に定められた、次に掲げる事項等を実施する。
- (1) 施設敷地緊急事態避難者等の退避または避難で輸送手段として使用する福祉車両およびヘリコプターの提供
 - (2) 避難退城時検査および除染に係る要員の派遣、資機材の提供ならびに本活動で発生する汚染水および汚染付着物等の処理
 - (3) 停電が長期化した場合におけるオフサイトセンターへの電力供給
15. 他の原子力事業所等への応援要請
 発電所対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織の応援を必要とするときは、本店対策本部長に要請する。これを受けて、本店対策本部長は、東通原子力発電所、他の原子力事業者、原子力緊急事態支援組織に協力を要請する。

泊発電所3号炉

別紙1-5 (16/19)

別図2-1-2 (1/2) 本店原子力防災支援組織及び業務分掌

部門	担当	業務分掌
総務部	総務課	1. 事務用品の調達 2. 印刷物の発行 3. 文書管理 4. 会議室の管理 5. 社内通信の管理 6. 社内報の発行 7. 社内研修の企画・実施 8. 社内表彰の企画・実施 9. 社内旅行の企画・実施 10. 社内イベントの企画・実施 11. 社内ボランティア活動の企画・実施 12. 社内ボランティア活動の実施 13. 社内ボランティア活動の報告 14. 社内ボランティア活動の表彰 15. 社内ボランティア活動の記録 16. 社内ボランティア活動の報告書 17. 社内ボランティア活動の表彰状 18. 社内ボランティア活動の記録簿 19. 社内ボランティア活動の報告書 20. 社内ボランティア活動の表彰状
	庶務課	1. 事務用品の調達 2. 印刷物の発行 3. 文書管理 4. 会議室の管理 5. 社内通信の管理 6. 社内報の発行 7. 社内研修の企画・実施 8. 社内表彰の企画・実施 9. 社内旅行の企画・実施 10. 社内イベントの企画・実施 11. 社内ボランティア活動の企画・実施 12. 社内ボランティア活動の実施 13. 社内ボランティア活動の報告 14. 社内ボランティア活動の表彰 15. 社内ボランティア活動の記録 16. 社内ボランティア活動の報告書 17. 社内ボランティア活動の表彰状 18. 社内ボランティア活動の記録簿 19. 社内ボランティア活動の報告書 20. 社内ボランティア活動の表彰状
原子力部	原子力班	1. 原子力設備の点検・保守 2. 原子力設備の修理 3. 原子力設備の点検・保守 4. 原子力設備の修理 5. 原子力設備の点検・保守 6. 原子力設備の修理 7. 原子力設備の点検・保守 8. 原子力設備の修理 9. 原子力設備の点検・保守 10. 原子力設備の修理 11. 原子力設備の点検・保守 12. 原子力設備の修理 13. 原子力設備の点検・保守 14. 原子力設備の修理 15. 原子力設備の点検・保守 16. 原子力設備の修理 17. 原子力設備の点検・保守 18. 原子力設備の修理 19. 原子力設備の点検・保守 20. 原子力設備の修理
	原子力班	1. 原子力設備の点検・保守 2. 原子力設備の修理 3. 原子力設備の点検・保守 4. 原子力設備の修理 5. 原子力設備の点検・保守 6. 原子力設備の修理 7. 原子力設備の点検・保守 8. 原子力設備の修理 9. 原子力設備の点検・保守 10. 原子力設備の修理 11. 原子力設備の点検・保守 12. 原子力設備の修理 13. 原子力設備の点検・保守 14. 原子力設備の修理 15. 原子力設備の点検・保守 16. 原子力設備の修理 17. 原子力設備の点検・保守 18. 原子力設備の修理 19. 原子力設備の点検・保守 20. 原子力設備の修理
放射線管理部	放射線班	1. 放射線計測器の点検・保守 2. 放射線計測器の修理 3. 放射線計測器の点検・保守 4. 放射線計測器の修理 5. 放射線計測器の点検・保守 6. 放射線計測器の修理 7. 放射線計測器の点検・保守 8. 放射線計測器の修理 9. 放射線計測器の点検・保守 10. 放射線計測器の修理 11. 放射線計測器の点検・保守 12. 放射線計測器の修理 13. 放射線計測器の点検・保守 14. 放射線計測器の修理 15. 放射線計測器の点検・保守 16. 放射線計測器の修理 17. 放射線計測器の点検・保守 18. 放射線計測器の修理 19. 放射線計測器の点検・保守 20. 放射線計測器の修理
	放射線班	1. 放射線計測器の点検・保守 2. 放射線計測器の修理 3. 放射線計測器の点検・保守 4. 放射線計測器の修理 5. 放射線計測器の点検・保守 6. 放射線計測器の修理 7. 放射線計測器の点検・保守 8. 放射線計測器の修理 9. 放射線計測器の点検・保守 10. 放射線計測器の修理 11. 放射線計測器の点検・保守 12. 放射線計測器の修理 13. 放射線計測器の点検・保守 14. 放射線計測器の修理 15. 放射線計測器の点検・保守 16. 放射線計測器の修理 17. 放射線計測器の点検・保守 18. 放射線計測器の修理 19. 放射線計測器の点検・保守 20. 放射線計測器の修理
環境管理部	環境班	1. 環境計測器の点検・保守 2. 環境計測器の修理 3. 環境計測器の点検・保守 4. 環境計測器の修理 5. 環境計測器の点検・保守 6. 環境計測器の修理 7. 環境計測器の点検・保守 8. 環境計測器の修理 9. 環境計測器の点検・保守 10. 環境計測器の修理 11. 環境計測器の点検・保守 12. 環境計測器の修理 13. 環境計測器の点検・保守 14. 環境計測器の修理 15. 環境計測器の点検・保守 16. 環境計測器の修理 17. 環境計測器の点検・保守 18. 環境計測器の修理 19. 環境計測器の点検・保守 20. 環境計測器の修理
	環境班	1. 環境計測器の点検・保守 2. 環境計測器の修理 3. 環境計測器の点検・保守 4. 環境計測器の修理 5. 環境計測器の点検・保守 6. 環境計測器の修理 7. 環境計測器の点検・保守 8. 環境計測器の修理 9. 環境計測器の点検・保守 10. 環境計測器の修理 11. 環境計測器の点検・保守 12. 環境計測器の修理 13. 環境計測器の点検・保守 14. 環境計測器の修理 15. 環境計測器の点検・保守 16. 環境計測器の修理 17. 環境計測器の点検・保守 18. 環境計測器の修理 19. 環境計測器の点検・保守 20. 環境計測器の修理
保安部	保安班	1. 保安設備の点検・保守 2. 保安設備の修理 3. 保安設備の点検・保守 4. 保安設備の修理 5. 保安設備の点検・保守 6. 保安設備の修理 7. 保安設備の点検・保守 8. 保安設備の修理 9. 保安設備の点検・保守 10. 保安設備の修理 11. 保安設備の点検・保守 12. 保安設備の修理 13. 保安設備の点検・保守 14. 保安設備の修理 15. 保安設備の点検・保守 16. 保安設備の修理 17. 保安設備の点検・保守 18. 保安設備の修理 19. 保安設備の点検・保守 20. 保安設備の修理
	保安班	1. 保安設備の点検・保守 2. 保安設備の修理 3. 保安設備の点検・保守 4. 保安設備の修理 5. 保安設備の点検・保守 6. 保安設備の修理 7. 保安設備の点検・保守 8. 保安設備の修理 9. 保安設備の点検・保守 10. 保安設備の修理 11. 保安設備の点検・保守 12. 保安設備の修理 13. 保安設備の点検・保守 14. 保安設備の修理 15. 保安設備の点検・保守 16. 保安設備の修理 17. 保安設備の点検・保守 18. 保安設備の修理 19. 保安設備の点検・保守 20. 保安設備の修理
情報管理部	情報班	1. 情報設備の点検・保守 2. 情報設備の修理 3. 情報設備の点検・保守 4. 情報設備の修理 5. 情報設備の点検・保守 6. 情報設備の修理 7. 情報設備の点検・保守 8. 情報設備の修理 9. 情報設備の点検・保守 10. 情報設備の修理 11. 情報設備の点検・保守 12. 情報設備の修理 13. 情報設備の点検・保守 14. 情報設備の修理 15. 情報設備の点検・保守 16. 情報設備の修理 17. 情報設備の点検・保守 18. 情報設備の修理 19. 情報設備の点検・保守 20. 情報設備の修理
	情報班	1. 情報設備の点検・保守 2. 情報設備の修理 3. 情報設備の点検・保守 4. 情報設備の修理 5. 情報設備の点検・保守 6. 情報設備の修理 7. 情報設備の点検・保守 8. 情報設備の修理 9. 情報設備の点検・保守 10. 情報設備の修理 11. 情報設備の点検・保守 12. 情報設備の修理 13. 情報設備の点検・保守 14. 情報設備の修理 15. 情報設備の点検・保守 16. 情報設備の修理 17. 情報設備の点検・保守 18. 情報設備の修理 19. 情報設備の点検・保守 20. 情報設備の修理
設備管理部	設備班	1. 設備設備の点検・保守 2. 設備設備の修理 3. 設備設備の点検・保守 4. 設備設備の修理 5. 設備設備の点検・保守 6. 設備設備の修理 7. 設備設備の点検・保守 8. 設備設備の修理 9. 設備設備の点検・保守 10. 設備設備の修理 11. 設備設備の点検・保守 12. 設備設備の修理 13. 設備設備の点検・保守 14. 設備設備の修理 15. 設備設備の点検・保守 16. 設備設備の修理 17. 設備設備の点検・保守 18. 設備設備の修理 19. 設備設備の点検・保守 20. 設備設備の修理
	設備班	1. 設備設備の点検・保守 2. 設備設備の修理 3. 設備設備の点検・保守 4. 設備設備の修理 5. 設備設備の点検・保守 6. 設備設備の修理 7. 設備設備の点検・保守 8. 設備設備の修理 9. 設備設備の点検・保守 10. 設備設備の修理 11. 設備設備の点検・保守 12. 設備設備の修理 13. 設備設備の点検・保守 14. 設備設備の修理 15. 設備設備の点検・保守 16. 設備設備の修理 17. 設備設備の点検・保守 18. 設備設備の修理 19. 設備設備の点検・保守 20. 設備設備の修理

(島根、女川) 組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (17/25)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">②-4</p> <p style="text-align: center;">別紙2-3 原子力防災組織の編成および業務分掌</p> <p style="text-align: center;">②-4</p> </div> <p style="font-size: small;">*1 二名以上の職務から選出候補者の中から1名を任命する。 *2 防災業務計画等命書第4項に基き、防災組織の業務の一部を委任する場合はこの限りではない。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (17/19)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">②-4</p> <p style="text-align: center;">別紙2-1-2 (2/2) 本所原子力防災組織及び業務分掌</p> <p style="text-align: center;">②-4</p> </div> <p style="font-size: small;">* 組織図は、原子力規制委員会に提出した組織図を基に作成したものと異なる。</p>	<p>(島根、女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由



別紙1-5 (19/25)

②-4

別図2-4 本店原子力防災組織の編成および業務分掌 (2/2)

※

総務部 1. 緊急時連絡および伝達 2. 業務的緊急連絡の指示	3名程度
燃料班 1. 炉内および工機材料の作業の確認および報告 2. 燃料取扱場所の清掃、検査 3. 燃料取扱場所の消毒、検査 4. 一般工場の汚染防止の監視 5. 工場巡回作業 6. 放射性汚染物（人員、器材）の除去及び汚染防止作業等への応急処置を実施	3名程度
電力システム班 1. 監視業務 2. 緊急時業務の対応 3. 事故対応 4. 工機巡回	3.7名程度
土木建築班 1. 土木設備計及び設備（貯水設備を除く）の保守点検の調査 2. 緊急時対応および事故時の対応 3. 事故原因の調査および報告の指示 4. 設備巡回の調査および点検 5. 点検業務	3名程度
情報通信班 1. 緊急時伝達業務 2. 緊急時業務支援および防衛情報管理業務の調査	4名程度
住民組織支援班 1. 住民組織の支援 2. 避難誘導関係者の支援	9名程度

(要員数は、本店作業本部等に集まる人数を記載)

別紙1-5 (19/19)

②-5

別図2-5-1 発電所敷地内の緊急時作業所及び緊急時作業設備等

分類	名 称
緊急時作業設備1	風防設備等 (標高約20m、地上高約10m)
緊急時作業設備2	風防設備等 (標高約5m、地上高約10m)

中央機房全体配置は、防塵等の緊急工事項目のものであり、防塵設備の主要な構成物の配置が縮小した後に変更する。

(島根、女川) 組織体制の相違

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (20/25)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">別紙2-6 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報経路 (1/2) ②-4</p> <p style="text-align: center;">(1) 発電所内での事象発生時の通報経路</p> <p> : 原子力災害対策特別措置法第10条第1項に基づく通報先 : 電話等によるファクシミリ着信の確証 : ファクシミリによる送信 : 電話等による送信 歩1 : 事故現場対策本部が設置されている場合に限る。 歩2 : 警戒本部が設置されている場合に限る。 歩3 : 発電所対策本部を設置していない場合、発電所対策本部情報班長は連絡責任者または発電所警戒対策本部情報班長、発電所対策部長は原子力防災管理者または発電所警戒対策部長とする。 </p> </div>		<p>(女川) 組織体制の相違</p>

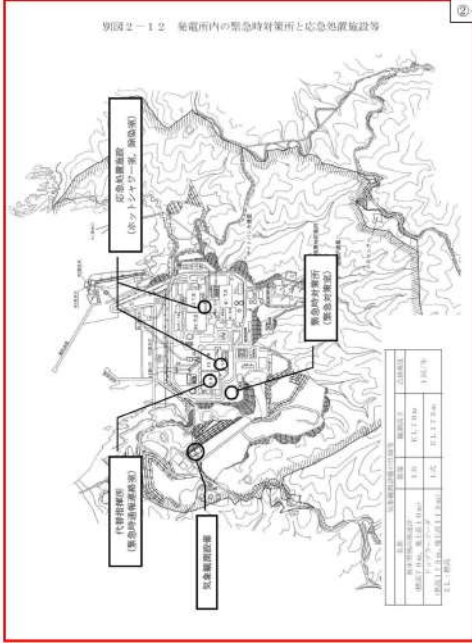
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (21/25)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px;"> <p style="text-align: right;">②-6</p> <p>別図2-9 発電所の緊急体制発令と対策委員の非常招集連絡経路</p> <p>→ : 通常業務時間以外の時間発生し、社内放送等で招集できない場合に適用する経路</p> </div>		<p>(女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																				
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (22/25)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">別図2-1-2 発電所内の緊急時対策所と応急処置施設等</p>  <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>緊急時対策所</th> <th>緊急時対策所</th> <th>緊急時対策所</th> <th>緊急時対策所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> <td>緊急時対策所</td> </tr> </tbody> </table> </div>	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所		<p>(女川) 組織体制の相違</p>
緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所																				
緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所																				
緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所																				
緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所																				
緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所	緊急時対策所																				

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (23/25)</p> <p style="text-align: center;">別図3-1 公表内容の伝達経路 ②-5</p> <pre> graph TD subgraph "発電所対策本部" P1[広報班] P2[情報班] P3[現地プレスセンター 広報班] end subgraph "本店対策本部" P4[広報班] P5[原子力班] P6[本店プレスセンター 広報班] end P1 --> P2 P2 --> P3 P2 --> P4 P2 --> P5 P4 --> P6 P5 --> P6 P3 --> O1[プレス発表] P3 --> O2[関係機関] P6 --> O3[関係機関] P6 --> O4[プレス発表] </pre>		<p>(女川) 組織体制の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (24/25)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center;">別表2-4 原子力防災要員の職務と配置 ②-4</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="font-size: small;">原子力防災要員の職務</th> <th style="font-size: small;">配 置</th> <th style="font-size: small;">原子力防災組織の頭名等</th> <th style="font-size: small;">人 数*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣府・国土交通省及び原子力規制委員会（事業所外連絡に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣府・国土交通省、関係地方公共団体の長との間の関係者との緊急調整</td> <td>発電所内</td> <td>情報班</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>(2) 原子力災害対策推進委員会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態発生時における原子力災害事後対応についての相互の協力</td> <td>発電所内 オフサイトセンター</td> <td>情報班 副本班 本部付</td> <td>1名 3名</td> </tr> <tr> <td>(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報</td> <td>発電所内 オフサイトセンター</td> <td>広報班 本部付 広報班</td> <td>2名 2名</td> </tr> <tr> <td>(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握</td> <td>発電所内 オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班 放射線班 本部付</td> <td>6名 1名</td> </tr> <tr> <td>(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>安全管理班 放射線班</td> <td>2.3名</td> </tr> <tr> <td>(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに点検の報告</td> <td>発電所内</td> <td>放射線班</td> <td>2.7名</td> </tr> <tr> <td>(7) 放射性物質による汚染の除去</td> <td>発電所内 オフサイトセンター</td> <td>放射線管理班 放射線班 本部付</td> <td>3名 2名</td> </tr> <tr> <td>(8) 船隻の事故の救助その他の関係に関する措置の実施</td> <td>発電所内</td> <td>本部付 総務班</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送</td> <td>発電所内</td> <td>本部付 総務班</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>(10) 原子力事業所内外の緊急時の関係者等の連絡調整</td> <td>発電所内</td> <td>本部付 総務班</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">28.3名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; text-align: right;">* 専任人数は、最総括必要な人数を示す。</p> </div>	原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の頭名等	人 数*	(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣府・国土交通省及び原子力規制委員会（事業所外連絡に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣府・国土交通省、関係地方公共団体の長との間の関係者との緊急調整	発電所内	情報班	4名	(2) 原子力災害対策推進委員会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態発生時における原子力災害事後対応についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報班 副本班 本部付	1名 3名	(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 本部付 広報班	2名 2名	(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	放射線管理班 放射線班 本部付	6名 1名	(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	安全管理班 放射線班	2.3名	(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに点検の報告	発電所内	放射線班	2.7名	(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	放射線管理班 放射線班 本部付	3名 2名	(8) 船隻の事故の救助その他の関係に関する措置の実施	発電所内	本部付 総務班	4名	(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部付 総務班	4名	(10) 原子力事業所内外の緊急時の関係者等の連絡調整	発電所内	本部付 総務班	4名	合 計			28.3名		<p>(女川) 組織体制の相違</p>
原子力防災要員の職務	配 置	原子力防災組織の頭名等	人 数*																																																
(1) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する情報の整理ならびに内閣府・国土交通省及び原子力規制委員会（事業所外連絡に係る特定事象の発生の場合にあつては、内閣府・国土交通省、関係地方公共団体の長との間の関係者との緊急調整	発電所内	情報班	4名																																																
(2) 原子力災害対策推進委員会における原子力緊急事態に関する情報の交換ならびに緊急事態発生時における原子力災害事後対応についての相互の協力	発電所内 オフサイトセンター	情報班 副本班 本部付	1名 3名																																																
(3) 特定事象が発生した場合における当該特定事象に関する広報	発電所内 オフサイトセンター	広報班 本部付 広報班	2名 2名																																																
(4) 原子力事業所内外の放射線量の測定その他の特定事象に関する状況の把握	発電所内 オフサイトセンター	放射線管理班 放射線班 本部付	6名 1名																																																
(5) 原子力災害の発生または拡大の防止のための措置の実施	発電所内	安全管理班 放射線班	2.3名																																																
(6) 防災に関する施設設備の整備および点検ならびに点検の報告	発電所内	放射線班	2.7名																																																
(7) 放射性物質による汚染の除去	発電所内 オフサイトセンター	放射線管理班 放射線班 本部付	3名 2名																																																
(8) 船隻の事故の救助その他の関係に関する措置の実施	発電所内	本部付 総務班	4名																																																
(9) 原子力災害の発生または拡大の防止のために必要な資機材の調達および輸送	発電所内	本部付 総務班	4名																																																
(10) 原子力事業所内外の緊急時の関係者等の連絡調整	発電所内	本部付 総務班	4名																																																
合 計			28.3名																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
	<p style="text-align: center;">別紙1-5 (25/25)</p> <p style="text-align: center;">別表3-2 原子力災害対策活動等に従事する要員の安定ヨウ素剤服用基準 ②-5</p> <table border="1" data-bbox="712 199 1182 470"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標</td> <td>性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等線量で100mSvに相当する予防線量となる場合。</td> </tr> <tr> <td>服用対象者</td> <td>原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・冠動脈性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング位体状皮膚癌の既往歴のある者または治療中の者</td> </tr> <tr> <td>服用量</td> <td>医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。</td> </tr> </tbody> </table>	項目	内容	安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等線量で100mSvに相当する予防線量となる場合。	服用対象者	原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・冠動脈性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング位体状皮膚癌の既往歴のある者または治療中の者	服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。		<p>(女川) 組織体制の相違</p>
項目	内容										
安定ヨウ素剤予防服用に関する防護対策指標	性別・年齢に関係なく全ての対象者に対し一律に、放射性ヨウ素による小児甲状腺等線量で100mSvに相当する予防線量となる場合。										
服用対象者	原子力災害対策活動等に従事する要員を対象とする。ただし、以下の要員には安定ヨウ素剤を服用させないように配慮する。 ・ヨウ素過敏症の既往歴のある者 ・造影剤過敏症の既往歴のある者 ・冠動脈性血管炎の既往歴のある者または治療中の者 ・ジューリング位体状皮膚癌の既往歴のある者または治療中の者										
服用量	医薬品ヨウ化カリウムの丸薬2丸（ヨウ素量76mg、ヨウ化カリウム量100mg）を用いる。										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙1-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能面について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。 また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに選任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したことを踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、島根原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地の選定に当たっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、島根原子力発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施している。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能面について役割を明確にし、原子力防災組織を確立する。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、女川原子力発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、女川原子力発電所からの方位、距離（約30km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認した事を踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施している。</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子力防災組織の改善に関する考え方</p> <p>1. 重大事故等の収束に向けた原子力防災管理者等の役割の明確化、原子力防災組織の増員及び発電用原子炉主任技術者の原子力防災組織内における位置付けの明確化 重大事故等の事故収束に向けて、原子力防災管理者、副原子力防災管理者及び機能面について役割を明確にするとともに人数を増加させた原子力防災組織を確立する。 また、発電用原子炉主任技術者については、既に号炉ごとに選任し保安監督させるとともに発電所の組織とは独立した立場としているが、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において災害対応が長期化したことを踏まえ、原子力防災管理者へ助言及び指示する位置付けとすべく原子力防災組織内に位置付け、確実な事故収束を図る。</p> <p>2. 原子力事業所災害対策支援拠点に関する事項（候補地の選定、必要な要員及び資機材の確保） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、発電所外からの支援に係る対応拠点を活用したことを踏まえ、泊発電所においても同様な機能を分散して有する候補地をあらかじめ選定し、必要な要員及び資機材を確保する。候補地の選定にあたっては、原子力災害発生時における風向等を考慮し、泊発電所からの方位、距離（約20km圏内外）が異なる地点を複数選定する。</p> <p>3. 原子力緊急事態支援組織に関する事項（他の原子力事業者と共同で組織を設置、定期的な訓練の実施、組織のさらなる拡充に向けての検討） 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、放射性物質による汚染により災害対策要員が発電所内に立ち入ることができず、ロボット、無人機等遠隔操作が可能な資機材を活用して発電所の災害状況を確認したことを踏まえ、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故対応で使用した資機材と同様な資機材をあらかじめ確保し、訓練により操作に習熟する。現在、原子力事業者共同で支援組織を運用しており、平成28年3月に要員及び資機材を増強し、平成28年12月より美浜原子力緊急事態支援センターとして本格的に運用を開始している。</p> <p>4. シナリオ非提示型の原子力防災訓練の実施 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故において、従来から原子力防災訓練で実施してきたシナリオ通りには事態が進行せず、事態の進展が早かった事などから混乱を生じたことを踏まえ、防災訓練参加者に対しシナリオを非提示とする訓練形式を加えることにより、訓練参加者が自ら考え、活動する原子力防災訓練を実施している。</p>	<p>(女川) 島根実績の反映</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: center;">別紙1-7 (1/3)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS-02-X00-22</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.2.1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.3.27</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.4.1</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">内部コミュニケーション基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS-02-X00-22	制定日	2008.2.1	承認日	2020.3.27	施行日	2020.4.1	<p style="text-align: center;">別紙1-7 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">原品5-5-運3 (原)</p> <p style="text-align: center;">原子炉施設保安委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">平成6年 2月 1日 (制定) 令和3年 6月30日 (第22回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: center;">別紙1-7 (1/4)</p> <p style="text-align: center;">R-30-104</p> <p style="text-align: center;">原子力発電安全委員会運営マニュアル</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月12日発行 2022年 6月30日 (第32回改訂) (再) 原子力安全・高圧試験グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力発電安全委員会</p>
文書番号	QMS-02-X00-22										
制定日	2008.2.1										
承認日	2020.3.27										
施行日	2020.4.1										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 165 607 188" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/3)</div> <div data-bbox="98 193 640 991" style="border: 2px solid black; height: 500px;"></div>	<div data-bbox="1025 156 1176 178" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/3)</div> <div data-bbox="689 178 1223 960" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<div data-bbox="1666 188 1778 210" style="text-align: right;">別紙1-7 (2/4)</div> <div data-bbox="1281 213 1816 995" style="border: 2px solid black; height: 490px;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="456 172 607 196" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/3)</div> <div data-bbox="91 199 636 994" style="border: 2px solid black; height: 498px;"></div>	<div data-bbox="1025 156 1176 180" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/3)</div> <div data-bbox="687 183 1220 962" style="border: 2px solid black; height: 488px;"></div>	<div data-bbox="1666 188 1778 212" style="text-align: right;">別紙1-7 (3/4)</div> <div data-bbox="1283 212 1816 991" style="border: 2px solid black; height: 488px;"></div>	<div data-bbox="1848 172 2024 196" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1657 183 1780 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙1-7(4/4)</div> <div data-bbox="1276 207 1814 989" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin: 10px auto;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙1-8 (1/6)</p> <p>原品5-5-技技1 (女川)</p> <p style="text-align: center;">原子炉施設保安運営委員会要領書</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p>昭和58年 9月21日 (制 定) 2021年7月1日 (第44回改正)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所</p>	<p style="text-align: right;">別紙1-8 (1/5)</p> <p style="text-align: center;">R-30-205</p> <p style="text-align: center;">泊発電所安全運営委員会運営要領</p> <p style="text-align: center;">(平成19年 2月13日発行 2020年 4月 1日発行(第28次改正) (所管) 泊発電所原子力安全・品質保証部)</p> <p style="text-align: center;">抜 粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所安全運営委員会</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-8 (2/6)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-8 (2/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-8 (3/6)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙1-8 (3/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (4/8)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (4/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (5/8)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙1-8 (5/5)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1012 150 1178 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙1-8 (6/6)</div> <div data-bbox="689 188 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																					
<p>別紙1-8 (1/1) 原子力発電保安委員会の開催実績 (令和2年度) ②-11</p>	<p>別紙1-9 (1/1) 原子力発電保安委員会の開催実績 (令和2年度) ②-10</p>	<p>別紙1-9 (1/2) 原子力発電保安委員会の開催実績 (令和3年度) (1/2) ②-10</p>	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正 </td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 核燃料物質使用の変更届出 </td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>1</td> <td>島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 原子力災害対策規程の改正 </td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1</td> <td>原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1</td> <td>島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>1</td> <td>原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機関の指定 2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定 </td> </tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内容	4月	0		5月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正 	6月	2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 核燃料物質使用の変更届出 	7月	1	島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正	8月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 原子力災害対策規程の改正 	9月	0		10月	0		11月	1	原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正	12月	1	島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請	1月	0		2月	1	原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正	3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機関の指定 2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>主な内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>4</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 廃止措置設備移行におけるQMS文書改正および新規制定 </td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて </td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 防災業務計画の修正について </td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正について </td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>1</td> <td>女川2号機工事計画認可申請書の提出について</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>1</td> <td>運転責任者合否判定結果</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について 女川原子力発電所第3号機サブプレッショープール水貯蔵タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて </td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>1</td> <td>廃止措置計画変更認可申請の補正について</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>1</td> <td>「原子力QMS 運転業務要領」の改正について</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>3</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2021.7組織整備に伴う保安規定改正について 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について 女川2号機工認の補正申請について </td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 女川1号廃止措置実施方針の改正について 女川2号機工事計画書の補正について </td> </tr> </tbody> </table>	開催月	回数	主な内容	4月	4	<ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 廃止措置設備移行におけるQMS文書改正および新規制定 	5月	2	<ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて 	6月	0		7月	2	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 防災業務計画の修正について 	8月	3	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正について 	9月	1	女川2号機工事計画認可申請書の提出について	10月	1	運転責任者合否判定結果	11月	2	<ul style="list-style-type: none"> 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について 女川原子力発電所第3号機サブプレッショープール水貯蔵タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて 	12月	1	廃止措置計画変更認可申請の補正について	1月	1	「原子力QMS 運転業務要領」の改正について	2月	3	<ul style="list-style-type: none"> 2021.7組織整備に伴う保安規定改正について 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について 女川2号機工認の補正申請について 	3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 女川1号廃止措置実施方針の改正について 女川2号機工事計画書の補正について 	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>18</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 資料部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 安全文化の育成・総務活動実施計画の年次未実施（年次集）について（原子力安全・品質保証報告資料） オーバーサイトの有無未実施について </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 資料部 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について A T E N A 技術レポート等への回答状況について </td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>24</td> <td>原子力品質保証課書18-30-100の第17次改正について</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>14</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第18次改正について 原子力トラブル情報検討マニュアル18-30-100の第21次改正について RMO 指示事項に対するセルフアセスメントの結果について </td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>17</td> <td>2021年度 資料部 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果のうち、留意的ケループ所管分（第1回分）について</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>8</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第19次改正について オーバーサイト発生運用マニュアル（18-30-100）の第7次改正について 2021年度品質保証課書18-30-100の第20次改正について </td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>22</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第21次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第22次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第23次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第24次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第25次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第26次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第27次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第28次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第29次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第30次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第31次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第32次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第33次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第34次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第35次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第36次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第37次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第38次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第39次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第40次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第41次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第42次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第43次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第44次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第45次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第46次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第47次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第48次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第49次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第50次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第51次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第52次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第53次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第54次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第55次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第56次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第57次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第58次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第59次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第60次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第61次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第62次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第63次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第64次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第65次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第66次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第67次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第68次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第69次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第70次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第71次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第72次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第73次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第74次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第75次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第76次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第77次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第78次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第79次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第80次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第81次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第82次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第83次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第84次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第85次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第86次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第87次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第88次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第89次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第90次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第91次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第92次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第93次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第94次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第95次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第96次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第97次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第98次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第99次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第100次改正について </td></tr></tbody> </table>	月	日	内容	4	18	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 資料部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 安全文化の育成・総務活動実施計画の年次未実施（年次集）について（原子力安全・品質保証報告資料） オーバーサイトの有無未実施について 	6	1	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 資料部 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について A T E N A 技術レポート等への回答状況について 	6	24	原子力品質保証課書18-30-100の第17次改正について	7	14	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第18次改正について 原子力トラブル情報検討マニュアル18-30-100の第21次改正について RMO 指示事項に対するセルフアセスメントの結果について 	8	17	2021年度 資料部 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果のうち、留意的ケループ所管分（第1回分）について	8	8	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第19次改正について オーバーサイト発生運用マニュアル（18-30-100）の第7次改正について 2021年度品質保証課書18-30-100の第20次改正について 	9	22	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第21次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第22次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第23次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第24次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第25次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第26次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第27次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第28次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第29次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第30次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第31次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第32次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第33次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第34次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第35次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第36次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第37次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第38次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第39次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第40次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第41次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第42次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第43次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第44次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第45次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第46次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第47次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第48次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第49次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第50次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第51次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第52次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第53次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第54次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第55次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第56次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第57次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第58次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第59次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第60次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第61次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第62次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第63次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第64次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第65次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第66次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第67次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第68次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第69次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第70次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第71次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第72次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第73次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第74次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第75次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第76次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第77次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第78次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第79次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第80次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第81次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第82次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第83次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第84次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第85次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第86次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第87次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第88次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第89次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第90次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第91次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第92次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第93次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第94次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第95次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第96次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第97次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第98次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第99次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第100次改正について
開催月	回数	内容																																																																																																						
4月	0																																																																																																							
5月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画の変更認可申請 島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正 																																																																																																						
6月	2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 核燃料物質使用の変更届出 																																																																																																						
7月	1	島根原子力発電所 原子力事業者防災業務計画の修正																																																																																																						
8月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所 原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正 島根原子力発電所1号炉 廃止措置計画変更認可申請書の一部補正 原子力災害対策規程の改正 																																																																																																						
9月	0																																																																																																							
10月	0																																																																																																							
11月	1	原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正																																																																																																						
12月	1	島根原子力発電所 原子力施設保安規定の変更認可申請																																																																																																						
1月	0																																																																																																							
2月	1	原子力発電所運転責任者に係る合否判定等業務等に関する標準書の改正																																																																																																						
3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 原子力災害対策規程 原子力災害対策細則の改正 島根原子力発電所2号炉 発電用原子炉設置変更許可申請書本文に記載の構築物、系統及び機器の変更 原子力発電所運転責任者の合否判定等業務等の実施に関する手順書の改正 原子力発電所運転責任者の合否判定を行う判定機関の指定 2021年度島根原子力発電所保安教育実施計画の策定 																																																																																																						
開催月	回数	主な内容																																																																																																						
4月	4	<ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 廃止措置設備移行におけるQMS文書改正および新規制定 																																																																																																						
5月	2	<ul style="list-style-type: none"> 女川および東通原子力発電所原子力事業者防災業務計画の修正について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定の改正について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて 																																																																																																						
6月	0																																																																																																							
7月	2	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 防災業務計画の修正について 																																																																																																						
8月	3	<ul style="list-style-type: none"> 廃止措置計画変更認可申請について 女川および東通原子力発電所原子力施設保安規定変更認可申請書の一部補正について 																																																																																																						
9月	1	女川2号機工事計画認可申請書の提出について																																																																																																						
10月	1	運転責任者合否判定結果																																																																																																						
11月	2	<ul style="list-style-type: none"> 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の改正について 女川原子力発電所第3号機サブプレッショープール水貯蔵タンクの設置時期変更（原子炉設置変更許可申請書工事計画の変更）について 女川原子力発電所2号機工事計画認可の補正手続きについて 																																																																																																						
12月	1	廃止措置計画変更認可申請の補正について																																																																																																						
1月	1	「原子力QMS 運転業務要領」の改正について																																																																																																						
2月	3	<ul style="list-style-type: none"> 2021.7組織整備に伴う保安規定改正について 「運転責任者に係る合否判定等業務等に関する要領」の補正申請について 女川2号機工認の補正申請について 																																																																																																						
3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 女川1号廃止措置実施方針の改正について 女川2号機工事計画書の補正について 																																																																																																						
月	日	内容																																																																																																						
4	18	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 資料部所管組織 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果（年次集）について 2020年度 安全文化の育成・総務活動実施計画の年次未実施（年次集）について（原子力安全・品質保証報告資料） オーバーサイトの有無未実施について 																																																																																																						
6	1	<ul style="list-style-type: none"> 2020年度 原子力安全・品質保証課長所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 原子力本部および原子力土木部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 資料部 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2020年度 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について A T E N A 技術レポート等への回答状況について 																																																																																																						
6	24	原子力品質保証課書18-30-100の第17次改正について																																																																																																						
7	14	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第18次改正について 原子力トラブル情報検討マニュアル18-30-100の第21次改正について RMO 指示事項に対するセルフアセスメントの結果について 																																																																																																						
8	17	2021年度 資料部 プロセスの監視および測定ならびにデータの分析結果のうち、留意的ケループ所管分（第1回分）について																																																																																																						
8	8	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第19次改正について オーバーサイト発生運用マニュアル（18-30-100）の第7次改正について 2021年度品質保証課書18-30-100の第20次改正について 																																																																																																						
9	22	<ul style="list-style-type: none"> 原子力品質保証課書18-30-100の第21次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第22次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第23次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第24次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第25次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第26次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第27次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第28次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第29次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第30次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第31次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第32次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第33次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第34次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第35次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第36次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第37次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第38次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第39次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第40次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第41次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第42次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第43次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第44次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第45次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第46次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第47次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第48次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第49次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第50次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第51次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第52次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第53次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第54次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第55次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第56次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第57次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第58次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第59次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第60次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第61次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第62次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第63次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第64次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第65次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第66次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第67次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第68次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第69次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第70次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第71次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第72次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第73次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第74次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第75次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第76次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第77次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第78次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第79次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第80次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第81次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第82次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第83次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第84次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第85次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第86次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第87次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第88次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第89次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第90次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第91次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第92次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第93次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第94次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第95次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第96次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第97次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第98次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第99次改正について 原子力品質保証課書18-30-100の第100次改正について 																																																																																																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																					
		<p style="text-align: right;">別紙1-9 (2/2)</p> <p style="text-align: right;">(2)-10</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">原子力発電安全委員会の開催実績（令和3年度）（2/2）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>11</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力設計管理マニュアル（E-30-100）の第30次改正について オーバーサイト活動の2021年度上期実績および改善活動計画について </td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>18</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（上半期） オーバーサイト実施計画の改訂について </td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>21</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力建設変更許可申請の修正申請について </td> </tr> <tr> <td>1</td> <td>12</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について </td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>9</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について 2022年度 各部署の結算日割について </td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>10</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2022年度 原子力安全・品質保証部所管組織品質目標達成のための実行計画について 2022年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 燃料部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 安全文化の育成・継続活動実施計画（総括）について 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 泊発電所トラブル対応マニュアル（E-30-111）の第36次改正について 2021年度 ラインオーバーサイト実施（37機可機）および2022年度ラインオーバーサイト計画について 2021年度 社内設立オーバーサイト実施および2022年度社内設立オーバーサイト計画について </td> </tr> </tbody> </table> </div>	月	日	内容	11	11	<ul style="list-style-type: none"> 原子力設計管理マニュアル（E-30-100）の第30次改正について オーバーサイト活動の2021年度上期実績および改善活動計画について 	11	18	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（上半期） オーバーサイト実施計画の改訂について 	12	21	<ul style="list-style-type: none"> 原子力建設変更許可申請の修正申請について 	1	12	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について 	2	9	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について 2022年度 各部署の結算日割について 	3	10	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度 原子力安全・品質保証部所管組織品質目標達成のための実行計画について 2022年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 燃料部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 安全文化の育成・継続活動実施計画（総括）について 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 泊発電所トラブル対応マニュアル（E-30-111）の第36次改正について 2021年度 ラインオーバーサイト実施（37機可機）および2022年度ラインオーバーサイト計画について 2021年度 社内設立オーバーサイト実施および2022年度社内設立オーバーサイト計画について 	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
月	日	内容																						
11	11	<ul style="list-style-type: none"> 原子力設計管理マニュアル（E-30-100）の第30次改正について オーバーサイト活動の2021年度上期実績および改善活動計画について 																						
11	18	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（上半期） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（上半期） オーバーサイト実施計画の改訂について 																						
12	21	<ul style="list-style-type: none"> 原子力建設変更許可申請の修正申請について 																						
1	12	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について 																						
2	9	<ul style="list-style-type: none"> 原子力安全・品質保証部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 燃料部所管組織 プロセスの監視および確認ならびにデータの分析結果（年度末） 2021年度 安全文化の育成・継続活動実施計画に基づく活動状況について（年度末） 原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル（E-30-100）の第39次改正について 2022年度 各部署の結算日割について 																						
3	10	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度 原子力安全・品質保証部所管組織品質目標達成のための実行計画について 2022年度 原子力部所管組織・原子力土木部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 燃料部所管組織 品質目標達成のための実行計画について 2022年度 安全文化の育成・継続活動実施計画（総括）について 2021年度 原子力安全・品質保証部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 2021年度 燃料部所管組織 品質マネジメントシステムに関するマネジメントレビューのための報告事項について 泊発電所トラブル対応マニュアル（E-30-111）の第36次改正について 2021年度 ラインオーバーサイト実施（37機可機）および2022年度ラインオーバーサイト計画について 2021年度 社内設立オーバーサイト実施および2022年度社内設立オーバーサイト計画について 																						

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																									
<p>原子力発電保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>別紙1-9（1/2）</p> <p>②-12</p>	<p>原子力施設保安運営委員会の開催実績（令和2年度）</p> <p>別紙1-10（1/1）</p> <p>②-11</p>	<p>泊発電所安全運営委員会の開催実績（令和3年度）（1/2）</p> <p>別紙1-10（1/2）</p> <p>②-11</p>	<p>（島根、女川）実績の相違</p>																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>1</td> <td>・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・初期消火活動体制の定期的な評価結果について</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>5</td> <td>・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 監視点検査領書の第50次改正について ・放射線管理要領の第26次改正について ・2号機 監視点検査領書の第51次改正について ・1号機 巡視要領書の第59次改正について</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>3</td> <td>・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定時定期試験要領書の第28次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他）</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>3</td> <td>・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 施設管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・2号機点検計画の変更について（HVAC給気隔離弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画書について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>0</td> <td></td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>5</td> <td>・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO逸脱事象発生時の原子力規制庁実用伊監視部門への報告に係る業務計画について</td> </tr> </tbody> </table>	開催月	回数	内容	4月	1	・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・初期消火活動体制の定期的な評価結果について	5月	5	・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 監視点検査領書の第50次改正について ・放射線管理要領の第26次改正について ・2号機 監視点検査領書の第51次改正について ・1号機 巡視要領書の第59次改正について	6月	3	・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定時定期試験要領書の第28次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他）	7月	3	・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 施設管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・2号機点検計画の変更について（HVAC給気隔離弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画書について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について	8月	0		9月	5	・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO逸脱事象発生時の原子力規制庁実用伊監視部門への報告に係る業務計画について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>主要内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4月</td> <td>8</td> <td>・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う3次標準文書および運転手順書の改正について</td> </tr> <tr> <td>5月</td> <td>4</td> <td>・2020年度保安教育実施計画の改正について ・「原7-5-5-保保4（女川）計画保修作業要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>6月</td> <td>3</td> <td>・廃止措置工事に伴う2号炉および3号炉への影響確認について</td> </tr> <tr> <td>7月</td> <td>3</td> <td>・「原7-1-1-技防2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について</td> </tr> <tr> <td>8月</td> <td>2</td> <td>・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について</td> </tr> <tr> <td>9月</td> <td>3</td> <td>・女川原子力発電所2号機および3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-5-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の運用要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>3</td> <td>・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>2</td> <td>・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>4</td> <td>・「故障・トラブル時等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について</td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>3</td> <td>・「原7-4-1-総警1（女川）女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2</td> <td>・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について</td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>2</td> <td>・2021年度保安教育実施計画の策定について</td> </tr> </tbody> </table>	開催月	回数	主要内容	4月	8	・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う3次標準文書および運転手順書の改正について	5月	4	・2020年度保安教育実施計画の改正について ・「原7-5-5-保保4（女川）計画保修作業要領書」の改正について	6月	3	・廃止措置工事に伴う2号炉および3号炉への影響確認について	7月	3	・「原7-1-1-技防2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について	8月	2	・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について	9月	3	・女川原子力発電所2号機および3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-5-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の運用要領書」の改正について	10月	3	・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について	11月	2	・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について	12月	4	・「故障・トラブル時等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について	1月	3	・「原7-4-1-総警1（女川）女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」の改正について	2月	2	・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について	3月	2	・2021年度保安教育実施計画の策定について	<table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>主な管理事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4</td> <td>14</td> <td>・2020年度名称（監、センター）品質目標および実行計画実績（年度達成状況）について ・2021年度名称（監、センター）プロセスの監視および評価の実行計画実績（年度達成状況）について ・2020年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・訓練実施状況結果について ・2020年度 訓練実施評価結果について ・設備管理要領書の改正について ・マヌメントレビューに基いたつ管理責任者（原子力事業部長）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（年度達成）について ・事故・故障の発生状況および処置状況について ・不適合の発生状況および処置状況について</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>31</td> <td>・運転要領の改正について ・放射線管理要領書の改正について ・事故・故障の発生状況および処置状況について</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>7</td> <td>・「保安管理取値マニュアル」E-30-101-1に基づく泊発電所原子炉施設保安規定第36次訂正、および改正に係る泊発電所QMS評価実施計画書の評価・改善活動結果について ・不適合の発生状況および処置状況について ・異常事象発生時の対応要領について</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>20</td> <td>・品質保証計画の改正について ・トラブル管理要領書の改正について ・文書管理要領書の改正について</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>5</td> <td>・WAN0指示事項に対するセクアセスメントの補正について ・「品質方針」および「泊発電所の安全性向上を実現するための行動指針」の改定について</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>23</td> <td>・運転要領の改正について ・トラブル管理要領書の改正について</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>11</td> <td>・放射線管理要領書の改正について ・不適合の発生状況および処置状況について</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>12</td> <td>・原子力災害対策要領書の改正について ・「マヌメントレビュー」における非表示事項への対応について ・「設備管理要領書」の改定（監、センター）別記分）</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>28</td> <td>・2021年度品質目標および実行計画の決定について（教育センター） ・訓練実施計画について ・2021年度 泊発電所品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）プロセスの監視・評価の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・維持活動実施計画書の実施状況中間報告について</td> </tr> </tbody> </table>	月	日	主な管理事項	4	14	・2020年度名称（監、センター）品質目標および実行計画実績（年度達成状況）について ・2021年度名称（監、センター）プロセスの監視および評価の実行計画実績（年度達成状況）について ・2020年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・訓練実施状況結果について ・2020年度 訓練実施評価結果について ・設備管理要領書の改正について ・マヌメントレビューに基いたつ管理責任者（原子力事業部長）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（年度達成）について ・事故・故障の発生状況および処置状況について ・不適合の発生状況および処置状況について	5	31	・運転要領の改正について ・放射線管理要領書の改正について ・事故・故障の発生状況および処置状況について	7	7	・「保安管理取値マニュアル」E-30-101-1に基づく泊発電所原子炉施設保安規定第36次訂正、および改正に係る泊発電所QMS評価実施計画書の評価・改善活動結果について ・不適合の発生状況および処置状況について ・異常事象発生時の対応要領について	7	20	・品質保証計画の改正について ・トラブル管理要領書の改正について ・文書管理要領書の改正について	8	5	・WAN0指示事項に対するセクアセスメントの補正について ・「品質方針」および「泊発電所の安全性向上を実現するための行動指針」の改定について	8	23	・運転要領の改正について ・トラブル管理要領書の改正について	9	11	・放射線管理要領書の改正について ・不適合の発生状況および処置状況について	10	12	・原子力災害対策要領書の改正について ・「マヌメントレビュー」における非表示事項への対応について ・「設備管理要領書」の改定（監、センター）別記分）	10	28	・2021年度品質目標および実行計画の決定について（教育センター） ・訓練実施計画について ・2021年度 泊発電所品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）プロセスの監視・評価の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・維持活動実施計画書の実施状況中間報告について
開催月	回数	内容																																																																																										
4月	1	・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・初期消火活動体制の定期的な評価結果について																																																																																										
5月	5	・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・3号機燃料取扱設備 点検計画の策定について ・2号機 監視点検査領書の第50次改正について ・放射線管理要領の第26次改正について ・2号機 監視点検査領書の第51次改正について ・1号機 巡視要領書の第59次改正について																																																																																										
6月	3	・1号機 定期試験要領書の第57次改正について ・2号機 定期試験要領書の第53次改正について ・2号機 定時定期試験要領書の第28次改正について ・2号機 発電所起動停止運転要領書の第27次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・1号機点検計画の策定について（定期事業者検査および対象機器の追加他）																																																																																										
7月	3	・2号機点検計画の策定について（非常用ディーゼル発電機ロックアウトリレー取替） ・2020年度 施設管理要領に基づく施設管理の有効性評価について ・2号機点検計画の変更について（HVAC給気隔離弁） ・異常事象発生時の対応要領の第91次改正について ・他の施設から得られる知見に係る予防処置について ・発電所構内におけるアマチュア無線機の使用に関する対応 対応計画書について ・島根原子力発電所 定期安全レビュー実施手順書の第15次改正について																																																																																										
8月	0																																																																																											
9月	5	・他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について ・放射線業務に関する自主点検の実施および報告に係る対応計画書について ・LCO逸脱事象発生時の原子力規制庁実用伊監視部門への報告に係る業務計画について																																																																																										
開催月	回数	主要内容																																																																																										
4月	8	・女川原子力発電所原子炉施設保安規定の改正について ・1号機廃止措置に伴う3次標準文書および運転手順書の改正について																																																																																										
5月	4	・2020年度保安教育実施計画の改正について ・「原7-5-5-保保4（女川）計画保修作業要領書」の改正について																																																																																										
6月	3	・廃止措置工事に伴う2号炉および3号炉への影響確認について																																																																																										
7月	3	・「原7-1-1-技防2（女川）女川原子力発電所防火管理要領書」の改正について ・「原7-1-2-環境1（女川）廃止措置工事管理手順書」の制定について																																																																																										
8月	2	・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請について ・女川原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について																																																																																										
9月	3	・女川原子力発電所2号機および3号機第10編定期試験手順書の改正について ・「原7-5-5-保工2（女川）保修作業依頼表および保修作業票の運用要領書」の改正について																																																																																										
10月	3	・「原7-1-1-技技4（女川）プラント停止中の安全確保のための管理要領書」の改正について																																																																																										
11月	2	・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について																																																																																										
12月	4	・「故障・トラブル時等の対応手順書」の改正について ・女川原子力発電所1号発電用原子炉廃止措置計画変更認可申請書の補正について																																																																																										
1月	3	・「原7-4-1-総警1（女川）女川原子力発電所保全区域および周辺監視区域管理要領書」の改正について																																																																																										
2月	2	・「原7-5-5-保保1（女川）保修業務実施要領書」の改正について																																																																																										
3月	2	・2021年度保安教育実施計画の策定について																																																																																										
月	日	主な管理事項																																																																																										
4	14	・2020年度名称（監、センター）品質目標および実行計画実績（年度達成状況）について ・2021年度名称（監、センター）プロセスの監視および評価の実行計画実績（年度達成状況）について ・2020年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）年度実績について ・訓練実施状況結果について ・2020年度 訓練実施評価結果について ・設備管理要領書の改正について ・マヌメントレビューに基いたつ管理責任者（原子力事業部長）への報告事項および2020年度泊発電所の品質目標の達成状況（年度達成）について ・事故・故障の発生状況および処置状況について ・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																										
5	31	・運転要領の改正について ・放射線管理要領書の改正について ・事故・故障の発生状況および処置状況について																																																																																										
7	7	・「保安管理取値マニュアル」E-30-101-1に基づく泊発電所原子炉施設保安規定第36次訂正、および改正に係る泊発電所QMS評価実施計画書の評価・改善活動結果について ・不適合の発生状況および処置状況について ・異常事象発生時の対応要領について																																																																																										
7	20	・品質保証計画の改正について ・トラブル管理要領書の改正について ・文書管理要領書の改正について																																																																																										
8	5	・WAN0指示事項に対するセクアセスメントの補正について ・「品質方針」および「泊発電所の安全性向上を実現するための行動指針」の改定について																																																																																										
8	23	・運転要領の改正について ・トラブル管理要領書の改正について																																																																																										
9	11	・放射線管理要領書の改正について ・不適合の発生状況および処置状況について																																																																																										
10	12	・原子力災害対策要領書の改正について ・「マヌメントレビュー」における非表示事項への対応について ・「設備管理要領書」の改定（監、センター）別記分）																																																																																										
10	28	・2021年度品質目標および実行計画の決定について（教育センター） ・訓練実施計画について ・2021年度 泊発電所品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）品質目標の達成状況中間報告について ・2021年度 名称（監、センター）プロセスの監視・評価の達成状況中間報告について ・2021年度 泊発電所安全文化の育成・維持活動実施計画書の実施状況中間報告について																																																																																										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉		女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p style="text-align: right;">別紙1-9(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催月</th> <th>回数</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>9月</td> <td></td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 2号機定期検定期試験要領書の第29次改正について 燃料管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について </td> </tr> <tr> <td>10月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク室砂詰りに伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機巡視点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継および周知手順書の第59次改正について </td> </tr> <tr> <td>11月</td> <td>1</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスボームプラントの燃料支持金具オフィスの圧力損失に係る対応に係る業務計画について </td> </tr> <tr> <td>12月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について </td> </tr> <tr> <td>1月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機PCVおよびRPVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 巡視点検要領書の第57次改正について 1号機 巡視要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について </td> </tr> <tr> <td>2月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 1, 2号機点検計画の変更（中央制御室エリアモニタ設置工事を完了に伴う定事検タスクの追加・削除）について 1号機廃止措置段階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について </td> </tr> <tr> <td>3月</td> <td>2</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について </td> </tr> </tbody> </table>		開催月	回数	内 容	9月		<ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 2号機定期検定期試験要領書の第29次改正について 燃料管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について 	10月	2	<ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク室砂詰りに伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機巡視点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継および周知手順書の第59次改正について 	11月	1	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスボームプラントの燃料支持金具オフィスの圧力損失に係る対応に係る業務計画について 	12月	2	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について 	1月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機PCVおよびRPVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 巡視点検要領書の第57次改正について 1号機 巡視要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について 	2月	2	<ul style="list-style-type: none"> 1, 2号機点検計画の変更（中央制御室エリアモニタ設置工事を完了に伴う定事検タスクの追加・削除）について 1号機廃止措置段階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について 	3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について 		<p style="text-align: right;">別紙1-10(2/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月 日</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11 16</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 不適合の発生状況および処置状況について </td> </tr> <tr> <td>12 11</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について 化学管理要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 品質保証計画書の改正について 運転要領の改正について 文書管理要領の改正について 不適合の発生状況および処置状況について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について </td> </tr> <tr> <td>3 10</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の改正について 2022年度泊発電所品質目標について 調査実施結果について 記録管理要領の改正について 2022年度 保安教育計画について 事故・故障の水平展開検結果について トラブル発生後検討要領の改正について 燃料管理要領の改正について 内部監査における指摘事項への対応結果について </td> </tr> <tr> <td>3 24</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 2022年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画について 2022年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画について 2022年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）について マネジメントレビューに先立つ管理責任者（原子力事業統括部長）への報告事項および2021年度泊発電所の過程目標の達成状況（年度報告）について 2021年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）＜年度実績＞（確定）について </td> </tr> </tbody> </table>	月 日	内 容	11 16	<ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 不適合の発生状況および処置状況について 	12 11	<ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について 化学管理要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 品質保証計画書の改正について 運転要領の改正について 文書管理要領の改正について 不適合の発生状況および処置状況について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について 	3 10	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の改正について 2022年度泊発電所品質目標について 調査実施結果について 記録管理要領の改正について 2022年度 保安教育計画について 事故・故障の水平展開検結果について トラブル発生後検討要領の改正について 燃料管理要領の改正について 内部監査における指摘事項への対応結果について 	3 24	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画について 2022年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画について 2022年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）について マネジメントレビューに先立つ管理責任者（原子力事業統括部長）への報告事項および2021年度泊発電所の過程目標の達成状況（年度報告）について 2021年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）＜年度実績＞（確定）について 	<p>(島根) 実績の相違</p>
開催月	回数	内 容																																				
9月		<ul style="list-style-type: none"> 異常事象発生時の対応要領の第93次改正について 施設管理要領の第35次改正について 運転管理要領の第31次改正について 2号機定期検定期試験要領書の第29次改正について 燃料管理要領の第19次改正について 放射線管理要領の第27次改正について 放射性廃棄物管理要領の第21次改正について 																																				
10月	2	<ul style="list-style-type: none"> 2号機ディーゼル燃料貯蔵タンク室砂詰りに伴う点検計画変更について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 2号機巡視点検要領書の第55次改正について 運転管理手順書の第98次改正について 引継および周知手順書の第59次改正について 																																				
11月	1	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について BWRクロスボームプラントの燃料支持金具オフィスの圧力損失に係る対応に係る業務計画について 																																				
12月	2	<ul style="list-style-type: none"> 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 異常事象発生時の対応要領の第94次改正について 電離放射線障害防止規則の一部を改正する省令等の施行等に係る業務計画について 																																				
1月	2	<ul style="list-style-type: none"> 島根原子力発電所2号機 定期安全レビュー実施計画書（案）について 他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について 島根2号機PCVおよびRPVの点検計画（長期停止分）の変更について 2号機 巡視点検要領書の第57次改正について 1号機 巡視要領書の第62次改正について 施設管理要領の第36次改正について 																																				
2月	2	<ul style="list-style-type: none"> 1, 2号機点検計画の変更（中央制御室エリアモニタ設置工事を完了に伴う定事検タスクの追加・削除）について 1号機廃止措置段階第2回保全サイクルの保全の有効性評価 2号機点検計画変更について（配電盤） 異常事象発生時の対応要領の第95次改正について 																																				
3月	2	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の第28次改正について 施設管理要領の第37次改正について 運転管理要領の第32次改正について 																																				
月 日	内 容																																					
11 16	<ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 不適合の発生状況および処置状況について 																																					
12 11	<ul style="list-style-type: none"> 運転要領の改正について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について 化学管理要領の改正について 事故・故障の水平展開検結果について 品質保証計画書の改正について 運転要領の改正について 文書管理要領の改正について 不適合の発生状況および処置状況について 品質マネジメントシステム計画管理要領の改正について 																																					
3 10	<ul style="list-style-type: none"> 放射線管理要領の改正について 2022年度泊発電所品質目標について 調査実施結果について 記録管理要領の改正について 2022年度 保安教育計画について 事故・故障の水平展開検結果について トラブル発生後検討要領の改正について 燃料管理要領の改正について 内部監査における指摘事項への対応結果について 																																					
3 24	<ul style="list-style-type: none"> 2022年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画について 2022年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画について 2022年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）について マネジメントレビューに先立つ管理責任者（原子力事業統括部長）への報告事項および2021年度泊発電所の過程目標の達成状況（年度報告）について 2021年度 各業（配、センター）品質目標および実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 各業（配、センター）プロセスの監視および特定の実行計画実績＜年度達成状況＞（確定）について 2021年度 安全文化の育成・維持活動実施計画書（泊発電所）＜年度実績＞（確定）について 																																					

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">別紙2-1 (1/1)</p> <p style="text-align: right;">③-1 ④-1</p> <p>電源事業本部（原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術、電源土木、電源建築）及び島根原子力発電所在籍技術者並びに有資格者の人数</p> <p style="text-align: center;">(令和3年4月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち管理者の人数</th> <th colspan="5">技術者のうち有資格者数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第一種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> <th>第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>第一種電気主任技術者有資格者の人数</th> <th>運転責任者の基準に適合した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術)</td> <td>168</td> <td>27 (27)</td> <td>16</td> <td>48</td> <td>1</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>電源事業本部 (電源土木、電源建築)</td> <td>51</td> <td>12 (12)</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>島根原子力発電所</td> <td>444 [17]</td> <td>49 (49) [3]</td> <td>5 [1]</td> <td>33 [3]</td> <td>12 [0]</td> <td>7 [0]</td> <td>19 [1]</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>663</td> <td>88 (88)</td> <td>21</td> <td>81</td> <td>13</td> <td>11</td> <td>20</td> </tr> </tbody> </table> <p>③-3, ④-3</p> <p>③-2, ④-2</p> <p>()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。 []内は、島根原子力発電所に勤務する本社組織所属の人数を示す。</p>		技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者数					原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種放射線取扱主任者有資格者の人数	第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数	第一種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術)	168	27 (27)	16	48	1	4	1	電源事業本部 (電源土木、電源建築)	51	12 (12)	0	0	0	0	0	島根原子力発電所	444 [17]	49 (49) [3]	5 [1]	33 [3]	12 [0]	7 [0]	19 [1]	合計	663	88 (88)	21	81	13	11	20	<p style="text-align: center;">別紙2-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">本店（原子力部）及び女川原子力発電所における有資格者等の人数</p> <p style="text-align: center;">(令和3年10月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">技術者の総人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち特別管理職の人数①</th> <th colspan="5">技術者のうち有資格者の人数</th> </tr> <tr> <th>原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> <th>第1種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>第1種電気主任技術者有資格者の人数</th> <th>運転責任者の基準に適合した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本店</td> <td>190</td> <td>70 (70)</td> <td>10</td> <td>38</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>女川原子力発電所</td> <td>524</td> <td>95 (95)</td> <td>15</td> <td>34</td> <td>8</td> <td>6</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>714</td> <td>165 (165)</td> <td>25</td> <td>72</td> <td>16</td> <td>11</td> <td>26</td> </tr> </tbody> </table> <p>③-1 ④-1</p> <p>③-2 ④-2</p> <p>※1 ()内は、特別管理職のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p>		技術者の総人数	技術者のうち特別管理職の人数①	技術者のうち有資格者の人数					原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	本店	190	70 (70)	10	38	8	5	0	女川原子力発電所	524	95 (95)	15	34	8	6	26	合計	714	165 (165)	25	72	16	11	26	<p style="text-align: center;">別紙2-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">本店（原子力事業統括部）及び泊発電所における有資格者等の人数</p> <p style="text-align: center;">(令和5年1月1日現在)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">技術者のうち管理者の人数</th> <th rowspan="2">技術者のうち有資格者の人数</th> <th colspan="5">技術者のうち有資格者の人数</th> </tr> <tr> <th>発電用原子炉主任技術者有資格者の人数</th> <th>第一種放射線取扱主任者有資格者の人数</th> <th>第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数</th> <th>第一種電気主任技術者有資格者の人数</th> <th>運転責任者の基準に適合した者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子力事業統括部</td> <td>159</td> <td>39 (37)</td> <td>16</td> <td>36</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>泊発電所</td> <td>457</td> <td>33 (31)</td> <td>7</td> <td>15</td> <td>15</td> <td>6</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>616</td> <td>72 (68)</td> <td>23</td> <td>51</td> <td>19</td> <td>12</td> <td>21</td> </tr> </tbody> </table> <p>③-1, ④-1</p> <p>③-2, ④-2</p> <p>注：()内は、管理者のうち、技術者としての経験年数が10年以上の人数を示す。</p>	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者の人数	技術者のうち有資格者の人数					発電用原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種放射線取扱主任者有資格者の人数	第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数	第一種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数	原子力事業統括部	159	39 (37)	16	36	4	6	1	泊発電所	457	33 (31)	7	15	15	6	20	合計	616	72 (68)	23	51	19	12	21	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (実績人数)</p>
				技術者の総人数	技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者数																																																																																																																			
	原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種放射線取扱主任者有資格者の人数	第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数			第一種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数																																																																																																																		
電源事業本部 (原子力品質保証、原子力管理、原子力安全技術)	168	27 (27)	16	48	1	4	1																																																																																																																		
電源事業本部 (電源土木、電源建築)	51	12 (12)	0	0	0	0	0																																																																																																																		
島根原子力発電所	444 [17]	49 (49) [3]	5 [1]	33 [3]	12 [0]	7 [0]	19 [1]																																																																																																																		
合計	663	88 (88)	21	81	13	11	20																																																																																																																		
	技術者の総人数	技術者のうち特別管理職の人数①	技術者のうち有資格者の人数																																																																																																																						
			原子炉主任技術者有資格者の人数	第1種放射線取扱主任者有資格者の人数	第1種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数	第1種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数																																																																																																																		
本店	190	70 (70)	10	38	8	5	0																																																																																																																		
女川原子力発電所	524	95 (95)	15	34	8	6	26																																																																																																																		
合計	714	165 (165)	25	72	16	11	26																																																																																																																		
技術者のうち管理者の人数	技術者のうち有資格者の人数	技術者のうち有資格者の人数																																																																																																																							
		発電用原子炉主任技術者有資格者の人数	第一種放射線取扱主任者有資格者の人数	第一種ボイラ・タービン主任技術者有資格者の人数	第一種電気主任技術者有資格者の人数	運転責任者の基準に適合した者の人数																																																																																																																			
原子力事業統括部	159	39 (37)	16	36	4	6	1																																																																																																																		
泊発電所	457	33 (31)	7	15	15	6	20																																																																																																																		
合計	616	72 (68)	23	51	19	12	21																																																																																																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																																																																																																																															
<p style="text-align: center;">別紙2-2 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">③-4 ④-4 (令和2年7月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">全社と原子力部門の採用人数について</p> <table border="1" data-bbox="100 319 627 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">全社</th> <th colspan="2">原子力部門</th> <th rowspan="2">比率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>人数(a)</th> <th>前年比の増減率</th> <th>人数(b)</th> <th>前年比の増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成22年度</td><td>199</td><td>149%</td><td>55</td><td>129%</td><td>28%</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>226</td><td>14%</td><td>54</td><td>-2%</td><td>24%</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>227</td><td>0%</td><td>43</td><td>-20%</td><td>19%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>224</td><td>-1%</td><td>15</td><td>-65%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>184</td><td>-18%</td><td>14</td><td>-7%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>143</td><td>-22%</td><td>15</td><td>7%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>158</td><td>10%</td><td>11</td><td>-27%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>177</td><td>12%</td><td>15</td><td>36%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>253</td><td>43%</td><td>20</td><td>33%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>平成31年度</td><td>211</td><td>-17%</td><td>17</td><td>-15%</td><td>8%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>204</td><td>-3%</td><td>17</td><td>0%</td><td>8%</td></tr> </tbody> </table> <p>(注) 中途採用を含む。</p>	年度	全社		原子力部門		比率 (b/a)	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率	平成22年度	199	149%	55	129%	28%	平成23年度	226	14%	54	-2%	24%	平成24年度	227	0%	43	-20%	19%	平成25年度	224	-1%	15	-65%	7%	平成26年度	184	-18%	14	-7%	8%	平成27年度	143	-22%	15	7%	10%	平成28年度	158	10%	11	-27%	7%	平成29年度	177	12%	15	36%	8%	平成30年度	253	43%	20	33%	8%	平成31年度	211	-17%	17	-15%	8%	令和2年度	204	-3%	17	0%	8%	<p style="text-align: center;">別紙2-2 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">③-3 ④-3 (令和3年10月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">全社と原子力部門の採用人数について</p> <table border="1" data-bbox="750 311 1153 566"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">全社*</th> <th colspan="2">原子力部門</th> <th rowspan="2">比率 (b/a)</th> </tr> <tr> <th>人数(a)</th> <th>前年比の増減率</th> <th>人数(b)</th> <th>前年比の増減率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成24年度</td><td>321</td><td>▲7%</td><td>44</td><td>7%</td><td>14%</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>224</td><td>▲30%</td><td>16</td><td>▲4%</td><td>7%</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>221</td><td>▲1%</td><td>14</td><td>▲13%</td><td>6%</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>225</td><td>2%</td><td>23</td><td>64%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>281</td><td>25%</td><td>22</td><td>39%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>298</td><td>6%</td><td>30</td><td>▲8%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>295</td><td>▲1%</td><td>33</td><td>10%</td><td>11%</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>347</td><td>18%</td><td>36</td><td>9%</td><td>10%</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>369</td><td>6%</td><td>35</td><td>▲3%</td><td>9%</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>319</td><td>▲14%</td><td>24</td><td>▲21%</td><td>8%</td></tr> </tbody> </table> <p>※：令和2年度以降は、東北電力株式会社と東北電力ネットワーク株式会社の合計</p>	年度	全社*		原子力部門		比率 (b/a)	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率	平成24年度	321	▲7%	44	7%	14%	平成25年度	224	▲30%	16	▲4%	7%	平成26年度	221	▲1%	14	▲13%	6%	平成27年度	225	2%	23	64%	10%	平成28年度	281	25%	22	39%	11%	平成29年度	298	6%	30	▲8%	10%	平成30年度	295	▲1%	33	10%	11%	令和元年度	347	18%	36	9%	10%	令和2年度	369	6%	35	▲3%	9%	令和3年度	319	▲14%	24	▲21%	8%	<p style="text-align: center;">別紙2-2 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">全社と原子力部門の採用人数について (令和5年1月現在)</p> <table border="1" data-bbox="1321 247 1758 774"> <thead> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="2">全社</th> <th colspan="2">原子力部門(*1)</th> <th rowspan="2">比率 (b/a)</th> <th rowspan="2">技術者数 (*2)</th> </tr> <tr> <th>人数(a)</th> <th>前年比の増減比率</th> <th>人数(b)</th> <th>前年比の増減比率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>平成21年度</td><td>170</td><td>1.1</td><td>14</td><td>1.0</td><td>0.08</td><td>442</td></tr> <tr><td>平成22年度</td><td>113</td><td>0.7</td><td>14</td><td>1.0</td><td>0.12</td><td>488</td></tr> <tr><td>平成23年度</td><td>199</td><td>1.6</td><td>21</td><td>1.5</td><td>0.11</td><td>478</td></tr> <tr><td>平成24年度</td><td>216</td><td>1.1</td><td>21</td><td>1.0</td><td>0.10</td><td>512</td></tr> <tr><td>平成25年度</td><td>213</td><td>1.0</td><td>21</td><td>1.0</td><td>0.10</td><td>522</td></tr> <tr><td>平成26年度</td><td>213</td><td>1.0</td><td>22</td><td>1.0</td><td>0.10</td><td>547</td></tr> <tr><td>平成27年度</td><td>211</td><td>1.0</td><td>21</td><td>1.0</td><td>0.10</td><td>564</td></tr> <tr><td>平成28年度</td><td>230</td><td>1.1</td><td>24</td><td>1.1</td><td>0.10</td><td>603</td></tr> <tr><td>平成29年度</td><td>236</td><td>1.0</td><td>30</td><td>1.3</td><td>0.13</td><td>607</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>191</td><td>0.8</td><td>33</td><td>1.1</td><td>0.17</td><td>656</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>167</td><td>0.6</td><td>19</td><td>0.6</td><td>0.16</td><td>601</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>150</td><td>1.4</td><td>20</td><td>1.1</td><td>0.13</td><td>588</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>175</td><td>1.2</td><td>20</td><td>1.0</td><td>0.11</td><td>604</td></tr> <tr><td>令和4年度</td><td>182</td><td>0.9</td><td>18</td><td>0.9</td><td>0.12</td><td>616</td></tr> </tbody> </table> <p>*1：原子力部門は泊発電所に配属される人数を示す。 *2：各年度末時点での原子力事業統括部及び泊発電所の技術者数の総数を示す。</p>	年度	全社		原子力部門(*1)		比率 (b/a)	技術者数 (*2)	人数(a)	前年比の増減比率	人数(b)	前年比の増減比率	平成21年度	170	1.1	14	1.0	0.08	442	平成22年度	113	0.7	14	1.0	0.12	488	平成23年度	199	1.6	21	1.5	0.11	478	平成24年度	216	1.1	21	1.0	0.10	512	平成25年度	213	1.0	21	1.0	0.10	522	平成26年度	213	1.0	22	1.0	0.10	547	平成27年度	211	1.0	21	1.0	0.10	564	平成28年度	230	1.1	24	1.1	0.10	603	平成29年度	236	1.0	30	1.3	0.13	607	平成30年度	191	0.8	33	1.1	0.17	656	令和元年度	167	0.6	19	0.6	0.16	601	令和2年度	150	1.4	20	1.1	0.13	588	令和3年度	175	1.2	20	1.0	0.11	604	令和4年度	182	0.9	18	0.9	0.12	616	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (実質人数)</p>
年度		全社		原子力部門			比率 (b/a)																																																																																																																																																																																																																																																											
	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率																																																																																																																																																																																																																																																														
平成22年度	199	149%	55	129%	28%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成23年度	226	14%	54	-2%	24%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成24年度	227	0%	43	-20%	19%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成25年度	224	-1%	15	-65%	7%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成26年度	184	-18%	14	-7%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成27年度	143	-22%	15	7%	10%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成28年度	158	10%	11	-27%	7%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成29年度	177	12%	15	36%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成30年度	253	43%	20	33%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成31年度	211	-17%	17	-15%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
令和2年度	204	-3%	17	0%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
年度	全社*		原子力部門		比率 (b/a)																																																																																																																																																																																																																																																													
	人数(a)	前年比の増減率	人数(b)	前年比の増減率																																																																																																																																																																																																																																																														
平成24年度	321	▲7%	44	7%	14%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成25年度	224	▲30%	16	▲4%	7%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成26年度	221	▲1%	14	▲13%	6%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成27年度	225	2%	23	64%	10%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成28年度	281	25%	22	39%	11%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成29年度	298	6%	30	▲8%	10%																																																																																																																																																																																																																																																													
平成30年度	295	▲1%	33	10%	11%																																																																																																																																																																																																																																																													
令和元年度	347	18%	36	9%	10%																																																																																																																																																																																																																																																													
令和2年度	369	6%	35	▲3%	9%																																																																																																																																																																																																																																																													
令和3年度	319	▲14%	24	▲21%	8%																																																																																																																																																																																																																																																													
年度	全社		原子力部門(*1)		比率 (b/a)	技術者数 (*2)																																																																																																																																																																																																																																																												
	人数(a)	前年比の増減比率	人数(b)	前年比の増減比率																																																																																																																																																																																																																																																														
平成21年度	170	1.1	14	1.0	0.08	442																																																																																																																																																																																																																																																												
平成22年度	113	0.7	14	1.0	0.12	488																																																																																																																																																																																																																																																												
平成23年度	199	1.6	21	1.5	0.11	478																																																																																																																																																																																																																																																												
平成24年度	216	1.1	21	1.0	0.10	512																																																																																																																																																																																																																																																												
平成25年度	213	1.0	21	1.0	0.10	522																																																																																																																																																																																																																																																												
平成26年度	213	1.0	22	1.0	0.10	547																																																																																																																																																																																																																																																												
平成27年度	211	1.0	21	1.0	0.10	564																																																																																																																																																																																																																																																												
平成28年度	230	1.1	24	1.1	0.10	603																																																																																																																																																																																																																																																												
平成29年度	236	1.0	30	1.3	0.13	607																																																																																																																																																																																																																																																												
平成30年度	191	0.8	33	1.1	0.17	656																																																																																																																																																																																																																																																												
令和元年度	167	0.6	19	0.6	0.16	601																																																																																																																																																																																																																																																												
令和2年度	150	1.4	20	1.1	0.13	588																																																																																																																																																																																																																																																												
令和3年度	175	1.2	20	1.0	0.11	604																																																																																																																																																																																																																																																												
令和4年度	182	0.9	18	0.9	0.12	616																																																																																																																																																																																																																																																												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

別紙2-3 (1/2)

有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）

③-5
④-5

資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月
技術者【参考】	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	146	146	153	177	168
	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	40	43	57	49	51
	島根原子力発電所	448	451	454	448	444
	合計	634	640	664	674	663
原子炉主任技術者	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	14	16	17	16	16
	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	14	11	7	5	5
	合計	28	27	24	21	21
第一種放射線取扱主任者	電源事業本部 (原子力品質保証、 原子力管理、 原子力安全技術)	49	43	47	46	48
	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	0	0	0	0	0
	島根原子力発電所	37	46	44	38	33
	合計	86	89	91	84	81

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙2-3 (1/1)

有資格者の人数の推移（至近5ヶ年）

資格	所属	平成29年 7月	平成30年 7月	令和元年 7月	令和2年 7月	令和3年 7月
技術者【参考】	本店	165	195	203	195	195
	女川	438	464	479	498	522
	合計	623	659	682	693	717
原子炉主任技術者	本店	19	20	15	12	10
	女川	10	9	11	10	15
	合計	29	29	26	22	25
第一種放射線取扱主任者	本店	38	42	43	37	38
	女川	25	24	25	28	34
	合計	63	66	68	65	72
第一種放射性同位体主任技術者	本店	9	8	9	7	8
	女川	6	7	7	5	9
	合計	15	15	16	12	17
第一種電気主任技術者	本店	7	9	6	5	5
	女川	8	6	7	7	6
	合計	15	15	13	12	11
運転責任者 基準適合者	本店	2	0	0	0	0
	女川	20	21	27	26	26
	合計	22	21	27	26	26
技術士	本店	1	1	1	0	0
	女川	2	0	1	1	1
	合計	3	1	2	1	1

泊発電所3号炉

別紙2-3 (1/1)

有資格者の人数の推移（至近6ヶ年）

資格	所属	平成28年 4月	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月
技術者【参考】	原子力事業統括部(*1)	85	118	128	130	130	150
	泊発電所	507	486	488	465	462	458
	合計	603	607	626	601	588	604
原子炉主任技術者	原子力事業統括部(*1)	15	13	15	14	17	16
	泊発電所	8	8	5	6	8	7
	合計	23	21	20	20	25	23
放射線取扱主任者	原子力事業統括部(*1)	16	25	27	29	37	36
	泊発電所	36	29	29	27	19	15
	合計	52	54	56	56	56	51
第一種放射性同位体主任技術者	原子力事業統括部(*1)	9	6	6	6	5	4
	泊発電所	22	21	21	20	20	15
	合計	31	27	27	26	25	19
運転責任者 基準適合者	原子力事業統括部(*1)	2	6	5	7	9	6
	泊発電所	15	11	13	9	6	6
	合計	17	17	18	16	15	12
運転責任者 基準適合者	原子力事業統括部(*1)	2	3	3	3	1	1
	泊発電所	27	25	26	22	21	20
	合計	29	28	29	25	22	21

*1：平成31年4月の組織改編により原子力事業統括部設置した。平成30年度以前は原子力部、土木部、原子力品質保証室の技術者数の合計を原子力事業統括部として集計した。

相違理由

(島根、女川)
⑧記載内容の相違（実績人数）

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉		別紙2-3 (2/2)					女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		③-5 ④-5							(島根) ③記載内容の相違 (実績人数)
第一種主任技術者 主任技術者 主任イッソータービン	資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月		
	本社	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	2	1	1	2	1		
	本社	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	0	0	0	0	0		
	島根原子力発電所	16	15	15	13	12			
		合計	18	16	16	15	13		
第一種電気主任技術者	資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月		
	本社	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	3	2	1	2	4		
	本社	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	0	0	0	0	0		
	島根原子力発電所	6	6	7	6	7			
		合計	9	8	8	8	11		
運転責任者の基準に 適合した者	資格	所属員	平成29年 4月	平成30年 4月	平成31年 4月	令和2年 4月	令和3年 4月		
	本社	電源事業本部 (原子力品質保証, 原子力管理, 原子力安全技術)	0	0	1	1	1		
	本社	電源事業本部 (電源土木、電源建 築)	0	0	0	0	0		
	島根原子力発電所	25	21	20	19	19			
		合計	25	21	21	20	20		

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2-4 (1/3)</p> <p>人-1</p> <p style="text-align: center;">特別管理職就業規則（規程）</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">1993年12月 1日（制定） 2021年 4月 1日（第88回改正）</p> <p style="text-align: center;">人 財 部 （A-東北電力）</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-4 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川) 文書体系の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: center;">別紙2-4 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙2-4 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">第3節 主任技術者</p> <p>(原子炉主任技術者の選任) ②-4, ④-4</p> <p>第8条 社長は、原子炉主任技術者および代行者を、原子炉主任技術者免状を有する者であつて、次の各号の業務に通常して3年以上従事した経験を有する者の中から選任する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 原子炉施設の施設管理に関する業務 (2) 原子炉の運転に関する業務 (3) 原子炉施設の設計に係る安全性の解析および評価に関する業務 (4) 原子炉に使用する燃料体の設計または管理に関する業務 <p>2 原子炉主任技術者は原子炉毎に選任する。</p> <p>3 原子炉主任技術者の職位は、原子炉保安部長とする。</p> <p>4 原子炉主任技術者の代行者の職位は、副原子炉保安部長とする。</p> <p>5 原子炉主任技術者が職務を遂行できない場合は、代行者と交代する。</p> <p>なお、交代時において代行者が発電所の職位を兼任している場合、担当する原子炉についての兼任する職位の職務は遂行せず、兼任する職位の職務はその上位職位にある者が行うこととする。</p> <p>ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項から第3項に基づき、あらかじめ原子炉主任技術者を選任する。</p> <p>(電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の選任) ②-5, ④-5</p> <p>第8条の2 原子力事業統括部長は、電気主任技術者を第一種電気主任技術者免状を有する者の中から、ボイラー・タービン主任技術者を第一種ボイラー・タービン主任技術者免状を有する者の中から選任する。また、電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の代行者をあらかじめ指定する。</p> <p>2 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職位は、課（室、センター）長以上またはこれに準ずる者とする。</p> <p>3 電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の代行者の職位は、課（室、センター）長以上またはこれに準ずる者とする。</p> <p>4 電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者が職務を遂行できない場合は、それぞれの代行者と交代する。</p> <p>ただし、職務を遂行できない期間が長期にわたる場合は、第1項および第2項に基づき、あらかじめ電気主任技術者またはボイラー・タービン主任技術者を選任する。</p>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1025 150 1191 178" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙2-4 (3/3)</div> <div data-bbox="698 185 1232 967" style="border: 2px solid black; height: 490px; margin-top: 10px;"></div>		<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙2-4 (1/5)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS5-01-M00-14</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008.02.01</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020.03.30</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020.04.01</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">主任技術者の選任・解任 および職務等に関する基本要領 (抜粋)</p> <p style="text-align: center;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS5-01-M00-14	制定日	2008.02.01	承認日	2020.03.30	施行日	2020.04.01	<p style="text-align: right;">別紙2-5 (1/2)</p> <p>原品5-3-運1 (原)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者の職務等運用要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">平成19年12月14日 (制定) 2020年 9月24日 (第22回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-5 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">R-30-2</p> <p style="text-align: center;">発電用原子炉主任技術者業務マニュアル</p> <p style="text-align: center;">[平成19年12月14日発行 2020年 8月 1日 (第10回改正) (所管) 原子力発電がA-1]</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・発電用原子炉主任技術者業務マニュアル</p>
文書番号	QMS5-01-M00-14										
制定日	2008.02.01										
承認日	2020.03.30										
施行日	2020.04.01										

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="504 159 645 183" style="text-align: right;">別紙2-4 (2/5)</div> <div data-bbox="73 188 651 1043" style="border: 2px solid black; height: 536px;"></div>	<div data-bbox="1025 159 1167 183" style="text-align: right;">別紙2-5 (2/2)</div> <div data-bbox="701 188 1234 963" style="border: 2px solid black; height: 486px;"></div>	<div data-bbox="1653 188 1771 212" style="text-align: right;">別紙2-5 (2/2)</div> <div data-bbox="1274 212 1807 987" style="border: 2px solid black; height: 486px;"></div>	<div data-bbox="1848 175 2024 199" style="color: red;">(島根、女川) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="481 162 616 188" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-4(3/5)</div> <div data-bbox="78 188 654 1045" style="border: 2px solid black; height: 537px; width: 257px;"></div>			<p>(島根) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="495 161 640 185" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-4(4/5)</div> <div data-bbox="69 193 651 1050" style="border: 2px solid black; height: 537px; width: 260px;"></div>			<div data-bbox="1850 172 1980 196" style="color: red;">(島根) 運用の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="504 151 638 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-4(5/5)</div> <div data-bbox="78 183 649 1037" style="border: 2px solid black; height: 535px; width: 255px;"></div>			<div data-bbox="1848 175 1982 199" style="color: red;">(島根) 運用の相違</div>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<p style="text-align: right;">別紙2-6(1/2)</p> <p>原品5-3-連2(原)</p> <p style="text-align: center;">ボイラー・タービン主任技術者および 電気主任技術者の職務等運用要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">平成22年3月25日(制定) 2020年10月15日(第16回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力部</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-6(1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-3</p> <p style="text-align: center;">泊発電所電気主任技術者および ボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</p> <p style="text-align: center;">(平成30年4月18日訂 2020年4月18日(第16回訂) [訂正] 原子力部改訂A-1)</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(女川)名称の相違 ・泊発電所電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者業務マニュアル</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-6 (2/2)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<div style="text-align: right; border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙2-6 (2/3)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content; margin: 0 auto;">別紙2-B (3/3)</div>	<p>(女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙2-5 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み</p> <p>原子炉主任技術者等の重要国家資格の取得に向け、年度初めに受験者を選任し、本人に通知することで、受験に対する意識付けを行っている。 なお、受験者として選任された者は、教育訓練への優先派遣や他業務に優先した受験等の優遇措置が受けられる。</p> <p>2. 個別試験対策</p> <p>(1) 筆記試験対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育訓練への派遣 <ul style="list-style-type: none"> 原子炉研修一般課程（日本原子力研究開発機構） 原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構） 原子炉主任技術者受験講習コース（日本原子力発電株式会社）等 ・受験者を対象とした勉強会を実施 <ul style="list-style-type: none"> 講師：社内有資格者 頻度：1回/週程度 <p>(2) 口答試験対策</p> <p>シミュレータを使用した挙動確認等を実施</p> <p>3. その他の取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格者への報奨金を支給 ・東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）への派遣 	<p style="text-align: right;">別紙2-7 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者資格取得に向けた取組</p> <p>発電用原子炉主任技術者については、原子炉ごとに選任することが定められており、女川原子力発電所においては、代行者を含め4名を必要人数としている。 令和3年10月1日現在の有資格者数は、本店及び女川で25名となっており、必要人数に対し十分に確保しているものの、今後、有資格者の退職等による減少を考慮し、当社では以下のとおり計画的に原子炉主任技術者の資格取得に努めている。</p> <p>○資格取得に向けた取組</p> <p>当社では、今後の有資格者数の推移から毎年2名程度の新規取得者を確保することで有資格者数は維持できると考えており、そのため毎年度10名の筆記試験受験者を教育訓練計画により設定している。 また、受験に向けては、各種講習等に派遣し、合格率の向上に努めている。</p> <p>[筆記試験対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉研修一般課程（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉主任技術者受験講習コース（日本原子力発電株式会社）」への派遣。 ・外部講師による教育（問題演習等）を実施。 ・合格体験記の共有。 <p>[口答試験対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・過去の口答試験問題に関する情報共有。 <p>[その他の取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格者への報奨金を支給。 ・「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）」への派遣。 <p>以上の取組により、今後も必要人数に対し余裕を持った有資格者数を確保していくが、有資格者数の推移に応じて、取得計画の見直しを行うこととしている。</p>	<p style="text-align: right;">別紙2-7 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">原子炉主任技術者資格取得に向けた取組み</p> <p>[筆記試験対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「原子炉工学特別講座（日本原子力研究開発機構）」への派遣。 ・「原子炉主任技術者試験伊勢受検対策コース（原子力発電訓練センター）」への派遣。 ・社内有資格者を講師とした勉強会を1回/週程度の頻度で実施。 ・社内筆記試験を実施。 <p>[口答試験対策]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉主任技術者試験伊勢受検対策コース（原子力発電訓練センター）への派遣。 ・シミュレータ設備を使用したプラント挙動等の確認を実施。 ・過去の口答試験問題に関する情報共有。 <p>[その他の取組]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・合格者への報奨金の支給。 ・合格体験記の共有。 ・「東京大学大学院工学系研究科原子力専攻（専門職大学院）」への派遣。 	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

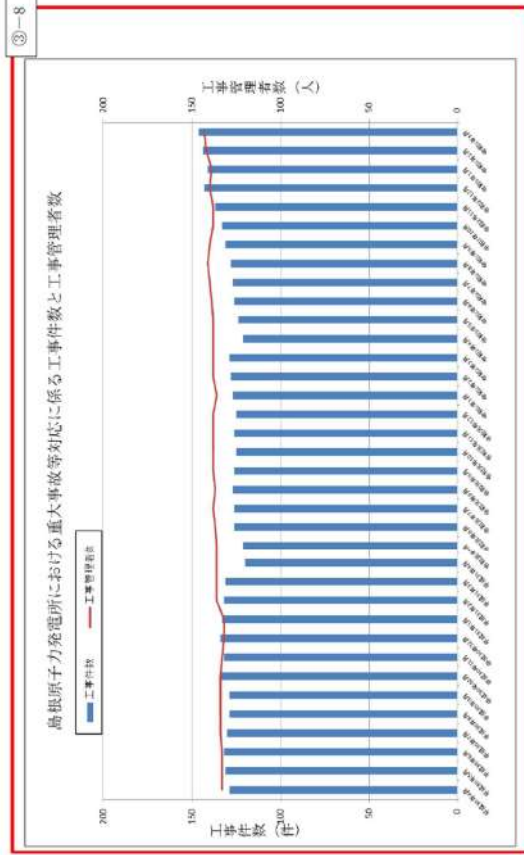
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																																						
<p style="text-align: center;">別紙2-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における自然災害及び重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p style="text-align: center;">③-7, ④-7 (令和3年4月1日現在)</p>	<p style="text-align: center;">別紙2-8 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所における重大事故等対応に関する有資格者数 (令和3年10月1日現在)</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応に必要な資格の取得状況及び令和3年度の取得計画を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">④-6 (令和3年度取得計画)</p>	<p style="text-align: center;">別紙2-8 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所における重大事故等対応に関する有資格者数</p> <p style="text-align: center;">重大事故等対応に必要な資格を以下に示す。</p> <p style="text-align: center;">④-6 (令和4年3月現在)</p>	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違 (実質人数)</p>																																																																																																																																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要人数</th> <th>有資格者数</th> <th>令和3年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展開車 (150A) 大型ホース展開車 (300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車</td> <td>23</td> <td>158</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>移動式代替熱交換設備</td> <td>11</td> <td>74</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>34</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>大型送水ポンプ車</td> <td>15</td> <td>164</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者 (乙種第4類)</td> <td>燃料給油 (軽油) タンクローリ</td> <td>7</td> <td>384</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊上げ</td> <td>15</td> <td>276</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械</td> <td>ホイールローダ</td> <td>8</td> <td>46</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>中型自動車 ※1</td> <td>高圧発電機車 タンクローリ 第1ペントフィルタ出口 木素濃度 (可搬型) 中型ホース展開車 (150A)</td> <td>14</td> <td>233</td> <td>3 ※2</td> </tr> <tr> <td>普通自動車</td> <td>放射能観測車 サーベイ車</td> <td>7</td> <td>496</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング シルトフェンス設置</td> <td>9</td> <td>37</td> <td>11</td> </tr> </tbody> </table>	資格名称	用途	必要人数	有資格者数	令和3年度取得計画	大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展開車 (150A) 大型ホース展開車 (300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	158	15	けん引	移動式代替熱交換設備	11	74	15	大型特殊	ホイールローダ	8	34	6	小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	164	21	危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油 (軽油) タンクローリ	7	384	16	玉掛け	水中ポンプ吊上げ	15	276	18	車両系建設機械	ホイールローダ	8	46	4	中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリ 第1ペントフィルタ出口 木素濃度 (可搬型) 中型ホース展開車 (150A)	14	233	3 ※2	普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	496	-	小型船舶操縦士	海上モニタリング シルトフェンス設置	9	37	11	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>用途</th> <th>必要人数</th> <th>有資格者数</th> <th>令和3年度取得計画</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車</td> <td>大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>21</td> <td>63</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>けん引</td> <td>熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置</td> <td>7</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>大型特殊</td> <td>ブルドーザ バックホウ</td> <td>14</td> <td>85</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>水中ポンプ設置</td> <td>14</td> <td>126</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者 (乙種第4類)</td> <td>燃料給油</td> <td>14</td> <td>266</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>水中ポンプ吊上げ</td> <td>14</td> <td>165</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械 (整地)</td> <td>ブルドーザ バックホウ</td> <td>14</td> <td>57</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>車両系建設機械 (解体)</td> <td>バックホウ</td> <td>14</td> <td>33</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>中型自動車※</td> <td>発電車 タンクローリ</td> <td>14</td> <td>246</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>小型船舶操縦士</td> <td>海上モニタリング</td> <td>2</td> <td>53</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>※：中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車 (8t) 限定の合計数</p>	資格名称	用途	必要人数	有資格者数	令和3年度取得計画	大型自動車	大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	21	63	0	けん引	熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	7	53	0	大型特殊	ブルドーザ バックホウ	14	85	0	小型移動式クレーン	水中ポンプ設置	14	126	0	危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油	14	266	0	玉掛け	水中ポンプ吊上げ	14	165	0	車両系建設機械 (整地)	ブルドーザ バックホウ	14	57	0	車両系建設機械 (解体)	バックホウ	14	33	0	中型自動車※	発電車 タンクローリ	14	246	0	小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	53	0	<table border="1"> <thead> <tr> <th>資格名称</th> <th>必要人数</th> <th>取得者数 ※1</th> <th>令和4年度取得計画 ※1</th> <th>用途</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大型自動車・けん引</td> <td>30名</td> <td>103名</td> <td>2名</td> <td>・可搬型代替発電機車 (けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース巻戻・回収車 (送水車用)</td> </tr> <tr> <td>小型移動式クレーン</td> <td>20名</td> <td>97名</td> <td>3名</td> <td>・可搬型大容量海水送水ポンプ車 (ホース等の搬送)</td> </tr> <tr> <td>玉掛け</td> <td>20名</td> <td>160名</td> <td>3名</td> <td>・同上</td> </tr> <tr> <td>危険物取扱者乙種第4類</td> <td>14名</td> <td>212名</td> <td>未定</td> <td>・燃料補給活動</td> </tr> <tr> <td>大型特殊自動車・車両系建設機械</td> <td>24名</td> <td>47名</td> <td>1名</td> <td>・ホイールローダ (ガレキ除去等) ・バックホウ (緊急解消)</td> </tr> <tr> <td>中型自動車※2</td> <td>14名</td> <td>282名</td> <td>未定</td> <td>・可搬型タンクローリ</td> </tr> <tr> <td>二級小型船舶</td> <td>4名</td> <td>24名</td> <td>2名</td> <td>・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 委託先を含む。 ※2 中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車 (8t) 限定の合計数</p>	資格名称	必要人数	取得者数 ※1	令和4年度取得計画 ※1	用途	大型自動車・けん引	30名	103名	2名	・可搬型代替発電機車 (けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース巻戻・回収車 (送水車用)	小型移動式クレーン	20名	97名	3名	・可搬型大容量海水送水ポンプ車 (ホース等の搬送)	玉掛け	20名	160名	3名	・同上	危険物取扱者乙種第4類	14名	212名	未定	・燃料補給活動	大型特殊自動車・車両系建設機械	24名	47名	1名	・ホイールローダ (ガレキ除去等) ・バックホウ (緊急解消)	中型自動車※2	14名	282名	未定	・可搬型タンクローリ	二級小型船舶	4名	24名	2名	・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置	
資格名称	用途	必要人数	有資格者数	令和3年度取得計画																																																																																																																																																					
大型自動車	大量送水車 大型送水ポンプ車 移動式代替熱交換設備 可搬式窒素供給装置 大型ホース展開車 (150A) 大型ホース展開車 (300A) 化学消防自動車 小型動力ポンプ付水槽車	23	158	15																																																																																																																																																					
けん引	移動式代替熱交換設備	11	74	15																																																																																																																																																					
大型特殊	ホイールローダ	8	34	6																																																																																																																																																					
小型移動式クレーン	大型送水ポンプ車	15	164	21																																																																																																																																																					
危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油 (軽油) タンクローリ	7	384	16																																																																																																																																																					
玉掛け	水中ポンプ吊上げ	15	276	18																																																																																																																																																					
車両系建設機械	ホイールローダ	8	46	4																																																																																																																																																					
中型自動車 ※1	高圧発電機車 タンクローリ 第1ペントフィルタ出口 木素濃度 (可搬型) 中型ホース展開車 (150A)	14	233	3 ※2																																																																																																																																																					
普通自動車	放射能観測車 サーベイ車	7	496	-																																																																																																																																																					
小型船舶操縦士	海上モニタリング シルトフェンス設置	9	37	11																																																																																																																																																					
資格名称	用途	必要人数	有資格者数	令和3年度取得計画																																																																																																																																																					
大型自動車	大容量送水ポンプ ホース延長回収車 熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	21	63	0																																																																																																																																																					
けん引	熱交換器ユニット 可搬型窒素ガス供給装置	7	53	0																																																																																																																																																					
大型特殊	ブルドーザ バックホウ	14	85	0																																																																																																																																																					
小型移動式クレーン	水中ポンプ設置	14	126	0																																																																																																																																																					
危険物取扱者 (乙種第4類)	燃料給油	14	266	0																																																																																																																																																					
玉掛け	水中ポンプ吊上げ	14	165	0																																																																																																																																																					
車両系建設機械 (整地)	ブルドーザ バックホウ	14	57	0																																																																																																																																																					
車両系建設機械 (解体)	バックホウ	14	33	0																																																																																																																																																					
中型自動車※	発電車 タンクローリ	14	246	0																																																																																																																																																					
小型船舶操縦士	海上モニタリング	2	53	0																																																																																																																																																					
資格名称	必要人数	取得者数 ※1	令和4年度取得計画 ※1	用途																																																																																																																																																					
大型自動車・けん引	30名	103名	2名	・可搬型代替発電機車 (けん引) ・可搬型大型送水ポンプ車 ・ホース巻戻・回収車 (送水車用)																																																																																																																																																					
小型移動式クレーン	20名	97名	3名	・可搬型大容量海水送水ポンプ車 (ホース等の搬送)																																																																																																																																																					
玉掛け	20名	160名	3名	・同上																																																																																																																																																					
危険物取扱者乙種第4類	14名	212名	未定	・燃料補給活動																																																																																																																																																					
大型特殊自動車・車両系建設機械	24名	47名	1名	・ホイールローダ (ガレキ除去等) ・バックホウ (緊急解消)																																																																																																																																																					
中型自動車※2	14名	282名	未定	・可搬型タンクローリ																																																																																																																																																					
二級小型船舶	4名	24名	2名	・海上モニタリング ・シルトフェンスの設置																																																																																																																																																					
<p>※1：中型自動車の取得者数は、中型自動車と中型自動車 (8t) 限定の合計数 ※2：大型自動車の取得により有資格者 (運転可能な者) を確保する</p>																																																																																																																																																									

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

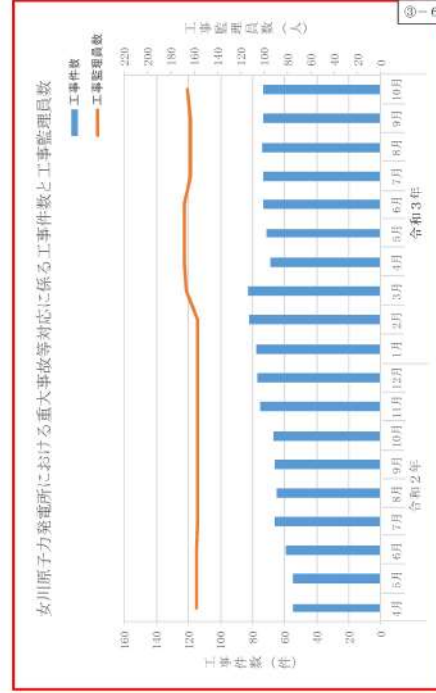
島根原子力発電所2号炉

別紙2-7 (1/1)



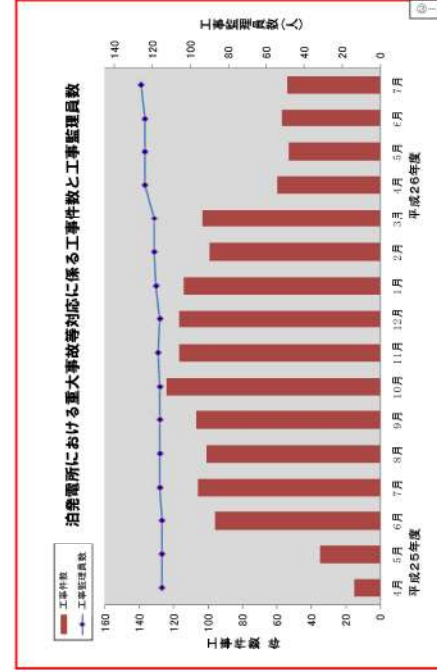
女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙2-9 (1/1)



泊発電所3号炉

別紙2-9 (1/1)





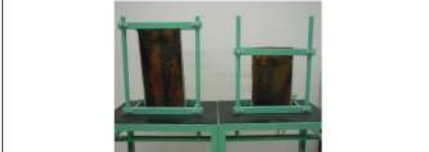





相違理由

(島根, 女川)
 ⑧記載内容の相違 (実績人数)

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙2-8 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所における不具合事例の展示</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;">  <p style="text-align: center;">パネル、不具合設備、資料の展示</p>  <p style="text-align: center;">タービン抽気系配管の減肉</p>  <p style="text-align: center;">原子が再循環ポンプメカニカルシール不具合</p> </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <p>③-9</p> <p>④-8</p> </div>	<p style="text-align: center;">別紙2-10 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所の訓練施設における不具合事例の展示</p>  <p style="text-align: center;">女川2号炉 給水流量計からの水漏れ</p>  <p style="text-align: center;">女川1号炉 復水浄化系配管の減肉</p>  <p style="text-align: center;">パネル展示</p>	<p style="text-align: center;">別紙2-10 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">不具合事例を風化させないための教育資料</p>  <p style="text-align: center;">保安規定違反(LCO逸脱)事象を風化させないための教育</p> <p style="text-align: center;">2022年8月(リメンバー月間) 原子力安全・品質保証部長所管組織</p>  <p style="text-align: center;">3B-DG試運転時の遠隔起動不能事象について</p> <p style="text-align: center;">2022年8月(リメンバー月間) 泊発電所</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・泊は、本店の技術者も対象とした教育を計画的に実施することで、不具合事例を風化させないよう技術伝承している。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																			
	別紙3-1 (1/2)	別紙3-1 (1/1)	(女川) 運用の相違																			
	プラント設備の習熟のための保守点検活動	プラント設備の習熟のための保守点検活動																				
	<table border="1" data-bbox="701 240 1207 695"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>主な活動</th> <th>保守点検活動の内容(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)</td> <td>現場実習</td> <td>・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">運転員</td> <td>状態管理</td> <td>・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録(データ採取)しプラント状態を把握。 ・定期的な巡視点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保守作業における安全処置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。</td> </tr> <tr> <td>運転操作</td> <td>・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保守作業時における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)	入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)	現場実習	・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。	運転員	状態管理	・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録(データ採取)しプラント状態を把握。 ・定期的な巡視点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保守作業における安全処置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。	運転操作	・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保守作業時における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作	<table border="1" data-bbox="1323 288 1765 443"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>主な活動</th> <th>保守点検活動の内容(例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運転員</td> <td>状態管理及び運転操作</td> <td>・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、点検点検及び運転に必要な操作を実施。 ・要員の役割に応じて、訓練施設にてボンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場において巡視点検、分解調整の状況確認、点検状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工程表等の保守点検活動を実施。</td> </tr> <tr> <td>発電所災害対策要員 (運転員を除く。)</td> <td>状態管理及び保守管理</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)	運転員	状態管理及び運転操作	・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、点検点検及び運転に必要な操作を実施。 ・要員の役割に応じて、訓練施設にてボンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場において巡視点検、分解調整の状況確認、点検状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工程表等の保守点検活動を実施。	発電所災害対策要員 (運転員を除く。)	状態管理及び保守管理	
対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)																				
入社1年目 原子力部門 技術系社員 (全員)	現場実習	・入社後、原子力発電所の基礎知識を学んだ後、当直又は各配属部門における現場パトロールや機器点検工事立会い等でのOJTにて機器配置、現場設備を習熟。																				
運転員	状態管理	・法令・保安規定に基づくパラメータについて、記録(データ採取)しプラント状態を把握。 ・定期的な巡視点検を実施し、異常の有無を確認しプラント状態を把握。 ・予定表に基づいて定期試験を実施し動作可能であることを確認。 ・プラント起動・停止における点検・確認を実施し、プラント状態を把握。 ・保守作業における安全処置を実施するとともに作業範囲の識別及び作業状況を把握。																				
	運転操作	・プラント起動・停止・出力増減操作 ・機器の起動・停止及び定例切替操作 ・非常用炉心冷却設備等の定期試験の実施 ・異常発生時の対応操作 ・保守作業時における安全措置の実施 ・定期事業者検査の対応操作																				
対象者	主な活動	保守点検活動の内容(例)																				
運転員	状態管理及び運転操作	・通常時に実施する項目を定めた手順書に基づき、設備の巡視点検、点検点検及び運転に必要な操作を実施。 ・要員の役割に応じて、訓練施設にてボンプ、弁等の設備の分解点検、調整、部品交換の実習を実施。 ・保守実施方法をまとめた手順書に基づき、現場において巡視点検、分解調整の状況確認、点検状況確認及び試運転の立会確認を行うとともに、手順書の内容確認及び作業工程表等の保守点検活動を実施。																				
発電所災害対策要員 (運転員を除く。)	状態管理及び保守管理																					

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由										
	<p style="text-align: center;">別紙3-1 (2/2)</p> <table border="1" data-bbox="698 197 1207 584"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>主な活動</th> <th>保守点検活動の内容（例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">保全部員</td> <td>保守管理</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 </td> </tr> <tr> <td>工事管理 (調達管理)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 </td> </tr> <tr> <td>教育訓練</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モータ、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再循環系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に基盤な人材を早期に育成。 </td> </tr> </tbody> </table>	対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）	保全部員	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 	工事管理 (調達管理)	<ul style="list-style-type: none"> 各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 	教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> 訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モータ、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再循環系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に基盤な人材を早期に育成。 		<p>(女川) 運用の相違</p>
対象者	主な活動	保守点検活動の内容（例）											
保全部員	保守管理	<ul style="list-style-type: none"> 設備ごとに担当者を定め、プラント起動停止時や試運転時に立ち会い、異常有無等の状態を確認。 設備不具合時等に設備の状況を把握し、部品取替えや計器調整などの作業管理を実施。 ポンプの分解点検等の直営作業を実施。 											
	工事管理 (調達管理)	<ul style="list-style-type: none"> 各設備の定期的な保守点検工事、あるいは修繕工事等において、当社立会のホールドポイントを定めて、設備ごとの担当者が分解点検等の現場に立ち会い、設備の健全性確認を行うとともに、作業の安全管理等を実施。 											
	教育訓練	<ul style="list-style-type: none"> 訓練施設にて、基本的な設備（空気作動弁、電動弁、電磁弁、ポンプ、モータ、手動弁、遮断器、検出器、伝送器、制御器等）及び原子力特有の設備（平均出力領域モニタ、原子炉再循環系、制御棒駆動水圧系水圧制御ユニット等）の分解点検、組立て、点検調整等の実習トレーニングを行い、現場技能を習得。 また、OJTを主体に専門知識の習得を図ることで、技術に基盤な人材を早期に育成。 											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																										
<p>別紙3-1 (1/1)</p>	<p>別紙3-2 (1/1)</p>	<p>別紙3-2 (1/1)</p>	<p>(島根、女川) 運用の相違</p>																																																																																										
<p>原子力発電所内訓練施設を活用した研修及び訓練の実績について (令和2年度)</p>	<p>原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績 (令和2年度)</p>	<p>原子力発電所内訓練施設を活用した訓練実績 (令和3年度)</p>																																																																																											
<p>⑥-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>初級教育</td> <td>力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員</td> <td>270</td> </tr> <tr> <td>中級教育</td> <td>力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員</td> <td>117</td> </tr> <tr> <td>専門教育</td> <td>力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員</td> <td>144</td> </tr> </tbody> </table>	研修コース	主な内容	受講者数	初級教育	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	270	中級教育	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	117	専門教育	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員	144	<p>⑥-1</p> <p>1. 保全部門関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td>必修基礎技術教育1</td> <td>ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>必修基礎技術教育2</td> <td>原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td>必修基礎技術教育1</td> <td>発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練</td> <td>19</td> </tr> <tr> <td>必修基礎技術教育2</td> <td>原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練</td> <td>11</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安全般関係</td> <td>必修基礎技術教育1</td> <td>非破壊試験、駆動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>必修基礎技術教育2</td> <td>給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運転関係 (シミュレータ訓練)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>養成コース</td> <td>補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成</td> <td>46</td> </tr> <tr> <td>専門コース</td> <td>主機運転員の力量維持及び管理者の養成</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>管理者コース</td> <td>管理者の力量維持</td> <td>34</td> </tr> <tr> <td>ゲーム選択訓練</td> <td>ファミリー訓練</td> <td>314</td> </tr> </tbody> </table>	研修コース	主な内容	受講者数	機械関係	必修基礎技術教育1	ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	必修基礎技術教育2	原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3	電気・計装関係	必修基礎技術教育1	発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19	必修基礎技術教育2	原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11	保安全般関係	必修基礎技術教育1	非破壊試験、駆動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6	必修基礎技術教育2	給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0	研修コース	主な内容	受講者数	養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46	専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14	管理者コース	管理者の力量維持	34	ゲーム選択訓練	ファミリー訓練	314	<p>⑥-1</p> <p>1. 施設管理関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保修全般関係</td> <td>基礎教育</td> <td>作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使用方法及び安全管理全般における基礎的教育</td> <td>0(35)☆</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械関係</td> <td>基礎教育</td> <td>ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育</td> <td>8</td> </tr> <tr> <td>必修訓練</td> <td>原子炉特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練</td> <td>0(19)☆</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電気・計装関係</td> <td>基礎教育</td> <td>電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育</td> <td>41</td> </tr> <tr> <td>必修訓練</td> <td>原子炉特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練</td> <td>0(22)☆</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 運転関係 (シミュレータ訓練)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>研修コース</th> <th>主な内容</th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅰ</td> <td>運転操作の際の連携訓練</td> <td>125</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅱ</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時対応訓練</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>シミュレータ訓練Ⅲ</td> <td>起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練</td> <td>33</td> </tr> <tr> <td>初級操作訓練</td> <td>次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練</td> <td>32</td> </tr> <tr> <td>自主操作訓練</td> <td>日常的に行う操作訓練</td> <td>39</td> </tr> </tbody> </table> <p>☆ COVID-19感染拡大防止の観点から、受講者の顔面距離が確保できない実習訓練について、令和3年度はすべて取りやめた。参考として、()内に令和2年度の実績人数を示す。 なお、令和4年度は、COVID-19感染拡大防止対策を講じることで、訓練を開催できるよう計画。</p>	研修コース	主な内容	受講者数	保修全般関係	基礎教育	作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使用方法及び安全管理全般における基礎的教育	0(35)☆	機械関係	基礎教育	ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8	必修訓練	原子炉特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)☆	電気・計装関係	基礎教育	電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41	必修訓練	原子炉特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)☆	研修コース	主な内容	受講者数	シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	125	シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	44	シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33	初級操作訓練	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32	自主操作訓練	日常的に行う操作訓練	39	
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																											
初級教育	力量「初級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	270																																																																																											
中級教育	力量「中級」認定者あるいは、それに準ずる知識・技能を持っている原子力部門の要員	117																																																																																											
専門教育	力量「初級」認定者以上の知識・技能を持っている原子力部門の要員	144																																																																																											
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																											
機械関係	必修基礎技術教育1	ポンプ、弁等の一般的な機械系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																										
	必修基礎技術教育2	原子炉系特有の機械系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	3																																																																																										
電気・計装関係	必修基礎技術教育1	発電設備、計測制御機器等の一般的な電気・計装系機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	19																																																																																										
	必修基礎技術教育2	原子炉系特有の電気・計装系設備等、より専門性の高い機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	11																																																																																										
保安全般関係	必修基礎技術教育1	非破壊試験、駆動計測等の保全部門全般における基礎的な知識に関する実習訓練	6																																																																																										
	必修基礎技術教育2	給水調節弁等の特殊機器に関する原理・構造・点検等に関する実習訓練	0																																																																																										
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																											
養成コース	補機運転員の養成、力量維持及び主機運転員の養成	46																																																																																											
専門コース	主機運転員の力量維持及び管理者の養成	14																																																																																											
管理者コース	管理者の力量維持	34																																																																																											
ゲーム選択訓練	ファミリー訓練	314																																																																																											
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																											
保修全般関係	基礎教育	作業安全、作業管理、計測器使用方法、工具の使用方法及び安全管理全般における基礎的教育	0(35)☆																																																																																										
機械関係	基礎教育	ポンプ、弁等の機械関係機器に対する基礎的知識と基本構造等に関する教育	8																																																																																										
	必修訓練	原子炉特有の機械系設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(19)☆																																																																																										
電気・計装関係	基礎教育	電気・計測制御設備の基礎的知識と基本構造等に関する教育	41																																																																																										
	必修訓練	原子炉特有の電気・計測制御設備等専門性の高い機器に関する構造・点検等の訓練	0(22)☆																																																																																										
研修コース	主な内容	受講者数																																																																																											
シミュレータ訓練Ⅰ	運転操作の際の連携訓練	125																																																																																											
シミュレータ訓練Ⅱ	起動停止・異常時・警報発生時対応訓練	44																																																																																											
シミュレータ訓練Ⅲ	起動停止・異常時・警報発生時の対応・判断・指揮命令訓練	33																																																																																											
初級操作訓練	次期運転員を対象とした基礎知識の習得訓練	32																																																																																											
自主操作訓練	日常的に行う操作訓練	39																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																		
<p style="text-align: center;">別紙3-2 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p style="text-align: right;">⑥-2</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施</p> <table border="1" data-bbox="107 316 616 432"> <thead> <tr> <th></th> <th>2号炉運転員</th> <th>3号炉運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>74名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>70名</td> <td>0名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>72名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">⑥-3</p> <p>2. BTCで行われる訓練「SA訓練コース（上級）」を実施（上級Sを含む。）</p> <table border="1" data-bbox="107 576 616 692"> <thead> <tr> <th></th> <th>当直長</th> <th>当直長以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>4名</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>1名</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>4名</td> <td>3名</td> </tr> </tbody> </table>		2号炉運転員	3号炉運転員	平成30年度	74名	0名	令和元年度	70名	0名	令和2年度	72名	0名		当直長	当直長以外	平成30年度	4名	4名	令和元年度	1名	7名	令和2年度	4名	3名	<p style="text-align: center;">別紙3-3 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p style="text-align: right;">⑥-2</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施</p> <table border="1" data-bbox="734 268 1196 347"> <thead> <tr> <th></th> <th>1・2号炉 運転員</th> <th>3号炉 運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>61名</td> <td>36名</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1" data-bbox="734 357 1196 437"> <thead> <tr> <th></th> <th>1号炉 運転員</th> <th>2号炉 運転員</th> <th>3号炉 運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>32名</td> <td>33名</td> <td>35名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>28名</td> <td>32名</td> <td>29名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">⑥-3</p> <p>2. BTCで行われる訓練 (1)「SA訓練コース（上級）」を実施</p> <table border="1" data-bbox="734 491 1196 571"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>8名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>1名</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)「中級HS訓練コース」を実施</p> <table border="1" data-bbox="734 612 1196 708"> <thead> <tr> <th></th> <th>受講者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年度</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>2名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>2名</td> </tr> </tbody> </table>		1・2号炉 運転員	3号炉 運転員	平成30年度	61名	36名		1号炉 運転員	2号炉 運転員	3号炉 運転員	令和元年度	32名	33名	35名	令和2年度	28名	32名	29名		受講者数	平成30年度	8名	令和元年度	3名	令和2年度	1名		受講者数	平成30年度	2名	令和元年度	2名	令和2年度	2名	<p style="text-align: center;">別紙3-3 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">安全性向上対策設備を反映したシミュレータ訓練の実績について</p> <p style="text-align: right;">⑥-2</p> <p>1. 全交流動力電源喪失事象について、当直連携訓練を実施</p> <table border="1" data-bbox="1323 252 1765 368"> <thead> <tr> <th></th> <th>1・2号炉運転員</th> <th>3号炉運転員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>60名</td> <td>53名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>61名</td> <td>56名</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>49名</td> <td>57名</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">⑥-3</p> <p>2. BTCで行われる訓練「運営シビアアナラジシトコース」及び「シビアアナラジシト訓練班（仮コース）」を実施</p> <table border="1" data-bbox="1323 453 1765 549"> <thead> <tr> <th></th> <th>発電課長・副長</th> <th>発電課長・副長以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>8名</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td>8名</td> <td>6名</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td>7名</td> <td>0名</td> </tr> </tbody> </table>		1・2号炉運転員	3号炉運転員	令和元年度	60名	53名	令和2年度	61名	56名	令和3年度	49名	57名		発電課長・副長	発電課長・副長以外	令和元年度	8名	5名	令和2年度	8名	6名	令和3年度	7名	0名	<p>(島根、女川) ⑧記載内容の相違（実績人数）</p>
	2号炉運転員	3号炉運転員																																																																																			
平成30年度	74名	0名																																																																																			
令和元年度	70名	0名																																																																																			
令和2年度	72名	0名																																																																																			
	当直長	当直長以外																																																																																			
平成30年度	4名	4名																																																																																			
令和元年度	1名	7名																																																																																			
令和2年度	4名	3名																																																																																			
	1・2号炉 運転員	3号炉 運転員																																																																																			
平成30年度	61名	36名																																																																																			
	1号炉 運転員	2号炉 運転員	3号炉 運転員																																																																																		
令和元年度	32名	33名	35名																																																																																		
令和2年度	28名	32名	29名																																																																																		
	受講者数																																																																																				
平成30年度	8名																																																																																				
令和元年度	3名																																																																																				
令和2年度	1名																																																																																				
	受講者数																																																																																				
平成30年度	2名																																																																																				
令和元年度	2名																																																																																				
令和2年度	2名																																																																																				
	1・2号炉運転員	3号炉運転員																																																																																			
令和元年度	60名	53名																																																																																			
令和2年度	61名	56名																																																																																			
令和3年度	49名	57名																																																																																			
	発電課長・副長	発電課長・副長以外																																																																																			
令和元年度	8名	5名																																																																																			
令和2年度	8名	6名																																																																																			
令和3年度	7名	0名																																																																																			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由								
<p style="text-align: right;">別紙3-3 (1/2)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS8-04-X00-32</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2020. 10. 22</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2020. 11. 9</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; font-size: 24pt;">不適合等管理基本要領</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 電源事業本部</p>	文書番号	QMS8-04-X00-32	制定日	2008. 2. 1	承認日	2020. 10. 22	施行日	2020. 11. 9	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (1/2)</p> <p>原品8-3-1 (原品)</p> <p style="text-align: center; font-size: 24pt;">原子力保安情報処理要領</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">2006年12月28日 (制定) 2021年 6月29日 (第25回改正)</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室</p>	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (1/3)</p> <p style="text-align: center;">R-30-110</p> <p style="text-align: center;">原子カトラブル情報検討マニュアル</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="font-size: 8pt;">平成18年 3月31日発行 2022年 8月 1日 (第25次改正) (所管) 原子力運営グループ</p> </div> <p style="text-align: center; font-size: 24pt;">抜 粋</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運用業務情報 の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>
文書番号	QMS8-04-X00-32										
制定日	2008. 2. 1										
承認日	2020. 10. 22										
施行日	2020. 11. 9										

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

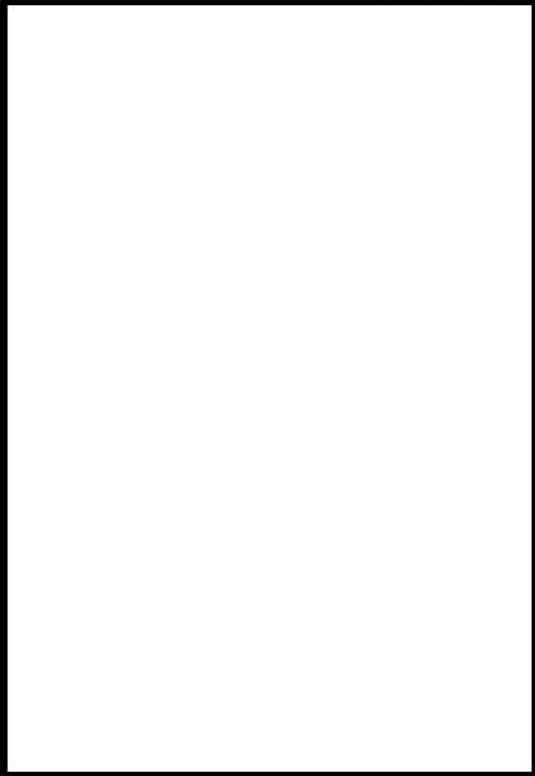
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙3-3 (2/2)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (2/2)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙3-4 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転業務情報 の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
		<div data-bbox="1653 188 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 図表3-4 (3/3) </div> 	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、組織体制に応じて連絡調整情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由											
<div data-bbox="474 156 640 181" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3-4 (1/5)</div> <table border="1" data-bbox="416 194 609 277" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>文書番号</td> <td>QMS9-06-301-40</td> </tr> <tr> <td>制定日</td> <td>2008. 2. 1</td> </tr> <tr> <td>承認日</td> <td>2021. 2. 15</td> </tr> <tr> <td>施行日</td> <td>2021. 2. 17</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">島根原子力発電所 未然防止処置手順書</p> <p style="text-align: center;">(抜粋)</p> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">中国電力株式会社 島根原子力発電所</p>	文書番号	QMS9-06-301-40	制定日	2008. 2. 1	承認日	2021. 2. 15	施行日	2021. 2. 17		<div data-bbox="1648 185 1765 207" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3-5 (1/3)</div> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">R-30-218</p> <p style="text-align: center;">泊発電所トラブル情報検討要領</p> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> (<table border="0" style="margin: 0 auto;"> <tr> <td style="padding: 0 5px;">平成16年 2月13日発行</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">2022年 8月 1日発行 (第2.6次改正)</td> </tr> <tr> <td style="padding: 0 5px;">(所管) 泊発電所 保全計画課</td> </tr> </table>) </div> <div data-bbox="1487 555 1599 592" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center; margin-top: 100px;">抜 粋</div> <p style="text-align: center; margin-top: 100px;">北海道電力株式会社</p>	平成16年 2月13日発行	2022年 8月 1日発行 (第2.6次改正)	(所管) 泊発電所 保全計画課	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて運用業務情報 の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。
文書番号	QMS9-06-301-40													
制定日	2008. 2. 1													
承認日	2021. 2. 15													
施行日	2021. 2. 17													
平成16年 2月13日発行														
2022年 8月 1日発行 (第2.6次改正)														
(所管) 泊発電所 保全計画課														

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙3-4 (2/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙3-5 (2/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 400px; width: 100%;"></div>	<p>(島根, 女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> 各プラントで、組織体制に応じて運転管理情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙3-4 (3/5)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>		<p style="text-align: right;">別紙3-5 (3/3)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 文書体系の相違 ・各プラントで、組織体制に応じて運転経路情報 の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="474 150 645 175" style="border: 1px solid black; padding: 2px;">別紙3-4 (4/5)</div> <div data-bbox="85 175 649 1072" style="border: 2px solid black; height: 562px; width: 252px;"></div>			<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて運転業務情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">別紙3-4 (5/5)</div> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>			<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各プラントで、組織体制に応じて連絡調整情報の取り扱いに係る社内規程類の体系が異なる。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉

別紙3-5

⑤-3、⑥-6

原子力発電保安運営委員会の開催実績
 (令和2年度)

原子力発電保安運営委員会の開催実績 (令和2年度)

月	日	内容	備考
4	17		
6	10		
7	30		
9	2	他の施設から得られる知見に係る未然防止処置について	
10	21		
11	19		
12	4		
1	15		

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙3-5 (1/2)

原子力情報検討会の開催実績 (令和2年度)

月	日	内容	備考
4	27		
5	26		
6	22		
7	27	・当社における未然防止処置の検討要否 ・本店が未然防止処置の検討箇所となった場合の詳細検討	
8	31		
9	28		
10	26		
11	30		
12	21		
1	25		
2	24		
3	29		

女川原子力発電所情報検討会の開催実績 (令和2年度)

月	日	内容	備考
4	9		
5	13		
6	12		
7	10	・発電所における未然防止処置の検討要否 ・発電所が未然防止処置の検討箇所となった場合の詳細検討	
8	7		
9	11		
10	9		
11	11		
12	9		
1	13		
2	10		
3	10		

泊発電所3号炉

別紙3-6 (1/1)

泊発電所トラブル情報検討会の開催実績 (令和3年度)

月	日	内容	備考
5	10		
6	8		
6	29		
7	8		
7	29		
8	30	・未然防止処置の検討要否	
10	8	・未然防止処置活動の取組状況	
11	15		
12	13		
1	17		
2	21		
3	18		

泊発電所安全運営委員会の開催実績 (令和3年度)

月	日	内容*	備考
5	31	・事故・故障の水平展開検討結果について ・不適合の発生状況および処置状況について	
7	7	・事故・故障の水平展開検討結果について ・不適合の発生状況および処置状況について	
7	20	・トラブル情報検討要領の改正について	
8	23	・トラブル情報検討要領の改正について	
9	14	・不適合の発生状況および処置状況について	
11	16	・事故・故障の水平展開検討結果について ・不適合の発生状況および処置状況について	
1	20	・事故・故障の水平展開検討結果について	
2	17	・不適合の発生状況および処置状況について	
3	17	・事故・故障の水平展開検討結果について ・トラブル情報検討要領の改正について	

※ 未然防止処置に必要な情報の検討に係る実績を抜粋

相違理由

(島根, 女川) 実績の相違

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																												
	<div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">別紙3-5(2/2)</div> <p style="text-align: center;">東通原子力発電所情報検討会の開催実績（令和2年度）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>日</th> <th>内容</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>5</td><td>28</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>6</td><td>25</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>7</td><td>29</td><td rowspan="12">* 発電所における未燃防止処置の検討要否 * 発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討</td><td></td></tr> <tr><td>8</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>9</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>10</td><td>30</td><td></td></tr> <tr><td>11</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>12</td><td>23</td><td></td></tr> <tr><td>1</td><td>26</td><td></td></tr> <tr><td>2</td><td>24</td><td></td></tr> <tr><td>3</td><td>30</td><td></td></tr> </tbody> </table>	月	日	内容	備考	4	28			5	28			6	25			7	29	* 発電所における未燃防止処置の検討要否 * 発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討		8	26		9	24		10	30		11	26		12	23		1	26		2	24		3	30			<p>(女川) 実績の相違</p>
月	日	内容	備考																																												
4	28																																														
5	28																																														
6	25																																														
7	29	* 発電所における未燃防止処置の検討要否 * 発電所が未然防止処置の検討箇所となつた場合の詳細検討																																													
8	26																																														
9	24																																														
10	30																																														
11	26																																														
12	23																																														
1	26																																														
2	24																																														
3	30																																														

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																												
<p style="text-align: right;">別紙3-6</p> <p style="text-align: center;">過去3年間の海外派遣者実績について</p> <p style="text-align: right;">⑤-4, ⑥-7</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>平成30年度から令和2年度までの主な海外派遣者（出張）の実績を以下に示す。</caption> <thead> <tr> <th>年度 (人数)</th> <th>件名</th> <th>派遣者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">平成30年度 (7名)</td> <td>米国電力研究所（EPRI）への派遣</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>欧州原子力発電所における放射線防護規格に関する調査</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米国原子力発電所における火災防護に関する調査</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米国原子力発電所におけるIMAC視察</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">令和元年度 (11名)</td> <td>米国電力研究所（EPRI）への派遣</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>欧州原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>海外原子力発電所における安全対策に関する調査</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">令和2年度 (4名)</td> <td>米国電力研究所（EPRI）への派遣</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米国原子力事業者における安全対策に関する調査</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	年度 (人数)	件名	派遣者数	平成30年度 (7名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	1	欧州原子力発電所における放射線防護規格に関する調査	1	米国原子力発電所における火災防護に関する調査	1	米国原子力発電所におけるIMAC視察	1	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	3	令和元年度 (11名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	2	欧州原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査	2	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2	海外原子力発電所における安全対策に関する調査	4	令和2年度 (4名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	1	米国原子力事業者における安全対策に関する調査	1	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2	<p style="text-align: right;">別紙3-6 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">過去3年間の海外派遣者実績について</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>年度 (人数)</th> <th>件名</th> <th>派遣者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">令和元年度 (7名)</td> <td>GE日立FIELD ENGINEERING PROGRAM参加</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>中国原子力事業者における施設管理等の調査</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>欧州BWR事業者協議会における最新動向等の調査</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>英国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>令和2年度 (0名)</td> <td>派遣無し</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>令和3年度 (0名)</td> <td>派遣無し</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>	年度 (人数)	件名	派遣者数	令和元年度 (7名)	GE日立FIELD ENGINEERING PROGRAM参加	1	中国原子力事業者における施設管理等の調査	2	欧州BWR事業者協議会における最新動向等の調査	1	英国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査	3	令和2年度 (0名)	派遣無し	0	令和3年度 (0名)	派遣無し	0	<p style="text-align: right;">別紙3-7 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">過去3年間の海外派遣者実績について</p> <p style="text-align: right;">⑤-2 ⑥-8</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>(平成29年度～令和3年度)</caption> <thead> <tr> <th>年度 (人数)</th> <th>件名</th> <th>派遣者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度</td> <td>WANOの運転経験分野に関するワークショップ</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>平成30年度</td> <td>米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td>米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査</td> <td>6</td> </tr> </tbody> </table>	年度 (人数)	件名	派遣者数	平成29年度	WANOの運転経験分野に関するワークショップ	1	平成30年度	米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査	6	令和元年度	米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査	6	<p>(島根、女川) 実績の相違</p>
年度 (人数)	件名	派遣者数																																																													
平成30年度 (7名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	1																																																													
	欧州原子力発電所における放射線防護規格に関する調査	1																																																													
	米国原子力発電所における火災防護に関する調査	1																																																													
	米国原子力発電所におけるIMAC視察	1																																																													
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	3																																																													
令和元年度 (11名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	2																																																													
	欧州原子力発電所におけるBOP閉止装置に関する調査	2																																																													
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2																																																													
	海外原子力発電所における安全対策に関する調査	4																																																													
令和2年度 (4名)	米国電力研究所（EPRI）への派遣	1																																																													
	米国原子力事業者における安全対策に関する調査	1																																																													
	米国原子力事業者における炉内構造物の非破壊検査等に関する調査	2																																																													
年度 (人数)	件名	派遣者数																																																													
令和元年度 (7名)	GE日立FIELD ENGINEERING PROGRAM参加	1																																																													
	中国原子力事業者における施設管理等の調査	2																																																													
	欧州BWR事業者協議会における最新動向等の調査	1																																																													
	英国原子力事業者におけるパフォーマンス改善活動に関する調査	3																																																													
令和2年度 (0名)	派遣無し	0																																																													
令和3年度 (0名)	派遣無し	0																																																													
年度 (人数)	件名	派遣者数																																																													
平成29年度	WANOの運転経験分野に関するワークショップ	1																																																													
平成30年度	米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査	6																																																													
令和元年度	米国原子力事業者への原子炉監視プロセス全般に関する調査	6																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																
<p style="text-align: center;">別紙4-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <p style="text-align: center;">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEA4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品管規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について品質マニュアルおよび保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。</p> <p>主な反映内容は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="123 478 638 1037"> <tr> <th>本書書資料 (d)品質保証活動</th> <th>本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項</th> <th>品質マニュアルへの反映内容</th> <th>保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</th> </tr> <tr> <td>a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム</td> <td>第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。</td> <td>品証規程 第1条(目的) 「原子力安全を達成・維持・向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。</td> <td>1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。</td> </tr> <tr> <td>a. (c)及び(d)文書及び記録管理</td> <td>第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加</td> <td>品証細則 4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (e)品質保証活動に係る体制</td> <td>第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>品証規程 第6条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者について第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </table>	本書書資料 (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	品証規程 第1条(目的) 「原子力安全を達成・維持・向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	品証細則 4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	a. (e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	品証規程 第6条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者について第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	<p style="text-align: center;">別紙4-1 (1/1)</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <p style="text-align: center;">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEA4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品管規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について原子力品質保証規程および保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。</p> <p>主な反映内容は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="694 335 1220 925"> <tr> <th>本書書資料 3. (d)品質保証活動</th> <th>本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項</th> <th>原子力品質保証規程への反映内容</th> <th>保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</th> </tr> <tr> <td>a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム</td> <td>第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。</td> <td>1. 目的 ・品質管理規則に基づいた品質マネジメントシステムを確立、実施、評価確認および継続的に改善するための方法を明確にし、原子力発電所の安全・安定運転を達成・維持・向上させることにより、発電所の特性に安心・信頼していただくことを目的とする」旨を明記した。</td> <td>1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則及び同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする」旨を明記した。</td> </tr> <tr> <td>a. (c)及び(d)文書及び記録管理</td> <td>第七条(文書の管理) ・品質管理規則に文書の管理項目の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (e)品質保証活動に係る体制</td> <td>第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標</td> <td>該当する追加要求なし。</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a. (1)及び(2)マネジメントレビュー</td> <td>第十五条(マネジメントレビュー)を用いる情報 ・マネジメントレビューのインプット項目の追加</td> <td>3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。</td> <td>3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a. (3)内部コミュニケーション</td> <td>該当する追加要求なし。</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>b. (a)及び(b)調達管理</td> <td>第二十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機動的の導入を可能(7ステッププロセス)とする措置の追加</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>b. (c)不適合管理及び是正処置等</td> <td>第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </table>	本書書資料 3. (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項	原子力品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	1. 目的 ・品質管理規則に基づいた品質マネジメントシステムを確立、実施、評価確認および継続的に改善するための方法を明確にし、原子力発電所の安全・安定運転を達成・維持・向上させることにより、発電所の特性に安心・信頼していただくことを目的とする」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則及び同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする」旨を明記した。	a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・品質管理規則に文書の管理項目の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	a. (e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	a. (f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし。	同左	同左	a. (1)及び(2)マネジメントレビュー	第十五条(マネジメントレビュー)を用いる情報 ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。	3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。	a. (3)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし。	同左	同左	b. (a)及び(b)調達管理	第二十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機動的の導入を可能(7ステッププロセス)とする措置の追加	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	b. (c)不適合管理及び是正処置等	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	<p style="text-align: center;">別紙4-1 (1/2)</p> <p style="text-align: center;">⑦-1, ⑧-1</p> <p style="text-align: center;">原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則を踏まえた品質マネジメントシステム計画について</p> <p>当社における品質保証活動については、「原子力発電所における安全のための品質保証規程」(JEA4111-2009)に基づき品質保証活動を実施してきた。今般の「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」(品質管理基準規則)の施行(令和2年4月1日)を踏まえ、追加された要求事項について原子力総合品質保証規程及び保安規定の品質マネジメントシステム計画に反映した。</p> <p>主な反映内容は以下の通りである。</p> <table border="1" data-bbox="1288 478 1803 829"> <tr> <th>本書書資料 (d)品質保証活動</th> <th>本書書資料に係る品質管理基準規則の追加要求事項</th> <th>原子力総合品質保証規程への反映内容</th> <th>保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</th> </tr> <tr> <td>a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム</td> <td>第 条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。</td> <td>1. 目的 「泊発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(安全文化を育成・維持するための活動を行う仕組みを含む。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。</td> <td>1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理基準規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。</td> </tr> <tr> <td>a. (c)及び(d)文書及び記録管理</td> <td>第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加</td> <td>4.2.3 文書管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </table>	本書書資料 (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理基準規則の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第 条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	1. 目的 「泊発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(安全文化を育成・維持するための活動を行う仕組みを含む。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理基準規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	4.2.3 文書管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
本書書資料 (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																																
a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	品証規程 第1条(目的) 「原子力安全を達成・維持・向上させるため、品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。																																																																
a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	品証細則 4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。																																																																
a. (e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	品証規程 第6条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者について第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。																																																																
本書書資料 3. (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理規則の追加要求事項	原子力品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																																
a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第一条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	1. 目的 ・品質管理規則に基づいた品質マネジメントシステムを確立、実施、評価確認および継続的に改善するための方法を明確にし、原子力発電所の安全・安定運転を達成・維持・向上させることにより、発電所の特性に安心・信頼していただくことを目的とする」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理規則及び同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする」旨を明記した。																																																																
a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・品質管理規則に文書の管理項目の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。																																																																
a. (e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については同項(8)に追加要求内容を追加した。																																																																
a. (f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし。	同左	同左																																																																
a. (1)及び(2)マネジメントレビュー	第十五条(マネジメントレビュー)を用いる情報 ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。	3.6.2 マネジメントレビューに関する情報 ・(1)及び(3)に追加要求内容を追加した。																																																																
a. (3)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし。	同左	同左																																																																
b. (a)及び(b)調達管理	第二十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機動的の導入を可能(7ステッププロセス)とする措置の追加	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																																
b. (c)不適合管理及び是正処置等	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																																
本書書資料 (d)品質保証活動	本書書資料に係る品質管理基準規則の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																																
a. (a)及び(b)品質マネジメントシステム	第 条(目的) 「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準を定めることにより、原子力の安全を確保することを目的とする」ことが明確にされた。	1. 目的 「泊発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(安全文化を育成・維持するための活動を行う仕組みを含む。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。	1. 目的 「発電所の安全を達成・維持・向上させるため、品質管理基準規則および同解釈に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善する」旨を明記した。																																																																
a. (c)及び(d)文書及び記録管理	第七条(文書の管理) ・文書制定時の妥当性確認及び定期的なレビューを行う者の明確化 ・文書の管理に文書の保護に関する事項を追加 ・文書改定手続きと入力情報の管理の追加	4.2.3 文書管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。	4.2.3 文書の管理 ・(1)及び(2)に追加要求内容を追加した。																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																				
<p style="text-align: center;">別紙4-1 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">⑦-1 ⑧-1</p> <table border="1" data-bbox="107 247 616 746"> <thead> <tr> <th>本審査資料 (4)品質保証活動</th> <th>本審査資料に係る品質管理規則の追加要求事項</th> <th>品質マニュアルへの反映内容</th> <th>保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a.(i)及び(j)マネジメントレビュー</td> <td>第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加</td> <td>品質細則 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(k)内部コミュニケーション</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>b.(a)及び(b)調達管理</td> <td>第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加</td> <td>品質細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)f.に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>b.(c)不適合管理及び是正処置</td> <td>第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し</td> <td>品質細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。</td> </tr> </tbody> </table>	本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質管理規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左	a.(i)及び(j)マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	品質細則 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	a.(k)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左	b.(a)及び(b)調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	品質細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)f.に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	品質細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。		<p style="text-align: center;">別紙4-1 (2/2)</p> <p style="text-align: center;">⑦-1、⑧-1</p> <table border="1" data-bbox="1285 263 1794 874"> <thead> <tr> <th>本審査資料 (4)品質保証活動</th> <th>本審査資料に係る品質管理基準現地の追加要求事項</th> <th>原子力総合品質保証規程への反映内容</th> <th>保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>a.(e)品質保証活動に係る体制</td> <td>第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加</td> <td>5.1 経営者のコミットメント ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>a.(i)及び(j)マネジメントレビュー</td> <td>第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューへの報告事項(インプット) ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> <td>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>a.(k)内部コミュニケーション</td> <td>該当する追加要求なし</td> <td>同左</td> <td>同左</td> </tr> <tr> <td>b.(a)及び(b)調達管理</td> <td>第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加</td> <td>7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> <tr> <td>b.(c)不適合管理及び是正処置</td> <td>第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し</td> <td>8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> <td>8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。</td> </tr> </tbody> </table>	本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質管理基準現地の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容	a.(e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営者のコミットメント ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。	a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左	a.(i)及び(j)マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	5.6.2 マネジメントレビューへの報告事項(インプット) ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	a.(k)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左	b.(a)及び(b)調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質管理規則の追加要求事項	品質マニュアルへの反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																				
a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左																																																				
a.(i)及び(j)マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	品質細則 5.6.2 マネジメントレビューへのインプット ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。																																																				
a.(k)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左																																																				
b.(a)及び(b)調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	品質細則 7.4.2 調達物品等要求事項 ・(1)f.に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																				
b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	品質細則 8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・追加要求内容を追加した。																																																				
本審査資料 (4)品質保証活動	本審査資料に係る品質管理基準現地の追加要求事項	原子力総合品質保証規程への反映内容	保安規定第3条(品質マネジメントシステム計画)への反映内容																																																				
a.(e)品質保証活動に係る体制	第九条(経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ) ・経営責任者及び全ての階層の管理者のリーダーシップに関する事項の追加	5.1 経営者のコミットメント ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。	5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ ・経営責任者については第1項で、全ての階層の管理者については別項(8)に追加要求内容を追加した。																																																				
a.(f)、(g)及び(h)品質方針及び品質目標	該当する追加要求なし	同左	同左																																																				
a.(i)及び(j)マネジメントレビュー	第十九条(マネジメントレビューに用いる情報) ・マネジメントレビューのインプット項目の追加	5.6.2 マネジメントレビューへの報告事項(インプット) ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。	5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報 ・(12)及び(13)に追加要求内容を追加した。																																																				
a.(k)内部コミュニケーション	該当する追加要求なし	同左	同左																																																				
b.(a)及び(b)調達管理	第三十五条(調達物品等要求事項) ・調達プロセスへの規制機関の立入を可能(フリーアクセス)とする措置の追加	7.4.2 調達要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。	7.4.2 調達物品等要求事項 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																				
b.(c)不適合管理及び是正処置	第五十二条(是正処置等) ・不適合及び是正処置の見直し	8.5.2 是正処置 ・(2)に追加要求内容を追加した。	8.5.2 是正処置等 ・(2)に追加要求内容を追加した。																																																				

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/29)</p> <p style="text-align: center;">島根原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">令和3年4月 中国電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/28)</p> <p style="text-align: center;">女川原子力発電所 原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2021年7月 東北電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (1/29)</p> <p style="text-align: center;">泊発電所原子炉施設保安規定</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">令和2年12月 北海道電力株式会社</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 名称の相違 ・泊発電所原子炉施設保安規定</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>(目的) 第1条 この規定第1編は、「核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）」第43条の3の2第1項の規定に基づき、運転期間の島根原子力発電所2号炉および3号炉等原子炉施設（本編において、以下「原子炉施設」という。）の保安のために必要な措置（本編において、以下「保安活動」という。）を定め、核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物（以下「核燃料物質等」という。）、または発電用原子炉（以下「原子炉」という。）による災害の防止を図ることを目的とする。</p> <p>(基本方針) 第2条 島根原子力発電所（以下「発電所」という。）における保安活動は、安全文化を基礎とし、放射線および放射性物質の放出による従業員および公衆の被ばくを、定められた限度以下であって、かつ合理的に達成可能な限りの低い水準に保つとともに、災害の防止のために、適切な品質保証活動に基づき実施する。</p> <p>(関係法令および保安規定の遵守) 第2条の2 第2条（基本方針）に係る保安活動を実施するにあたり、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うため、以下の活動を実施する。 (1) 社長は、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うことをコミットメントするとともに関係法令および保安規定の遵守が行われる体制を確保する。また、必要な場合は、コミットメントの内容について変更する。 (2) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うための活動を統括する。 (3) 内部監査部門長は、「原子力安全管理監査細則」を定め、関係法令および保安規定の遵守を確保を行うための活動を統括する。 (4) 第4条（保安に関する組織）に定める組織（内部監査部門を除く。）は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する責務を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (5) 内部監査部門は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全管理監査細則」に基づき、関係法令および保安規定を遵守する責務を定着させる活動の計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。 (6) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。 (7) 内部監査部門長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、活動計画へ反映する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/28)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質マネジメントシステム</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>⑦-1 ⑧-1</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下「品質規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他他品質規則に従う。 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) ニューシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。 (3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第107条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム 4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項 (1) 第4条に定める組織（以下、本編において「組織」という。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持する（保安活動の目的が達成される蓋然性が高い計画</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (2/29)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条（基本方針）に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、次のとおり品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p>⑦-1、⑧-1</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」および「同規則の解釈」（以下、「品質管理基準規則」という。）に基づく品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他他品質管理基準規則に従う。また、次に定める用語は、本品質マネジメントシステム計画およびその他の全ての章において適用する。 (1) 原子炉施設 原子炉等規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子炉施設をいう。 (2) ニューシア 原子力施設の事故または故障等の情報ならびに信頼性に関する情報を共有し活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報公開ライブラリー）のことをいう。 (3) PWR事業者連絡会 国内PWR（加圧水型軽水炉）プラントの安全安定運転のために、PWRプラントを所有する国内電力会社と国内PWRプラントメーカーの間で必要な技術検討の実施および技術情報を共有するための連絡会のことをいう。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/29)</p> <p>(安全文化の育成および維持) 第2条の3 第2条(基本方針)に係る保安活動を実施するにあたり、原子力安全を最優先に位置付けた保安活動とするために以下の健全な安全文化を育成し、および維持する活動を行う。</p> <p>(1) 社長は、健全な安全文化を育成し、および維持することをコミットメントするとともに健全な安全文化を育成し、および維持する活動が行われる体制を構築する。また、必要な場合は、コミットメントの内容を見直す。</p> <p>(2) 社長は、第三者の視点から健全な安全文化の育成および維持活動に対する意見を受けるため、社外有識者を中心とした「原子力安全文化有識者会議」(以下「有識者会議」という。)を設置する。また、健全な安全文化の育成および維持等に関する課題への対応業務を分担する「原子力強化プロジェクト」を設置する。「原子力強化プロジェクト」の業務分掌、職位および職務権限を「組織規程」に定める。</p> <p>(3) 電源事業本部長は、「原子力安全文化醸成基本要領」を定め、健全な安全文化の育成および維持を推進するための活動を統括する。</p> <p>(4) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応業務を統括する。また、「原子力安全文化有識者会議運営要領」を定め、有識者会議から健全な安全文化の育成および維持活動に対する意見を受ける。</p> <p>(5) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応状況を適宜有識者会議に報告し、意見を求める。有識者会議からの意見を社長へ報告し、社長の意見を踏まえて部門長(第5条「保安に関する職務」第3項から第11項に定める職位)へ健全な安全文化の育成および維持活動に反映することを指示するとともに電源事業本部長へ指示の内容を通知する。</p> <p>(6) 原子力強化プロジェクト長は、健全な安全文化の育成および維持に関する課題への対応の有効性評価を行い、評価結果を踏まえた次年度の活動計画について有識者会議へ報告して意見を受け、有識者会議からの意見を踏まえ社長へ報告する。社長の意見を踏まえた次年度の活動計画について電源事業本部長へ指示する。</p> <p>(7) 第4条(保安に関する組織)に定める組織は、社長のコミットメントを受け、「原子力安全文化醸成基本要領」に基づき健全な安全文化の育成および維持のための活動計画を年度毎に策定し、活動計画に基づき活動を実施し、評価を行う。</p> <p>(8) 電源事業本部長は、活動の実施状況およびその評価結果をまとめ、社長へ報告し、指示を受け、(6)の原子力強化プロジェクト長からの指示を奮め活動計画に反映する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/28)</p> <p>を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。)ため、その改善を継続的に行う(品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。)</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度(事故が発生した場合に原子炉施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた。a、b、およびcに掲げる事項を考慮した原子炉施設における保安活動の管理の重み付けをいう。)に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下「重要度分類指針」という。)を参考に、品質マネジメントシステムの要求事項の適用の程度について、表3-1に記載の「原子力QMS品質に係る重要度分類要領」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ(原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象(故意によるものを除く。)およびそれらにより生じ得る影響や結果の大きさをいう。)</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象(設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象(人的過誤による作業の失敗等)をいう。)の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、本編において「関係法令」という。)を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。)に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を表3-1に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に明確に示す。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (3/29)</p> <p>4 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 第4条(保安に関する組織)に定める組織(以下、「組織」という。)、は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その実効性を維持するため、その改善を継続的に行う。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度に応じて、品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針(以下、「重要度分類指針」という。)に基づく重要性に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について「泊発電所品質に係る重要度分類」を定め、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織、または個別業務の重要度およびこれらの複雑さの程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的影響の大きさ</p> <p>c. 機器等の故障もしくは通常想定されない事象の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令(以下、「関係法令」という。)を明確に認識し、品質マネジメントシステムに必要な文書(記録を除く。以下、「品質マネジメント文書」という。)に明記する。(7.2.1参照)</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの運用に必要な情報および当該プロセスの運用により達成される結果を、表3-1の社内規程において明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係(組織内のプロセス間の相互関係を含む。)を図3-1に示す。</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標(以下、「保安活動指標(PI)」という。)ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>なお、保安活動指標(PI)には、安全実績指標(特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。)を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定(以下、「監視測定」という。)に必要な資源および情報を利用できる体制を確保する(責任および権限の明確化を含む)。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し、分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置(プロセスの変更を含む。)を講ずる。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (4/29)</p> <p style="text-align: center;">第2章 品質保証</p> <p>(品質マネジメントシステム計画) 第3条 第2条に係る保安活動のための品質保証活動を実施するに当たり、以下の品質マネジメントシステム計画を定める。</p> <p style="text-align: center;">【品質マネジメントシステム計画】</p> <p>1. 目的 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の構築に関する規程」および「規程の解釈」（以下「品質規程」という。）に基づき品質マネジメントシステムを確立し、実施し、評価検証し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質マネジメントシステム計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 定義 本品質マネジメントシステム計画における用語の定義は、以下に定めるもの他品質管理規程に準ずる。</p> <p>(1) 原子力施設 原子力規制法第43条の3の5第2項第5号に規定する発電用原子力施設をいう。</p> <p>(2) ニュースピア 原子力施設の事故もしくは故障等の情報または信頼性に関する情報を共有し、活用することにより、事故および故障等の未然防止を図ることを目的として、一般社団法人 原子力安全推進協会が運営するデータベース（原子力施設情報オンライン）のことをいう。</p> <p>(3) BWR事業者協議会 国内BWRプラントの安全性および信頼性を向上させるために、電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し、必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。（以下、本条および第10条6条において同じ。）</p> <p>4. 品質マネジメントシステム</p> <p>4.1 品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>(1) 組織（第4条（保安に関する組織）に示す部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。以下、本編において同じ。）すべてをいう。以下、本編において同じ。）は、本品質マネジメントシステム計画に従って、品質マネジメントシステムを確立し、実施するとともに、その有効性を維持する（保安活動の目的が達成される信頼性が高い計画を立案し、計画どおりに保安活動を実施した結果、計画段階で意図した効果を維持していることをいう。）ため、その改善を継続的に行う（品質マネジメントシステムに基づき実施した一連のプロセスの運用の結果、原子力の安全の確保が維持されているとともに、不適合その他の事象について品質マネジメントシステムに起因する原因を究明し、是正処置や未然防止処置を通じて原因の除去を行うこと等により、当該システムの改善を継続的に行うことをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、保安活動の重要度（事故が発生した場合に原子力施設から放出される放射性物質が人と環境に及ぼす影響の度合いに応じた。a. からe. に掲げる事項を考慮した原子</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (4/28)</p> <p>c. プロセスの運用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を示す指標（以下、本編において「保安活動指標」という。）ならびに当該指標に係る判定基準を明確に定める。</p> <p>なお、保安活動指標には、安全実績指標（特定核燃料物質の防護に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの運用ならびに監視および測定（以下、本編において「監視測定」という。）に必要な資源および情報が利用できる体制を確保する（責任および権限の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成し、および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (4/29)</p> <p>e. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対立が生じた場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(6) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組みを通じて、次の状態を目指していることをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しの良い組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. 全ての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己満足を戒めている。</p> <p>f. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対処され、その結果が関係する要員に共有されている。</p> <p>g. 安全文化に関する内部監査および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基礎としている。</p> <p>h. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識して、要員が必要なコミュニケーションを取っている。</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。また、これらの文書体系を図3-2に、社内規程（一次文書および二次文書）と保安規定の対照条文を表3-1に、本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照を表3-2に示す。また、記録は適正に作成する。</p> <p>なお、品質保証活動を行う上で必要とされる、表3-1以外の文書の保安規定上の位置付けは、表3-1の社内規程で明確にする。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

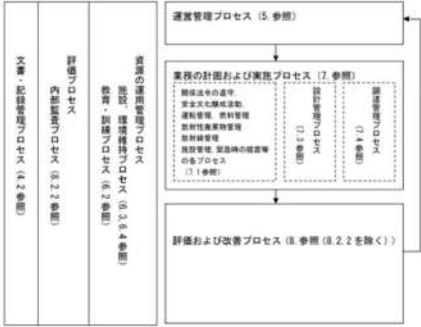
添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (5/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-13</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>伊勢原における保安活動の管理の責め付けをいう。）に応じて品質マネジメントシステムを確立し、運用する。この場合、次に掲げる事項を適切に考慮し、「発電用軽水型原子炉施設の安全機能の重要度分類に関する審査指針」（以下「重要度分類指針」という。）に基づき重要度に応じて、品質マネジメントシステム要求事項の適用の程度について、「原子力品質保証規則」に規定し、グレード分けを行う。</p> <p>a. 原子炉施設、組織または関係業務の重要度およびこれらの保護の程度</p> <p>b. 原子炉施設もしくは機器等の品質または保安活動に関連する原子力の安全に影響を及ぼすおそれのあるものおよびこれらに関連する潜在的な影響の大きさ（原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある自然現象や人為による事象（故意によるものを除く。）およびそれらにより生じ得る影響や経年の大きさをいう。）</p> <p>c. 組織等の故障もしくは過誤等想定されない事象（設計上考慮していないまたは考慮していても発生し得る事象（人的過失による作業の失敗等）をいう。）の発生または保安活動が不適切に計画され、もしくは実行されたことにより起こり得る影響</p> </div> <p>(3) 組織は、原子炉施設に適用される関係法令（以下「関係法令」という。）を明確に認識し、品質規則に規定する文書その他品質マネジメントシステムに必要な文書（記録を除く。以下「品質マネジメント文書」という。）に明記する。</p> <p>(4) 組織は、品質マネジメントシステムに必要なプロセスを明確にするとともに、そのプロセスを組織に適用することを決定し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. プロセスの適用に必要な情報および当該プロセスの適用により達成される結果を4.2.1(2)。(3)および(4)の表に示す文書で明確にする。</p> <p>b. プロセスの順序および相互の関係（組織内のプロセス間の相互関係を含む。）を「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」に示す。</p> <p>c. プロセスの適用および管理の実効性の確保に必要な組織の保安活動の状況を指示する指針（以下「保安活動指針」という。）ならびに当該指針に係る判定基準を明確に定める。なお、保安活動指針には、安全実績指標（特定核燃料物質の貯蔵に関する領域に係るものを除く。）を含む。</p> <p>d. プロセスの適用ならびに監視および測定（以下「監視測定」という。）に必要な資源および情報を知能で体系的に管理する（実用および電報の明確化を含む。）。</p> <p>e. プロセスの運用状況を監視測定し分析する。ただし、監視測定することが困難である場合は、この限りでない。</p> <p>f. プロセスについて、意図した結果を得、および実効性を維持するための措置（プロセスの変更を含む。）を講ずる。</p> <p>g. プロセスおよび組織の体制を品質マネジメントシステムと整合的なものとする。</p> <p>h. 原子力の安全とそれ以外の事項において意思決定の際に対応した場合には、原子力の安全が確保されるようにする。これには、セキュリティ対策が原子力の安全に与える潜在的な影響と原子力の安全に係る対策がセキュリティ対策に与える潜在的な影響を特定し、解決することを含む。</p> <p>(5) 組織は、健全な安全文化を育成および維持する。これは、技術的、人的、組織的な要因の相互作用を適切に考慮して、効果的な取組を通じて、次の状態を目指すことをいう。</p> <p>a. 原子力の安全および安全文化の理解が組織全体で共通のものとなっている。</p> <p>b. 風通しのいい組織文化が形成されている。</p> <p>c. 要員が、自ら行う原子力の安全に係る業務について理解して遂行し、その業務に責任を持っている。</p> <p>d. すべての活動において、原子力の安全を考慮した意思決定が行われている。</p> <p>e. 要員が、常に問いかける姿勢および学習する姿勢を持ち、原子力の安全に対する自己</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (5/28)</p> <p>(6) 組織は、機器等または個別業務に係る要求事項（関係法令を含む。以下、本編において「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。</p> <p>(7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>4.2 品質マネジメントシステムの文書化</p> <p>4.2.1 一般</p> <p>組織は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。品質マネジメントシステム文書体系を図3-2に示す。</p> <p>(1) 品質方針および品質目標</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書</p> <p>a. 表3-1に示す二次文書</p> <p>b. 表3-1に示す二次文書で規定する品質マネジメント文書</p> <p>(4) 品質規則の要求事項に基づき作成する表3-1に示す品質マネジメント文書および品質規則の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下、本編において「手順書等」という。）</p> </div> <p>⑦-2 ⑧-2 ⑦-3 ⑧-3</p> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>組織は、品質マニュアルである本品質マネジメントシステム計画および原子力品質保証規程に、次に掲げる事項を定める。</p> <p>(1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>(2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>(3) 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>(4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>(5) プロセスの相互の関係（図3-1参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (5/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>⑦-2、⑧-2 ⑦-3、⑧-3</p> <p>(2) 品質マニュアル</p> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した記録を含む文書</p> <p>(4) 品質管理基準規則の要求事項に基づき作成する手順書、指示書、図面等（以下、「手順書等」という。）</p> <p>※：「適正に作成」とは、不正行為を行わずに作成することをいう。</p> </div> <p>4.2.2 品質マニュアル</p> <p>(1) 組織は、次の品質マニュアルを定め、維持する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画（社長制定）</p> <p>b. 「原子力総合品質保証規程」（社長制定）</p> <p>c. 「原子力品質保証計画書」（原子力安全・品質保証部長制定）</p> <p>d. 「前発電所品質保証計画書」（所長制定）</p> <p>(2) 組織は、品質マニュアルに、次に掲げる事項を含める。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項</p> <p>b. 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの適用範囲</p> <p>d. 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報</p> <p>e. プロセスの相互の関係（図3-1参照）</p> <p>4.2.3 文書の管理</p> <p>(1) 組織は、次の事項を含む、品質マネジメント文書を管理する。</p> <p>a. 組織として承認されていない文書の使用、または適切ではない変更の防止</p> <p>b. 文書の組織外への流出等の防止</p> <p>c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係るレビューの結果、当該レビューの結果に基づき講じた措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持</p> <p>(2) 組織は、要員が判断および決定をするにあたり、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂時等の必要な時に当該文書作成時に使用した根拠等の情報が確認できることを含む。）、品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた「原子力文書管理マニュアル」、「泊発電所文書管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。</p> <p>a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性をレビューし、発行を承認する。</p> <p>b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性をレビューし、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (6/29)</p> <p>満足とされている。 1. 原子力の安全に影響を及ぼすおそれのある問題が速やかに報告され、報告された問題が対応され、その結果が関係する要員に共有されている。 2. 安全文化に関する内部伝達および自己評価の結果を組織全体で共有し、安全文化を改善するための基盤としている。 3. 原子力の安全にはセキュリティが関係する場合があることを認識し、要員が必要なコミュニケーションを取っている。 (6) 組織は、経験等または個別業務に係る要求事項（関係法令を改訂し、以下「個別業務等要求事項」という。）への適合に影響を及ぼすプロセスを外部委託することとしたときは、当該プロセスが管理されているようにする。 (7) 組織は、保安活動の重要度に応じて、資源の適切な配分を行う。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (6/28)</p> <p>めた表 3-1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」を作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するにあたり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂にあたり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a.と同様に改訂の妥当性を審査し、承認することをいう。）こと。 c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な前定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p style="text-align: right;">⑦-3 ⑧-3</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を、表 3-1 に記載の「原子力QMS 文書管理・記録管理要領」に定める。</p> <p style="text-align: right;">⑦-5 ⑧-5</p> <p>6. 経営責任者等の責任 6.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを發揮し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その実効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。 (1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定められているようにすること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (6/29)</p> <p>性をレビューし、承認することをいう）。 c. 品質マネジメント文書のレビューおよび評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門（第4条（保安に関する組織）に規定する組織の最小単位をいう。）の要員を参画させる。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにする。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な前定版または改訂版が利用しやすい体制を確保する。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにする。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的にかかわらず、これを識別し、管理する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-3, ⑧-3</p> <p>4.2.4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理基準規則に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの実効性を実証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に関し、所要の管理の方法を定めた「原子力品質記録管理マニュアル」、「泊発電所記録管理要領」および「原子力監査マニュアル」を作成する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/29)</p>  <p style="text-align: center;">図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/28)</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。⑦-8 ⑧-8</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保すること。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。</p> <p>(8) すべての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して確実に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。</p> <p>⑦-5 ⑧-5</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するものを含む。この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なるものであること（組織運営に関する方針と総合的なものであることを含む）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>(3) 品質目標を定め、評価するにあたっての枠組みとなるものであること。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されていること。</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。 a. 実施事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (7/29)</p> <p>5 経営責任者の責任 5.1 経営責任者の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを整理し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していることを、次に掲げる業務を行うことにより実証する。</p> <p>(1) 品質方針を定める。</p> <p>(2) 品質目標が定められているようにする。</p> <p>(3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにする（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参画できる環境を整えていることをいう）。</p> <p>(4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施する。⑦-8、⑧-8</p> <p>(5) 資源が利用できる体制を確保する。</p> <p>(6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知する。</p> <p>(7) 保安活動に関する担当業務を理解し、遂行する責任を有することを、要員に認識させる。</p> <p>(8) 全ての階層で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して行われるようにする。</p> <p>5.2 原子力の安全の確保の重視 社長は、組織の意思決定にあたり、機器等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事由により損なわれないようにする。（5.2.1および5.2.1参照）</p> <p>⑦-5、⑧-5</p> <p>5.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的、組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。）を含む。）が次に掲げる事項に適合しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なるものである（組織運営に関する方針と総合的なものであることを含む）。</p> <p>(2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って関与する。</p> <p>(3) 品質目標を定め、レビューするにあたっての枠組みを与える。</p> <p>(4) 要員に周知され、理解されている。⑦-6、⑧-6</p> <p>(5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																					
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>4. 2 品質マネジメントシステムの文書化 4. 2. 1 一般 趣旨は、保安活動の重要度に応じて次に掲げる文書を作成し、当該文書に規定する事項を実施する。 品質マネジメントシステム文書体系を「図2 品質マネジメントシステム文書体系図」に示す。 (1) 品質方針および品質目標 (2) 品質マニュアル 品質マニュアルである一次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本品質マネジメントシステム計画</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証規程 (第3条)</td> <td>社長</td> </tr> <tr> <td>原子力品質保証細則 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>原子力安全管理監査細則 (第3条)</td> <td>内部監査部門長</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 実効性のあるプロセスの計画的な実施および管理がなされるようにするために、組織が必要と決定した文書 このうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連条項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5.4.1 品質目標</td> <td>原子力品質保証規程 (第3条)</td> <td>品質保証規程 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>品質保証規程 (第3条)</td> <td>品質保証規程 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> <tr> <td>5.5.1 責任および権限</td> <td>品質保証細則 (第3条)</td> <td>品質保証細則 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>品質保証細則 (第3条)</td> <td>品質保証細則 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2</p>	一次文書名 (関連条文)	制定者	本品質マネジメントシステム計画	社長	原子力品質保証規程 (第3条)	社長	原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長	原子力安全管理監査細則 (第3条)	内部監査部門長	関連条項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	5.4.1 品質目標	原子力品質保証規程 (第3条)	品質保証規程 (第3条)	電源事業本部長	品質保証規程 (第3条)	品質保証規程 (第3条)	電源事業本部長	5.5.1 責任および権限	品質保証細則 (第3条)	品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長	品質保証細則 (第3条)	品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/28)</p> <p>b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、その達成状況を評価できる状態にあること）ものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割り当て</p> <p>5.5 責任、権限およびコミュニケーション 5.5.1 責任および権限 社長は、第5条、第9条および第9条の2に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手續（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報の伝達を含む。）が停滞し、断続することなく遂行できる仕組みをいう。）を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px;"> <p>5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、原子力本部長を組織（原子力検査室を除く。）の品質マネジメントシステムを管理する責任者、原子力検査室長を内部監査部門の品質マネジメントを管理する責任者（以下「品質マネジメントシステム管理責任者」という。）として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-7 ⑧-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (8/29)</p> <p>5.4 計画 5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として次の事項を含む。 a. 実施事項 b. 必要な資源 c. 責任者 d. 実施事項の完了時期 e. 結果の評価方法 (2) 社長は、品質目標が、その達成状況を評価し得るものであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>5.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあたっての計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。） b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割り当て</p> <p>6.5 責任、権限およびコミュニケーション 6.5.1 責任および権限 社長は、当社の経営活動に必要な組織およびその管理に関する基本的事項を定めた「組織管理規程」を踏まえ、第5条（保安に関する職務）、第9条（原子力主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門相互間の業務の手續を定めさせ、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
一次文書名 (関連条文)	制定者																																							
本品質マネジメントシステム計画	社長																																							
原子力品質保証規程 (第3条)	社長																																							
原子力品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長																																							
原子力安全管理監査細則 (第3条)	内部監査部門長																																							
関連条項・項目	実施部門			監査部門																																				
	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連条文)	制定者																																		
5.4.1 品質目標	原子力品質保証規程 (第3条)	品質保証規程 (第3条)	電源事業本部長	品質保証規程 (第3条)	品質保証規程 (第3条)	電源事業本部長																																		
5.5.1 責任および権限	品質保証細則 (第3条)	品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長	品質保証細則 (第3条)	品質保証細則 (第3条)	電源事業本部長																																		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

別紙4-2 (9/29)

別紙4-2 (9/28)

別紙4-2 (9/29)

(島根、女川) 記載表現の相違

関連事項 項目	実施部門			監査部門		
	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者
5.5.4 総括的形態 の情報の伝 達		内部コミュニ ケーション基 本要項(第3 条、第6条、 第7条)	電源事業 本部長			
5.6 マネジメント レビュー		マネジメント レビュー基本 要項(第3条)	電源事業 本部長	原子力安全 管理監査室 長(第3条)		内務監査部門 部長(原子力 監査)
6.1 資源の確保 5.2 要員の力量 の確保および 教育訓練		力量および教 育訓練基本要 項(第3条、 第117条、第 118条)	電源事業 本部長			
7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画	原子 力品 質管 理規 程	電源事業本部 保安事務課指 導要項(第7 条、第8条、 第24条、第 25条)	電源事業 本部長 (原子力 管理)			
	原子 力品 質管 理規 程	原子炉施設の 空間的な汚染 基本要項(第 155条の6)	電源事業 本部長			
	原子 力品 質管 理規 程	緊急管理要項 (第11条から 第17条)	島根原子 力発電所 長			
	原子 力品 質管 理規 程	燃料管理要項 (第70条か ら第84条の 2)	島根原子 力発電所 長			
	原子 力品 質管 理規 程	放射性廃棄物 管理要項(第 85条から第9 0条)	島根原子 力発電所 長			

任および権限を与える。

a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。

c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

d. 関係法令を遵守すること。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、本編において「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。

a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。

e. 関係法令を遵守すること。

(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保

5.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者

(1) 社長は、原子力事業統括部長を実施部門の品質マネジメントシステム管理責任者として、原子力監査室長を監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。

(2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者（以下、「管理責任者」という。）に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。

a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告する。

c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。

d. 関係法令を遵守する。

5.5.3 管理者

(1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（以下、「管理者」という。）に、当該管理者が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。

a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。

b. 要員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。

c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。

d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。

e. 関係法令を遵守する。

(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。

a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を確保するため、業務の実施状況を監視測定すること。

b. 要員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。

c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する要員に確実に伝達すること。

d. 常に問いかける姿勢および学習する姿勢を要員に定着させるとともに、要員が、積極的に原子炉施設の保安に関する問題の報告を行えるようにすること。

e. 要員が、積極的に業務の改善に対する貢献を行えるようにすること。

(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた間隔で行う。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																		
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/20)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連事項・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名 (関連条文)</th> <th>二次文書名 (関連条文)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画 (7.2参照)</td> <td>放射線管理規 程(第10条から 第104条) 放射線管理規程 (第104条から 第105条から 第106条の2) 異常事態発生 時の対応規程 (第17条、第 17条の2、第 107条から第 116条、第120 条)</td> <td>島根原子 力発電所 長</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>7.2.3 計画の内部 の者との理 解の促進</td> <td>原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の2) 原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の3) 内訳コミュニ ケーション機 構(第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>内部監査部門 課長(原子力 監査)</td> </tr> <tr> <td>7.2.4 計画の 7.2.5 計画の 7.2.6 計画の</td> <td>設計・開発管 理基本要領 (第3条) 文書・記録管 理基本要領 (第2条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)</td> <td>内部監査部門 課長(原子力 監査)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	関連事項・項目	実施部門			監査部門			一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)	制定者	7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画 (7.2参照)	放射線管理規 程(第10条から 第104条) 放射線管理規程 (第104条から 第105条から 第106条の2) 異常事態発生 時の対応規程 (第17条、第 17条の2、第 107条から第 116条、第120 条)	島根原子 力発電所 長					7.2.3 計画の内部 の者との理 解の促進	原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の2) 原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の3) 内訳コミュニ ケーション機 構(第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	内部監査部門 課長(原子力 監査)	7.2.4 計画の 7.2.5 計画の 7.2.6 計画の	設計・開発管 理基本要領 (第3条) 文書・記録管 理基本要領 (第2条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	内部監査部門 課長(原子力 監査)	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/28)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">⑦-7 ⑧-7</p> <p>安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。</p> </div> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>(1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(2) 組織は、品質マネジメントシステムの運営に必要なコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、表3-1に記載の「原子力QMS 内部コミュニケーション要領」を定める。</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">⑦-8 ⑧-8</p> <p>(1) 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔(品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り組む必要がある課題ならびに当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された間隔をいう。)で行う。</p> </div> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化について)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (10/29)</p> <p>5.5.4 組織の内部の情報の伝達</p> <p>社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組み(次の委員会の設置を含む。)が確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。</p> <p>(1) 管理責任者(原子力事業統括部長)を委員長とする原子力安全・品質委員会</p> <p>(2) 原子力部長を委員長とする原子力発電安全委員会</p> <p>(3) 所長を委員長とする泊発電所安全運営委員会</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">⑦-8、⑧-8</p> <p>5.6 マネジメントレビュー</p> <p>5.6.1 一般</p> <p>社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動の改善に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価(以下、「マネジメントレビュー」という。)を、あらかじめ定められた間隔で行う。</p> </div> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">⑦-7、⑧-7</p> <p>5.6.2 マネジメントレビューに用いる情報</p> <p>組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。</p> <p>(1) 内部監査の結果</p> <p>(2) 組織の外部の者の意見(外部監査(安全文化の外部評価を含む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を含む。)</p> <p>(3) プロセスの運用状況</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下、「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての強点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> </div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
関連事項・項目		実施部門			監査部門																																
	一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)	制定者	一次文書名 (関連条文)	二次文書名 (関連条文)	制定者																															
7.1 個別業務に 必要なプロ セスの計画 (7.2参照)	放射線管理規 程(第10条から 第104条) 放射線管理規程 (第104条から 第105条から 第106条の2) 異常事態発生 時の対応規程 (第17条、第 17条の2、第 107条から第 116条、第120 条)	島根原子 力発電所 長																																			
7.2.3 計画の内部 の者との理 解の促進	原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の2) 原子力安全文 化醸成基本要 領(第2条の3) 内訳コミュニ ケーション機 構(第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	内部監査部門 課長(原子力 監査)																															
7.2.4 計画の 7.2.5 計画の 7.2.6 計画の	設計・開発管 理基本要領 (第3条) 文書・記録管 理基本要領 (第2条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	原子力安全 文化醸成課 長(第2条の2) 原子力安全文 化醸成課長 (第2条の3) 原子力安全文 化醸成課長 (第3条)	内部監査部門 課長(原子力 監査)																															

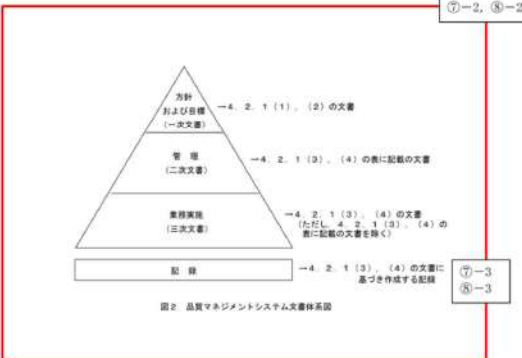
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																									
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連事項 ・項目</th> <th colspan="3">実施部門</th> <th colspan="3">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連文書)</th> <th>制定者</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連文書)</th> <th>制定者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>E2.1 組織の内部 の役割</td> <td></td> <td>外部コミュニケーション センター 本部長 (第3条)</td> <td>電源事業 本部長</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E2.2 プロセスの 監視測定</td> <td>原子力 品質 保証 規程</td> <td>品質管理要領 (第3条)</td> <td>品質保証 本部長</td> <td>電源事業 品質保証 本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E2.3 プロセスの 監視測定</td> <td>原子力 品質 保証 規程</td> <td>品質管理要領 (第3条)</td> <td>品質保証 本部長</td> <td>電源事業 品質保証 本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>E2.4 データの分 析および計 測</td> <td></td> <td>品質管理要領 (第3条)</td> <td>品質保証 本部長</td> <td>電源事業 品質保証 本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2</p> <p style="text-align: right;">⑦-3 ⑧-3</p>	関連事項 ・項目	実施部門			監査部門			一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者	E2.1 組織の内部 の役割		外部コミュニケーション センター 本部長 (第3条)	電源事業 本部長				E2.2 プロセスの 監視測定	原子力 品質 保証 規程	品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長			E2.3 プロセスの 監視測定	原子力 品質 保証 規程	品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長			E2.4 データの分 析および計 測		品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長			<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/28)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>での弱点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。）</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正処置および未然防止処置の状況（組織の内外で得られた知見（技術的な進歩により得られたものを含む。）ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。）</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）の実効性</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-7 ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-8 ⑧-8</p> <p>6. 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確実なものにするために必要な次に掲げる資源を明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の事項を実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外部から調達できる資源（組織の外部から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めていることをいう。）、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (11/29)</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）の実効性</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-7, ⑧-7</p> <div style="border: 1px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>5.6.3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善（安全文化についての弱点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。）</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 原子力安全・品質保証部長は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> </div> <p style="text-align: right;">⑦-8, ⑧-8</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>
関連事項 ・項目		実施部門			監査部門																																							
	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	制定者																																						
E2.1 組織の内部 の役割		外部コミュニケーション センター 本部長 (第3条)	電源事業 本部長																																									
E2.2 プロセスの 監視測定	原子力 品質 保証 規程	品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長																																								
E2.3 プロセスの 監視測定	原子力 品質 保証 規程	品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長																																								
E2.4 データの分 析および計 測		品質管理要領 (第3条)	品質保証 本部長	電源事業 品質保証 本部長																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																							
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/29)</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px; margin: 10px;"> <p>(4) 品質規程の要求事項に基づき作成する手順書および品質規程の要求事項に基づき作成する指示書、図面等（以下「手順書等」という。）のうち、二次文書を以下の表に示す。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">関連事項・項目</th> <th colspan="2">実施部門</th> <th colspan="2">監査部門</th> </tr> <tr> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連文書)</th> <th>一次文書名</th> <th>二次文書名 (関連文書)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4.2.3 文書の管理</td> <td></td> <td>文書・記録管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td></td> </tr> <tr> <td>4.2.4 記録の管理</td> <td></td> <td>電源事業本部長</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.2.2 内部監査</td> <td>原子力品質保証規程</td> <td></td> <td>原子力品質保証規程</td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.3 不適合の管理</td> <td></td> <td>不適合管理基本要領 (第3条)</td> <td>電源事業本部長</td> <td>内部監査部門 部長 (原子力監査)</td> </tr> <tr> <td>5.5.2 異常処理等</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5.5.3 事故防止処置</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <p style="text-align: right;">⑦-2 ⑧-2</p> <p style="text-align: right;">⑦-3 ⑧-3</p>	関連事項・項目	実施部門		監査部門		一次文書名	二次文書名 (関連文書)	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長		4.2.4 記録の管理		電源事業本部長			5.2.2 内部監査	原子力品質保証規程		原子力品質保証規程		5.3 不適合の管理		不適合管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	内部監査部門 部長 (原子力監査)	5.5.2 異常処理等					5.5.3 事故防止処置					<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/28)</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。）また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、表3-1に記載の「原子力QMS 力量、教育・訓練および認識要領」または「原子力QMS 内部監査員の力量、教育・訓練および認識要領」を確立し、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献。</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献。</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性。</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 業務の計画および実施要領」に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する（4.1(2)c.を考慮して計画を策定することを含む。）とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（累積的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更による</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (12/29)</p> <p>6 資源の管理</p> <p>6.1 資源の確保</p> <p>組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を明確に定め、これを確保し、および管理する。</p> <p>(1) 要員</p> <p>(2) 個別業務に必要な施設、設備、およびサービスの体系（インフラストラクチャ）</p> <p>(3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性がある事項を含む。）</p> <p>(4) その他必要な資源</p> <p>6.2 要員の力量の確保および教育訓練</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下、「力量」という。）また、この力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。</p> <p>(2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、次に掲げる業務を行う。</p> <p>a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定める。</p> <p>b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずる。</p> <p>c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価する。</p> <p>d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を認識しているようにすること。</p> <p>(a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献</p> <p>(b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献</p> <p>(c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性</p> <p>e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>
関連事項・項目		実施部門		監査部門																																						
	一次文書名	二次文書名 (関連文書)	一次文書名	二次文書名 (関連文書)																																						
4.2.3 文書の管理		文書・記録管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長																																							
4.2.4 記録の管理		電源事業本部長																																								
5.2.2 内部監査	原子力品質保証規程		原子力品質保証規程																																							
5.3 不適合の管理		不適合管理基本要領 (第3条)	電源事業本部長	内部監査部門 部長 (原子力監査)																																						
5.5.2 異常処理等																																										
5.5.3 事故防止処置																																										

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/29)</p>  <p style="text-align: center;">図2 品質マネジメントシステム文書体系図</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/28)</p> <p>より起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、本編において「適合判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録</p> <p>⑦-3 ⑧-3</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示していないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関係する文書が改訂されるようにするとともに、関係する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (13/29)</p> <p>7 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する。(4.1②eを考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性（業務計画を変更する場合の整合性を含む。）を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画（以下、「個別業務計画」という。）の策定または変更（プロセスおよび組織の変更（構造的な影響が生じるプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む。）を行うにあたり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度分析および評価、ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に固有のプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準（以下、「適合判定基準」という。）</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを実証するために必要な記録(4.2.4参照)</p> <p>⑦-3, ⑧-3</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>(1) 組織の外部の者が明示していないもの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>(2) 関係法令</p> <p>(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査（以下、「レビュー」という。）を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項のレビューを実施するにあたり、次に掲げる事項を確認する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/29)</p> <p>4. 2. 2 品質マニュアル 組織は、品質マニュアルである品質マネジメントシステム計画、「原子力品質保証規程」、「原子力品質保証規則」および「原子力安全管理規程」に次に掲げる事項を定める。 (1) 品質マネジメントシステムの運用に係る組織に関する事項 (2) 保安活動の計画、実施、評価および改善に関する事項 (3) 品質マネジメントシステムの適用範囲 (4) 品質マネジメントシステムのために作成した手順書等の参照情報 (5) プロセスの相互の関係 (「図1 品質マネジメントシステムのプロセス間の相互関係」参照)</p> <p>4. 2. 3 文書の管理 (1) 組織は、次の事項を改訂、品質マネジメント文書を管理する。 a. 継続して承認されていない文書の使用または廃止の防止 b. 文書の組織内への流出等の防止 c. 品質マネジメント文書の発行および改訂に係る審査の結果、当該審査の結果に基づき誤った措置ならびに当該発行および改訂を承認した者に関する情報の維持 (2) 組織は、要員が判断および決定をしない限り、適切な品質マネジメント文書を利用できるように（文書改訂等の必要時に当該文書作成時に使用した規格等の情報が確認できることを含む。）品質マネジメント文書に関する次に掲げる事項を定めた4. 2. 1 (4) の表の4. 2. 3項に係る文書を作成する。 a. 品質マネジメント文書を発行するに当たり、その妥当性を審査し、発行を承認すること。 b. 品質マネジメント文書の改訂の必要性について評価するとともに、改訂に当たり、その妥当性を審査し、改訂を承認する（a. と同様）に改訂の妥当性を審査し、承認すること（をいう。）こと。 c. 品質マネジメント文書の審査および評価には、その対象となる文書に定められた活動を実施する部門の要員を参照させること。 d. 品質マネジメント文書の改訂内容および最新の改訂状況を識別できるようにすること。 e. 改訂のあった品質マネジメント文書を利用する場合には、当該文書の適切な判定版または改訂版が利用しやすい体制を確保すること。 f. 品質マネジメント文書を、読みやすく容易に内容を把握することができるようにすること。 g. 組織の外部で作成された品質マネジメント文書を識別し、その配付を管理すること。 h. 廃止した品質マネジメント文書が使用されることを防止すること。この場合において、当該文書を保持するときは、その目的がかわらず、これを識別し、管理すること。</p> <p>4. 2. 4 記録の管理 (1) 組織は、品質管理に規定する個別業務等要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性を保証する記録を明確にするとともに、当該記録を、読みやすく容易に内容を把握することができ、かつ、検索することができるように作成し、保安活動の重要度に応じてこれを管理する。 (2) 組織は、(1)の記録の識別、保存、保護、検索および廃棄に關し、所要の管理の方法を定めた4. 2. 1 (4) の表の4. 2. 4項に係る文書を作成する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-3、⑧-3</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/28)</p> <p>組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を表3-1に記載の「原子力QMS 外部コミュニケーション要領」で明確に定め、これを実施する。 (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 設計・開発要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計開発計画 (1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下、本編において「設計開発計画」という。）を策定する（不適合および予期せぬ事態の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計開発については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う必要がある。 (2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度 b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性確認の方法ならびに管理体制 c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限 d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源 (3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関与する各者間の連絡を管理する。 (4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計開発に用いる情報 (1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。 a. 機能および性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (14/29)</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められている。 b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合においては、その相違点が解明されている。 c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有している。 (3) 組織は、(1)のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7.2.3 組織の外部の者との情報の伝達等 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、実効性のある方法を明確に定め、これを実施する。これには次の事項を含む。 (1) 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法 (2) 予期せぬ事態における組織の外部の者との時宜を得た効果的な連絡方法 (3) 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法 (4) 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>7.3 設計開発 組織は、原子炉施設において用いるための設計開発（以下、「設計」という。）の管理について、「原子力設計管理マニュアル」および「泊発電所設計管理要領」に定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>7.3.1 設計の計画 (1) 組織は、設計（専ら原子炉施設において用いるための設計に限る。）の計画を策定する（不適合および予期せぬ事態の発生等を未然に防止するための活動（4.1(2)c.の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計を管理する。 この設計には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計を含む。この場合において、原子力の安全のために重要な手順書等の設計については、新規制定の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。 (2) 組織は、設計の計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。 a. 設計の性質、期間および複雑さの程度 b. 設計の各段階における適切なレビュー、検証および妥当性確認の方法なら</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-5、⑧-5</p> <p>5. 経営責任等の責任</p> <p>5.1 経営責任等の原子力の安全のためのリーダーシップ 社長は、原子力の安全のためのリーダーシップを有し、責任を持って品質マネジメントシステムを確立させ、実施させるとともに、その有効性を維持していること。次に掲げる業務を行うことにより実現する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-9、⑧-9</p> <p>(1) 品質方針を定めること。 (2) 品質目標が定まらねているようにすること。 (3) 要員が、健全な安全文化を育成し、および維持することに貢献できるようにすること（要員が健全な安全文化を育成し、維持する取組に参加できる環境を整えていることを含む。）。 (4) 5.6.1に規定するマネジメントレビューを実施すること。 (5) 資源の有効である状態を確保すること。 (6) 関係法令を遵守することその他原子力の安全を確保することの重要性を要員に周知すること。 (7) 重要活動に関する担当業務を精励し、遂行する責任を有することを、要員に認識させること。 (8) すべての段階で行われる決定が、原子力の安全の確保について、その優先順位および説明する責任を考慮して実施に行われるようにすること。</p> <p>5.2 原子力の安全の後援の責務 社長は、組織の意思決定に当たり、権限等および個別業務が個別業務等要求事項に適合し、かつ、原子力の安全がそれ以外の事象により損なわれないようにする。</p> <p style="text-align: right;">⑦-5、⑧-5</p> <p>9.3 品質方針 社長は、品質方針（健全な安全文化を育成し、および維持することに関するもの（この場合において、技術的、人的および組織的要因ならびにそれらの間の相互作用が原子力の安全に対して影響を及ぼすものであることを考慮し、組織全体の安全文化のあるべき姿を目標として設定していること。）を含む。））の策定に当たり、関係法令を遵守しているようにする。</p> <p>(1) 組織の目的および状況に対して適切なものであること（組織運営に関する方針と整合的なものであることを含む。）。 (2) 要求事項への適合および品質マネジメントシステムの有効性の維持に社長が責任を持って果たすこと。 (3) 品質目標を定め、評価するにあつての枠組みとなるものであること。 (4) 要員に周知され、理解されていること。 (5) 品質マネジメントシステムの継続的な改善に社長が責任を持って関与すること。</p> <p>5.4 計画</p> <p>5.4.1 品質目標 (1) 社長は、部門において、品質目標（個別業務等要求事項への適合のために必要な目標を含む。）が定められているようにする。これには、品質目標を達成するための計画として、次の事項を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 実施事項 ● 必要な資源 ● 責任者 ● 実施事項の完了時期 <p>● 結果の評価方法</p> <p>(2) 社長は、品質目標が、その達成状況と評価し得る（品質目標の達成状況を監視測定し、</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/28)</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7.3.3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合するものであること。 b. 調査、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。 c. 合否判定基準を含むものであること。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7.3.4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下、本編において「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。 b. 設計開発に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家に参加させる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (15/29)</p> <p>⑦に管理体制</p> <p>c. 設計に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割り当てがなされるようにするために、設計に関連する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計の計画を、設計の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7.3.2 設計に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計に用いる情報であつて、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 機能および性能に係る要求事項 b. 従前の類似した設計から得られた情報であつて、当該設計に用いる情報として適用可能なもの c. 関係法令 d. その他設計に必要な要求事項 <p>(2) 組織は、設計に用いる情報について、その妥当性をレビューし、承認する。</p> <p>7.3.3 設計の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計の結果に係る情報を、設計に用いた情報と対比して検証することができる形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計の次の段階のプロセスに進むにあたり、あらかじめ、当該設計の結果に係る情報を「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づき承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計に係る個別業務等要求事項に適合するものである。 b. 調査、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものである。 c. 合否判定基準を含むものである。 d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確である。 <p>7.3.4 設計のレビュー</p> <p>(1) 組織は、設計の適切な段階において、設計の計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的なレビューを実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 設計の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価する。 	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/29)</p> <p>その達成状況を評価できる状態にあること。)もであって、かつ、品質方針と整合的なものとなるようにする。</p> <p>(3) 組織は、品質目標に係る事項について、4.2.1(3)の表の5.4.1に係る文章を確立する。</p> <p>9.4.2 品質マネジメントシステムの計画 (1) 社長は、品質マネジメントシステムが4.1の規定に適合するよう、その実施にあつた計画が策定されているようにする。 (2) 社長は、プロセスおよび組織の変更（業務的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。）を含む、品質マネジメントシステムの変更が計画され、それが実施される場合においては、当該品質マネジメントシステムが不備のない状態に維持されているようにする。この場合において、保安活動の重要性に応じて、次に掲げる事項を適切に考慮する。 a. 品質マネジメントシステムの変更の目的および当該変更により起こり得る結果（当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。）、 b. 品質マネジメントシステムの実効性の維持 c. 資源の利用可能性 d. 責任および権限の割当て</p> <p>9.5 責任、権限およびコミュニケーション 9.5.1 責任および権限 社長は、第9条（保安に関する職務）、第9条（原子炉主任技術者の職務等）および第9条の2（電気主任技術者およびボイラー・タービン主任技術者の職務等）に定める責任（担当業務）に応じて、組織の内外に対し保安活動の内容について説明する責任を含む。）および権限ならびに部門間の業務の連携（部門間で連携が必要な業務のプロセスにおいて、業務（情報）の伝達を含む。）が円滑し、継続することなく実行できる仕組みをいう。）を定めて、関係する要員が責任を持って業務を遂行できるようにする。</p> <p>9.5.2 品質マネジメントシステム管理責任者 (1) 社長は、電源事業本部長を組織（内部監査部門を除く。）の品質マネジメントシステム管理責任者として、内部監査部門長を内部監査部門の品質マネジメントシステム管理責任者として任命する。 (2) 社長は、品質マネジメントシステム管理責任者に、次に掲げる業務に係る責任および権限を与える。 a. プロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 品質マネジメントシステムの運用状況およびその改善の必要性について、社長に報告すること。 c. 健全な安全文化を育成し、および維持することにより、原子力の安全の確保についての認識が向上するようにすること。 d. 関係法令を遵守すること。</p> <p>9.5.3 管理者 (1) 社長は、次に掲げる業務を管理監督する地位にある者（第4条（保安に関する組織）に定める組織を構成する種々の部門の長をいう。以下「管理者」という。）に、当該管理者</p> <p style="text-align: right;">①-7、⑤-7</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/28)</p> <p>7.3.6 設計開発の妥当性確認 (1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下、本欄において「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。 (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うにあたり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達 組織は、表3-1に記載の「原子力QMS 調達管理要領」を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機器単位の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品</p> <p style="text-align: right;">②-11</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (16/29)</p> <p>b. 設計に問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案する。 (2) 組織は、設計のレビューに、当該レビューの対象となっている設計段階に関連する部門の代表者および当該設計に係る専門家に参加させる。 (3) 組織は、設計のレビューの結果の記録および当該レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>7.3.5 設計の検証 (1) 組織は、設計の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計の計画に従って検証を実施する（設計の計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。 (2) 組織は、設計の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (3) 組織は、当該設計を行った要員に当該設計の検証をさせない。</p> <p>7.3.6 設計の妥当性確認 (1) 組織は、設計の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計の計画に従って、当該設計の妥当性確認を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計の妥当性確認を行うことを含む。）。 (2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施にあたり、あらかじめ、設計の妥当性確認を完了する。 (3) 組織は、設計の妥当性確認の結果の記録および当該妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>7.3.7 設計の変更管理 (1) 組織は、設計の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (2) 組織は、設計の変更を行うにあたり、あらかじめ、レビュー、検証および妥当性確認を行い、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要領」に基づきその変更を承認する。 (3) 組織は、(2)の設計の変更のレビューにおいて、設計の変更が原子炉施設に及ぼす影響の評価（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の設計の変更のレビュー、検証および妥当性確認の結果の記録</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>⑦-7、⑧-7</p> <p>が管理監督する業務に係る責任および権限を与える。 なお、管理者に代わり、個別業務のプロセスを管理する責任者を置いて、その業務を行わせることができる。この場合において、当該責任者の責任および権限は、文書で明確に定める。 a. 個別業務のプロセスが確立され、実施されるとともに、その実効性が維持されているようにすること。 b. 委員の個別業務等要求事項についての認識が向上するようにすること。 c. 個別業務の実施状況に関する評価を行うこと。 d. 健全な安全文化を育成し、および維持すること。 e. 継続改善を遂行すること。</p> <p>(2) 管理者は、(1)の責任および権限の範囲において、原子力の安全のためのリーダーシップを発揮し、次に掲げる事項を確実に実施する。 a. 品質目標を設定し、その目標の達成状況を把握するため、業務の実施状況を監視測定すること。 b. 委員が、原子力の安全に対する意識を向上し、かつ、原子力の安全への取組を積極的に進めるようにすること。 c. 原子力の安全に係る意思決定の理由およびその内容を、関係する委員に確実に伝達すること。 d. 業に際しける事故および学習する事例を委員に定数させるとともに、委員が、積極的に原子力施設の保安に関する問題を報告するよう促すようにすること。 e. 委員が、積極的な業務の改善に対する貢献を行うようにすること。</p> <p>(3) 管理者は、管理監督する業務に関する自己評価（安全文化についての委員のある分野および強化すべき分野に係るものを含む。）を、あらかじめ定められた期間（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り進む必要がある場合に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。）で行う。</p> <p>9. 5. 4 組織の内部の情報の伝達 (1) 社長は、組織の内部の情報が適切に伝達される仕組みが確立されているようにするとともに、品質マネジメントシステムの実効性に関する情報が確実に伝達されるようにする。 (2) 組織は、品質マネジメントシステムの実効性を必要とするコミュニケーションが必要に応じて行われる場や仕組みを決め、実行するため、4. 2. 1 (3)の責の9. 5. 4項に係る文書を確立する。</p> <p>⑨-D、⑩-9</p> <p>9. 6. マネジメントレビュー 9. 6. 1 一般 社長は、品質マネジメントシステムの実効性を評価するとともに、改善の機会を得て、保安活動に必要な措置を講ずるため、品質マネジメントシステムの評価（以下「マネジメントレビュー」という。）を、あらかじめ定められた期間（品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために保安活動として取り進む必要がある場合に当該品質マネジメントシステムの変更を考慮に入れて設定された期間をいう。）で行う。</p> <p>⑦-7、⑧-7</p> <p>9. 6. 2 マネジメントレビューに用いる情報 組織は、マネジメントレビューにおいて、少なくとも次に掲げる情報を報告する。 (1) 内部監査の結果 (2) 組織が外部の組織または者から監査、評価を受ける外部監査（安全文化の外部評価を含む）</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/28)</p> <p>⑦-11</p> <p>が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>⑦-12</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあたっての評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>⑦-15、⑧-11</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場において使用前置業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場への立入りに関することを定める。 (3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。 (4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提出させる。</p> <p>⑦-13</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証 (1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (17/29)</p> <p>およびその結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>7.4 調達 組織は、表の事項を「原子力調達管理マニュアル」および「泊発電所調達管理要領」に定め、これに従い調達管理を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務（以下、「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下、「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法および程度（力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書で明確に定めることを含む。）を定める。この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し、当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を評価し、選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および選定に係る判定基準を定める。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子力施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>⑦-12</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを含める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処理に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/29)</p> <p>⑦-7, ⑧-7</p> <p>む。)の結果(外部監査を受けた場合に限る。)、地域住民の意見、原子力規制委員会の意見等を査む。組織の外部の者の意見</p> <p>(3) プロセスの運用状況 (IS 9000) の「プロセスのパフォーマンスならびに製品およびサービスの適合の状況」および「プロセスの監視測定で得られた結果」に相当するものをいう。</p> <p>(4) 使用前事業者検査および定期事業者検査(以下「使用前事業者検査等」という。)ならびに自主検査等の結果</p> <p>ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほか自主的に行う、各自判定基準のある検証、妥当性確認、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。(以下、本欄において同じ。)</p> <p>(5) 品質目標の達成状況</p> <p>(6) 健全な安全文化の育成および維持の状況(内部監査による安全文化の育成および維持の取組状況に係る評価の結果ならびに管理者による安全文化についての視点のある分野および強化すべき分野に係る自己評価の結果を含む。)</p> <p>(7) 関係法令の遵守状況</p> <p>(8) 不適合ならびに是正措置および未然防止措置の状況(組織の内外で得られた知見(技術的な進歩により得られたものを含む。))ならびに不適合その他の事象から得られた教訓を含む。)</p> <p>(9) 従前のマネジメントレビューの結果を受けて講じた措置</p> <p>(10) 品質マネジメントシステムに影響を及ぼすおそれのある変更</p> <p>(11) 部門または要員からの改善のための提案</p> <p>(12) 資源の妥当性</p> <p>(13) 保安活動の改善のために講じた措置(品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。)の実効性</p> <p>5. 6. 3 マネジメントレビューの結果を受けて行う措置</p> <p>(1) 組織は、マネジメントレビューの結果を受けて、少なくとも次に掲げる事項について決定する。</p> <p>a. 品質マネジメントシステムおよびプロセスの実効性の維持に必要な改善(改善の機会を得て実施される組織の業務遂行能力を向上させるための活動を含む。)</p> <p>b. 個別業務に関する計画および個別業務の実施に関連する保安活動の改善</p> <p>c. 品質マネジメントシステムの実効性の維持および継続的な改善のために必要な資源</p> <p>d. 健全な安全文化の育成および維持に関する改善(安全文化についての視点のある分野および強化すべき分野が確認された場合における改善策の検討を含む。)</p> <p>e. 関係法令の遵守に関する改善</p> <p>(2) 組織は、マネジメントレビューの結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、(1)の決定をした事項について、必要な措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-9, ⑧-9</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/28)</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の実施</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報(保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施に上り達成すべき結果を含む。)が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合(個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。)においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項(当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。)を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの審査および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認(対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。)の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (18/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-12</p> <p>要な要求事項</p> <p>f. 一般産業用工業品を機器等に使用するにあつての評価に必要な要求事項</p> <p>g. その他調達物品等に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等への立ち入りに関することを定める。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するにあたり、あらかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認し、「原子力文書管理マニュアル」または「泊発電所文書管理要綱」に基づき承認を行う。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要求事項への適合状況を記録した文書を提供させる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-13</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとしたときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法について調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項(当該個別業務の内容等から該当しないと認められるものを除く。)に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な次の事項を言明情報が利用できる体制にある。</p> <p>a. 保安のために使用する機器等または実施する個別業務の特性</p> <p>b. 当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ、当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行っていること。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所 2号炉	女川原子力発電所 2号炉 有毒ガス	泊発電所 3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (19/29)</p> <p>6. 資源の管理 6. 1 資源の確保 組織は、原子力の安全を確保するために必要な次に掲げる資源を 4. 2. 1 (3) の表の 4. 1項、6. 2項および 7. 1項に係る文書において明確に定め（本品質マネジメントシステム計画の実施するために必要な資源を特定した上で、組織の内部で保持すべき資源と組織の外から調達できる資源（組織の外から調達する者を含む。）とを明確にし、それを定めることをいう。）、これを確保し、および管理する。 (1) 要員 (2) 個別業務に必要な施設、設備およびサービスの体系（JIS Q9001の「インフラストラクチャ」をいう。） (3) 作業環境（作業場所の放射線量、温度、湿度、狭小の程度等の作業に影響を及ぼす可能性のある事項を含む。） (4) その他必要な資源</p> <p>6. 2 要員の力量の確保および教育訓練 (1) 組織は、個別業務の実施に必要な技能および経験を有し、意図した結果を達成するために必要な知識および技能ならびにそれを適用する能力（以下「力量」という。また、力量には、組織が必要とする技術的、人的および組織的側面に関する知識を含む。）が実証された者を要員に充てる。 (2) 組織は、要員の力量を確保するために、保安活動の重要度に応じて、4. 2. 1 (3) の表の 4. 1項および 6. 2項に係る文書を確認し、次に掲げる業務を行う。 a. 要員にどのような力量が必要かを明確に定めること。 b. 要員の力量を確保するために教育訓練その他の措置（必要な力量を有する要員を新たに配属し、または雇用することを含む。）を講ずること。 c. 教育訓練その他の措置の実効性を評価すること。 d. 要員が自らの個別業務について、次に掲げる事項を確認しているようにすること。 (a) 品質目標の達成に向けた自らの貢献 (b) 品質マネジメントシステムの実効性を維持するための自らの貢献 (c) 原子力の安全に対する当該個別業務の重要性 e. 要員の力量および教育訓練その他の措置に係る記録を作成し、これを管理すること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (19/28)</p> <p>適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品（JIS Q9001の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。 (2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた期間で、または使用の前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあつては、校正または検証の根拠について記録する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の調整がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、直前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講ずる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙 4-2 (19/29)</p> <p>7. 5. 2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認 (1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセスの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。 (2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1)の妥当性確認によって実証する。 (3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。（4. 2. 4参照） (4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。 a. 当該プロセスのレビューおよび承認のための判定基準 b. 妥当性確認に用いる設備の承認および要員の力量を確認する方法 c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7. 5. 3 識別管理およびトレーサビリティの確保 (1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係る全てのプロセスにおいて、適切な手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。 (2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を追跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。（4. 2. 4参照）</p> <p>7. 5. 4 組織の外部の者の物品 組織は、組織の外部の者の物品を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。（4. 2. 4参照）</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7. 個別業務に関する計画の策定および個別業務の実施</p> <p>7.1 個別業務に必要なプロセスの計画</p> <p>(1) 組織は、4.2.1(4)の表の4.2.3項および4.2.1(3)の表の7.1項に係る次表に基づき、個別業務に必要なプロセスについて、計画を策定する(4.1(2)を考慮して計画を策定することを含む。)とともに、そのプロセスを確立する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の計画と当該個別業務以外のプロセスに係る個別業務等要求事項との整合性(業務計画を変更する場合の整合性を含む。)を確保する。</p> <p>(3) 組織は、個別業務に関する計画(以下「個別業務計画」という。)の策定または変更(プロセスおよび組織の変更(業務的な影響が生じ得るプロセスおよび組織の軽微な変更を含む。)を含む。)を行うに当たり、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 個別業務計画の策定または変更の目的および当該計画の策定または変更により起こり得る結果(当該変更による原子力の安全への影響の程度の分析および評価ならびに当該分析および評価の結果に基づき講じた措置を含む。)</p> <p>b. 機器等または個別業務に係る品質目標および個別業務等要求事項</p> <p>c. 機器等または個別業務に係るプロセス、品質マネジメント文書および資源</p> <p>d. 使用前事業者検査等、検証、妥当性確認および監視測定ならびにこれらの個別業務等要求事項への適合性を判定するための基準(以下「適合判定基準」という。)</p> <p>e. 個別業務に必要なプロセスおよび当該プロセスを実施した結果が個別業務等要求事項に適合することを要するに必要となる</p> <p>(4) 組織は、策定した個別業務計画を、その個別業務の作業方法に適したものとす。</p> <p>7.2 個別業務等要求事項に関するプロセス</p> <p>7.2.1 個別業務等要求事項として明確にすべき事項</p> <p>(1) 組織は、次に掲げる事項を個別業務等要求事項として明確に定める。</p> <p>a. 組織の外部の者が明示してはいないものの、機器等または個別業務に必要な要求事項</p> <p>b. 関係法令</p> <p>c. a.、b.に掲げるもののほか、組織が必要とする要求事項</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項を確実に業務の計画に反映させるため、電源事業本部長(原子力管理)を主査とする「原子力部門戦略会議」において原子力の重要課題を統括し、業務運営の改善を図る計画を検討する。計画の策定にあたっては、規制動向および現状の保安活動における課題・問題点を把握し、その適切な処置について検討を行う。また、「原子力部門戦略会議」の運営方法を「原子力部門戦略会議運営手順書」に定める。</p> <p>なお、電源事業本部長(原子力管理)は、「原子力部門戦略会議」の活動状況を電源事業本部長に報告する。電源事業本部長は、課題の重要性に応じ、社長へ報告し、社長からの指示を計画の検討に反映させるよう電源事業本部長(原子力管理)へ指示する。</p> <p>7.2.2 個別業務等要求事項の審査</p> <p>(1) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、個別業務等要求事項の審査を実施する。</p> <p>(2) 組織は、個別業務等要求事項の審査を実施するに当たり、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>a. 当該個別業務等要求事項が定められていること。</p> <p>b. 当該個別業務等要求事項が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項と相違する場合において、その相違点が判明されていること。</p> <p>c. 組織が、あらかじめ定められた個別業務等要求事項に適合するための能力を有していること。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/28)</p> <p>8. 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス(取り組むべき改善に関係する部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。)を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする(要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう)。</p> <p>8.2 監視および測定</p> <p>8.2.1 組織の外部の者の意見</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を表3-1に記載の「原子力QMS 原子力安全達成状況に係る外部の評価情報監視要領」に定める。</p> <p>8.2.2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門その他の体制により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域(以下、本編において「領域」という。)の状態および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画(以下「内部監査実施計画」という。)を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員(以下「内部監査員」という。)を選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限(必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。)ならびに内部監査に係る要求事項を表3-1に記載の「原子力QMS</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (20/29)</p> <p>7.6 監視測定のための設備の管理</p> <p>(1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の実証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を明確に定める。</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と整合性のとれた方法で実施する。</p> <p>(3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. あらかじめ定められた間隔で、または使用前に、計量の標準まで追跡することが可能な方法(当該計量の標準が存在しない場合においては、校正または検証の仕様について記録する(4.2.4参照)方法)により校正または検証がなされている。</p> <p>b. 校正の状態が明確になるよう、識別されている。</p> <p>c. 所要の調整がなされている。</p> <p>d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されている。</p> <p>e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されている。</p> <p>(4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。(4.2.4参照)</p> <p>(5) 組織は、(4)の場合において、当該監視測定のための設備および(4)の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。</p> <p>(6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。(4.2.4参照)</p> <p>(7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとさせたときは、その初回の使用にあたり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおり当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>(3) 組織は、(1)の審査の結果の記録および当該審査の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務等要求事項が変更された場合においては、関連する文書が改訂されるようにするとともに、関連する要員に対し変更後の個別業務等要求事項が周知されるようにする。</p> <p>7. 2. 3 組織の外部の者との情報の伝達等</p> <p>(1) 組織は、組織の外部の者からの情報の収集および組織の外部の者への情報の伝達のために、次の事項を含む、実効性のある方法を4. 2. 1(3)の表の7. 2. 3項に係る文書で明確に定め、これを実施する。</p> <p>a. 組織の外部の者と効果的に連絡し、適切に情報を通知する方法</p> <p>b. 予期せぬ事態における組織の外部の者との意思を得た効果的な連絡方法</p> <p>c. 原子力の安全に関連する必要な情報を組織の外部の者に確実に提供する方法</p> <p>d. 原子力の安全に関連する組織の外部の者の懸念や期待を把握し、意思決定において適切に考慮する方法</p> <p>(2) 組織は、保安活動に関する制度変更に対し、「原子力安全情報検討会」において、発電所を含めた組織としての適切な全体計画を作成するとともに、発電所が十分に実行可能で合理的な手順を確立する。また、「原子力安全情報検討会」の活動状況は、定期的に「原子力部門戦略会議」に報告する。なお、「原子力安全情報検討会」の運営方法を「原子力安全情報管理手順書」に定める。</p> <p>7. 3 設計開発</p> <p>組織は、4. 2. 1(3)の表の7. 3項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7. 3. 1 設計開発計画</p> <p>(1) 組織は、設計開発（専ら原子炉施設において用いるための設計開発に限る。）の計画（以下「設計開発計画」という。）を策定する（不適切および予期せぬ事象の発生を未然に防止するための活動（4. 1(2) e. の事項を考慮して行うものを含む。）を行うことを含む。）とともに、設計開発を管理する。</p> <p>この設計開発には、設備、施設、ソフトウェアおよび手順書等に関する設計開発を含む。この場合において、重要な安全のために重要な手順書等の設計開発については、新機軸の場合に加え、重要な変更がある場合にも行う。</p> <p>(2) 組織は、設計開発計画の策定において、次に掲げる事項を明確にする。</p> <p>a. 設計開発の性質、期間および複雑さの程度</p> <p>b. 設計開発の各段階における適切な審査、検証および妥当性検証の方法ならびに管理体制</p> <p>c. 設計開発に係る部門および要員の責任および権限</p> <p>d. 設計開発に必要な組織の内部および外部の資源</p> <p>(3) 組織は、実効性のある情報の伝達ならびに責任および権限の明確な割当てがなされるようにするために、設計開発に関する各者間の連絡を管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)により策定された設計開発計画を、設計開発の進行に応じて適切に変更する。</p> <p>7. 3. 2 設計開発に用いる情報</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項として設計開発に用いる情報であって、次に掲げるものを明確に定めるとともに、当該情報に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>a. 機能および性能に係る要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/28)</p> <p>内部監査要領」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。</p> <p>8. 2. 3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての弱点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。</p> <p>監視測定の方法には次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施にあたり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5. 4. 2(1)および7. 1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 組織は、5. 4. 2(1)および7. 1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合は当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8. 2. 4 機器等の検査等</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。ここで「自主検査等」とは、要求事項への適合性を判定するため、組織が使用前事業者検査等のほかに自主的に行う、合否判定基準のある検証、妥当性検証、監視測定、試験およびこれらに付随するものをいう。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じて、検査において使用した試験機や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を支障</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (21/29)</p> <p>8 評価および改善</p> <p>8.1 監視測定、分析、評価および改善</p> <p>(1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善のプロセス（取り組むべき改善に係る部門の管理者等の要員を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。</p> <p>(2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする。</p> <p>8.2 監視および評価</p> <p>8. 2. 1 組織の外部の者の意見</p> <p>組織は「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質マネジメントシステム計画管理要綱」および「原子力検査マニュアル」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。</p> <p>(2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を定める。</p> <p>8. 2. 2 内部監査</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた間隔で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。</p> <p>a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項</p> <p>b. 実効性のある実施および実効性の維持</p> <p>(2) 組織は、内部監査の判定基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。</p> <p>(3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、個別業務、プロセスその他の領域（以下、「領域」という。）の状況および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下、「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。</p> <p>(4) 組織は、内部監査を行う要員（以下、「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。</p> <p>(5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。</p> <p>(6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理（4. 2. 4参照）について、その責任および権限（必要に応じて、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を「原子力検査マ</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>b. 従前の類似した設計開発から得られた情報であって、当該設計開発に用いる情報として適用可能なもの</p> <p>c. 関係性等</p> <p>d. その他設計開発に必要な要求事項</p> <p>(2) 組織は、設計開発に用いる情報について、その妥当性を評価し、承認する。</p> <p>7. 3. 3 設計開発の結果に係る情報</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、設計開発に用いた情報と対比して検証することが可能な形式により管理する。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の次の段階のプロセスに進むに当たり、あらかじめ、当該設計開発の結果に係る情報を承認する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発の結果に係る情報を、次に掲げる事項に適合するものとする。</p> <p>a. 設計開発に係る個別業務等要求事項に適合すること。</p> <p>b. 調達、機器等の使用および個別業務の実施のために適切な情報を提供するものであること。</p> <p>c. 必要判定基準を含むものであること。</p> <p>d. 機器等を安全かつ適正に使用するために不可欠な当該機器等の特性が明確であること。</p> <p>7. 3. 4 設計開発レビュー</p> <p>(1) 組織は、設計開発の適切な段階において、設計開発計画に従って、次に掲げる事項を目的とした体系的な審査（以下「設計開発レビュー」という。）を実施する。</p> <p>a. 設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性について評価すること。</p> <p>b. 設計開発の問題がある場合においては、当該問題の内容を明確にし、必要な措置を提案すること。</p> <p>(2) 組織は、設計開発レビューに、当該設計開発レビューの対象となっている設計開発段階に関連する部門の代表者および当該設計開発に係る専門家を含ませる。</p> <p>(3) 組織は、設計開発レビューの結果の記録および当該設計開発レビューの結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 3. 5 設計開発の検証</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果が個別業務等要求事項に適合している状態を確保するために、設計開発計画に従って検証を実施する（設計開発計画に従ってプロセスの次の段階に移行する前に、当該設計開発に係る個別業務等要求事項への適合性の確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、設計開発の検証の結果の記録および当該検証の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 組織は、当該設計開発を行った要員に当該設計開発の検証をさせない。</p> <p>7. 3. 6 設計開発の妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、設計開発の結果の個別業務等要求事項への適合性を確認するために、設計開発計画に従って、当該設計開発の妥当性確認（以下「設計開発妥当性確認」という。）を実施する（機器等の設置後でなければ妥当性確認を行うことができない場合において、当該機器等の使用を開始する前に、設計開発妥当性確認を行うことを含む。）。</p> <p>(2) 組織は、機器等の使用または個別業務の実施に当たり、あらかじめ、設計開発妥当性確認を完了する。</p> <p>(3) 組織は、設計開発妥当性確認の結果の記録および当該設計開発妥当性確認の結果に基づき講じた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/28)</p> <p>なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認する場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 組織は、保安活動の重要度に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすること（使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要となる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <p>(6) 組織は、保安活動の重要度に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること（自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第5条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることをいう。）その他の方法により、自主検査等の独立性および信頼性が損なわれないこと（自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要となる力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることをいう。）をいう。）を確保する。</p> <div style="border: 2px solid red; padding: 5px;"> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する（不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることをいう。）。</p> <p>(2) 組織は、不適合の処理に係る管理（不適合に関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。</p> <p>a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。</p> <p>b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下、本編において「特別採用」という。）。</p> <p>c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。</p> </div> <p style="text-align: right;">①-14 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (22/29)</p> <p>マニュアル」に定める。</p> <p>(7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。</p> <p>(8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正処置を遅滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。（8.5.2参照）</p> <p>8.2.3 プロセスの監視測定</p> <p>(1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての創点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法により、これを行う。</p> <p>監視測定の方法には、次の事項を含む。</p> <p>a. 監視測定の実施時期</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 組織は、(1)の監視測定の実施に当たり、保安活動の重要度に応じて、保安活動指標（PI: Performance Indicator）を用いる。</p> <p>(3) 組織は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実現する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講ずる。</p> <p>(5) 組織は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講ずる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>組織は、「原子力関係検査および試験管理マニュアル」、「泊発電所試験および検査の管理要領」および「泊発電所検査・試験要員の独立の程度に係る運用要領」を定め、これに従い次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 組織は、使用前事業者検査または自主検査等の結果に係る記録（必要に応じて、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。）を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(3) 組織は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定すること</p>	<p style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>7.3.7 設計開発の変更の管理 (1) 組織は、設計開発の変更を行った場合においては、当該変更の内容を識別することができるようにするとともに、当該変更に係る記録を作成し、これを管理する。 (2) 組織は、設計開発の変更を行うに当たり、あらかじめ、審査、検証および妥当性確認を行い、変更を承認する。 (3) 組織は、設計開発の変更の審査において、設計開発の変更が原子炉施設および新設の設備（当該原子炉施設を構成する材料または部品に及ぼす影響の評価を含む。）を行う。 (4) 組織は、(2)の審査、検証および妥当性確認の結果の記録およびその結果に基づいた措置に係る記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7.4 調達 組織は、4.2.1(3)の表の7.4項に係る文書を確立し、次の事項を実施する。</p> <p>7.4.1 調達プロセス (1) 組織は、調達する物品または役務（以下「調達物品等」という。）が、自ら規定する調達物品等に係る要求事項（以下「調達物品等要求事項」という。）に適合するようにする。 (2) 組織は、保安活動の重要性に応じて、調達物品等の供給者および調達物品等に適用される管理の方法（調達物品等が調達物品等要求事項に適合していることを確認する適切な方法（機密性の検証、調達物品等の妥当性確認等の方法）をいう。）および程度を定める。ここで、管理の方法および程度には、力量を有する者を組織の外部から確保する際に、外部への業務委託の範囲を品質マネジメント文書に明確に定めることを含む。なお、この場合において、一般産業用工業品については、調達物品等の供給者等から必要な情報を入手し当該一般産業用工業品が調達物品等要求事項に適合していることを確認できるように、管理の方法および程度を定める。 (3) 組織は、調達物品等要求事項に従い、調達物品等を供給する能力を根拠として調達物品等の供給者を選定する。 (4) 組織は、調達物品等の供給者の評価および適宜に定める期間に再評価を行う記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)の評価の結果の記録および当該評価の結果に基づいた措置に係る記録を作成し、これを管理する。 (6) 組織は、調達物品等を調達する場合には、個別業務計画において、適切な調達の実施に必要な事項（当該調達物品等の調達後におけるこれらの維持または運用に必要な技術情報（原子炉施設の保安に係るものに限る。）の取得および当該情報を他の原子力事業者等と共有するために必要な措置に関する事項を含む。）を定める。</p> <p>7.4.2 調達物品等要求事項 (1) 組織は、調達物品等に関する情報に、次に掲げる調達物品等要求事項のうち、該当するものを定める。 a. 調達物品等の供給者の業務のプロセスおよび設備に係る要求事項 b. 調達物品等の供給者の要員の力量に係る要求事項 c. 調達物品等の供給者の品質マネジメントシステムに係る要求事項 d. 調達物品等の不適合の報告（偽造品または模造品等の報告を含む。）および処置に係る要求事項 e. 調達物品等の供給者が健全な安全文化を育成し、および維持するために必要な要求事項 f. 一般産業用工業品を機器等に使用するためにあつた評価に必要な要求事項 g. その他調達物品等に必要な要求事項</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/28)</p> <p>4. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。</p> <p>(4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。 (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上に役立たせる観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニューシアへ登録することにより、情報の公開を行う。</p> <p>8.4 データの分析および評価 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジメントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの実効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、表3-1に記載の「原子力QMS データの分析要項」において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見 b. 個別業務等要求事項への適合性 c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う過程（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものを含む。） d. 調達物品等の供給者の供給能力</p> <p>8.5 改善 8.5.1 継続的な改善 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの実効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講ずる。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (23/29)</p> <p>ができる記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (4) 組織は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査を支援なく完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限をもつ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認する場合は、この限りではない。 (5) 組織は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性（使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。 (6) 組織は、保安活動の重要性に応じて、自主検査等の独立性（自主検査等を実施する要員がその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門を異にする要員とすることその他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないことをいう。）を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理 (1) 組織は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることがないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する。 (2) 組織は、不適合の処置に係る管理（不適合を関連する管理者に報告することを含む。）ならびにそれに関連する責任および権限を「原子力改善推進活動管理マニュアル」、「泊発電所改修推進活動管理要綱」および「原子力監査マニュアル」に定める。 (3) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。 a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずる。 b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、機器等の使用または個別業務の実施についての承認を行う（以下、「特別採用」という）。 c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずる。 d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または起こり得る影響に応じて適切な措置を講ずる。 (4) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照） (5) 組織は、(3)a.の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を実証するための検証を行う。 (6) 組織は、原子炉施設の保安の向上を図る観点から、公開基準を「泊発電所トランプ対応マニュアル」に定め、その基準に従い不適合の内容をニューシアへ登</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-14 ⑦-15</p> <p>(2) 組織は、調達物品等要求事項として、組織が調達物品等の供給者の工場等において使用 前事業者検査等その他の個別業務を行う際の原子力規制委員会の職員による当該工場等 への入りに関することを含む。</p> <p>(3) 組織は、調達物品等の供給者に対し調達物品等に関する情報を提供するに当たり、あ らかじめ、当該調達物品等要求事項の妥当性を確認する。</p> <p>(4) 組織は、調達物品等を受領する場合には、調達物品等の供給者に対し、調達物品等要 求事項への適合状況を記録した文書を提供させる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-16</p> <p>7.4.3 調達物品等の検証</p> <p>(1) 組織は、調達物品等が調達物品等要求事項に適合しているようにするために必要な検証 の方法を定め、実施する。</p> <p>(2) 組織は、調達物品等の供給者の工場等において調達物品等の検証を実施することとし たときは、当該検証の実施要領および調達物品等の供給者からの出荷の可否の決定の方法に ついて調達物品等要求事項の中で明確に定める。</p> <p>7.5 個別業務の管理</p> <p>7.5.1 個別業務の管理</p> <p>組織は、個別業務計画に基づき、個別業務を次に掲げる事項（当該個別業務の内容等から該 当しないと認められるものを除く。）に適合するように実施する。</p> <p>(1) 原子炉施設の保安のために必要な情報（保安のために使用する機器等または実施する個 別業務の特性および当該機器等の使用または個別業務の実施により達成すべき結果を含 む。）が利用できる体制にあること。</p> <p>(2) 手順書等が必要な時に利用できる体制にあること。</p> <p>(3) 当該個別業務に見合う設備を使用していること。</p> <p>(4) 監視測定のための設備が利用できる体制にあり、かつ当該設備を使用していること。</p> <p>(5) 8.2.3に基づき監視測定を実施していること。</p> <p>(6) 本品質マネジメントシステム計画に基づき、プロセスの次の段階に進むことの承認を行 っていること。</p> <p>7.5.2 個別業務の実施に係るプロセスの妥当性確認</p> <p>(1) 組織は、個別業務の実施に係るプロセスについて、それ以降の監視測定では当該プロセ スの結果を検証することができない場合（個別業務が実施された後にのみ不適合その他の 事象が明確になる場合を含む。）においては、妥当性確認を行う。</p> <p>(2) 組織は、(1)のプロセスが個別業務計画に定めた結果を得ることができることを、(1) の妥当性確認によって実施する。</p> <p>(3) 組織は、妥当性確認を行った場合は、その結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 組織は、(1)の妥当性確認の対象とされたプロセスについて、次に掲げる事項（当該 プロセスの内容等から該当しないと認められるものを除く。）を明確にする。</p> <p>a. 当該プロセスの責任および承認のための判定基準</p> <p>b. 妥当性確認に関する設備の承認および職員力量を確認する方法</p> <p>c. 妥当性確認（対象となる個別業務計画の変更時の再確認および一定期間が経過した後 に行う定期的な再確認を含む。）の方法</p> <p>7.5.3 識別管理およびトレーサビリティの確保</p> <p>(1) 組織は、個別業務計画および個別業務の実施に係るすべてのプロセスにおいて、適切な 手段により、機器等および個別業務の状態を識別し、管理する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/28)</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、 次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに技術的、人 的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確化 （必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野お よび強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事 象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じて、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置 （品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該 課題に取り組みを含む。）を変更する。</p> <p>e. 必要に応じて、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力 の安全に及ぼす影響の程度が小さいが、同様の事象が繰り返し発生すること により、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを 含む。）に関して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を確立し、実 施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理す る。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善 措置活動要領」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似す る事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を 明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施す ることをいう。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で 取り扱う技術情報およびニューシブ登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で 起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自 らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重 要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p style="text-align: right;">⑦-11 ⑧-10</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (24/29)</p> <p>8.4 データの分析および評価</p> <p>組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質 マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、こ れに基いて次の事項を実施する。</p> <p>(1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実施す るため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジ メントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプ ロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシ ステムの実効性を改善することを含め、）の必要性を評価するために、適切なデ ータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からの データを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。</p> <p>(2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事 項に係る情報を得る。</p> <p>a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知 見（8.2.1参照）</p> <p>b. 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3および8.2.4参照）</p> <p>c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う手順となるもの を含む。）（8.2.3および8.2.4参照）</p> <p>d. 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参照）</p> <p>8.5 改善</p> <p>8.5.1 継続的な改善</p> <p>組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善を行うために、品質方針 および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、 データの分析ならびに是正処置および未然防止処置の評価を通じて改善が必要 な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-14, ⑧-10</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、 次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理、ならびに技術的、 人的および組織的側面等の考慮を含む。）および当該不適合の原因の明確 化（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の弱点のある分野 および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>8.4 データの分析および評価 組織は、「原子力品質マネジメントシステム管理マニュアル」、「泊発電所品質 マネジメントシステム計画管理要領」および「原子力監査マニュアル」を定め、こ れに基いて次の事項を実施する。 (1) 組織は、品質マネジメントシステムが実効性のあるものであることを実施す るため、および当該品質マネジメントシステムの実効性の改善（品質マネジ メントシステムの実効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が確認されたプ ロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシ ステムの実効性を改善することを含め、）の必要性を評価するために、適切なデ ータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からの データを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。 (2) 組織は、(1)のデータの分析およびこれに基づく評価を行い、次に掲げる事 項に係る情報を得る。 a. 組織の外部の者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知 見（8.2.1参照） b. 個別業務等要求事項への適合性（8.2.3および8.2.4参照） c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う手順となるもの を含む。）（8.2.3および8.2.4参照） d. 調達物品等の供給者の供給能力（7.4参照）</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p>(2) 組織は、トレーサビリティ（機器等の使用または個別業務の実施に係る履歴、適用または所在を遡跡できる状態をいう。）の確保が個別業務等要求事項である場合においては、機器等または個別業務を識別し、これを記録するとともに、当該記録を管理する。</p> <p>7. 5. 4 組織の外郭の物の品 組織は、組織の外郭の物の品（JIS 29001 の「顧客または外部提供者の所有物」をいう。）を所持している場合においては、必要に応じ、記録を作成し、これを管理する。</p> <p>7. 5. 5 調達物品の管理 (1) 組織は、調達した物品が使用されるまでの間、当該物品を調達物品等要求事項に適合するように管理（識別表示、取扱い、包装、保管および保護を含む。）する。 (2) 組織は、調達物品の管理に係る事項について、4. 2. 1 (3) の表の7. 5. 5項に係る文書を確立する。</p> <p>7. 6 監視測定のための設備の管理 (1) 組織は、機器等または個別業務の個別業務等要求事項への適合性の検証に必要な監視測定および当該監視測定のための設備を4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において明確に定める。 (2) 組織は、(1) の監視測定について、実施可能であり、かつ、当該監視測定に係る要求事項と適合性のとれた方法を、4. 2. 1 (3) の表の7. 1項に係る文書において確立し、実施する。 (3) 組織は、監視測定の結果の妥当性を確保するために、監視測定のために必要な設備を、次に掲げる事項に適合するものとする。 a. あらかじめ定められた期間（7. 1 (1) に基づき定められた計画に基づく間隔をいう。）で、または使用の前に、計量の標準まで遡跡することが可能な方法（当該計量の標準が存在しない場合にあっては、校正または検証の履歴について記録する方法）により校正または検証がなされていること。 b. 校正の状態が明確になるよう、識別されていること。 c. 所要の精度がなされていること。 d. 監視測定の結果を無効とする操作から保護されていること。 e. 取扱い、維持および保管の間、損傷および劣化から保護されていること。 (4) 組織は、監視測定のための設備に係る要求事項への不適合が判明した場合においては、従前の監視測定の結果の妥当性を評価し、これを記録する。 (5) 組織は、(4) の場合において、当該監視測定のための設備および(4) の不適合により影響を受けた機器等または個別業務について、適切な措置を講じる。 (6) 組織は、監視測定のための設備の校正および検証の結果の記録を作成し、これを管理する。 (7) 組織は、監視測定においてソフトウェアを使用することとしたときは、その初期の使用に当たり、あらかじめ、当該ソフトウェアが意図したとおりに当該監視測定に適用されていることを確認する。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/28)</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。 e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、表3-1に記載の「原子力QMS 改善措置活動要領」に定める。</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-2 (25/29)</p> <p style="text-align: center;">⑦-14、⑧-10</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化 b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。 c. 講じた全ての是正処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を与えるおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みを含む。）を変更する。 e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。 f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単発の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に関して、根本的な原因を究明するために分析の手順を確立し、実施する。 g. 講じた全ての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力改善措置活動管理マニュアル」、「泊発電所改善措置活動管理要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、複数の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる。</p> <p>8.5.3 未然防止処置 (1) 組織は、原子力施設その他の施設の運転試験等の知見（PWR事業者連絡会で取り扱う技術情報およびニューシア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。 a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。 b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。 c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。 d. 講じた全ての未然防止処置の実効性の評価（有効性のレビュー）を行う。 e. 講じた全ての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。（4.2.4参照）</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、「原子力トラブル情報検討マニュアル」、「泊発電所トラブル情報検討要領」および「原子力監査マニュアル」に定める。</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

島根原子力発電所2号炉

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

泊発電所3号炉

相違理由

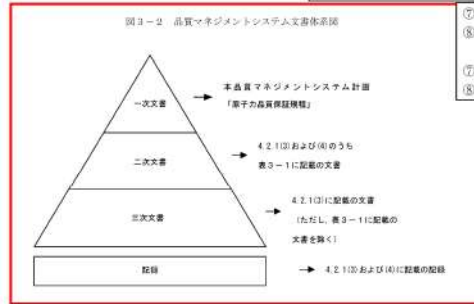
別紙4-2 (26/29)

別紙4-2 (26/28)

別紙4-2 (26/29)

(島根、女川) 文書体系の相違

- 8 評価および改善
- 8.1 監視測定、分析、評価および改善
- (1) 組織は、監視測定、分析、評価および改善に係るプロセス（取り締むべき改善に係る部門の管理責任の範囲を含め、組織が当該改善の必要性、方針、方法等について検討するプロセスを含む。）を計画し、実施する。
- (2) 組織は、要員が(1)の監視測定の結果を利用できるようにする（要員が情報を容易に取得し、改善活動に用いることができる体制があることをいう。）。
- 8.2 監視および測定
- 8.2.1 組織の外部の者の意見
- (1) 組織は、監視測定の一環として、原子力の安全の確保に対する組織の外部の者の意見を把握する。
- (2) 組織は、(1)の意見の把握および当該意見の反映に係る方法を4.2.1(3)の表の8.2.1項に係る文書に定める。
- 8.2.2 内部監査
- (1) 組織は、品質マネジメントシステムについて、次に掲げる要件への適合性を確認するために、保安活動の重要度に応じて、あらかじめ定められた期間で、客観的な評価を行う部門により内部監査を実施する。
- a. 本品質マネジメントシステム計画に基づく品質マネジメントシステムに係る要求事項
- b. 実効性のある実施および実効性の維持
- (2) 組織は、内部監査の計画基準、監査範囲、頻度、方法および責任を定める。
- (3) 組織は、内部監査の対象となり得る部門、役割業務、プロセスその他の領域（以下「領域」という。）の状況および重要性ならびに従前の監査の結果を考慮して内部監査の対象を選定し、かつ、内部監査の実施に関する計画（以下「内部監査実施計画」という。）を策定し、および実施することにより、内部監査の実効性を維持する。
- (4) 組織は、内部監査を行う要員（以下「内部監査員」という。）の選定および内部監査の実施においては、客観性および公平性を確保する。
- (5) 組織は、内部監査員または管理者に自らの個別業務または管理下にある個別業務に関する内部監査をさせない。
- (6) 組織は、内部監査実施計画の策定および実施ならびに内部監査結果の報告ならびに記録の作成および管理について、その責任および権限（必要に応じ、内部監査員または内部監査を実施した部門が内部監査結果を社長に直接報告する権限を含む。）ならびに内部監査に係る要求事項を、4.2.1(4)の表の8.2.2項に係る文書に定める。
- (7) 組織は、内部監査の対象として選定された領域に責任を有する管理者に内部監査結果を通知する。
- (8) 組織は、不適合が発見された場合には、(7)の通知を受けた管理者に、不適合を除去するための措置および是正措置を速滞なく講じさせるとともに、当該措置の検証を行わせ、その結果を報告させる。
- 8.2.3 プロセスの監視測定
- (1) 組織は、プロセスの監視測定（対象には、機器等および保安活動に係る不適合についての観点のある分野および強化すべき分野等に関する情報を含む。）を行う場合においては、当該プロセスの監視測定に見合う方法によりこれを行う。
- 監視測定の方法には次の事項を含む。
- a. 監視測定の実施時期



- ⑦-2
- ⑧-2
- ⑦-3
- ⑧-3

表3-1 社内規程一覧

文書番号	文書名	策定者	管理部門	第1条以外の保安規定対象文書*
E-30	原子力安全品質保証規程	社長	原子力事業統括部	第1条、第2条の2、第1条、第10条、第9条、第10条の2、第11条、第11条の2、第11条の3、第11条の4、第11条の5、第11条の6、第11条の7、第11条の8、第11条の9、第11条の10、第11条の11、第11条の12、第11条の13、第11条の14、第11条の15、第11条の16、第11条の17、第11条の18、第11条の19、第11条の20、第11条の21、第11条の22、第11条の23、第11条の24、第11条の25、第11条の26、第11条の27、第11条の28、第11条の29、第11条の30、第11条の31、第11条の32、第11条の33、第11条の34、第11条の35、第11条の36、第11条の37、第11条の38、第11条の39、第11条の40、第11条の41、第11条の42、第11条の43、第11条の44、第11条の45、第11条の46、第11条の47、第11条の48、第11条の49、第11条の50、第11条の51、第11条の52、第11条の53、第11条の54、第11条の55、第11条の56、第11条の57、第11条の58、第11条の59、第11条の60、第11条の61、第11条の62、第11条の63、第11条の64、第11条の65、第11条の66、第11条の67、第11条の68、第11条の69、第11条の70、第11条の71、第11条の72、第11条の73、第11条の74、第11条の75、第11条の76、第11条の77、第11条の78、第11条の79、第11条の80、第11条の81、第11条の82、第11条の83、第11条の84、第11条の85、第11条の86、第11条の87、第11条の88、第11条の89、第11条の90、第11条の91、第11条の92、第11条の93、第11条の94、第11条の95、第11条の96、第11条の97、第11条の98、第11条の99、第11条の100、第11条の101、第11条の102、第11条の103、第11条の104、第11条の105、第11条の106、第11条の107、第11条の108、第11条の109、第11条の110、第11条の111、第11条の112、第11条の113、第11条の114、第11条の115、第11条の116、第11条の117、第11条の118、第11条の119、第11条の120、第11条の121、第11条の122、第11条の123、第11条の124、第11条の125、第11条の126、第11条の127、第11条の128、第11条の129、第11条の130、第11条の131、第11条の132、第11条の133、第11条の134、第11条の135、第11条の136、第11条の137、第11条の138、第11条の139、第11条の140、第11条の141、第11条の142、第11条の143、第11条の144、第11条の145、第11条の146、第11条の147、第11条の148、第11条の149、第11条の150、第11条の151、第11条の152、第11条の153、第11条の154、第11条の155、第11条の156、第11条の157、第11条の158、第11条の159、第11条の160、第11条の161、第11条の162、第11条の163、第11条の164、第11条の165、第11条の166、第11条の167、第11条の168、第11条の169、第11条の170、第11条の171、第11条の172、第11条の173、第11条の174、第11条の175、第11条の176、第11条の177、第11条の178、第11条の179、第11条の180、第11条の181、第11条の182、第11条の183、第11条の184、第11条の185、第11条の186、第11条の187、第11条の188、第11条の189、第11条の190、第11条の191、第11条の192、第11条の193、第11条の194、第11条の195、第11条の196、第11条の197、第11条の198、第11条の199、第11条の200、第11条の201、第11条の202、第11条の203、第11条の204、第11条の205、第11条の206、第11条の207、第11条の208、第11条の209、第11条の210、第11条の211、第11条の212、第11条の213、第11条の214、第11条の215、第11条の216、第11条の217、第11条の218、第11条の219、第11条の220、第11条の221、第11条の222、第11条の223、第11条の224、第11条の225、第11条の226、第11条の227、第11条の228、第11条の229、第11条の230、第11条の231、第11条の232、第11条の233、第11条の234、第11条の235、第11条の236、第11条の237、第11条の238、第11条の239、第11条の240、第11条の241、第11条の242、第11条の243、第11条の244、第11条の245、第11条の246、第11条の247、第11条の248、第11条の249、第11条の250、第11条の251、第11条の252、第11条の253、第11条の254、第11条の255、第11条の256、第11条の257、第11条の258、第11条の259、第11条の260、第11条の261、第11条の262、第11条の263、第11条の264、第11条の265、第11条の266、第11条の267、第11条の268、第11条の269、第11条の270、第11条の271、第11条の272、第11条の273、第11条の274、第11条の275、第11条の276、第11条の277、第11条の278、第11条の279、第11条の280、第11条の281、第11条の282、第11条の283、第11条の284、第11条の285、第11条の286、第11条の287、第11条の288、第11条の289、第11条の290、第11条の291、第11条の292、第11条の293、第11条の294、第11条の295、第11条の296、第11条の297、第11条の298、第11条の299、第11条の300、第11条の301、第11条の302、第11条の303、第11条の304、第11条の305、第11条の306、第11条の307、第11条の308、第11条の309、第11条の310、第11条の311、第11条の312、第11条の313、第11条の314、第11条の315、第11条の316、第11条の317、第11条の318、第11条の319、第11条の320、第11条の321、第11条の322、第11条の323、第11条の324、第11条の325、第11条の326、第11条の327、第11条の328、第11条の329、第11条の330、第11条の331、第11条の332、第11条の333、第11条の334、第11条の335、第11条の336、第11条の337、第11条の338、第11条の339、第11条の340、第11条の341、第11条の342、第11条の343、第11条の344、第11条の345、第11条の346、第11条の347、第11条の348、第11条の349、第11条の350、第11条の351、第11条の352、第11条の353、第11条の354、第11条の355、第11条の356、第11条の357、第11条の358、第11条の359、第11条の360、第11条の361、第11条の362、第11条の363、第11条の364、第11条の365、第11条の366、第11条の367、第11条の368、第11条の369、第11条の370、第11条の371、第11条の372、第11条の373、第11条の374、第11条の375、第11条の376、第11条の377、第11条の378、第11条の379、第11条の380、第11条の381、第11条の382、第11条の383、第11条の384、第11条の385、第11条の386、第11条の387、第11条の388、第11条の389、第11条の390、第11条の391、第11条の392、第11条の393、第11条の394、第11条の395、第11条の396、第11条の397、第11条の398、第11条の399、第11条の400、第11条の401、第11条の402、第11条の403、第11条の404、第11条の405、第11条の406、第11条の407、第11条の408、第11条の409、第11条の410、第11条の411、第11条の412、第11条の413、第11条の414、第11条の415、第11条の416、第11条の417、第11条の418、第11条の419、第11条の420、第11条の421、第11条の422、第11条の423、第11条の424、第11条の425、第11条の426、第11条の427、第11条の428、第11条の429、第11条の430、第11条の431、第11条の432、第11条の433、第11条の434、第11条の435、第11条の436、第11条の437、第11条の438、第11条の439、第11条の440、第11条の441、第11条の442、第11条の443、第11条の444、第11条の445、第11条の446、第11条の447、第11条の448、第11条の449、第11条の450、第11条の451、第11条の452、第11条の453、第11条の454、第11条の455、第11条の456、第11条の457、第11条の458、第11条の459、第11条の460、第11条の461、第11条の462、第11条の463、第11条の464、第11条の465、第11条の466、第11条の467、第11条の468、第11条の469、第11条の470、第11条の471、第11条の472、第11条の473、第11条の474、第11条の475、第11条の476、第11条の477、第11条の478、第11条の479、第11条の480、第11条の481、第11条の482、第11条の483、第11条の484、第11条の485、第11条の486、第11条の487、第11条の488、第11条の489、第11条の490、第11条の491、第11条の492、第11条の493、第11条の494、第11条の495、第11条の496、第11条の497、第11条の498、第11条の499、第11条の500、第11条の501、第11条の502、第11条の503、第11条の504、第11条の505、第11条の506、第11条の507、第11条の508、第11条の509、第11条の510、第11条の511、第11条の512、第11条の513、第11条の514、第11条の515、第11条の516、第11条の517、第11条の518、第11条の519、第11条の520、第11条の521、第11条の522、第11条の523、第11条の524、第11条の525、第11条の526、第11条の527、第11条の528、第11条の529、第11条の530、第11条の531、第11条の532、第11条の533、第11条の534、第11条の535、第11条の536、第11条の537、第11条の538、第11条の539、第11条の540、第11条の541、第11条の542、第11条の543、第11条の544、第11条の545、第11条の546、第11条の547、第11条の548、第11条の549、第11条の550、第11条の551、第11条の552、第11条の553、第11条の554、第11条の555、第11条の556、第11条の557、第11条の558、第11条の559、第11条の560、第11条の561、第11条の562、第11条の563、第11条の564、第11条の565、第11条の566、第11条の567、第11条の568、第11条の569、第11条の570、第11条の571、第11条の572、第11条の573、第11条の574、第11条の575、第11条の576、第11条の577、第11条の578、第11条の579、第11条の580、第11条の581、第11条の582、第11条の583、第11条の584、第11条の585、第11条の586、第11条の587、第11条の588、第11条の589、第11条の590、第11条の591、第11条の592、第11条の593、第11条の594、第11条の595、第11条の596、第11条の597、第11条の598、第11条の599、第11条の600、第11条の601、第11条の602、第11条の603、第11条の604、第11条の605、第11条の606、第11条の607、第11条の608、第11条の609、第11条の610、第11条の611、第11条の612、第11条の613、第11条の614、第11条の615、第11条の616、第11条の617、第11条の618、第11条の619、第11条の620、第11条の621、第11条の622、第11条の623、第11条の624、第11条の625、第11条の626、第11条の627、第11条の628、第11条の629、第11条の630、第11条の631、第11条の632、第11条の633、第11条の634、第11条の635、第11条の636、第11条の637、第11条の638、第11条の639、第11条の640、第11条の641、第11条の642、第11条の643、第11条の644、第11条の645、第11条の646、第11条の647、第11条の648、第11条の649、第11条の650、第11条の651、第11条の652、第11条の653、第11条の654、第11条の655、第11条の656、第11条の657、第11条の658、第11条の659、第11条の660、第11条の661、第11条の662、第11条の663、第11条の664、第11条の665、第11条の666、第11条の667、第11条の668、第11条の669、第11条の670、第11条の671、第11条の672、第11条の673、第11条の674、第11条の675、第11条の676、第11条の677、第11条の678、第11条の679、第11条の680、第11条の681、第11条の682、第11条の683、第11条の684、第11条の685、第11条の686、第11条の687、第11条の688、第11条の689、第11条の690、第11条の691、第11条の692、第11条の693、第11条の694、第11条の695、第11条の696、第11条の697、第11条の698、第11条の699、第11条の700、第11条の701、第11条の702、第11条の703、第11条の704、第11条の705、第11条の706、第11条の707、第11条の708、第11条の709、第11条の710、第11条の711、第11条の712、第11条の713、第11条の714、第11条の715、第11条の716、第11条の717、第11条の718、第11条の719、第11条の720、第11条の721、第11条の722、第11条の723、第11条の724、第11条の725、第11条の726、第11条の727、第11条の728、第11条の729、第11条の730、第11条の731、第11条の732、第11条の733、第11条の734、第11条の735、第11条の736、第11条の737、第11条の738、第11条の739、第11条の740、第11条の741、第11条の742、第11条の743、第11条の744、第11条の745、第11条の746、第11条の747、第11条の748、第11条の749、第11条の750、第11条の751、第11条の752、第11条の753、第11条の754、第11条の755、第11条の756、第11条の757、第11条の758、第11条の759、第11条の760、第11条の761、第11条の762、第11条の763、第11条の764、第11条の765、第11条の766、第11条の767、第11条の768、第11条の769、第11条の770、第11条の771、第11条の772、第11条の773、第11条の774、第11条の775、第11条の776、第11条の777、第11条の778、第11条の779、第11条の780、第11条の781、第11条の782、第11条の783、第11条の784、第11条の785、第11条の786、第11条の787、第11条の788、第11条の789、第11条の790、第11条の791、第11条の792、第11条の793、第11条の794、第11条の795、第11条の796、第11条の797、第11条の798、第11条の799、第11条の800、第11条の801、第11条の802、第11条の803、第11条の804、第11条の805、第11条の806、第11条の807、第11条の808、第11条の809、第11条の810、第11条の811、第11条の812、第11条の813、第11条の814、第11条の815、第11条の816、第11条の817、第11条の818、第11条の819、第11条の820、第11条の821、第11条の822、第11条の823、第11条の824、第11条の825、第11条の826、第11条の827、第11条の828、第11条の829、第11条の830、第11条の831、第11条の832、第11条の833、第11条の834、第11条の835、第11条の836、第11条の837、第11条の838、第11条の839、第11条の840、第11条の841、第11条の842、第11条の843、第11条の844、第11条の845、第11条の846、第11条の847、第11条の848、第11条の849、第11条の850、第11条の851、第11条の852、第11条の853、第11条の854、第11条の855、第11条の856、第11条の857、第11条の858、第11条の859、第11条の860、第11条の861、第11条の862、第11条の863、第11条の864、第11条の865、第11条の866、第11条の867、第11条の868、第11条の869、第11条の870、第11条の871、第11条の872、第11条の873、第11条の874、第11条の875、第11条の876、第11条の877、第11条の878、第11条の879、第11条の880、第11条の881、第11条の882、第11条の883、第11条の884、第11条の885、第11条の886、第11条の887、第11条の888、第11条の889、第11条の890、第11条の891、第11条の892、第11条の893、第11条の894、第11条の895、第11条の896、第11条の897、第11条の898、第11条の899、第11条の900、第11条の901、第11条の902、第11条の903、第11条の904、第11条の905、第11条の906、第11条の907、第11条の908、第11条の909、第11条の910、第11条の911、第11条の912、第11条の913、第11条の914、第11条の915、第11条の916、第11条の917、第11条の918、第11条の919、第11条の920、第11条の921、第11条の922、第11条の923、第11条の924、第11条の925、第11条の926、第11条の927、第11条の928、第11条の929、第11条の930、第11条の931、第11条の932、第11条の933、第11条の934、第11条の935、第11条の936、第11条の937、第11条の938、第11条の939、第11条の940、第11条の941、第11条の942、第11条の943、第11条の944、第11条の945、第11条の946、第11条の947、第11条の948、第11条の949、第11条の950、第11条の951、第11条の952、第11条の953、第11条の954、第11条の955、第11条の956、第11条の957、第11条の958、第11条の959、第11条の960、第11条の961、第11条の962、第11条の963、第11条の964、第11条の965、第11条の966、第11条の967、第11条の968、第11条の969、第11条の970、第11条の971、第11条の972、第11条の973、第11条の974、第11条の975、第11条の976、第11条の977、第11条の978、第11条の979、第11条の980、第11条の981、第11条の982、第11条の983、第11条の984、第11条の985、第11条の986、第11条の987、第11条の988、第11条の989、第11条の990、第11条の991、第11条の992、第11条の993、第11条の994、第11条の995、第11条の996、第11条の997、第11条の998、第11条の999、第11条の1000、第11条の1001、第11条の1002、第11条の1003、第11条の1004、第11条の1005、第11条の1006、第11条の1007、第11条の1008、第11条の1009、第11条の1010、第11条の1011、第11条の1012、第11条の1013、第11条の1014、第11条の1015、第11条の1016、第11条の1017、第11条の1018、第11条の1019、第11条の1020、第11条の1021、第11条の1022、第11条の1023、第11条の1024、第11条の1025、第11条の1026、第11条の1027、第11条の1028、第11条の1029、第11条の1030、第11条の1031、第11条の1032、第11条の1033、第11条の1034、第11条の1035、第11条の1036、第11条の1037、第11条の1038、第11条の1039、第11条の1040、第11条の1041、第11条の1042、第11条の1043、第11条の1044、第11条の1045、第11条の1046、第11条の1047、第11条の1048、第11条の1049、第11条の1050、第11条の1051、第11条の1052、第11条の1053、第11条の1054、第11条の1055、第11条の1056、第11条の1057、第11条の1058、第11条の1059、第11条の1060、第11条の1061、第11条の1062、第11条の1063、第11条の1064、第11条の1065、第11条の1066、第11条の1067、第11条の1068、第11条の1069、第11条の1070、第11条の1071、第11条の1072、第11条の1073、第11条の1074、第11条の1075、第11条の1076、第11条の1077、第11条の1078、第11条の1079、第11条の1080、第11条の1081、第11条の1082、第11条の1083、第11条の1084、第11条の1085、第11条の1086、第11条の1087、第11条の1088、第11条の1089、第11条の1090、第11条の1091、第11条の1092、第11条の1093、第11条の1094、第11条の1095、第11条の1096、第11条の1097、第11条の1098、第11条の1099、第11条の1100、第11条の1101、第11条の1102、第11条の1103、第11条の1104、第11条の1105、第11条の1106、第11条の1107、第11条の1108、第11条の1109、第11条の1110、第11条の1111、第11条の1112、第11条の1113、第11条の1114、第11条の1115、第11条の1116、第11条の1117、第11条の1118、第11条の1119、第11条の1120、第11条の1121、第11条の1122、第11条の1123、第11条の1124、第11条の1125、第11条の1126、第11条の1127、第11条の1128、第11条の1129、第11条の1130、第11条の1131、第11条の1132、第11条の1133、第11条の1134、第11条の1135、第11条の1136、第11条の1137、第11条の1138、第11条の1139、第11条の1140、第11条の1141、第11条の1142、第11条の1143、第11条の1144、第11条の1145、第11条の1146、第11条の1147、第11条の1148、第11条の1149、第11条の1150、第11条の1151、第11条の1152、第11条の1153、

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由																																																																																																																																	
<p>別紙4-2 (27/29)</p> <p>b. 監視測定の結果の分析および評価の方法ならびに時期</p> <p>(2) 結論は、(1)の監視測定の実績に当たり、保安活動の重要性に応じて、保安活動種別を用いる。</p> <p>(3) 結論は、(1)の方法により、プロセスが5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができることを実証する。</p> <p>(4) 結論は、(1)の監視測定の結果に基づき、保安活動の改善のために、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 結論は、5.4.2(1)および7.1(1)の計画に定めた結果を得ることができない場合または当該結果を得ることができないおそれがある場合においては、当該業務等要求事項への適合性を確保するために、当該プロセスの問題を特定し、当該問題に対して適切な措置を講じる。</p> <p>8.2.4 機器等の検査等</p> <p>(1) 結論は、機器等に係る要求事項への適合性を検証するために、個別業務計画に従って、個別業務の実施に係るプロセスの適切な段階において、使用前事業者検査等または自主検査等を実施する。</p> <p>(2) 結論は、使用前事業者検査等または自主検査等の結果に係る記録(必要に応じ、検査において使用した試験体や計測機器等に関する記録を含む。)を作成し、これを管理する。</p> <p>(3) 結論は、プロセスの次の段階に進むことの承認を行った要員を特定することができる記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(4) 結論は、個別業務計画に基づく使用前事業者検査等または自主検査等を実施し、完了するまでは、プロセスの次の段階に進むことの承認をしない。ただし、当該承認の権限を持つ要員が、個別業務計画に定める手順により特に承認をする場合は、この限りでない。</p> <p>(5) 結論は、保安活動の重要性に応じて、使用前事業者検査等の独立性(使用前事業者検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と部門に属する要員とする)を確保すること(使用前事業者検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、別の部門に所属していることという。)その他の方法により、使用前事業者検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(使用前事業者検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。)をいう。)を確保する。</p> <p>(6) 結論は、保安活動の重要性に応じて、自主検査等の独立性(自主検査等を実施する要員をその対象となる機器等を所管する部門に属する要員と必要に応じて部門を異にする要員とすること(自主検査等を実施する要員と当該検査対象となる機器等を所管する部門に属する要員が、第9条に規定する職務の内容に照らして、必要に応じて別の部門に所属していることという。)その他の方法により、自主検査等の中立性および信頼性が損なわれないこと(自主検査等を実施する要員が、当該検査等に必要力量を持ち、適正な判定を行うに当たり、何人からも不当な影響を受けることなく、当該検査等を実施できる状況にあることという。)をいう。)を確保する。</p> <p>8.3 不適合の管理</p> <p>(1) 結論は、個別業務等要求事項に適合しない機器等が使用され、または個別業務が実施されることのないよう、当該機器等または個別業務を特定し、これを管理する(不適合が確認された機器等または個別業務が識別され、不適合がすべて管理されていることという。)</p> <p>(2) 結論は、不適合の処理に係る管理(不適合を関連する管理者に報告することを含む。)ならびにそれに関連する責任および権限を、4.2.1(4)の表の8.3項に係る文書</p>	<p>別紙4-2 (27/28)</p> <p>表3-1 一次・二次文書一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保安規定第3条の記載項目</th> <th>一次文書名</th> <th>発行機(管理箇所)</th> <th>文書番号</th> <th>第3条以外の関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>原子力品質保証規程</td> <td>社長(原子力品質保証)</td> <td>規程-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMS品質に係る管理規程</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規程4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.1</td> <td>原子力QMSプロセス管理規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程4-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>4.1.1, 4.2.4</td> <td>原子力QMS品質管理規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程4-2第12条</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.3</td> <td>原子力QMS品質方針管理規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>原子力QMS品質管理規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-2</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.1</td> <td>原子力QMS責任および権限規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-3第1条、第1条~第2条の9</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.2</td> <td>原子力QMS権限付要員規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-4</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.4.4</td> <td>原子力QMS内職作業員規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-5第1条、第7条</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>5.8</td> <td>原子力QMSマニフェストレビュー規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程5-6</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>6.2</td> <td>原子力QMS力量、習得、点検および記録規程</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規程6-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7.1, 7.1.1, 7.1.2, 7.1.3, 7.1.4</td> <td>原子力QMS業務の計画および実施規程</td> <td>原子力品質保証室長(原子力品質保証)</td> <td>規程7-1</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>7.1</td> <td>原子力QMS運転業務規程</td> <td>原子力部長(原子力部)</td> <td>規程7-1第12条~第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条</td> <td> <p>別紙4-2 (27/29)</p> <p>表3-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-30-201</td> <td>泊発電所品質に係る重要度分類</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-202</td> <td>泊発電所文書管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-203</td> <td>泊発電所品質保証管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第134条</td> </tr> <tr> <td>R-30-204</td> <td>泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第2条、第2条の2</td> </tr> <tr> <td>R-30-205</td> <td>泊発電所安全審査委員会運営規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>R-30-206</td> <td>泊発電所教育訓練管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力教育センター</td> <td>第159条、第160条</td> </tr> <tr> <td>R-30-207</td> <td>泊発電所運転規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所発電室</td> <td>第11条~第13条、第16条~第14条、第15条</td> </tr> <tr> <td>R-30-208</td> <td>泊発電所化学管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条</td> </tr> <tr> <td>R-30-209</td> <td>泊発電所燃料管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所燃料課</td> <td>第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-210</td> <td>泊発電所放射線管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-211</td> <td>泊発電所保安規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全計画課</td> <td>第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条</td> </tr> </tbody> </table> </td> <td data-bbox="1841 108 2177 1442"> <p>(島根、女川) 文書体系の相違</p> </td> </tr> </tbody> </table>	保安規定第3条の記載項目	一次文書名	発行機(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文		原子力品質保証規程	社長(原子力品質保証)	規程-1	-	4.1	原子力QMS品質に係る管理規程	原子力部長(原子力部)	規程4-1	-	4.1	原子力QMSプロセス管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程4-1	-	4.1.1, 4.2.4	原子力QMS品質管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程4-2第12条	-	5.3	原子力QMS品質方針管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-1	-	5.4.1	原子力QMS品質管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-2	-	5.4.1	原子力QMS責任および権限規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-3第1条、第1条~第2条の9	-	5.4.2	原子力QMS権限付要員規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-4	-	5.4.4	原子力QMS内職作業員規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-5第1条、第7条	-	5.8	原子力QMSマニフェストレビュー規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-6	-	6.2	原子力QMS力量、習得、点検および記録規程	原子力部長(原子力部)	規程6-1	-	7.1, 7.1.1, 7.1.2, 7.1.3, 7.1.4	原子力QMS業務の計画および実施規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程7-1	-	7.1	原子力QMS運転業務規程	原子力部長(原子力部)	規程7-1第12条~第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	<p>別紙4-2 (27/29)</p> <p>表3-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-30-201</td> <td>泊発電所品質に係る重要度分類</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-202</td> <td>泊発電所文書管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-203</td> <td>泊発電所品質保証管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第134条</td> </tr> <tr> <td>R-30-204</td> <td>泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第2条、第2条の2</td> </tr> <tr> <td>R-30-205</td> <td>泊発電所安全審査委員会運営規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>R-30-206</td> <td>泊発電所教育訓練管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力教育センター</td> <td>第159条、第160条</td> </tr> <tr> <td>R-30-207</td> <td>泊発電所運転規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所発電室</td> <td>第11条~第13条、第16条~第14条、第15条</td> </tr> <tr> <td>R-30-208</td> <td>泊発電所化学管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条</td> </tr> <tr> <td>R-30-209</td> <td>泊発電所燃料管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所燃料課</td> <td>第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-210</td> <td>泊発電所放射線管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-211</td> <td>泊発電所保安規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全計画課</td> <td>第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条</td> </tr> </tbody> </table>	文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の関連条文*	R-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室		R-30-202	泊発電所文書管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室		R-30-203	泊発電所品質保証管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第134条	R-30-204	泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条、第2条の2	R-30-205	泊発電所安全審査委員会運営規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条	R-30-206	泊発電所教育訓練管理規程	所長	泊発電所原子力教育センター	第159条、第160条	R-30-207	泊発電所運転規程	所長	泊発電所発電室	第11条~第13条、第16条~第14条、第15条	R-30-208	泊発電所化学管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条	R-30-209	泊発電所燃料管理規程	所長	泊発電所燃料課	第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条	R-30-210	泊発電所放射線管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条	R-30-211	泊発電所保安規程	所長	泊発電所安全計画課	第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>
保安規定第3条の記載項目	一次文書名	発行機(管理箇所)	文書番号	第3条以外の関連条文																																																																																																																																
	原子力品質保証規程	社長(原子力品質保証)	規程-1	-																																																																																																																																
4.1	原子力QMS品質に係る管理規程	原子力部長(原子力部)	規程4-1	-																																																																																																																																
4.1	原子力QMSプロセス管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程4-1	-																																																																																																																																
4.1.1, 4.2.4	原子力QMS品質管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程4-2第12条	-																																																																																																																																
5.3	原子力QMS品質方針管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-1	-																																																																																																																																
5.4.1	原子力QMS品質管理規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-2	-																																																																																																																																
5.4.1	原子力QMS責任および権限規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-3第1条、第1条~第2条の9	-																																																																																																																																
5.4.2	原子力QMS権限付要員規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-4	-																																																																																																																																
5.4.4	原子力QMS内職作業員規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-5第1条、第7条	-																																																																																																																																
5.8	原子力QMSマニフェストレビュー規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程5-6	-																																																																																																																																
6.2	原子力QMS力量、習得、点検および記録規程	原子力部長(原子力部)	規程6-1	-																																																																																																																																
7.1, 7.1.1, 7.1.2, 7.1.3, 7.1.4	原子力QMS業務の計画および実施規程	原子力品質保証室長(原子力品質保証)	規程7-1	-																																																																																																																																
7.1	原子力QMS運転業務規程	原子力部長(原子力部)	規程7-1第12条~第19条、第21条、第22条、第23条、第24条、第25条、第26条、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条、第32条、第33条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条、第40条、第41条、第42条、第43条、第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条、第51条、第52条、第53条、第54条、第55条、第56条、第57条、第58条、第59条、第60条、第61条、第62条、第63条、第64条、第65条、第66条、第67条、第68条、第69条、第70条、第71条、第72条、第73条、第74条、第75条、第76条、第77条、第78条、第79条、第80条、第81条、第82条、第83条、第84条、第85条、第86条、第87条、第88条、第89条、第90条、第91条、第92条、第93条、第94条、第95条、第96条、第97条、第98条、第99条、第100条、第101条、第102条、第103条、第104条、第105条、第106条、第107条、第108条、第109条、第110条、第111条、第112条、第113条、第114条、第115条、第116条、第117条、第118条、第119条、第120条、第121条、第122条、第123条、第124条、第125条、第126条、第127条、第128条、第129条、第130条、第131条、第132条、第133条、第134条、第135条、第136条、第137条、第138条、第139条、第140条、第141条、第142条、第143条、第144条、第145条、第146条、第147条、第148条、第149条、第150条、第151条、第152条、第153条、第154条、第155条、第156条、第157条、第158条、第159条、第160条、第161条、第162条、第163条、第164条、第165条、第166条、第167条、第168条、第169条、第170条、第171条、第172条、第173条、第174条、第175条、第176条、第177条、第178条、第179条、第180条、第181条、第182条、第183条、第184条、第185条、第186条、第187条、第188条、第189条、第190条、第191条、第192条、第193条、第194条、第195条、第196条、第197条、第198条、第199条、第200条、第201条、第202条、第203条、第204条、第205条、第206条、第207条、第208条、第209条、第210条、第211条、第212条、第213条、第214条、第215条、第216条、第217条、第218条、第219条、第220条、第221条、第222条、第223条、第224条、第225条、第226条、第227条、第228条、第229条、第230条、第231条、第232条、第233条、第234条、第235条、第236条、第237条、第238条、第239条、第240条、第241条、第242条、第243条、第244条、第245条、第246条、第247条、第248条、第249条、第250条、第251条、第252条、第253条、第254条、第255条、第256条、第257条、第258条、第259条、第260条、第261条、第262条、第263条、第264条、第265条、第266条、第267条、第268条、第269条、第270条、第271条、第272条、第273条、第274条、第275条、第276条、第277条、第278条、第279条、第280条、第281条、第282条、第283条、第284条、第285条、第286条、第287条、第288条、第289条、第290条、第291条、第292条、第293条、第294条、第295条、第296条、第297条、第298条、第299条、第300条、第301条、第302条、第303条、第304条、第305条、第306条、第307条、第308条、第309条、第310条、第311条、第312条、第313条、第314条、第315条、第316条、第317条、第318条、第319条、第320条、第321条、第322条、第323条、第324条、第325条、第326条、第327条、第328条、第329条、第330条、第331条、第332条、第333条、第334条、第335条、第336条、第337条、第338条、第339条、第340条、第341条、第342条、第343条、第344条、第345条、第346条、第347条、第348条、第349条、第350条、第351条、第352条、第353条、第354条、第355条、第356条、第357条、第358条、第359条、第360条、第361条、第362条、第363条、第364条、第365条、第366条、第367条、第368条、第369条、第370条、第371条、第372条、第373条、第374条、第375条、第376条、第377条、第378条、第379条、第380条、第381条、第382条、第383条、第384条、第385条、第386条、第387条、第388条、第389条、第390条、第391条、第392条、第393条、第394条、第395条、第396条、第397条、第398条、第399条、第400条、第401条、第402条、第403条、第404条、第405条、第406条、第407条、第408条、第409条、第410条、第411条、第412条、第413条、第414条、第415条、第416条、第417条、第418条、第419条、第420条、第421条、第422条、第423条、第424条、第425条、第426条、第427条、第428条、第429条、第430条、第431条、第432条、第433条、第434条、第435条、第436条、第437条、第438条、第439条、第440条、第441条、第442条、第443条、第444条、第445条、第446条、第447条、第448条、第449条、第450条、第451条、第452条、第453条、第454条、第455条、第456条、第457条、第458条、第459条、第460条、第461条、第462条、第463条、第464条、第465条、第466条、第467条、第468条、第469条、第470条、第471条、第472条、第473条、第474条、第475条、第476条、第477条、第478条、第479条、第480条、第481条、第482条、第483条、第484条、第485条、第486条、第487条、第488条、第489条、第490条、第491条、第492条、第493条、第494条、第495条、第496条、第497条、第498条、第499条、第500条、第501条、第502条、第503条、第504条、第505条、第506条、第507条、第508条、第509条、第510条、第511条、第512条、第513条、第514条、第515条、第516条、第517条、第518条、第519条、第520条、第521条、第522条、第523条、第524条、第525条、第526条、第527条、第528条、第529条、第530条、第531条、第532条、第533条、第534条、第535条、第536条、第537条、第538条、第539条、第540条、第541条、第542条、第543条、第544条、第545条、第546条、第547条、第548条、第549条、第550条、第551条、第552条、第553条、第554条、第555条、第556条、第557条、第558条、第559条、第560条、第561条、第562条、第563条、第564条、第565条、第566条、第567条、第568条、第569条、第570条、第571条、第572条、第573条、第574条、第575条、第576条、第577条、第578条、第579条、第580条、第581条、第582条、第583条、第584条、第585条、第586条、第587条、第588条、第589条、第590条、第591条、第592条、第593条、第594条、第595条、第596条、第597条、第598条、第599条、第600条、第601条、第602条、第603条、第604条、第605条、第606条、第607条、第608条、第609条、第610条、第611条、第612条、第613条、第614条、第615条、第616条、第617条、第618条、第619条、第620条、第621条、第622条、第623条、第624条、第625条、第626条、第627条、第628条、第629条、第630条、第631条、第632条、第633条、第634条、第635条、第636条、第637条、第638条、第639条、第640条、第641条、第642条、第643条、第644条、第645条、第646条、第647条、第648条、第649条、第650条、第651条、第652条、第653条、第654条、第655条、第656条、第657条、第658条、第659条、第660条、第661条、第662条、第663条、第664条、第665条、第666条、第667条、第668条、第669条、第670条、第671条、第672条、第673条、第674条、第675条、第676条、第677条、第678条、第679条、第680条、第681条、第682条、第683条、第684条、第685条、第686条、第687条、第688条、第689条、第690条、第691条、第692条、第693条、第694条、第695条、第696条、第697条、第698条、第699条、第700条、第701条、第702条、第703条、第704条、第705条、第706条、第707条、第708条、第709条、第710条、第711条、第712条、第713条、第714条、第715条、第716条、第717条、第718条、第719条、第720条、第721条、第722条、第723条、第724条、第725条、第726条、第727条、第728条、第729条、第730条、第731条、第732条、第733条、第734条、第735条、第736条、第737条、第738条、第739条、第740条、第741条、第742条、第743条、第744条、第745条、第746条、第747条、第748条、第749条、第750条、第751条、第752条、第753条、第754条、第755条、第756条、第757条、第758条、第759条、第760条、第761条、第762条、第763条、第764条、第765条、第766条、第767条、第768条、第769条、第770条、第771条、第772条、第773条、第774条、第775条、第776条、第777条、第778条、第779条、第780条、第781条、第782条、第783条、第784条、第785条、第786条、第787条、第788条、第789条、第790条、第791条、第792条、第793条、第794条、第795条、第796条、第797条、第798条、第799条、第800条、第801条、第802条、第803条、第804条、第805条、第806条、第807条、第808条、第809条、第810条、第811条、第812条、第813条、第814条、第815条、第816条、第817条、第818条、第819条、第820条、第821条、第822条、第823条、第824条、第825条、第826条、第827条、第828条、第829条、第830条、第831条、第832条、第833条、第834条、第835条、第836条、第837条、第838条、第839条、第840条、第841条、第842条、第843条、第844条、第845条、第846条、第847条、第848条、第849条、第850条、第851条、第852条、第853条、第854条、第855条、第856条、第857条、第858条、第859条、第860条、第861条、第862条、第863条、第864条、第865条、第866条、第867条、第868条、第869条、第870条、第871条、第872条、第873条、第874条、第875条、第876条、第877条、第878条、第879条、第880条、第881条、第882条、第883条、第884条、第885条、第886条、第887条、第888条、第889条、第890条、第891条、第892条、第893条、第894条、第895条、第896条、第897条、第898条、第899条、第900条、第901条、第902条、第903条、第904条、第905条、第906条、第907条、第908条、第909条、第910条、第911条、第912条、第913条、第914条、第915条、第916条、第917条、第918条、第919条、第920条、第921条、第922条、第923条、第924条、第925条、第926条、第927条、第928条、第929条、第930条、第931条、第932条、第933条、第934条、第935条、第936条、第937条、第938条、第939条、第940条、第941条、第942条、第943条、第944条、第945条、第946条、第947条、第948条、第949条、第950条、第951条、第952条、第953条、第954条、第955条、第956条、第957条、第958条、第959条、第960条、第961条、第962条、第963条、第964条、第965条、第966条、第967条、第968条、第969条、第970条、第971条、第972条、第973条、第974条、第975条、第976条、第977条、第978条、第979条、第980条、第981条、第982条、第983条、第984条、第985条、第986条、第987条、第988条、第989条、第990条、第991条、第992条、第993条、第994条、第995条、第996条、第997条、第998条、第999条、第1000条	<p>別紙4-2 (27/29)</p> <p>表3-1 (続き)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>文書番号</th> <th>文書名</th> <th>承認者</th> <th>管理箇所</th> <th>第3条以外の関連条文*</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R-30-201</td> <td>泊発電所品質に係る重要度分類</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-202</td> <td>泊発電所文書管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>R-30-203</td> <td>泊発電所品質保証管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第134条</td> </tr> <tr> <td>R-30-204</td> <td>泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第2条、第2条の2</td> </tr> <tr> <td>R-30-205</td> <td>泊発電所安全審査委員会運営規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力安全・品質保証室</td> <td>第7条</td> </tr> <tr> <td>R-30-206</td> <td>泊発電所教育訓練管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所原子力教育センター</td> <td>第159条、第160条</td> </tr> <tr> <td>R-30-207</td> <td>泊発電所運転規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所発電室</td> <td>第11条~第13条、第16条~第14条、第15条</td> </tr> <tr> <td>R-30-208</td> <td>泊発電所化学管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条</td> </tr> <tr> <td>R-30-209</td> <td>泊発電所燃料管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所燃料課</td> <td>第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-210</td> <td>泊発電所放射線管理規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全管理課</td> <td>第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条</td> </tr> <tr> <td>R-30-211</td> <td>泊発電所保安規程</td> <td>所長</td> <td>泊発電所安全計画課</td> <td>第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条</td> </tr> </tbody> </table>	文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の関連条文*	R-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室		R-30-202	泊発電所文書管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室		R-30-203	泊発電所品質保証管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第134条	R-30-204	泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条、第2条の2	R-30-205	泊発電所安全審査委員会運営規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条	R-30-206	泊発電所教育訓練管理規程	所長	泊発電所原子力教育センター	第159条、第160条	R-30-207	泊発電所運転規程	所長	泊発電所発電室	第11条~第13条、第16条~第14条、第15条	R-30-208	泊発電所化学管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条	R-30-209	泊発電所燃料管理規程	所長	泊発電所燃料課	第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条	R-30-210	泊発電所放射線管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条	R-30-211	泊発電所保安規程	所長	泊発電所安全計画課	第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条	<p>(島根、女川) 文書体系の相違</p>																																																																			
文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の関連条文*																																																																																																																																
R-30-201	泊発電所品質に係る重要度分類	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室																																																																																																																																	
R-30-202	泊発電所文書管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室																																																																																																																																	
R-30-203	泊発電所品質保証管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第134条																																																																																																																																
R-30-204	泊発電所品質マニフェストシステム計画管理規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第2条、第2条の2																																																																																																																																
R-30-205	泊発電所安全審査委員会運営規程	所長	泊発電所原子力安全・品質保証室	第7条																																																																																																																																
R-30-206	泊発電所教育訓練管理規程	所長	泊発電所原子力教育センター	第159条、第160条																																																																																																																																
R-30-207	泊発電所運転規程	所長	泊発電所発電室	第11条~第13条、第16条~第14条、第15条																																																																																																																																
R-30-208	泊発電所化学管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第12条の2、第18条、第17条、第17条、第40条、第50条、第53条、第54条、第57条、第79条、第94条																																																																																																																																
R-30-209	泊発電所燃料管理規程	所長	泊発電所燃料課	第12条の2、第19条、第26条、第28条、第35条、第40条、第46条、第59条、第76条、第78条、第78条、第79条、第92条、第99条、第132条																																																																																																																																
R-30-210	泊発電所放射線管理規程	所長	泊発電所安全管理課	第28条~第117条(第29条のみを除く)、第136条、第132条																																																																																																																																
R-30-211	泊発電所保安規程	所長	泊発電所安全計画課	第115条の2、第116条の2、第116条、第117条、第122条、第124条、第129条、第130条、第132条、第133条、第135条~第145条、第151条、第155条~第164条、第166条~第168条、第172条、第175条、第187条、第189条、第101条、第113条、第118条、第118条の2~第118条の6、第132条																																																																																																																																

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

島根原子力発電所2号炉

別紙4-2 (28/29)

⑦-17, ⑧-13

- に定める。
- (3) 発電所長は、不適合管理を適切に実施するため、不適合と思われる情報の収集および不適合管理グレードの決定等を実施する。
- a. 発電所の責任は、不適合と思われる事象が発生した場合、その情報を課長（品質保証）に提出する。
- b. 課長（品質保証）は、不適合と思われる情報を収集・整理し、「不適合判定検討会」へレポートする。
- c. 品質保証部長は、「不適合判定検討会」の主要として、不適合と思われる情報について、不適合管理グレードの決定および処置方法の検討を実施する。
- (4) 組織は、次に掲げる方法のいずれかにより、不適合を処理する。
- a. 発見された不適合を除去するための措置を講ずること。
- b. 不適合について、あらかじめ定められた手順により原子力の安全に及ぼす影響について評価し、組織等の使用または個別業務の実施についての承認を行うこと（以下「特別採用」という。）。
- c. 機器等の使用または個別業務の実施ができないようにするための措置を講ずること。
- d. 機器等の使用または個別業務の実施後に発見した不適合については、その不適合による影響または是こり得る影響に応じて適切な措置を講ずること。
- (5) 組織は、不適合の内容の記録および当該不適合に対して講じた措置（特別採用を含む。）に係る記録を作成し、これを管理する。
- (6) 組織は、(4) a. の措置を講じた場合においては、個別業務等要求事項への適合性を確認するための検証を行う。
- (7) 組織は、原子力発電所の稼働の向上に役立つ観点から、公開基準に従い、不適合の内容をニュースシートへ登録することにより、情報の公開を行う。
- 8 4 データの分析および評価
- (1) 組織は、品質マネジメントシステムが有効性のあるものであることを実証するため、および当該品質マネジメントシステムの有効性の改善（品質マネジメントシステムの有効性に関するデータ分析の結果、課題や問題が特定されたプロセスを抽出し、当該プロセスの改良、変更等を行い、品質マネジメントシステムの有効性を改善することを含む。）の必要性を評価するために、4 2 1 (3) の表の8 4 項に係る文書において、適切なデータ（監視測定の結果から得られたデータおよびそれ以外の関連情報源からのデータを含む。）を明確にし、収集し、および分析する。
- (2) 組織は、(1) のデータの分析およびこれに基づき評価を行い、次に掲げる事項に係る情報を得る。
- a. 組織の作業者からの意見の傾向および特徴その他分析により得られる知見
- b. 個別業務等要求事項への適合性
- c. 機器等およびプロセスの特性および傾向（是正処置を行う領域（不適合には至らない機器等およびプロセスの特性および傾向から得られた情報に基づき、是正処置の必要性について検討する機会を得ることをいう。）となるものをいう。）
- d. 関連物品等の供給者の供給能力
- 8 5 改善
- 8 5 1 継続的な改善
- 組織は、品質マネジメントシステムの継続的な改善（品質マネジメントシステムの有効性を向上させるための継続的な活動をいう。）を行うために、品質方針および品質目標の設定、マネジメントレビューおよび内部監査の結果の活用、データの分析ならびに是正処置および未然

女川原子力発電所2号炉 有毒ガス

別紙4-2 (28/28)

⑦-2
⑧-2

品質管理上の記載項目	二次文書名	発行(管理)箇所	文書番号	第3条以外の関連文書
7.1	原子力QMS 稼働業務標準手順書	原子力部長 (原子力部)	原7-5	第11条の2、第13条、第22条、第24条、第27条、第30条、第32条、第35条、第39条、第41条～第44条、第45条、第46条～第55条、第58条、第61条、第64条、第70条～第75条、第78条、第108条、第107条、第107条の3、第107条の4
	原子力QMS 原子力災害対策実施要領	原子力部長 (原子力部)	原7-6	第105条～第119条、第121条
	原子力QMS 安全文化管理要領	品質保証部長 (品質保証部)	質品7-2	第1条の1
7.2.1	原子力QMS 外部コミュニケーション要領	原子力部長 (原子力部)	原7-8	—
7.3	原子力QMS 設計・検査要領	原子力部長 (原子力部)	原7-9	—
7.4	原子力QMS 調達管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-10	—
7.6	原子力QMS 監視機能および測定機能の管理要領	原子力部長 (原子力部)	原7-11	—
8.1.1	原子力QMS 原子力安全確保状況(原子力品質保証課長)に係る外部の評価情報収集要領	原子力品質保証課長 (原子力品質保証課)	原品8-1	—
8.1.2	原子力QMS 内部監査要領	原子力品質保証課長 (原子力品質保証課)	原品8-2	—
8.1.3	原子力QMS プラセマの制御および安定稼働	原子力品質保証課長 (原子力品質保証課)	原品8-2	—
8.1.4	8.3 8.3.2 原子力QMS 応電機設備の稼働	原子力品質保証課長 (原子力品質保証課)	原品8-3	—
8.1.5	原子力QMS 検査および評価要領	原子力部長 (原子力部)	原8-1	—
8.4	原子力QMS データの分析要領	原子力品質保証課長 (原子力品質保証課)	原品8-4	第10条

※1：品質管理上の要求事項に基づき作成する文書を表す。

泊発電所3号炉

別紙4-2 (28/29)

⑦-2, ⑧-2

表3-1 (続き)

文書番号	文書名	承認者	管理箇所	第3条以外の関連文書 ^{※1}
8-30-212	泊発電所(原子力災害対策要領)	所長	泊発電所(防災・安全対策室)	第118条、第120条、第121条～第127条、第129条
8-30-213	泊発電所(原子力品質保証要領)	所長	泊発電所(原子力安全・品質保証室)	第118条、第118条の2
8-30-214	泊発電所(調達管理要領)	所長	泊発電所(原子力安全・品質保証室)	—
8-30-215	泊発電所(試験および検査の管理要領)	所長	泊発電所(原子力安全・品質保証室)	—
8-30-216	泊発電所(検査・試験要領)	所長	泊発電所(原子力安全・品質保証室)	—
8-30-217	泊発電所(改善推進要領)	所長	泊発電所(原子力安全・品質保証室)	—
8-30-218	泊発電所(トラブル情報管理要領)	所長	泊発電所(保全計画課)	—
8-30-219	泊発電所(稼働監視要領)	所長	泊発電所(運用課)	第17条
8-30-220	泊発電所(保安による電源機能等監視要領)	所長	泊発電所(保安課)	第17条の2
8-30-221	泊発電所(緊急作業従事者管理要領)	所長	泊発電所(防災・安全対策室)	第120条の2、第127条の2

※1：第3条と社内規程との対照は、表3-2 本品質マネジメントシステム計画と社内規程の対照表による。

(島根、女川) 文書体系の相違

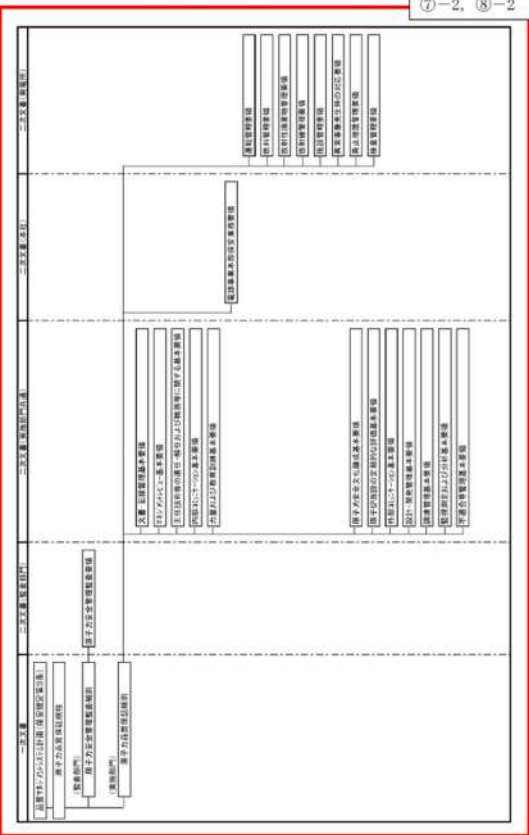
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <p>防止処置の評価を通じて改善が必要な事項を明確にするとともに、当該改善の実施その他の措置を講じる。</p> <p style="text-align: right;">⑦-17、⑧-13</p> <p>8.5.2 是正処置等</p> <p>(1) 組織は、個々の不適合その他の事象が原子力の安全に及ぼす影響に応じて、次に掲げるところにより、速やかに適切な是正処置を講じる。</p> <p>a. 是正処置を講ずる必要性について次に掲げる手順により評価を行う。</p> <p>(a) 不適合その他の事象の分析（情報の収集および整理ならびに既発防、人件および組織的処置等の準備を含む。）および当該不適合の程度の評価（必要に応じて、日常業務のマネジメントや安全文化の観点のある分野および強化すべき分野との関係を整理することを含む。）</p> <p>(b) 類似の不適合その他の事象の有無または当該類似の不適合その他の事象が発生する可能性の明確化</p> <p>b. 必要な是正処置を明確にし、実施する。</p> <p>c. 講じたすべての是正処置の実効性の評価を行う。</p> <p>d. 必要に応じ、計画において決定した保安活動の改善のために講じた措置（品質方針に影響を及ぼすおそれのある組織の内外の課題を明確にし、当該課題に取り組みことを含む。）を実施する。</p> <p>e. 必要に応じ、品質マネジメントシステムを変更する。</p> <p>f. 原子力の安全に及ぼす影響の程度が大きい不適合（単独の事象では原子力の安全に及ぼす影響の程度は小さいが、同様の事象が繰り返し発生することにより、原子力の安全に及ぼす影響の程度が増大するおそれのあるものを含む。）に關して、根本的な原因を究明するために行う分析の手順を、4.2.1(4)の表の8.5.3項および8.5.3項に係る文書に確立し、実施する。</p> <p>g. 講じたすべての是正処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.2項および8.5.3項に係る文書に定める。</p> <p>(3) 組織は、手順書等に基づき、種々の不適合その他の事象に係る情報から類似する事象に係る情報を抽出し、その分析を行い、当該類似の事象に共通する原因を明確にした上で、適切な措置を講じる（(1)のうち、必要なものについて実施することを含む。）。</p> <p>8.5.3 未然防止処置</p> <p>(1) 組織は、原子力発電所その他の施設の運転経験等の知見（BWR事業者協議会で取り扱う技術情報およびニューシニア登録情報を含む。）を収集し、自らの組織で起こり得る不適合（原子力施設その他の施設における不適合その他の事象が自らの施設で起こる可能性について分析を行った結果、特定した問題を含む。）の重要性に応じて、次に掲げるところにより、適切な未然防止処置を講じる。</p> <p>a. 起こり得る不適合およびその原因について調査する。</p> <p>b. 未然防止処置を講ずる必要性について評価する。</p> <p>c. 必要な未然防止処置を明確にし、実施する。</p> <p>d. 講じたすべての未然防止処置の実効性の評価を行う。</p> <p>e. 講じたすべての未然防止処置およびその結果の記録を作成し、これを管理する。</p> <p>(2) 組織は、(1)に掲げる事項について、4.2.1(4)の表の8.5.3項に係る文書に定める。</p>		<p style="text-align: center;">別紙4-2 (29/29)</p> <p style="text-align: right;">⑦-2、⑧-2 ⑦-3、⑧-3</p> <p>図3-2 品質マネジメントシステム文書体系図</p> <p>一次文書 → 品質マニフェスト、品質方針、品質目標</p> <p>二次文書 → 一次文書を除く表3-1の社内規程</p> <p>三次文書 → 上記以外</p> <p>記録 → 第1章記載および報告に記載の記録</p>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-3(1/1)</p> <p>品質マネジメントシステム文書体系</p> <p style="text-align: right;">⑦-2, ⑧-2</p> 			<p>(島根) 引用文書の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (1/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/24)</p> <p>原品-1</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">2009年 9月17日（制定） 2021年 6月16日（第11回改正）</p> <p style="text-align: center;">原子力品質保証室 (C-東北電力)</p>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (1/30)</p> <p style="text-align: center;">R-30</p> <p style="text-align: center;">原子力総合品質保証規程</p> <p style="text-align: center;">〔平成16年 2月18日施行 2022年 3月 1日（第20次改正） (所 管) 原子力安全・品質保証グループ〕</p> <p style="text-align: center;">抜粋</p> <p style="text-align: center;">北海道電力株式会社</p>	<p>(島根、女川) 名称の相違 ・原子力総合品質保証規程</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<div data-bbox="472 201 640 225" style="text-align: right;">別紙4-4 (2/6)</div> <div data-bbox="85 260 651 1110" style="border: 2px solid black; height: 533px;"></div>	<div data-bbox="1010 181 1178 205" style="text-align: right;">別紙4-3 (2/24)</div> <div data-bbox="680 205 1227 967" style="border: 2px solid black; height: 477px;"></div>	<div data-bbox="1648 197 1794 221" style="text-align: right;">別紙4-3 (2/30)</div> <div data-bbox="1267 226 1814 1091" style="border: 2px solid black; height: 542px;"></div>	<div data-bbox="1856 201 2051 225" style="text-align: center;">(島根、女川) 記載表現の相違</div>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: right;">別紙4-4 (3/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: right;">別紙4-3 (3/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (4/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (4/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (4/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (5/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (5/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
<p style="text-align: center;">別紙4-4 (6/6)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/24)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 450px; width: 100%;"></div>	<p style="text-align: center;">別紙4-3 (6/30)</p> <div style="border: 2px solid black; height: 500px; width: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 文書体系の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="text-align: center;">別紙4-3 (7/24)</div> <div data-bbox="674 204 1223 967" style="border: 2px solid black; height: 478px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1794 220" style="text-align: center;">別紙4-3 (7/30)</div> <div data-bbox="1267 228 1816 1094" style="border: 2px solid black; height: 543px; width: 245px; margin: 0 auto;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (8/24)</div> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<div style="text-align: center;">別紙4-3 (8/30)</div> <div style="border: 2px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (9/24)</div> <div data-bbox="674 209 1223 970" style="border: 2px solid black; height: 477px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1648 196 1794 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (9/30)</div> <div data-bbox="1267 233 1816 1098" style="border: 2px solid black; height: 542px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根、女川) 記載表現の相違 (島根、女川) 組織体制の相違</p>

泊発電所3号炉 添付書類五 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

添付書類五

島根原子力発電所2号炉	女川原子力発電所2号炉 有毒ガス	泊発電所3号炉	相違理由
	<div data-bbox="1010 180 1178 204" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/24)</div> <div data-bbox="674 212 1220 973" style="border: 2px solid black; height: 477px; margin-top: 10px;"></div>	<div data-bbox="1637 196 1805 220" style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">別紙4-3 (10/30)</div> <div data-bbox="1263 228 1809 1091" style="border: 2px solid black; height: 541px; margin-top: 10px;"></div>	<p>(島根 女川) 記載表現の相違 (島根 女川) 組織体制の相違</p>